

2010年度事業報告書

社団法人関西経済連合会

2010年度事業レビュー

2010年度は、新しく発足した民主党政権に対する機動的な政策提言とその実現に向けた対話の促進、グローバル経済のなかでの急激な円高への対応、さらには関西ビジョン2020としていち早く「関西のありたき姿」を描いたさまざまな事業の着実な実行に力を入れた。

また、関西広域連合の発足によって、関経連創立以来の課題である地方分権の推進が、関西から大きな一歩を踏み出すこととなり、府県を越える新しい広域自治体との関係構築、加えて公益法人制度改革にあわせた関経連の組織改革の準備を行った。

東北地方太平洋沖地震への対応については、会員企業への義援金協力の呼びかけや被災地の復旧・復興支援に取り組む対策支援本部を設置した。

2010年度事業計画

★は重点事業

1. 大胆な政策提言と政策実現活動の強化

- ★低炭素社会に向けた地球温暖化対策とエネルギー供給
景気の早期自律回復と中長期的な成長に向けた経済政策
税財政と社会保障の一体的・抜本改革
- ★企業経営にかかわる法制・会計、規制改革
- ★関西広域連合の早期設立、分権型道州制実現に向けた提言活動
関西経済界としての総意形成と表明
- ★情報受発信機能の強化

2. 関経連成長戦略「関西ビジョン2020」の着実な実行

- ★産業政策と一体となった科学技術の振興、中堅中小企業の活性化
- ★産学連携や医工連携などによる次代を担う成長産業の振興
けいはんな学研都市の集積を生かした産業創出
- ★「環境先進地域・関西」の創出
- ★関西のブランド力向上と観光産業の振興
都市創造事業への取り組み
- ★大阪駅北地区開発プロジェクトの推進
- ★分権型社会を見据えた広域交通・物流インフラ整備の地域戦略の立案
アジア太平洋における経済協力の推進
- ★アジアの環境・エネルギー問題解決への貢献
- ★通商政策や国際交流強化に関する意見交換・各国との交流
国内他地域との広域的な連携強化

3. 旧関経協との統合効果の発揮

- ★雇用・労働政策課題への対応と人材育成の推進

2010年度の主な成果

1. 大胆な政策提言と政策実現活動の強化

- ☆地球温暖化対策にかかる中長期ロードマップの検討に関する意見(6月)
- ☆国際情勢を踏まえたわが国の温暖化対策に関する意見(12月)
- ☆P F I 活用促進のための制度改革に関する提言(11月)
- ☆中長期的な税財政のあり方に関する意見(5月)
- ☆2011年度税制改正に関する要望(8月)
- ☆四半期決算報告の簡素化の実現
- ☆国際会計基準の導入に関する提言(6月)
- ☆企業結合審査手続きの見直しに関する意見(11月)
- ☆関西広域連合が発足(12月)
- ☆分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営提言(2月)
- ☆「新成長戦略」の策定に関する意見(4月)
- ☆「東北地方太平洋沖地震」災害の復旧・支援に関する緊急アピール(3月)

2. 関経連成長戦略「関西ビジョン2020」の着実な実行

■関西の強みを生かした産業活性化の展開

- ☆わが国の科学技術・イノベーション政策のあり方に関する提言(11月)
- ☆中堅ものづくり企業の活性化に関する提言(5月)、K I S Pトライアル事業(K I S Pサロン)
- ☆クリス関西2010、大阪創造取引所
- ☆組込みシステム産業振興機構の設立(6月)
- ☆奈良県明日香村との共同によるアグリプログラムの実施
- ☆けいはんな学研都市でエコシティの推進に向けた実証実験が開始
- ☆官民連携によるN E D Oプロジェクトの水・インフラ国際展開
- ☆ライブ・エンターテインメントを活用した外国人旅行者の誘致策の提案、トライアル事業

■国際競争力強化に向けた社会資本づくりとまちづくり

- ☆大阪駅北地区の先行開発区域のP R、2期開発区域の具体化推進
- ☆関西国際空港が首都圏空港と並ぶ2大ハブ空港に位置づけ
- ☆伊丹と関空の経営統合に関する法案が閣議決定
- ☆阪神港が国際コンテナ戦略港湾に最高点で選定
- ☆関西版ポートオーソリティ構想を具体化
- ☆新名神高速道路抜本的見直し区間(当面着工しない区間)の早期着工並びに早期全線開通についての要望(10月)

■アジア太平洋との経済交流の強化

- ☆E R I Aとの連携をはじめとするアジア太平洋への多角的アプローチ
- ☆日中ビジネス・フォーラム、日越経済討論会によるビジネス交流深化
- ☆上海万博応援団など中国・上海、山東省など中国との交流強化

3. 旧関経協との統合効果の発揮

- ☆非正規雇用問題に関する労働政策の方向性～有期労働契約を中心に～(3月)
- ☆連合大阪との共同事業「若年者雇用問題研究会」開始
- ☆人材育成に関する産学交流会

目 次

I. 総会・理事会等	1
II. 委員会	4
III. 事業活動	18
1. 大胆な政策提言と政策実現活動の強化	
重点事業 低炭素社会に向けた地球温暖化対策とエネルギー供給.....	18
事業 景気の早期自律回復と中長期的な成長に向けた経済政策.....	19
事業 税財政と社会保障の一体的・抜本改革.....	20
重点事業 企業経営に関わる法制・会計、規制改革.....	20
重点事業 関西広域連合の早期設立、分権型道州制実現に向けた提言活動.....	21
事業 関西経済界としての総意形成と表明.....	22
重点事業 情報受発信機能の強化.....	23
2. 関経連成長戦略「関西ビジョン2020」の着実な実行	
重点事業 産業政策と一体となった科学技術の振興、中堅中小企業の活性化.....	27
重点事業 産学連携や医工連携などによる次代を担う成長産業の振興.....	29
事業 けいはんな学研都市の集積を生かした産業創出.....	34
重点事業 「環境先進地域・関西」の創出	36
重点事業 関西のブランド力向上と観光産業の振興.....	39
事業 都市創造事業への取り組み.....	41
重点事業 大阪駅北地区開発プロジェクトの推進.....	43
重点事業 分権型社会を見据えた広域交通・物流インフラ整備の地域戦略の立案.....	45
事業 アジア太平洋における経済協力の推進.....	48
重点事業 アジアの環境・エネルギー問題解決への貢献.....	50
重点事業 通商政策や国際交流強化に関する意見交換・各国との交流.....	55
事業 国内他地域との広域的な連携強化.....	58
3. 旧関経協との統合効果の発揮	
重点事業 雇用・労働政策課題への対応と人材育成の推進.....	62
4. 会員異動	67

I. 総会・理事会等

(1) 総会

■第48回定時総会

5月24日、14時30分から帝国ホテル大阪3階孔雀の間において、委任状によるものを含め543名の出席を得て開催した。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 第47回定時総会後の役員補充選任の件
- ・第2号議案 2009年度事業報告の件
- ・第3号議案 2009年度収支決算の件
- ・第4号議案 2010年度事業計画の件
- ・第5号議案 2010年度収支予算の件
- ・第6号議案 理事選任の件
- ・第7号議案 定款変更の件

○記念講演「“文理両道”のすすめ」鎌田浩毅
京都大学大学院人間・環境学研究科教授

(2) 理事会

■第1回理事会

5月17日、10時30分から当会29階会議室において、26名の出席を得て開催した。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会の件
- ・第2号議案 評議員委嘱の件
- ・第3号議案 第48回定時総会の開催ならびに総会提出議案決定の件

○業務執行理事より下記の事項を報告した。

- ・最近の会員動向について

■第2回理事会

5月24日、16時から帝国ホテル大阪3階孔雀の間において、39名の出席を得て開催した。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会の件

- ・第2号議案 副会長ならびに業務執行理事選定の件

- ・第3号議案 常任理事委嘱の件

- ・第4号議案 特別顧問委嘱の件

- ・第5号議案 評議員委嘱の件

■第3回理事会

7月26日、10時30分から当会29階会議室において、30名の出席を得て開催した。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会の件
- ・第2号議案 評議員委嘱の件

○業務執行理事より下記の事項を報告した。

- ・公益社団法人申請の準備状況について
- ・最近の会員動向について
- ・事業の進捗状況について

■第4回理事会

11月15日、10時30分から当会29階会議室において、26名の出席を得て開催した。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会の件
- ・第2号議案 評議員委嘱の件
- ・第3号議案 定款変更の件
- ・第4号議案 役員報酬及び費用に関する規程の件
- ・第5号議案 社員総会運営規則の件
- ・第6号議案 諸規程制定の件
- ・第7号議案 公益社団法人の申請書類の件

○業務執行理事より下記の事項を報告した。

- ・上期決算について
- ・最近の会員動向について
- ・事業の進捗状況について

■第5回理事会

3月28日、10時30分から当会29階会議室において、28名の出席を得て開催した。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会の件
- ・第2号議案 評議員委嘱の件

- ・第3号議案 2011年度事業計画案の件
 - ・第4号議案 2011年度予算案の件
 - ・第5号議案 「東北地方太平洋沖地震」被害への義援金の件
- 業務執行理事より下記の事項を報告した。
- ・公益認定申請結果とそれを受けた準備状況について
 - ・最近の会員動向について
 - ・2010年度決算見通しについて
 - ・2010年度事業の進捗状況について

(3) 評議員会

原則として毎月第2、4月曜日に開催し、各界要人から話を聞いた後、懇談した。

本年度における開催回数は19回、開催状況は次のとおり。

- 講話「トヨタ取材最前線～苦悩する大企業の課題と解決への道～」経済ジャーナリスト 井上久男 氏 10. 4. 12
- 講話「知的財産政策をめぐる最近の動向と特許庁の取り組み」細野哲弘 特許庁長官 10. 4. 26
- 講話「再生医療と日本の未来」西田幸二 大阪大学大学院医学系研究科眼科教授 10. 5. 17
- 講話「検察を巡る思考停止の構造」郷原信郎 名城大学教授・コンプライアンス研究センター長 10. 6. 14
- 講話「グローバル経済下の日本のあり方」田中直毅 国際公共政策研究センター理事長 10. 6. 30
- 講話「誰かが行かねば、道はできない」映画監督 木村大作 氏 10. 7. 12
- 講話「『課題先進国』日本」小宮山宏 三菱総合研究所理事長 10. 7. 26
- 講話「新政権の今後とメディア」テレビ朝日コメンテーター 川村晃司 氏 10. 8. 23
- 講話「ギリシャ文明に匹敵する“淀川文

- 明” —『韃靼の馬』余話—」作家 辻原登氏 10. 9. 13
- 講話「世界に広がる日本食」石毛直道 国立民族学博物館名誉教授 10. 9. 27
- 講話「ゴリラに学ぶ—霊長類学から人間社会の混迷を解く—」山極寿一 京都大学大学院理学研究科教授 10. 10. 12
- 講話「活性化の原動力は人材にあり」猪木武徳 国際日本文化研究センター所長 10. 10. 25
- 講話「アフリカ開発の課題と展望～アフリカのビジネス環境の展開～」日向精義 日本モロッコ協会会長、元アフリカ開発会議担当大使、元駐モロッコ、駐マダガスカル大使 10. 11. 8
- 講話「次世代スーパーコンピュータが拓く新たな世界」平尾公彦 (独)理化学研究所計算科学研究機構機構長 10. 11. 29
- 講話「興福寺創建1300年 仏像ブームを考える」興福寺貫首 多川俊映 氏 10. 12. 13
- 講話「老化に挑戦する若さ」堀正二 (独)大阪府立病院機構大阪府立成人病センター総長 10. 12. 20
- 講話「『はやぶさ』の帰還と太陽系大航海時代」飯山青海 大阪市立科学館学芸員 11. 2. 14
- 講話「競争と公平感—市場経済の本当のメリット」大竹文雄 大阪大学社会経済研究所教授 11. 2. 28
- 講話「人生をデザインする」ファッションデザイナー コシノヒロコ 氏 11. 3. 28

(4) その他

■新入会員懇談会

10月13日、2009年度下期以降に入会した会員と関経連首脳との懇談会を開催した。新入会員は6社のうち5社の会員代表者が、関経連首脳は会長のほか副会長・副委員長等5名

が出席した。

下妻関経連会長から、最近のトピックスをまじえながら、「関西ビジョン2020」を着実に実行するなどの活動を進めていること、そして、新入会員を歓迎し、関経連の活動に積極的に参画いただきたい旨挨拶した。引き続き、新入会員から各社の事業内容等を含めて自己紹介、関経連首脳からは委員会等の活動紹介があり、その後、活発に意見交換した。

■年頭会員懇親パーティ

1月7日、ホテル阪急インターナショナル瑞鳥の間において、2011年の年頭会員懇親パーティを開催。当会の会員約370名が出席した。下妻関経連会長から年頭にあたっての挨拶があり、続いて、卯年生まれの9名の会員に、下妻関経連会長から縁起物の住吉大社の守護矢を贈呈した。卯年生まれを代表して、立石義雄オムロン会長のご発声による新年を祝う乾杯の後、歓談した。

■地域サポーター活動

「地域の自立—関西はひとつ」という観点から、地域の実情の把握や当会事業との関わりの強化を図るため、地域ごとに担当副会長を配置する地域サポーター制を導入している。

日常的にそれぞれの地域の実情把握を図り、関係者(自治体、経済団体)と、経済情勢、当会や他地域との連携の方法などについて意見交換を行った。

主な懇談会、視察会、共催事業の実績は以下のとおり。

- 鳥取 鳥取県との懇談会 10. 4. 4
- 滋賀 滋賀県・滋賀経済界との懇談会 10. 4. 28
- 和歌山 和歌山経済界との懇談会 10. 5. 16
- 和歌山 松下幸之助翁の知恵に学ぶシンポジウム～企業経営と地域経営のあり方～共

- 催 10. 5. 16
- 奈良 ERIAリージョナル・ネットワーク・フォーラム共催 10. 7. 4
- 京都 北ヤード(うめきた)開発PRセンター視察会 10. 7. 28
- 京都 京都文化・エンタメツアー視察会 10. 8. 11
- 兵庫 播磨科学公園都市視察会 10. 8. 18
- 三重 三重県との懇談会 10. 8. 27
- 鳥取 ロシアビジネスセミナー共催 10. 10. 8
- 徳島 とくしま経済飛躍サミット出席 10. 10. 14
- 京都 けいはんな学研都市視察会 10. 11. 4
- 徳島 関西から徳島を考える会出席 10. 11. 12
- 鳥取 鳥取県研究視察会 10. 11. 26
- 京都 舞鶴港視察会 10. 12. 8～10
- 兵庫 北ヤード(うめきた)開発PRセンター視察会 10. 12. 17

Ⅱ. 委員会

(1) 統括委員会

毎月1回定例で開催し、各委員会における重要事項の審議・報告を行った。また、経営・経済動向や業界動向についての意見交換、各委員会の活動には含まれない重要事項に関する審議・報告も行った。

(2) 経済財政委員会

現下の厳しい経済情勢、財政状況を踏まえ、当委員会では、税制、社会保障、金融・資本市場の3専門委員会を設け、景気の早期自律回復と中長期的な成長に向けた経済財政政策、財政健全化に向けた税制・社会保障の抜本改革などについて調査研究、政策提言を行った。5月に「中長期的な税財政のあり方に関する意見～持続的成長を実現するために～」(資料3頁)、8月に「2011年度税制改正に関する要望」(資料6頁)を取りまとめ、関係先に建議した。

また、民間の創意工夫の発揮による社会資本の効率的な整備・運営と公共サービス提供のより良い向上のため、PFIの活用拡大が必要であることから、「関経連PFI研究会」を設置し、民間の立場から制度改革のあり方の検討を行った。同研究会では、11月に「PFI活用促進のための制度改革に関する提言～官から民へ、民間の創意工夫を真に活かすPFI事業の展開～」を取りまとめ、関係先に建議した(資料10頁)。

さらに、委員会の下部組織である景気動向研究会における業界ごとの景況ヒアリングや、大商との共同実施による会員企業対象の「経営・経済動向調査」の実施、関西経済に関する最新の経済指標をまとめた関西経済レポートの発行などにより、関西の経済情勢に関する情報の受発信の強化に努めた。

委員会等の開催状況は下記の通り。

<委員会>

○「関西社会経済研究所への委託調査「法人税改革の経済効果分析」の結果について」

前川聡子 関西大学経済学部教授

「中長期的な税財政のあり方に関する意見」(案)および「2010年度委員会活動方針」(案)審議 10. 4. 15

○「2011年度税制改正に関する要望(案)」審議 10. 7. 26

<幹事会>

○「2010年度委員会運営方針案」および「中長期的な税財政のあり方に関する意見書(案)」について意見交換 10. 4. 9

○「2011年度税制改正要望(骨子案)」について意見交換 10. 7. 16

○「税財政の抜本改革のあり方に関する意見(骨子案)」について意見交換 11. 2. 22

<PFI研究会>

○第1回研究会「公共サービスアウトソースの新時代へ」小宮一真 みずほ総合研究所 P P Pアドバイザーグループグループ長 主席研究員 10. 7. 1

○第2回研究会「海外のPFI事業から見た日本の制度改革の方向」福田隆之 野村総合研究所公共経営戦略コンサルティング部 P P P & ファイナンスコンサルティング室(兼)未来創発センター第三戦略研究室主任 研究員 10. 8. 5

○第3回研究会「社会資本老朽化に伴う更新投資財源不足問題とPFI/P P Pの活用の提案」根本祐二 東洋大学P P Pスクール教授・専攻主任 10. 8. 17

○まんのう町(香川県)とのPFIに関する意見交換会 10. 8. 25

○第4回研究会「PFI活用促進のための制度改革に関する提言案」について意見交換 10. 9. 15

○第5回研究会「PFI活用促進のための制度改革に関する提言案」について意見交換 10. 10. 18

- 島根あさひ社会復帰促進センター視察会
10.12. 2
- 第6回研究会「P F I 活用促進のための制度改革に関する提言」要望活動報告、「P F I / P P P とコンセッションの活用」植田和男 日本P F I ・ P P P 協会理事長
10.12.21
- ＜景気動向研究会＞
- 「各業界の最近の動向および今後の見通しについて」
10. 6.14 10. 9.14 10.12.10 11. 3.16
- ＜経営・経済動向調査＞
- 6月、9月、12月、3月に大阪商工会議所と共同で実施。
- ＜講演会・シンポジウムなど＞
- 「構造改革とケインズ政策を越えて：第三の道とは」小野善康 大阪大学社会経済研究所長
10. 7.26
- 「内外経済の現状と展望」五十嵐敬喜 三菱U F J リサーチ&コンサルティング執行役員調査部長
10.11.17
- 「レアメタル確保戦略の現状と課題」柴田明夫 丸紅経済研究所代表
11. 2.16
- 〔税制専門委員会〕
- 「2011年度税制改正の展望」保坂伸 経済産業省経済産業政策局企業行動課長
10. 7. 6
- 「平成23年度税制改正案について」佐川宣寿 財務省大臣官房審議官
「平成23年度地方税制改正案について」滝本純生 総務省大臣官房審議官(税務担当)
(日本租税研究協会と共催) 11. 1.21
- 〔社会保障専門委員会〕
- 「経済政策と社会保障」竹森俊平 慶應義塾大学教授
10.11.24
- 「社会保障改革の展望 安心社会をどう立て直すか？」 宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
11. 2.25
- 〔金融・資本市場専門委員会〕
- 「我が国金融資本市場を巡る状況と諸課

題」畑中龍太郎 金融庁監督局長

11. 1.14

(3)企業経営委員会

企業活動がグローバル化する中で激化する競争にいかに対応していくかということが重要なテーマとなっている。そこで、当委員会では企業がステークホルダーと良好な関係を保ちつつ、その価値と国際競争力を高めるという観点から、企業法制や会計制度等に関する調査研究、意見書の取りまとめを行った。6月に「国際会計基準の導入に関する提言」(資料16頁)、11月に「企業結合審査手続きの見直しに関する意見」(資料19頁)をそれぞれ取りまとめ、関係先に建議した。

加えて、リスク管理、C S R 活動、海外戦略など広く企業経営上の諸課題について、その解決に資するため各種講演会・会合を実施した。

委員会、会合、講演会の開催状況は下記のとおり。

＜委員会＞

- 幹事会「2009年度の活動結果」および「2010年度企業経営委員会活動方針」について意見交換
10. 4.21
- 委員会「2010年度委員会活動方針案」および「国際会計基準の導入に関する提言案」について審議
「会社法制の見直しについて」奈須野太
経済産業省経済産業政策局産業組織課長
10. 5.19

＜会計・開示制度関係会合＞

- 「会計・開示制度に関する対応」平塚敦之
経済産業省経済産業政策局企業行動課企画官
10.10. 7
- 「I F R S 導入に向けての課題」島崎憲明
日本経済団体連合会企業会計部会長、新井

- 武広 企業会計基準委員会副委員長、高橋秀夫 財務会計基準機構代表理事常務事務局長 10.11. 4
- 「四半期財務諸表の会計基準の改正ポイント」新井武広 企業会計基準委員会副委員長、高橋由彦 同専門研究員 11. 3.24
- ＜競争政策関係会合＞
- 「独占禁止法とコンプライアンス対応」南部利之 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長、三好慎一 パナソニック法務本部コンプライアンスグループ公正取引室室長 10. 8.19
- 「競争政策に関する経産省の考え方」筑紫正宏 経済産業省経済産業政策局競争環境整備室室長補佐、太田賢志 同企画二係長 10.10. 6
- 「公正取引委員会の活動状況」竹島一彦 公正取引委員会委員長 11. 1.12
- 「企業結合審査の改正動向」筑紫正宏 経済産業省経済産業政策局競争環境整備室室長補佐 11. 3.17
- ＜企業経営全般の講演会＞
- 「CSRの新潮流」海野みづえ 創コンサルティング代表取締役、楠正吉 積水ハウスコーポレート・コミュニケーション部次長 10. 8.26
- 「国際紛争解決セミナー」(大阪弁護士会と共催)斎藤康弘 Carter Ledyard & Milburn LLP パートナー米国弁護士(NY州・NJ州) 10.10. 5
- 「欧州ビジネスにおける課題と成功への秘訣」住田孝之 日本機械輸出組合(JMC)ブラッセル事務所長 10.11.26
- 「リスク管理と企業経営」林志行 早稲田大学教授 10.12. 1
- 第1回「最新中国法実務セミナー」(大阪弁護士会国際委員会と共催)藤本一郎 弁護士、三好吉安 弁護士 11. 1.27
- 第2回「最新中国法実務セミナー」(大阪弁護士会国際委員会と共催)村上幸隆 弁

- 護士、山本和人 弁護士 11. 2.24
- 「良いものづくり現場を日本に残せるか」藤本隆宏 東京大学大学院経済学研究科教授 11. 3.22

(4)地方分権委員会

当会では長年にわたり、地方分権改革に関する様々な提言を行い、その実現に取り組んできた。2010年12月、関西広域連合の設立が実現し、関西は国のあり方を変える大きな一歩を踏み出した。その一方で、政府における地方分権改革の先行きは不透明な状況が続いた。

こうした中、当委員会では、分権改革の推進に向けて、政府の取り組み促進と全国的な機運の醸成を図るべく、全国各地の経済界、自治体との意見交換を行うとともに、望ましい基礎自治体の姿とその実現策を示すための調査研究を行い、2011年2月に提言「分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営」を取りまとめ、政府関係先、全国の市町村長などへ建議・送付した。

委員会、講演会等の開催状況は以下のとおり。

＜委員会＞

- 提言「分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営」骨子(案)審議 10.12. 1
- 提言「分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営」(案)審議 11. 1.17

＜講演会＞

- 「日本初・池田発の地域分権—その経過・現状・展望—」倉田薫 池田市長 10. 7. 9
- 「道州制時代における地方財政のあり方について」林宜嗣 関西学院大学経済学部教授 10. 9. 8
- 「未来へ飛躍する『自由・自治都市 堺』」竹山修身 堺市長 10.10.18
- 「地方議会改革と住民参加のあり方について」竹下譲 拓殖大学地方政治センター長

- 10.10.28
- ＜分権戦略検討チーム＞
- 第1回「チームの今後の進め方について」
意見交換 10. 5.20
- 第2回「提言の論点について」意見交換
10. 9.24
- 第3回「提言の論点について」意見交換
10.10.13
- 第4回「提言骨子(案)について」意見交換
10.11. 2
- 第5回「提言(案)について」意見交換
10.11.11
- ＜各地経済連合会、自治体との意見交換会＞
- 中部経済連合会との意見交換会、浜松市訪問 10. 5.28
- 中国経済連合会との意見交換会、広島県庁、東広島市、柳井市訪問 10. 7.22—23

(5)産業委員会

当委員会は、関西の産業発展に資する施策の横断的な展開を通じ、新産業の創出や中堅中小企業の活性化などの実現を目指している。地域主導の強い産業基盤を確立するために「地域産業の発展に資する科学技術政策の展開」、「関西の次世代を担う新しい産業の創出」、「関西経済のダイナミズムを支える中堅中小企業の活性化」の3つを重点課題として委員会活動を行った。

「地域産業の発展に資する科学技術政策の展開」では、2009年度に科学技術政策検討タスクフォースを設置し、意見書「次期科学技術基本計画の策定に向けて」を取りまとめ、わが国の科学技術政策の基本的なあり方を提言した。

この提言を踏まえ2010年度は、わが国の科学技術政策を地域の産業発展へとつなげるための具体的な方策について調査、研究を行い「わが国の科学技術・イノベーション政策のあり方に関する提言～地域の産業発展に資する科学技術政策の展開～」(資料33頁)を取り

まとめ、高木義明文部科学大臣をはじめ、科学技術や産業政策の所管府省へ建議を行った。(詳細27頁)

また、提言のフォローアップとして理工系人材の育成・確保に向けた産業界の取り組み、課題・問題点に関するアンケート調査やヒアリングを行い、現状を把握するとともに、産学連携のもと、理工系分野の魅力向上、高度科学技術人材の育成・確保、絶滅危惧学科への対応などの検討を行い「次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成・確保」に向けた方策を取りまとめる予定。

「関西の次世代を担う新しい産業の創出」では、環境ビジネス専門委員会、食と農専門委員会、けいはんな学研都市WGにおいて、環境モデル都市実現に向けた「けいはんなエコシティ」の推進支援、水・インフラビジネスの海外展開に向けた取り組み、企業の農業参入や農商工連携の発展・拡大方策の検討、けいはんな学研都市の産業活性化に向けた支援策の検討などを行った。

「関西経済のダイナミズムを支える中堅中小企業の活性化」では、K I S P 専門委員会で「中堅ものづくり企業の活性化に関する提言」(資料28頁)を取りまとめ、経済産業省など関連省庁へ建議を行うとともに、提言のフォローアップとして、中堅中小企業の人的ネットワーク強化などを目的とした「K I S P・ナレッジサロン」を立ち上げた。

モノづくり技術を支える組込みシステム産業の振興においては、2006年に発足した「組込みソフト産業推進会議」における活動をより深化・発展させるための後継組織として「組込みシステム産業振興機構」を6月7日に発足させ、教育支援事業、開発支援事業など具体的な事業の展開を行った。

委員会の開催状況は下記の通り。

＜委員会活動＞

- 2009年度活動報告、「中堅ものづくり企業の活性化に関する提言」審議、中国山東省・

- 天津 水・環境訪問団報告 10. 4. 13
- 2010年度運営方針審議、「科学技術政策と産業政策の一体的運営と地域産業への展開」柏木孝夫 東京工業大学統合研究院教授 10. 5. 26
- 「産業構造ビジョン」柳瀬唯夫 経済産業省経済産業政策局産業再生課長 10. 6. 28
- 「わが国の科学技術・イノベーション政策のあり方に関する提言～地域の産業発展に資する科学技術政策の展開～」提言審議、2010年度上期活動報告及び下期活動計画について 10. 10. 27

〔環境ビジネス専門委員会〕

政府の新成長戦略においても「環境(グリーン)」が重点施策に位置付けられるなど、環境ビジネスはわが国の産業発展をリードする分野である。そこで当専門委員会では、環境ビジネスをめぐる国内外の動向の把握、情報の共有化を図り、環境ビジネスや環境産業の拡大方策を検討し、「環境先進地域・関西」の実現をめざして活動した。

具体的には、けいはんなにおけるエコシティの推進、水・インフラビジネスの国際展開、E Vを中心とする新エネルギー産業の振興に取り組んだ。

けいはんなについては、4月に経済産業省から「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定されたことを受け、その具体的な推進方策の検討に参画するとともに対外的なアピールにつとめた。

水・インフラの国際展開については、専門委員会の下部組織である「水・インフラ国際展開研究会」において、水をはじめとするインフラのパッケージ輸出展開等について検討した。特に大阪市水道局等が進める水道事業の海外展開について、政府や関係機関にアピールを行うなどの取り組みを行った。また環境ビジネスの展開を阻害する要因を取り除くべく課題の調査抽出を行い、規制緩和と要望を実施した。

専門委員会等の開催状況は下記の通り。

- 「環境ビジネスの現状と展望～求められる振興策」玉置睦 三菱東京UFJ銀行法人業務部環境ビジネス室上席調査役

10. 7. 12

〔K I S P 専門委員会〕

当専門委員会では、2010年5月に、強い中堅・中小ものづくり企業を更に発展させるための方策として、「中堅ものづくり企業の活性化に関する提言」を策定し、民主党や経済産業省等に建議した。また、「中小企業憲章(案)」に関するパブリックコメントについて、中小企業庁あて意見提出を行った。

さらに、関西の中堅・中小ものづくり企業をサポートするプラットフォームとしてK I S P・ナレッジサロンを開設し、2011年2月に第1回サロンを開催した。サロンでは、高原一郎経済産業省中小企業庁長官から、今後のものづくり企業の行方について話を聞き、中堅企業の経営者育成、政府における海外展開支援施策等について活発な意見交換が行われた。

専門委員会、意見交換会等の開催状況は下記の通り。

- 「K I S P 専門委員会の進め方と各団体の今年度の取組事項説明」八島毅祐 近畿経済産業局総務企画部企画課長、高見明伸 大阪府商工労働部商工労働総務課課長補佐、丸尾利恵 大阪市総務部企画担当課長、中島康明 (独)中小企業基盤整備機構経営支援部経営支援課長 10. 6. 3
- 長谷川榮一 中小企業庁長官との意見交換会 10. 6. 13
- 石井裕晶 (独)日本貿易振興機構理事との意見交換会 10. 7. 21
- 「ナレッジ・キャピタルPRセンター視察および意見交換」棚倉進 ナレッジ・キャピタル・マネジメントプロジェクトマネージャー 「総合特区に関する説明会」遠藤孝司 大阪府政策企画部企画室参事、柳内

忠彦 大阪市計画調整局開発調整部特区制度担当課長代理 「熊本工業連合会会員企業との意見交換会」 足立國功 熊本工業連合会会長 10. 8. 25

○「中堅・中小企業の海外展開とジェトロの支援策について」 土屋敬三 (独)日本貿易振興機構大阪本部長 10. 10. 29

○「けいはんな学研都市視察会」 A T R、N I C T、オムロン京阪奈イノベーションセンター 11. 1. 17

＜K I S P・ナレッジサロン＞

○第1回 K I S P・ナレッジサロン「今後のものづくり企業の行方について」 高原一郎 中小企業庁長官 11. 2. 15

〔食と農専門委員会〕

当専門委員会では、2009年度の活動を踏まえ、農業界と経済界、商工業界が連携して具体的実践事業を行うため、委員会内に2つの分科会を設置した。1つは、地域の永続的な取り組みとして、食育・農育事業の定着を目指す「食育・農育分科会」、もう1つは、農業者、消費者間の情報の流れを改善することで、農業者の販路開拓・拡大を目指す「情報・販路開拓分科会」である。食育・農育分科会では奈良県明日香村役場、真弓集落営農組合と連携し、農業体験や食育研修を通じて、食と農の大切さを認識してもらうことをめざす「明日香村アグリプログラム」(8月22日～11月14日、計6回)を実施した。情報・販路拡大分科会では、近畿農政局や2府4県等の協力を得ながら、①関西2府4県の一押し農産物リーフレットの作成・配布、②飲食店を中心としたアンケートの実施、③ビジネスマッチングの開催、という3つのトライアル事業を実施した。

専門委員会等の開催状況は下記の通り。

＜専門委員会＞

○「がんこフードサービスにおける契約農家との取り組みとこだわり食材」 志賀茂 代表取締役社長、吉田宗利 商品本部副本部

長 10. 5. 19

○「食料・農業・農村基本計画と近畿農政局の取り組み」 塚本和男 近畿農政局長 10. 8. 25

○食育・農育分科会ならびに情報・販路開拓分科会の活動進捗報告 10. 12. 8

○食と農専門委員会活動報告書に関する意見交換 11. 3. 30

＜食育・農育分科会＞

○第1回 クボタ、福寿園、ハウス食品の農育・食育に係る取り組み 10. 4. 26

○第2回 伊藤ハムの食育現場(L E A F 甲山農地プロジェクト)視察、伊藤ハム、不二製油の食育に係る取り組み 10. 5. 28

○第3回 明日香村役場・真弓集落営農組合の提案と今後の取り組み方策について 10. 6. 24

○第4回 明日香村現地視察、意見交換 10. 7. 13

○第5回 実践に向けての最終打合せ 10. 8. 2

○食育事業を含む農業体験プログラム「明日香村“アグリプログラム”の実施」

第1回 オリエンテーション 土づくり・農作業(除草・耕耘・種蒔き他) 10. 8. 22

第2回 クボタによる菜園教室、土づくり・農作業(畝立て・種蒔き・定植) 10. 9. 12

第3回 収穫(里芋、茄子他)ハウス食品による食育 10. 9. 23

第4回 農作業(追肥・水やり・間引き)不二製油による食育 10. 10. 17

第5回 明日香村まるごと体験ウォーク 収穫 10. 10. 31

第6回 収穫、伊藤ハムによる食育 10. 11. 14

○第6回 アグリプログラム結果報告 10. 11. 26

○第7回 分科会報告書に関する意見交換 11. 2. 28

<情報・販路開拓分科会>

- 第1回 ロック・フィールド、ぐるなびの
商流に係る課題 10. 4. 5
- 第2回 関西の農業、農産物に関する概念
整理 10. 5.12
- 第3回 兵庫県、滋賀県の認証制度説明な
らびに鈴木栄一 豊岡中央青果代表取締役
からの認証野菜についての現状報告
10. 6.15
- 第4回 大阪府、京都府、奈良県の伝統野
菜について 10. 7.15
- 第5回 意見交換 10. 8. 6
- 第6回 意見交換 10. 9. 7
- 第7回 意見交換 10.10. 4
- ビジネスマッチング・講演会 11. 1.25
- 第8回 ビジネスマッチング開催概要報告
11. 2.16
- 第9回 分科会報告書に関する意見交換
11. 3. 9

<イベント・セミナー等>

○新潟県妙高市視察会

「妙高市における農業と観光振興の拠点づ
くり」入村明 妙高市長、「e プロジェク
トによる耕作放棄地再生支援」吉田至夫
新潟クボタ代表取締役社長

視察先：クボタeプロジェクト現地作業、
クライנגルテン妙高、妙高山麓直売セン
ターとまと、妙高ガーデン、ほっと妙高・
パン工房、妙高雪国水産、ハウス食品華麗
米圃場 10. 6. 2～ 3

- 各府県との情報・意見交換会 10. 9. 9
10.10.12

- 関西農産物リーフレット「わたしのまちの
野菜を食べよう」の作成・配布(コンビニ
やスーパー等15,000部) 11. 1月上旬

- ビジネスマッチング・講演会(近畿農政
局、近畿経済産業局共催、農林中央金庫大
阪支店協賛)「日本の農業を元気にしたい！
～関西から“この国の人、この国の食”を
具現化～」岩田弘三 ロック・フィールド

代表取締役社長、「少量多品目のオーダー
メイド栽培(70種)で全国300店のオーナー
と直接取引」石割照久 嶋石代表取締役社
長、「オールインワンソリューションとい
う考え方～商品提案から販路確保までト
ータルなブランディング戦略～」米村栄一

(有)まんてん堂専務取締役 11. 1.25

- 飲食店等のアンケート実施(ぐるなび加盟
店133店舗対象) 11. 2. 2～ 8

(6)地球環境・エネルギー委員会

当委員会では、“環境と経済の両立”を基
本理念に、国内外の地球温暖化対策の動向を
把握しながら、公平性・実現可能性・企業活
力の維持等を踏まえた政策提言やパブリック
コメントへの意見提出を行った。

また、資源・エネルギー問題への対応とし
て、中国におけるエネルギー問題への取り組
みに関する調査研究を行った。

さらに、「環境先進地域・関西」を創出す
るため、「環境・エネルギー技術・製品事例
集」の改訂を行い関西の環境技術の先進性を
国内外にPRするとともに、教育委員会等と
連携し、小・中学生やその教員を対象とした
エネルギー環境教育の支援活動に取り組ん
だ。

委員会、ワーキンググループ等の開催状況
は下記のとおり。

<委員会>

- 担当副会長・正副委員長会議 「2009年度
の委員会活動実績」および「2010年度運営
方針」、「環境政策への対応」について意見
交換 10. 5.11

- ワーキンググループ会合 「『関西うちエコ
診断推進協議会』への参画」についての審
議、「地球温暖化対策に関する政府検討状
況および今後の対応」について意見交換
10. 8.30

- ワーキンググループ会合 「地球温暖化対
策に関する政府検討状況および意見書」、

「環境・エネルギー技術・製品事例集の改訂」、「『関西うちエコ診断推進協議会』の状況」についての報告と審議 10.12. 2
＜視察会＞

上海国際博覧会(上海万博)、江蘇省・蘇州工業園區—中新生態科学技術パーク視察

10. 7. 20～23

＜地球温暖化対策に関するシンポジウム＞

基調講演：「地球温暖化問題の今」澤昭裕
21世紀政策研究所研究主幹、パネルディスカッション：「わが国の温暖化対策のあり方と産業界の役割」秋元圭吾（財地球環境産業技術研究機構システム研究グループリーダー・副主席研究員、神津里季生 日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長、辰巳菊子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事・環境委員長、森本弘 シャープ環境安全本部執行役員兼本部長、山本隆三 富士常葉大学総合経営学部教授、嶋津八生 NHK解説委員

10.11.12

＜政策責任者との懇談会＞

○大谷信盛環境大臣政務官との懇談会

第1回 10. 4. 19

第2回 10. 5. 21

○環境省首脳との懇談会 10.12.20

(7) 広域基盤整備委員会

当委員会では、広域交通・物流基盤の将来像研究として、2008年10月に当会が「関西ビジョン2020」で提案した「関西版ポート・オーソリティ構想」の検討を行うため、5月に「関西版ポート・オーソリティ研究会」（主査 上村敏之関西学院大学経済学部教授）を設置し、関西の陸海空の交通・物流基盤の総合的な一体的運営のあり方に関する検討を行った。（詳細は47頁参照）

現在、国土交通省の交通政策審議会において検討が進められているリニア中央新幹線については、12月より、スタッフ会議の場を中

心に大阪開業早期化に向けた現状課題の把握や有識者ヒアリングなどを行った。3月にはリニア中央新幹線研究会を設置、来年度にかけて、本格的な調査研究や提言活動を行う。（詳細は48頁参照）

2009年に策定された国土形成計画近畿圏広域地方計画のフォローアップとして、国土形成計画WGメンバーに対し、関連プロジェクトの推進状況について情報提供を行った。

また、関西の成長を支える陸海空の総合的な国際物流機能の強化を図り、関西の国際競争力強化につなげていくため、国際物流戦略チーム、関西国際空港全体構想促進協議会、阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会などの関係諸団体と連携した支援活動を行った。（詳細は45頁参照）

委員会等の開催状況は次のとおり。

＜委員会＞

○2010年度活動方針 担当副会長・正副委員長スタッフ会議 10. 3. 19

○2010年度活動方針 担当副会長・正副委員長会議 10. 4. 1

○「交通・物流インフラ連携の意義」宮前直幸 野村総合研究所上級コンサルタント 10. 4. 1

○「関西版ポート・オーソリティ研究会報告 骨子(案)」審議 11. 3. 1

○「関西版ポート・オーソリティ研究会報告 (案)」審議

○「リニア中央新幹線について 関西への助言」小林潔司 京都大学経営管理大学院・大学院長・教授(交通政策審議会中央新幹線小委員会臨時委員) 11. 3. 31

＜視察会＞

○「羽田空港視察会」 10. 8. 26

＜スタッフ会議＞

○「リニア中央新幹線の検討経緯、最新検討状況、今後の予定」中橋宗一郎 国土交通省鉄道局幹線鉄道課企画調整官、竹島晃 国土交通省鉄道局技術企画課技術開発室課

- 長補佐 10.12.21
 ○「リニア中央新幹線大阪開業早期化への取り組み方について」意見交換、「世界的にみた高速鉄道の意義と関西圏での課題」斎藤道雄 地域・交通計画研究所代表取締役所長 11. 1.25

(8)都市創造・文化・観光委員会

「Dynamic Kansai！」の実現を目指し、当委員会では、まちづくり、文化、観光を一体的にとらえ、関西の魅力を高め、競争力ある地域にするための総合的な提案検討ならびに活動を行った。委員会(講演会)、視察会の開催状況は以下のとおり。

<委員会(講演会)>

- 「世界に誇る関西の食ブランド」門上武司 フードコラムニスト 10. 4. 5
 ○2010年度活動方針 担当副会長・正副委員長スタッフ会議 10. 4.20
 ○「万葉びとの奈良」上野誠 奈良大学教授 10. 5.19
 ○「グローバル化社会における日本の観光」田端浩 国土交通省観光庁観光地域振興部長 10. 7.14
 ○「ライブ・エンターテインメントを活かした国際観光振興」 10. 8. 4
 高田公理 佛教大学教授、谷口せい子 日本政府観光局シニアスペシャリスト、李有師 大阪千代田短期大学准教授、徳永眞一郎 エンターテインメント関西研究会副座長
 ○「ニューヨーク及び米国各地の観光政策から関西の都市創造を考える」青山公三 京都府立大学教授 10.10.26

<視察会>

- 平城遷都1300年祭視察会 10. 6.17

■文化・観光

関西は歴史と文化の宝庫である。加えて、独特な食文化、自然景観、温泉、伝統三芸能をはじめとするエンターテインメントなど多

様なブランド資源を有している。

国際的な地域間競争が激化するなか、“KANSAI”が世界にその存在感を顕示するためには、個性的でありながら多様性を持ち合わせた独自の資源を有機的にリンクさせていく仕掛けづくりが重要である。

これらを踏まえ、関西の強み、すなわち「関西ブランド」の認知度を高めること、さらには同ブランドを活用した海外からの集客促進を念頭に置き、講演会、セミナーおよび視察会を開催した。

■都市創造

世界経済のグローバル化に伴い、国際競争は、国対国の枠を超えた、都市を中心とする大都市圏(メガリージョン)の競争の時代に突入している。このような状況のもと関西経済連合会では、2008年度から、大都市圏の競争力強化に向けた研究活動を開始し、関西が保有している豊かな資産を活かし、国際競争力のある多核型の関西都市圏と、コアとなる大阪都心形成の方向性を「関西クリエイティブ・メガリージョン構想」として推進している。研究開始から3年目にあたる本年度は、関西都市圏の都市づくり施策を検討するため、研究会(座長：高梨雄二郎 竹中工務店プロジェクト開発推進本部副本部長(西日本担当))を立ち上げ、その研究成果をとりまとめるとともに、国の成長戦略を受けた国土審議会国土政策検討委員会における大都市圏戦略検討への提案に活用した。

(9)国際委員会

わが国が中長期的に持続可能な成長を実現するためには、世界、とりわけ成長著しいアジア太平洋地域における低炭素社会構築と経済連携強化に積極的な役割を果たしていくことにより、アジア太平洋地域の成長を取り込んでいくことが不可欠である。とりわけ、中国、アセアンはじめアジア太平洋地域との結びつきが深い関西としては、「環境先進地

域」としての強みを生かしつつ、環境・エネルギー分野などでビジネスベースの貢献を促進していくことが期待されている。

そこで当委員会では、「アジア太平洋地域の持続的発展に資するわが国・関西の貢献方策の検討」をテーマに掲げ、3つの重点課題に取り組んだ。

第1に、官民連携(P P P)による環境・インフラビジネスの展開方策について、調査研究を行った(詳細は52頁参照)。杉田定大早稲田大学客員教授をアドバイザーに「P P P(官民連携)による環境・インフラビジネス支援勉強会」を5月に立ち上げ、関係省庁や日欧の環境ビジネス企業の幹部などと意見交換を行った。7月には「欧州経済調査団」をフランス、ベルギー、スウェーデンに、11月には「ホーチミンP P P調査団」を派遣した。こうした活動を踏まえ、「P P Pによる環境・インフラビジネス海外展開支援強化に関する提言(仮題)」を2011年5月を目途に取りまとめ、公表する予定である。

第2に、関西企業が強みを持つ技術力やこれまでの研修ノウハウ、ODA資金を活用した人材育成事業として「アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム」の実施・拡充に取り組んだ(詳細は51頁参照)。当会では2009年11月、ジャカルタでの「関経連アセアン経営研修30周年記念シンポジウム」において「ジャカルタ宣言」を公表した。これを具体化した事業のひとつとして、(独)国際協力機構(J I C A)による「太陽光発電導入計画支援研修」が2010年度から3年間、年2回、関西で実施されることとなり、当会では(財)太平洋人材交流センター(P R E X)や会員企業に参加・協力を呼びかけるなど、その実施に協力した。あわせて、「都市づくり」や「水」分野など、新興国における環境・インフラビジネスを支援する人材育成事業について検討を行った。

なお、政府・与党によって実施された事業

仕分けでは、(独)国際協力機構大阪国際センター(J I C A大阪)とJ I C A兵庫の施設統合が打ち出された。関西の強みでもある、環境・省エネ・新エネ分野、および中小企業施策に関連した研修ニーズが今後高まることが確実視されることから、当会では8月2日、大商、同友会と連名で「関西における海外人材の育成機能の維持・強化に向けた要望—J I C A大阪の存続を求める—」(詳細は52頁参照)を取りまとめ、公表・建議した。

第3に、貿易・投資の自由化・円滑化に向けた調査研究を行った(詳細は48頁参照)。1995年のA P E C(アジア太平洋経済協力)大阪会議以来、15年ぶりに日本が議長を務める機会をとらえ、外務省・経済産業省はじめ関係省庁幹部やA P E Cビジネス諮問委員会(A B A C)日本委員会関係者と意見交換を行った。また、7月には外務省・経済産業省・P E O(太平洋経済展望)日本委員会と共催で「2010年日本A P E Cシンポジウム in 大阪」、12月には「A B A C/A P E C 2010大阪報告会」を開催した。これらの活動を通じ、関係者から貿易・投資の自由化等に関する最新動向を把握するとともに、A P E Cワイドでの経済連携および環境・省エネ分野における人材育成の推進など、政策要望の発信に努めた。

このほか、国際機関、アジア新興国の政府や経済団体との交流の強化にも努めた。7月には中国山東省政府および上海市経済団体連合会と交流・連携強化のための備忘録を締結するとともに、8月にはベトナム計画投資省と共同委員会の設置に合意した。また、11月には、2009年11月に協力合意書を締結した東アジア・アセアン経済研究センター(E R I A)と共催でシンポジウム「成長が続くアジアの低炭素社会の実現に向けたE R I A・関西の役割」を開催するとともに、関経連事務局内に「E R I A連携室」を開設した。

委員会等の開催、使節団、経済調査団の派

遣実績、研究会の開催実績は次のとおり。

＜委員会＞

○担当副会長・正副委員長スタッフ会議

10. 4. 7

○担当副会長・正副委員長打合せ 10. 4. 14

○担当副会長・正副委員長スタッフ会議

10. 10. 28

○担当副会長・正副委員長スタッフ会議

10. 12. 14

○担当副会長・正副委員長スタッフ会議

11. 1. 14

○担当副会長・正副委員長打合せ 11. 1. 28

＜講演会・セミナー等＞

○国際講演会「アジア開発銀行（ADB）の開発・技術協力プロジェクトと民間企業への支援」日向俊一 アジア開発銀行駐日代表事務所次席

10. 5. 14

○国際講演会「WTO・EPA交渉に関するJAグループの主張と大転換期における新たな協同の創造」小林寛史 全国農業協同組合中央会（JA全中）農政部次長兼WTO・EPA対策課課長

10. 6. 11

○欧州経済講演会「欧州経済の現状と課題」村松秀浩 経済産業省通商政策局欧州課長、「欧州・フランスでのエネルギー政策—スマートグリッド、太陽光発電など新たな動きを中心に—」桑原鉄也 学習院大学非常勤講師・関西電力秘書室マネジャー

10. 6. 30

○「ABAC2010中間報告会」上川治 ABAC日本スタッフ（三井物産経営企画部次長）、北畠重顕 ABAC日本スタッフ（三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略室副室長）、生板務 ABAC日本スタッフ（東芝CSR本部本部長附）、神崎幸雄 ABAC日本支援協議会事務局長

10. 7. 14

○国際講演会（大商と共催）「台湾・中国両岸関係と日本」江丙坤 海峡交流基金会会長

10. 10. 15

○国際講演会「アジア太平洋地域を中心とした広域FTA、経済統合の動向」助川成也 ジェトロバンコクセンター主任調査研究員（アジア）・次長（調査担当）

10. 12. 2

○ABAC/APEC2010大阪報告会（ABAC日本支援協議会、大商と共催）「APEC2010報告」平松賢司 外務省経済局審議官、塩田誠 経済産業省通商政策局審議官、「ABAC日本委員活動報告」相原元八郎 2010年ABAC議長（三井物産顧問）、渡辺喜宏 ABAC金融・経済作業部会長（三菱東京UFJ銀行顧問）、森本泰生 ABAC持続可能な発展作業部会副部会長（東芝顧問）、「民間関連会合報告」神崎幸雄 2010年日本APEC/ABAC民間関連会合組織委員会事務局長

10. 12. 22

○国際講演会「ベトナム経済の持続的発展の条件」トラン・ヴァン・トゥ 早稲田大学社会科学部教授

11. 1. 27

○国際講演会「ベトナム発展の展望と課題：中進国入りを果たして」小西歩 アジア開発銀行ベトナム駐在員事務所長

11. 2. 2

＜使節団・経済調査団等＞

○中国山東省訪問団

10. 7. 2～5

○欧州経済調査団

10. 7. 4～11

○上海万博応援団

10. 7. 27～30

○ホーチミンPPP調査団

10. 11. 22～25

＜研究会等＞

○「PPP（官民連携）による環境・インフラビジネス支援勉強会」勉強会8回開催（詳細は52頁参照）

○「アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム研究会」研究会2回および見学会1回開催（詳細は51頁参照）

(10)労働政策委員会

わが国経済の持続的発展と企業の競争力強化を実現するためには、将来を見据えたあるべき雇用・労働システムを検討しつつ、労働

分野における競争環境の整備・充実等を図ることが必要不可欠となる。そこで、当委員会では下部組織として労働法制、人材育成、中小企業・労務の3つの専門委員会を設け、雇用・労働政策、労働法制に関する総合的な検討、次代を担う人材育成や中小企業が抱える労務・経営問題の検討と解決に向けた取組みを行った。

労働法制については、当面の課題について幅広く検討し、個別企業の実態や対応について相互に情報交換するとともに、非正規雇用政策および、現在審議が行われている有期労働契約法制に関して「非正規雇用問題に関する労働政策の方向性についての提言—有期労働契約を中心に—」（資料52頁）を取りまとめ、経済界の立場から政策提言を行った（詳細は62頁参照）。

また、人材育成については、次代を担う人材育成のための諸課題の検討と産学連携の推進、有識者、企業の取り組み事例による講演会を実施した。また、財関西生産性本部、NPO法人関西社会人大学院連合との共催による産学交流会を行った。

さらに、中小企業に関しては、多くの中小企業が抱えている労務・経営問題に関し、会員企業間の意見交換・交流を行うことにより、実務上の留意点を明らかにするとともに具体的解決策の検討を行った。

これらを内容とする委員会等の開催状況は以下の通りである。

<委員会>

○担当副会長・正副委員長 運営方針打合せ
10. 4. 15

○「2010年度委員会運営方針」について意見交換、「日本の雇用・経営を考える—『GMの経験』から—」石田光男 同志社大学社会学部教授
10. 6. 17

○提言「非正規雇用問題に関する労働政策の方向性についての提言—有期労働契約を中心に—」（案）について、「2010年度委員会

活動報告」及び雇用・労働をめぐる動きについて意見交換、「若年者の雇用対策に求められる視点」太田聰一 慶應義塾大学経済学部教授
11. 3. 8

〔労働法制専門委員会〕

○第6回「民法改正と労働法」勝井良光 中之島中央法律事務所弁護士
10. 4. 16

○第7回「業界の動きと経営課題」
亀田謙治 新田ゼラチン執行役員総務部長
三部廣美 レンゴー取締役執行役員
10. 5. 21

○第8回「労働法制専門委員会の今後の活動」について意見交換、「最近の雇用・労働をめぐる動きについて」
10. 6. 7

○第9回「業界の動きと経営課題」
上條秀美 鴻池運輸取締役常務執行役員
藤崎和寛 日本ピラー工業総務人事部長
10. 7. 21

○第10回「非正規雇用問題ワーキンググループ活動中間報告」、「労働経済白書から見る産業社会の展望」石水喜夫 厚生労働省労働経済調査官
10. 9. 16

○第11回「業界の動きと経営課題」
小林士郎 高島屋人事政策担当部長
富田喜久男 椿本チエイン本社部門本部労務・総務部長兼CSR推進室長
「卒業後3年以内の既卒者採用に関する奨励金」阿部誠 大阪労働局職業安定課課長補佐
「最近の雇用・労働をめぐる動きについて」
10. 10. 6

○第12回「今後の労働政策の方向と課題」高橋弘行 (社)日本経済団体連合会労働政策本部本部長
10. 11. 2

○第13回「専門26業務派遣の適正化指導について」大野栄 大阪労働局需給調整事業部需給調整事業第二課需給調整指導官
「最近の雇用・労働をめぐる動きについて」
10. 12. 2

○第14回「非正規雇用問題に関する労働政策

- の方向性1次(案)」について意見交換、
「非正規雇用の現状と立法・行政の動き」
小寫典明 大阪大学大学院高等司法研究科
教授 11. 1. 21
- 第15回「非正規雇用問題に関する労働政策
の方向性についての提言(案)」の検討及び
承認「有期労働契約のあり方について」輪
島忍 (社)日本経済団体連合会労働法制本部
主幹 11. 2. 21
- ＜非正規雇用問題ワーキンググループ＞
- 第7回「わが国における雇用調整のあり方
～正規・非正規の対比と今後の方向～」小
寫典明 大阪大学大学院高等司法研究科
教授 10. 4. 9
- 第8回「日本的雇用システムと社会保障・
セーフティネット～これまでの正規・非正
規社員におけるセーフティネットと今後の
在り方～」玉井金五 大阪市立大学大学院
経済学研究科教授 10. 5. 13
- 第9回「日本的雇用システムと非正規雇用
問題～正規・非正規社員の位置づけと処遇
の在り方～」久本憲夫 京都大学大学院経
済学研究科教授 10. 5. 14
- 第10回「雇用システムの再構築をめぐっ
て」仁田道夫 東京大学社会科学研究所教
授 10. 6. 4
- 第11回「技能とキャリアの形成という視点
からみた“非正規社員”問題」中村恵 神
戸学院大学経済学部教授 10. 6. 10
- 第12回「これまでのヒアリング(講演・意
見交換)に基づく論点の整理」 10. 8. 6
- 第13回「ワーキングメンバー各社へのヒア
リング結果報告」 10. 10. 7
- 第14回「各論点に対する考え方と項目の絞
り込み」 10. 11. 26
- 第15回「提言の方向性および見解内容の検
討」 10. 12. 24
- 第16回「提言一次(案)の検討」 11. 1. 14
- 第17回「提言最終(案)」の検討 11. 2. 7
- 〔人材育成専門委員会〕
- 「経営戦略とトップマネジメント」三品和
広 神戸大学大学院経営学研究科教授
10. 6. 2
- 「プロフェッショナル時代の人材育成～キ
ャリア支援型育成のすすめ～」大久保幸夫
リクルートワークス研究所所長 10. 9. 29
- 産学交流会
(関西生産性本部人材開発委員会、関西社
会人大学院連合と共催)
「大学における国際人材養成の取り組みと
今後の産学連携人材育成パートナーシップ
事業」肥塚浩 関西社会人大学院連合運営
部会長(立命館総長特別補佐、経営学部教
授)、意見交換 10. 9. 29
- 「ものづくり企業の技能承継と人材育成」
久保田典男 日本政策金融公庫総合研究所
主任研究員
「グローバル化における“匠の技術”と、
その継承」松尾秀昭 ゼロム代表取締役社
長兼COO 10. 10. 19
- 「企業のグローバル化と人材のグ
ローバリゼーション」白木三秀 早稲田大
学政治経済学術院教授
「グローバル人材育成について～日東電工
グループの取り組み状況～」藤井義夫 日
東電工株式会社グループ教育センターNC
S教育部長 10. 3. 2
- 〔中小企業・労務専門委員会〕
- 「労働行政指導の傾向」山田長正 山田綜
合法律事務所弁護士 10. 7. 7
- 「個別労使紛争の傾向と対策」福島正 竹
林・畑・中川・福島法律事務所弁護士
10. 8. 24
- 「中小企業の直面する経営課題と解決策」
西島茂 帝国データバンク大阪支社情報部
長 10. 12. 16
- 「合同労組・地域ユニオンへの対応策」竹
林竜太郎 竹林・畑・中川・福島法律事務
所弁護士 10. 2. 15
- 「BCP・BCMの概要と企業における取

り組み方」吉田利秀 インターリスク総研
コンサルティング第二部BCM第一グルー
プ上席コンサルタント 10. 3.25

Ⅲ．事業活動

1．大胆な政策提言と政策実現活動の強化

重点事業 低炭素社会に向けた地球温暖化対策とエネルギー供給

C O P 16(気候変動枠組条約第16回締約国会議)においては、地球温暖化対策に関して、すべての主要国が参加する公平で実効性のある国際枠組みの構築には至らなかったものの、わが国のみが不利な削減目標を負うという事態は避けられた。

また、国内においては、民主党政権下の政府は、2020年における温室効果ガス排出に関する削減目標(中期目標)を1990年比マイナス25%と定め、地球温暖化対策基本法案の閣議決定、地球温暖化対策税など関連諸施策の検討、エネルギー基本計画の改定などを行った。

こうした状況下で、当会は、環境と経済の両立を図るという観点から、意見書の取りまとめやパブリックコメントの提出を行った。また、政策責任者との懇談・対話により、その実現に向けた働きかけを推進した。

(1)環境と経済が両立する地球温暖化対策とその実行に関する政策提言

当会ではこれまでも環境と経済を両立させた実現可能性のある政策が、専門家の妥当性の検証と国民的議論のもとで判断、実行されるべきものと主張してきた。こうした観点から、6月4日、「地球温暖化対策にかかる中長期ロードマップにかかる検討に関する意見」を取りまとめ、関係先に建議した。本意見書では、政府として統一見解を示すこと、国内対策と海外削減分との内訳を、その影響も含めて提示すること、などを求めている。また、2010年3月に示された中長期ロードマップ(環境大臣試案)については、エネルギーセキュリティの観点や実現可能性などにおいて疑問があり、開かれた場で検証・議論を行

うことを求めた。(資料48頁)

さらに、12月21日には「国際情勢を踏まえたわが国の温暖化対策に関する意見」を取りまとめ、建議している。この中では、中期目標の前提である「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」「公平かつ実効性のある国際枠組みの構築」が満たされる可能性が極めて低い状況に鑑みて、中期目標自体の見直しを求めている。また、国内排出量取引制度については経済に悪影響を及ぼすことから、その導入には反対であることを述べており、中期目標と個別政策手法が明記されている地球温暖化対策基本法案についても改めて反対を表明した。(資料50頁)

また、4月19日および5月21日には大谷信盛環境大臣政務官と、12月20日には松本龍環境大臣はじめ環境省首脳と、それぞれ懇談会を開催し、地球温暖化対策の現状とあり方について意見交換を行うとともに、当会の政策提言の実現を求めた。

こうした取り組みの結果、12月28日の政府の地球温暖化問題に関する閣僚委員会において、地球温暖化対策のための税と再生可能エネルギーの全量固定買取制度の導入が決定されたが、国内排出量取引制度については、産業に対する負担や雇用への影響、国内の先行する対策(産業界の自主的な取り組みなど)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否などを見極め、慎重に検討を行うという取り扱いになった。今後は、地球温暖化対策の中期目標の見直し、国会で継続審議となっている地球温暖化対策基本法案への反対を引き続き要望していくことになる。

さらに、温暖化対策の現状について広く周

知するとともに、国民的議論の喚起を図るため、11月12日に、温暖化対策の研究者、企業経営者、労働組合役員等を招いて「地球温暖化対策に関するシンポジウム」を開催した。約300名の参加者を得て、基調講演の後にパネルディスカッションを行った。

(2) 低炭素社会に向けたエネルギーの供給と安定確保

「エネルギー基本計画」の見直しにあたって、パブリックコメントへの意見を提出した。この中では、原子力の推進に当たっては国民の理解を得るため国として説明を果たす

こと、再生可能エネルギーの固定価格買取制度については国民・事業者が納得の上検討を進めること、政策の費用対効果を明示し検討すること、エネルギー産業の国際展開に当たっては知的財産の保護を図ること、などを求めた。6月18日に閣議決定されたエネルギー基本計画の中には当会が提出した意見が概ね反映されている。

また、7月20日～23日には、中国・上海へ視察団を派遣し、上海国際博覧会と蘇州工業園區の視察を通じて、先進的な環境・エネルギー技術とそれを利用したまちづくりに関する調査研究を行った。

事業 景気の早期自律回復と中長期的な成長に向けた経済政策

(1) 景気回復と中長期的な成長に向けた総合的な経済政策に関する提言

■税制改正への意見

経済財政委員会税制専門委員会では、わが国の景気回復鈍化懸念が払拭されておらず、未だ自律的な回復にも至っていない状況を鑑み、経済を確実に回復軌道に乗せるとともに、中長期的な成長と歳入歳出改革に向けた抜本改革を具体化すべく、法人実効税率引下げと消費税率見直しを柱とした「2011年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、8月9日に政府・与党ほかへ建議した。

意見書では、新成長戦略の早期実現と中長期的な財政健全化を実現する観点から、上述2点のほかに先進的な研究開発の促進や投資税額控除の導入などの法人課税改革、償却資産に係る固定資産税の廃止、環境税導入への反対、納税及び社会保障給付に関する共通番号制度導入などを提言した。長年の懸案であった法人実効税率引き下げについては、本意見書で改革の第一段階として提言した5%引下げが2011年度税制改正大綱に盛り込まれるなど一定の成果を得た。

■日銀総裁、財務副大臣との懇談

9月27日、大商、同友会、大銀協との共催

により、白川方明日本銀行総裁との懇談会を開催した。経済界からは、関西経済の現状を説明するとともに、足下の急激な円高への対応など、適時適切な政策運営を求めた。その後、日本銀行は10月に「包括的な金融緩和策」を決定した。

11月22日、大商、同友会との共催により、櫻井充財務副大臣との意見交換会を開催した。経済界からは、円高による空洞化への対策、法人税負担の軽減、成長に資するインフラ整備や環境分野などへの重点的な予算配分を要望した。

(2) 民間の力を真に活用するPFI手法の推進のための制度改革の提言

国・地方を通じて危機的な財政状況の中、質の高い公共サービスを維持していくためには民間が創意工夫を発揮するPFIの活用は欠かせない。しかし、現在のところ日本におけるPFI事業は、民間が意欲的に事業に参画できるような制度が十分に整っていない。そこで、「関経連PFI研究会」を設置し、研究会での議論や関係先へのヒアリングをもとに11月10日「PFI活用促進のための制度改革に関する提言～官から民へ、民間の創意

工夫を真に活かすPFI事業の展開～」を取りまとめ、民主党、内閣府、国土交通省はじめ関係先に建議した。

意見書では、入札段階での負担軽減やPFI事業に関する課税特例措置などの民間の事業参画意欲を向上させる制度整備、官民の適

切なリスク分担の下での事業性と規律あるファイナンスのための環境整備、PFI推進の支援機関創設などのPFIを強力に推進するための体制整備を求め、これらを実現する上でPFI法の抜本的な改正が必要であるとした(資料10頁)。

事業 税財政と社会保障の一体的・抜本改革

(1) 税財政と社会保障の一体改革、財政健全化の道筋のあり方に関する調査研究と提言

6月に政府が「中期財政フレーム」「財政運営戦略」を発表することをにらみ、経済財政委員会では、財政健全化目標の設定や税制をはじめとする制度改革などについて提言する「中長期的な税財政のあり方に関する意見」を取りまとめ、5月12日に政府・与党ほかに建議した。

意見書では、2020年までにプライマリーバランスを黒字化し、2030年度を目途に財政収支を黒字化するという具体的な財政健全化目

標の設定を提言するとともに、関西社会経済研究所の研究結果も踏まえ、安定財源としての消費税拡充など歳出歳入改革のための制度改革、法人実効税率引き下げなど中長期的な成長に資する税制の構築、当面の予算編成等のあり方について提言した。

6月22日に閣議決定された政府の財政運営戦略で、本意見書の趣旨に沿った財政健全化目標が設定されたほか、法人実効税率引下げの実現や、消費税率引き上げやマニフェスト見直しに向けた議論を活発化させるなど、一定の成果を得た。

重点事業 企業経営に関わる法制・会計、規制改革

(1) 会社法制等の経済法規、国際会計基準等の会計制度に関する調査研究と提言

■ 会計制度に関する政策提言と実現活動

企業の資金調達がグローバル化してきたことに伴い、企業間の比較を容易にする趣旨から会計基準を統一する動きが加速している。わが国においては、2012年に国際会計基準(IFRS)を強制適用するかどうかを決定する予定となっている。

そのため、企業経営委員会の下部組織として、2009年11月に「国際会計基準と企業経営に関する研究会」(座長：松本正巳積水ハウス経理財務部次長)を設置し、IFRSへの対応のあり方について議論を重ねてきた結果、6月8日に「国際会計基準の導入に関する提言」を取りまとめ、金融庁・経済産業省・企業会計基準委員会などの関係先に建議し

た。本提言では、企業負担の増大や税制との乖離などIFRSを適用した場合に懸念される問題点を指摘した上で、その円滑な導入に向けて、十分な準備期間、基準再変更の混乱回避、個別決算書の簡素化と税制との調整などの対策を講じることを提言している。(資料16頁)

また、当会提言の実現に向けて、経済産業省の企業財務委員会、財務会計基準機構のIFRS対応会議に委員として奥田関経連専務理事が参画し、情報収集や意見表明を行っている。

なお、四半期決算報告制度の廃止・簡素化については、今年度も金融庁、財務会計基準機構、東京証券取引所などへの働きかけや意見交換会の実施により、その実現を働きかけてきた。その結果、東京証券取引所の四半期

決算短信制度については2010年度第1四半期より、金融商品取引法(金商法)の四半期決算報告制度については2011年度第1四半期から簡素化されるという成果を得た。

■企業法制に関する政策提言と実現活動

人口減少期を迎え日本国内の市場が縮小していく中で、わが国企業は成長著しいアジアを中心とする海外への展開によって活路を見出そうとしている。しかし、台頭する新興国企業やM&Aによって大型化した外国企業との競争は激しく、規模において劣後する日本企業のグローバルな競争力を高めることが喫緊の課題となっている。

企業結合による規模の拡大は、そのための有力な方策ではあるが、公正取引委員会による企業結合審査には、審査の終了時期の予見可能性が低い、担当官によって判断にばらつきがあり判断根拠も不透明、国際競争力の観点からの判断が不十分、といった問題点が指摘されている。そこで、「企業結合審査手続きの見直しに関する意見」を取りまとめ、11月15日に政府・与党の関係先へ建議した。意見書では、審査手続きの迅速化・透明化について、現在事前相談の中で行われている審査手続きを正式な届出以後に行うことや審査結果を公表することを求めている。また、競争政策に産業政策の観点を取り入れる趣旨か

ら、産業政策主務大臣の意見書を付すことができるようにすることを提案している。(資料19頁)

こうした要望の結果、公正取引委員会においては、企業結合審査について、審査の透明性や予見可能性の向上ため、必要な提出書類の明確化、審査スケジュールの明確化、法令に基づく文書での結果通知を行うとともに、審査基準の明確化の徹底や公表事例の拡大と内容の充実を行う見直しを行った。また、競争政策と産業政策の連携強化の観点から、経済産業省が2011年通常国会に提出した「産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の改正案」においては、企業結合審査の際に主務大臣と公正取引委員会が協議を行う規定が盛り込まれた。

(2)企業経営活動の障害となる規制・制度の改革・撤廃に関する提言

政府の行政刷新会議では、9月10日から10月14日を「国民の声」集中受付期間として、国の規制・制度の改革に関する提案を募集した。当会もこれに対応し、26項目の提案を提出した。

このうち、2011年4月に閣議決定された政府の対処方針に3項目が盛り込まれた。

重点事業 関西広域連合の早期設立、分権型道州制実現に向けた提言活動

(1)分権型道州制の実現に向けた全国的機運の醸成と提言の充実

当会は、2003年の提言「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」による「広域連合関西州」の提案以降、関西広域連合をステップとして分権型道州制の実現を目指すことを基本スタンスとして、関西広域連合の設立を働きかけてきた。関係各方面の努力が実を結び、2010年12月、全国初の都道府県レベルの広域連合である関西広域連合の設立が実現した。関西広域連合は、国からの権

限・事務の移譲の受け皿となり得るものであり、関西は国のあり方を変える大きな一歩を踏み出した。

一方、政府においては、地域主権改革の具体策と地方自治法の抜本的な見直しの検討が進められたが、各省庁の抵抗も根強く、分権改革の先行きは不透明な状況が続いた。

こうした中、当会では、分権改革の推進に向けて政府の取り組み促進と全国的な機運の醸成を図るべく、地方分権委員会において、昨年度に引き続き全国の経済界や自治体との

意見交換を行うとともに、2011年2月7日、提言「分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営」を取りまとめ、政府関係先、全国の市町村長などへ建議・送付した(資料20頁)。本意見書では、地方分権改革と分権型道州制実現の鍵を握るのは基礎自治体であるとの認識の下、基礎自治体が自らの選択と責任に基づく自立経営を可能にするという観点から、政府への制度改革の要望、基礎自治体・住民への地方自治・地域経営に関する提言を行った。

(2) 関西広域機構事業の見直しと関西広域連合への事務移管促進

関西広域機構は、分権改革推進本部(本部

長：秋山喜久関西広域機構会長、副本部長：井戸敏三兵庫県知事)において、広域連合設立に向けた検討を重ねてきた。8月27日の第6回本部会議で、当初参加の2府5県が、各府県の9月議会に関西広域連合の設立規約案を上程すべく努力することで合意した。その後、各府県議会の承認、総務大臣許可を経て、12月1日、関西広域連合が設立された。

並行して、関西広域機構では、関西広域連合設立後の官民連携事業のあり方と実施体制について検討を進めてきた。これに対して、当会は、関西広域機構から関西広域連合への事務移管の促進、関西広域機構に代わる新たな官民連携体制の構築について提案を行った。

事業 関西経済界としての総意形成と表明

(1) 関西財界セミナーの開催

2月9日～10日、関西経済同友会との共催により、国立京都国際会館で第49回関西財界セミナーを開催した。メインテーマは「関西発 アジアと共に栄える道」で、参加者は企業経営者252名を含む540名であった。

初日午前には、まず、山中諄関西経済同友会代表幹事による開会挨拶があり、続いて下妻関経連会長が「日本の意志を確認しよう」と題し、主催者問題提起を行った。このなかで下妻関経連会長は、世界経済の保護主義的な動きや、国際政治の不安定化が想定される中、「若者に競争心がなく、海外にも及び腰。政治も内向きだが、我々に求められるものは、偏った悲観論ではなく、冷静な危機感と大胆な挑戦をする勇氣だ」とし、その上で2つの観点を提示した。

第一は「我々が既に見据えているアジアで、日本の得意分野、文化、美意識、感性を活かす。また、アジアのマーケットに合った商品を開発、展開していく人材を育成することが重要」。第二は「年金、財政、消費税、農業などタブー無しに議論する。T P Pは広

域的F T Aであり、安全保障の観点からも参加は不可避」だとした。更に「関西は強力な地域資源を活かす。ナレッジ・キャピタルの研究ハブ機能やアジア太平洋に関する情報受発信機能が新たな地域イノベーションを創造し、関西広域連合も国と地方の関係を変える。関西がありたき姿を実現できない筈はない」と聴衆に語りかけた。

また、「日本が抱える課題は、中国を含めアジアでも早晩、問題となる。日本は、解決方法をアジアに教えてあげるではなく、一緒にやるという精神でアジア・世界に広げるのが、課題解決先進国・日本の責務。それがアジアの安定に繋がる」と指摘。

最後に、「民の力で停滞の20年を脱し、日本の再興に邁進する。我々の行動を日本の意志として示す。積極的に外に向かって、そして、明るく上を向いて、力強く前に進んで行こう」と呼びかけた。

次に、大竹伸一関西経済同友会代表幹事を議長に、平井伸治鳥取県知事、樽床伸二衆議院議員、佐藤茂雄大阪商工会議所会頭、京阪電気鉄道C E O・取締役会議長をパネリスト

に迎えてパネル・ディスカッションを開催した。関西はどのような自立した地域を目指すのか、関西のグローバル戦略はどうあるべきかといった観点から議論した。

初日午後から2日目午前にかけては、①日本の信を問う～どうする政治・外交・安全保障～、②2020年の新興市場と関西、③安心社会への道筋、④関西の産業進化戦略、⑤つながる関西の地域戦略、⑥グローバル社会下における企業経営の6つの分科会において活発な議論が展開された。

2日目の午後は、7回目となる「関西財界セミナー賞2011」授与式を開催。関西2府8県(鳥取県を含む)の企業・団体等からの応募に基づく95件の候補の中から、大阪証券取引所に大賞を、また、オーストリッチファーマ、大和ハウス工業に特別賞を授与した。輝く女性賞としては、農事組合法人古座川ゆず平井の里、帝人、河内幸枝マロニー社長を表彰した。また、今回は特別に関西広域連合に2011年特別期待賞を授与した。

続いて、樋口久子日本女子プロゴルフ協会会長による「私が目指した魅力あるツアー～華やかで、力強く、感動を与えるトーナメントへ～」と題する特別講演が行われた。最後に、アジアに開かれた地域として総合的な

交通・物流ネットワーク基盤の構築など6項目からなる「第49回関西財界セミナー宣言」(資料101頁)を採択し、閉幕した。

(2)大阪経営者協議会の開催

当会は、日本経済団体連合会への協力と連絡・調整および関西地域の経営者協会の意見取りまとめと調整を行うため、大阪経営者協議会(会長：牧野関経連副会長、当会の会員企業および経営者協会15社7団体で構成)を設置し、運営している。

11月1日にその第2回会合を開催し、日本経済団体連合会の「2011年版 経営労働政策委員会報告(第一次案)」に対する意見(案)を検討した後、講演会を行った。引き続き、関西各地経協長会議を開催し、日本経団連地方団体長会における検討事項の協議として、「2011年版 経営労働政策委員会報告(第一次案)」への関西ブロックの意見取りまとめを行った後、各地経協会からの報告と意見交換を行った。

○第2回大阪経営者協議会

「職場不適応社員への対応～メンタルヘルスを中心に～」夏住要一郎 色川法律事務所弁護士

10.11.1

○関西各地経協長会議

10.11.1

重点事業 情報受発信機能の強化

(1)インターネット、出版、会合等あらゆる手段と機会を活用した情報発信

■マスコミを通じた情報発信

原則月1回の正副会長による定例記者会見にて、事業活動に関するトピックスを発表するとともに、質疑応答を通じて時事的な話題等に関して正副会長から所感を述べた。更に事業内容に関する記者発表の随時実施、インタビューなど取材への対応や寄稿を通じての積極的な情報発信を行った。

2月9日～10日の第49回関西財界セミナーについては、2度の事前記者発表に加え、当

日はセミナー会場の国立京都国際会館にプレスルームを設置し、タイムリーな情報提供を行った。

■インターネットを活用した情報発信

ホームページを通じて、会長コメント、意見書・報告書、月1回関西経済に関する最新経済指標をまとめた関西経済レポート等、最新コンテンツの発信を積極的に行うとともに、各種イベント・会合のPR、開催結果報告等におおいに活用した。英文ホームページでは、当会の活動および関西経済の現状について紹介し、国内外への発信を行った。

さらに、メールマガジンの発信頻度を大幅に増やし、一般向けのシンポジウムやセミナー等についても紹介するなど、あらゆる機会を通じて、積極的な情報発信を行った。

■機関誌「経済人」

今年度は、新しい試みとして政府・政界のキーパーソンと経済人の対談企画に取り組んだ。7月号では直嶋正行経済産業大臣と下妻関経連会長による新成長戦略をテーマにした対談、1月号では、当会が発表した科学技術・イノベーション政策に対する意見書の内容をテーマとする高木義明文部科学大臣と森下関経連副会長の対談を掲載した。

特集「関経連NOW」では、当会の事業活動に関連したテーマを取り上げた。9月号は、関西ビジョン2020に基づき取り組みを続けている水ビジネスに関する活動の進捗状況を紹介。2月号「関西広域連合 誕生」では、全国初の複数の都道府県による広域連合設立の経緯や今後の期待と課題などについて特集した。第2特集「クローズアップ」では、当会の意見書のポイントや関西で進行中の最新プロジェクトを紹介した。

そのほか、経済人へのインタビュー「談論風発」、月間の活動を振り返る「NEWS FILE」、評議員会・委員会などの講演録をまとめた「講演懇談要旨」、会員代表者の寄稿「ちょっとひといき」、美術館・博物館を紹介する「美術・博物の窓」、関西国際空港に就航するエアラインを取り上げる「関空発 AIRLINE VIEW」などは引き続き掲載した。食と農専門委員会との連携企画であり、関西各地で取り組まれている農商工連携の成功事例を紹介する「楽食楽農」については、第11回を掲載した3月号にて連載を終了した。各号の特集テーマは以下のとおり。

<2010年>

- 4月 第48回関西財界セミナー 関西が時代を拓く～機に臨み、変に応ずる～
- 5月 新組織で飛躍する組込みソフト産業推

進会議

- 6月 平城遷都1300年祭“日本のはじまり奈良”へ
- 7月 ライブ・エンターテインメントで千客万来
- 8月 岐路に立つ日本経済と企業経営
- 9月 チーム関西～地域の力を結集し、世界に貢献
- 10月 アジアの物流ハブをめざす関西
- 11月 Change and Action 2010年日本APEC開催
- 12月 民間の創意工夫を真に活かすPFI改革

<2011年>

- 1月 科学技術・イノベーション政策で地域再生を
- 2月 関西広域連合 誕生
- 3月 「食と農」を考える

■会報「速報」

委員会活動、各種会合などの当会の動き、意見書、経済資料、会長所感、機関誌の案内、会員異動、会合予定などを掲載、毎週金曜日にFAX送信し、情報を提供した。

■英文関西経済資料「An Introduction to the Kansai Economy」

関西のプロモーション活動の一環として、関西経済の最新の経済指標やプロジェクト動向、関西の歴史等を概説した英文経済資料を12月に発行した。

(2) マスコミ各層との各種懇談会、視察会、講演会の開催

7月26日、12月3日に大阪経済記者クラブとのパーティを開催し、正副会長をはじめとする当会主要メンバーとマスコミ関係者との懇談を実施した。

10月26日には、東京のマスコミ9社経済部長と下妻関経連会長との懇談会を開催し、関西の最新の状況や関経連の取り組みを紹介しつつ、関西への理解促進に努めた。

また、2011年1月17日に東京で中国の主要メディアの駐日特派員との懇談会を実施したほか、1月28日には日中21世紀交流事業の一環として来阪した中国青年メディア関係者代表団との懇談会を実施するなど、海外メディアとの関係強化にも取り組んだ。

(3) 政府・政党との政策懇談会の開催

■政府、政党、国の出先機関との意見交換

＜直嶋正行経済産業大臣との懇談会＞

直嶋正行経済産業大臣からは、円高対策が最重要課題であるとの認識の下、追加経済対策だけでなく補正予算も視野に入れており、なによりも国内投資促進プランを責任者としてとりまとめ、企業の国内投資、雇用創出を図ることが表明された。そのほか、松下忠洋経済産業副大臣、増子輝彦経済産業副大臣、近藤洋介経済産業大臣政務官、松永和夫経済産業事務次官、安達健祐経済産業政策局長が出席した。当会からは、下妻会長のほかに、宇野副会長、玉越副会長、森副会長、矢嶋副会長、大坪副会長が出席し、それぞれの担当委員会の活動をベースに、真のグローバルスタンダードとはなにかを含め、グローバル競争のなかで日本企業が国内で活動を継続できる環境整備を強く要望した。 10. 9. 6

＜前原誠司国土交通大臣との懇談会＞

下妻関経連会長から、大都市圏戦略、阪神港、拠点間ネットワークなどの重要性に加え、関空活用の観点からLCCの規制緩和や西日本広域の観光ルートなどを提案した。前原誠司国土交通大臣から、国費の集中投下による阪神港整備、関空のLCC・FedExの誘致や、新名神について第二京阪開通後の状況等を見て総合的に判断するとの発言があった。その他、三日月大造国土交通副大臣、長安豊国土交通大臣政務官、津川祥吾国土交通大臣政務官が出席し、関西経済界から、下妻関経連会長のほか、松下関経連副会長、大坪関経連副会長、大橋関経連副会長を

め、佐藤茂雄大商会頭、立石義雄京商会頭、水越浩士神商会頭、篠塚清堺商会頭、大竹伸一関西経済同友会代表幹事が出席した。

10. 9. 15

＜日銀総裁、財務副大臣との懇談(再掲)＞

9月27日、大商、同友会、大銀協との共催により、白川方明日本銀行総裁との懇談会を開催した。経済界からは、関西経済の現状を説明するとともに、足下の急激な円高への対応など、適時適切な政策運営を求めた。その後、日本銀行は10月に「包括的な金融緩和策」を決定した。

11月22日、大商、同友会との共催により、櫻井充財務副大臣との意見交換会を開催した。経済界からは、円高による空洞化への対策、法人税負担の軽減、成長に資するインフラ整備や環境分野などへの重点的な予算配分を要望した。 10. 9. 27

＜海江田万里経済産業大臣との懇談会＞

下妻関経連会長から、TPPへの早期参加、法人税のさらなる引き下げ、温暖化対策にかかる中期目標の見直し、システム輸出の促進などについて要望した。これを受けて、海江田万里経済産業大臣からは、アジア太平洋圏の包括的連携の必要性、社会インフラシステム輸出のためのトップセールスの重要性などについて考え方が示された。経済産業省からは池田元久経済産業副大臣、松下忠洋経済産業副大臣、中山義活経済産業大臣政務官、田嶋要経済産業大臣政務官ほか、当会からは会長のほか、宇野関経連副会長、森関経連副会長、森下関経連副会長、松下関経連副会長、牧野関経連副会長、大坪関経連副会長が出席した。 11. 1. 19

＜玄葉光一郎国家戦略担当大臣との懇談会＞

下妻関経連会長をはじめ、玉越関経連副会長、森下関経連副会長、松下関経連副会長、大坪関経連副会長、大橋関経連副会長が出席し、TPPへの早期参加、税財政・社会保障改革、科学技術政策、国際戦略特区、地方分

権などについて要望した。

玄葉光一郎国家戦略担当大臣からは、デフレからの脱却をはじめ、少子高齢化など様々な問題の克服について、逢坂誠二総務大臣政務官からは、国際戦略総合特区や地方分権について、樽床伸二国家基本政策委員長からは、東京と関西との情報格差などについての発言があり、当会からの要望項目を中心に意見交換を行った 11. 2. 23

＜国の出先機関との意見交換＞

国の出先機関である近畿総合通信局、近畿財務局、大阪税関、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪労働局のトップとの懇談会を開催した。

6月25日には、当会の事業計画、および各機関の施策について意見交換を行った。また、12月10日には、当会からの「関西の活性化に向けた関西広域連合を活かす方策について」および各機関の施策について意見交換を行った。

○2010年度第1回懇談会 10. 6. 25
○2010年度第2回懇談会 10. 12. 10

2. 関経連成長戦略「関西ビジョン2020」の着実な実行

重点事業 産業政策と一体となった科学技術の振興、中堅中小企業の活性化

(1) 地域経済の発展に資する科学技術政策の実現

科学技術政策検討タスクフォースでは、科学技術・産業政策の一体的な運営を行うとともにイノベーションを地域の産業発展につなげていくため、2009年12月に建議した意見書「次期科学技術政策の策定に向けて」を踏まえ、さらに具体的な提言を行うことで、総合科学技術会議で策定を進めている「第4期科学技術基本計画」への要望反映を目指した。

タスクフォースメンバーや企業、大学の実務者に研究開発を行う上での課題、問題点などのヒアリングを行い、提言作成に向けた論点の整理を行うとともに、科学技術政策、産業政策、地域振興策に関する有識者を招聘し、講演・意見交換会を行った。

タスクフォースでの議論を通じて、科学技術政策と産業政策を一体的に運営することで、科学技術の振興によるイノベーションを素早く産業へとつなげていくことが重要であると結論を得た。

その観点から①地域主導によるイノベーション創出に向けた仕組みの構築、②科学技術・イノベーションの創出を支える環境整備、③次代の科学技術・イノベーションを担う人材育成の3つにポイントを絞り、地域の再生、産業発展など地域の視点を盛り込んだ具体的な方策として「わが国の科学技術・イノベーション政策のあり方に関する提言～地域の産業発展に資する科学技術政策の展開～」を取りまとめた。

11月8日に記者発表、翌9日に高木義明文部科学大臣をはじめ、和田隆志内閣府大臣政務官、中山義活経済産業大臣政務官、相澤益男総合科学技術会議常勤議員、稲見哲男民主党陳情要請対応本部副本部長へ森下関経連副会長より提言を手交した。

特に高木義明文部科学大臣との意見交換では「地域の強みを活かしたイノベーションの創出が重要であり、文部科学省としても関係省庁と連携して地域の発展、日本の国力、競争力の強化を図っていく」とご意見をいただくなど、本提言の趣旨を十分にご理解いただくことができた。そのほか、科学技術政策、産業政策に関連する府省や自治体などへ郵送建議を実施した。

提言建議の結果として「国の研究開発投資額の対GDP比1%以上の確保」や「地域がその強みや特性を活かして、自立的に科学技術イノベーション活動を展開できる仕組みの構築」など提言した内容が第4期科学技術基本計画答申に反映されており、一定の成果を得ることができた。

また、提言のフォローアップとして「次代の科学技術・イノベーション人材の育成・確保」に向けて取り組むこととし、アンケート、ヒアリングにより産業界の実態調査を行った。その結果を踏まえ、大学との意見交換などを行い、産学連携による理工系分野の魅力向上、高度科学技術人材の育成・確保、絶滅危惧学科への対応など具体的な方策を導き出し「次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成・確保」に向けて取り組んでいく。

タスクフォースの開催状況は下記の通り。

○「基礎研究についての産業界の期待と責務」有信睦弘 東京大学監事 10. 4. 5

○第4期科学技術基本計画への提言論点(案)に関する意見交換 10. 4. 13

○「大学における産学連携推進に向けた動向と今後の展望」西尾章治郎 大阪大学理事・副学長、第4期科学技術基本計画への提言作成に向けた論点整理 10. 5. 18

○第4期科学技術基本計画への提言論点(案)

- に関する意見交換 10. 5. 26
- 「大学における研究開発の課題～奈良先端
科学技術大学院大学～」村井眞二 奈良先
端科学技術大学院大学理事・副学長
10. 6. 8
- 「産業構造審議会 産業技術分科会報告書
より」山内輝暢 経済産業省産業技術環境
局統括技術戦略企画官 10. 6. 28
- 提言策定に向けた意見交換 10. 7. 26
- 「わが国のイノベーション戦略」中鉢良治
ソニー副会長、提言策定に向けた意見交換
10. 8. 20
- 提言「わが国の科学技術・イノベーション
政策のあり方に関する提言 ～地域の産業
発展に資する科学技術政策の展開～」の審
議 10. 9. 29
- 提言建議報告、活動方針、「次代の科学技
術・イノベーションを担う人材の育成」に
関するアンケート結果報告、理工系人材の
育成・確保に向けた意見交換、瀬恒謙太郎
大阪大学大学院工学研究科高度人材センタ
ー教授、吉田耕治 大阪大学産学連携本部
イノベーション創出部特任教授、中井哲男
神戸大学連携創造本部連携創造戦略企画部
門長・教授 11. 2. 1
- 「産業基盤を支える学科(鉄鋼工学、電気工
学)における人材育成、普及啓発に向けた
取り組み(仮)」小島彰 日本鉄鋼協会専務
理事、尾崎和弘 電気事業連合会技術開発
部部長 11. 3. 2

(2)ものづくり中堅・中小企業(K I S P)振 興のためのトライアル事業

関西を「アジアのものづくり拠点」として
いくためには、K I S P (Kansai Independent
Supply Partners)企業のさらなる発展と集積
が必要である。そこで関経連では、2010年5
月に「中堅ものづくり企業の活性化に関する
提言」をとりまとめ、民主党、経済産業省等
に建議した。提言では、①中堅ものづくり企

業の成長を促す施策の実施、②アジアと互角
に競争できる「中堅ものづくり特区の創
設」、③中堅ものづくり企業の海外展開促進
等の具体策を取りまとめた。

また、K I S P企業のさらなる発展のため
のプラットフォームとして、「K I S P・ナ
レッジサロン」を開設した。本サロンでは、
毎回、グローバル展開や研究開発、産学連携
などのテーマを設定し、K I S Pのイノベ
ーションにつながる、行政、大学、外国関係機
関等とのネットワーク形成や、国内外の最新
の経済情勢・産業動向など経営情報の収集、
K I S Pの域内外へのアピールなどの活動を
展開していく予定である。

さらに、ホームページ開設等によるK I S
P・ナレッジサロンやK I S P企業のアピ
ール、けいはんな、うめきた、スパコン等のプ
ロジェクト視察会も実施していく。

2月15日には、第1回目として高原一郎経
済産業省中小企業庁長官を招いて、「今後の
ものづくり企業の行方」をテーマに講演会、
意見交換会、交流会を開催した。

本サロンは、うめきた(大阪駅北地区)ナレ
ッジキャピタルの運営会社「ナレッジ・キャ
ピタル・マネジメント」と連携を図りなが
ら、2013年に設置される「ナレッジ・サロ
ン」での活動に繋げていく予定である。

(3)次世代スーパーコンピュータの産業利用 の促進支援

神戸で建設が進む次世代スーパーコンピュ
ータ「京」は、文部科学省が主管する国家プ
ロジェクトである。神戸地域の活性化により
関西の産業を振興するため、当会では、文部
科学省のほか、(独)理化学研究所、(財)計算科学
振興財団等と連携を図り、産業利用の促進に
向けた支援を行っている。

特に、関西企業を中心に設立された「次世
代スーパーコンピュータ利用推進協議会」の
活動を通じ、産学官が一体となって次世代ス

パソコンの利活用を推進すべく、産業界の意見をスパコンの建設や、ネットワーク整備に反映させる活動等を実施した。

8月には文部科学省および物理化学研究所に対し、次世代スパコンの整備に関して、次世代スパコンの着実な整備、運営体制の整備、人材育成のための教育研究環境の構築、産業利用促進の支援などについて、関係機関

と共同で要望を行った。

また、次世代スパコンと同様の大型放射光施設であり、13年前から供用が開始されている SPring-8 の視察を実施し、産業利用の動向を探った。

○兵庫県立粒子線医療センター、高輝度光科学研究センター(SPring-8)視察

10. 8.18

重点事業 産学連携や医工連携などによる次代を担う成長産業の振興

(1) 組込みシステム産業振興のための人材育成・開発支援サービス提供

2007年から3年間、「組込みソフト産業推進会議」において関西の情報家電を中心とするメーカーや情報系企業、また最先端の研究を実施している大学・研究機関など産学官が集結し、組込みソフト産業の活性化に必要なサービスや機能を検討してきた。この中で積み上げてきた成果を深化・発展させ、発注側企業・受注側企業の双方に実効性がある具体的な事業として展開を行うとともに、今後、組込みソフトウェアの領域拡大が見込める環境・エネルギー、医療、FA制御、自動車などに検討分野を拡げ、ソフトウェアだけでなく、ハードウェアを含めた「組込みシステム」の産業活性化を図るため、6月に「組込みシステム産業振興機構(理事長：宮原秀夫(株)情報通信研究機構理事長)」(以下：振興機構)を設立した。

■振興機構の取り組み

振興機構では、事業の柱を「教育」「開発支援」「企画・広報」の3本とし、その事業としては、委員会や部会、ワーキンググループ(以下：WGという)を設置して、具体的なサービスの提供や新たなサービスの企画・検討を実施するとともに、交流サロンの開催など会員相互の交流の場を提供している。

＜企画運営委員会＞

企画運営委員会(委員長：伊東則昭西日本電信電話代表取締役副社長)では、振興機構

の事業活動の「舵取り役」として、組込みシステム産業の集積に向けた振興機構全体の事業戦略の立案、調査研究や、事業計画の策定やサービス提供可否など機構運営に係わる重要事項の審議や検討を行っている。また、振興機構の活動に関連する他団体との連携やセミナー・講演会を通じた会員交流の場を企画実施することで、振興機構の事業活動を推進している。

第1回会合(7月16日)では、組込みシステム産業の目指すべき目標の検討や、振興機構が活動する分野・範囲について議論を行い、検討すべき課題を確認した。第2回(11月30日)は、「組込みシステム産業の集積化」をテーマに、以下の3つの切り口で議論を実施した。①既存ビジネスの発注先を関西に変更することによる受発注の活性化、②国内の他地域または海外からの受発注の活性化、③新たなビジネス、商品創造による新規受発注の創出が重要とされ、受・発注企業のニーズシーズを深掘したうえでのビジネスマッチング及び新たなビジネス創出の仕組みの構築について、本委員会で継続して検討していく。

＜教育事業推進部会＞

組込みシステム産業分野の拡大に対応した人材輩出の拡大および事業モデルの確立に向けて、産学官連携を更に推進した。「組込み適塾」による実践的知識・技術を備えた高度組込み技術者の育成や、「指導者育成研修」による社内育成担当者を介した効率的な初級

・中級技術者の裾野拡大をテーマに取り組んでいる。

具体的な実施研修としては、システムアーキテクトを育成するためのプログラムである「組込み適塾システムアーキテクトコース」(塾長：今瀬真大阪大学大学院情報科学研究科長)を、6月より23日間の日程で開催した。このプログラムは、大阪大学や奈良先端科学技術大学院大学などの大学、パナソニックやシャープなどの企業と産業技術総合研究所関西センターが連携し、それぞれの分野において最先端をいく講師陣を招聘することで、体系的かつ、より実践的なカリキュラムとなっている。関西の企業だけでなく、東海・中部地方からの長期出張で参加する受講生も合わせ23名が参加するなど盛況であった。また、知識の習得だけでなく、知識を活用する力を育成するために「組込み適塾実践演習コース」を3コース(「実践的クラス設計演習(アンドロイド)(講師：中本幸一兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授)」、「実践的モデル検査(講師：関澤俊弦大阪学院大学情報学部情報学科講師)」、「リバースエンジニアリング&リファクタリング(講師：柳原圭雄 大阪市立大学大学院工学研究科准教授)」)を8月から9月にかけて開催した。

さらに、初級・中級レベルの組込みソフト技術者の裾野を効率的に拡大させるため、社内育成担当者向け研修として、ソフトウェア技術者の業務プロセス改善手法の社内展開を目指す「パーソナルソフト開発作法指導者養成講座(講師：田中裕彦パナソニック人材開発カンパニーコーポレート技術研修センター参事)を5月から6月にかけて開催した。この講座については、企業からの要望が多かったため、新たにオンサイトコースを開設し9月に実施した。

今後の活動としては、教育事業として研修コースの開催を行うだけでなく、産業育成としての観点で広く人材育成事業の検討を進め

ていく。

＜開発支援事業推進部会＞

これまでの3年間で検討してきた、組込みソフト開発の品質向上および受発注活性化につながる各種サービスについて、「有効性」「実現性」「継続性」等の観点より、①「さつき」による検証サービス、②組込みソフト開発コンサルティング、③ツールを用いた開発支援、④受発注ガイドラインの提供、の4つのサービスを開始した。各サービスについては提供状況、会員からの要望などを基に改善し、サービスレベルの向上に向け検討を重ねている。

また既に提供開始中の4サービス以外に検討すべき課題に取り組むため、開発支援事業推進部会では、5つのWGを設置し検討を実施している。

・開発サービス検討WG

技術支援に関するサービスを集約し、新しい開発支援ツールの導入検討、既存サービスの普及・拡大のための検討を行う。

・事業共同組合設立検討WG

事業共同組合により分野の異なる企業間の協力で新しい開発提案ができる仕組みを検討する。

・企業マッチング検討WG

発注企業と受注企業、企業と人とのマッチングの仕組みを検討する。

・アジア諸国との連携共創WG

日本企業の海外進出だけでなく、海外組織・企業の誘致も含めた協業についても検討を行う。

・組込みソフト製品認証WG

製品認証事業に関するビジネススキームの構築と商用課題、技術課題、財務課題等の検討を行う。

これらのWG活動を通じて、その検討結果を具体的なサービスや事業として展開することで、企業の競争力向上と組込みシステムの受発注の支援を行う。

また、振興機構では会員相互交流を目的に「組込みビジネス交流サロン」と「技術者向け交流サロン」の2つを開催している。「組込みビジネス交流サロン」では、9月に東大阪宇宙開発共同組合副理事長の吉田則之氏より「まいど1号人工衛星プロジェクト」、11月には米国在住のITジャーナリスト小池良次氏より「クラウド、ブロードバンドに注力する米国の情報通信業界」、12月には、小惑星探査機「はやぶさ」のプロジェクトマネージャである川口淳一郎氏より「はやぶさ」プロジェクトの意義についてと題した講演会を開催した。

「技術者向け交流サロン」では、11月に産業技術総合研究所関西センターの大崎人士氏およびメルコ・パワー・システムズの早水公二氏より、クラスタシステムを用いた上流工程大規模テスト環境構築事例とモデル検査の適用事例について講演をいただいた。2011年2月には組込みソフトウェア管理者・技術者育成研究会の島敏博氏より「モデル駆動開発を組み合わせたソフトウェアプロダクトライン開発入門」と題した講演を開催した。毎回多くの企業・団体から参加いただいており、今後も企業に役立つ、業界動向や最新の技術情報を提供していく予定である。

他団体との連携では、独情報処理推進機構との連携協定による活動協力や、組込みシステム技術協会との連携協定の締結による会員サービスの相互利用を可能としている。また、組込みソフトウェア管理者・技術者育成研究会(CESSAME)や(財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センターの組込みソフト起業化推進事業と連携し、講演会等を通じて会員相互の交流を図っている。

広報活動では、組込み総合技術展関西(ET-west)への出展・協賛をはじめ、組込み総合技術展(ET)や組込みシステムシンポジウム2010(ESS2010)等への出展、講演会・無料セミナーの実施による振興機構の活動につい

て情報発信を行った。

(2) クリエイティブ産業振興のためのマッチング支援

クリエイティブ・ビジネスの新たな市場形成を進めるため、その関連イベントを一定期間に集中開催することで、マーケットの育成、多様な人材交流・人材育成、情報発信力等を促進することを目的に、今年で4年目となるクリエイティブ・インダストリー・ショーケース in 関西(CrIS 関西)が開催された。

CrIS 関西の中核イベントである、西日本最大の展示商談イベント「大阪創造取引所2010」は10月26日～27日の2日間、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、大阪商工会議所の5団体共催により、堂島リバーフォーラムにて開催され、昨年を700人程上回る約3,000人の来場者を得た。3回目となる今年は、教育、エンターテインメント、デザイン、ICT技術、ロボット等、産業用コンテンツからメディアコンテンツまで様々な分野のクリエイティブ系企業・団体が116集まり、ブースを出展した。ブース出展者のための専用商談スペース「バイヤーズサロン」では、電通や博報堂、毎日放送といったメディア系企業をはじめ、岩谷物流、西日本高速道路等バラエティ豊かな38企業・団体がバイヤーとして参加し、2日間にわたって大いに賑わっていた。

加えて、マッチング支援のため、4月にクリエイティブビジネスマッチングサイト「ジュハッチュー」を立ち上げた。クリエイティブに関わる取引の常設化を目的にしたオンラインのサイトである。関空内医薬品専用共同定温庫の愛称、ロゴを含め、34件、総額400万円の受注を獲得した。

(3) 食と農の産業としての振興のためのトリアル事業、農商工連携のさらなる発展・拡大に向けた取り組み

2009年度の活動を踏まえて、農業界と産業界が連携することで、わが国農業の国際競争力強化のために資する活動を実施すべく、2010年度には「食育・農育分科会」、「情報・販路開拓分科会」の2つの分かれ、トライアル事業を企画・実践した。

食育・農育分科会が取り組んだのは、奈良県明日香村役場、明日香村真弓集落営農組合と連携し、農業体験や食育研修を通じて、食と農の大切さを認識してもらうことをめざす「明日香村アグリプログラム」（8月22日～11月14日、計6回）である。プログラムの参加対象を委員会参画企業の家族とし、大人18名、子供14名（幼児～中学生）を含む約40名が参加した。6回のプログラムでは、①地元農家と参加者が一緒に土づくりから収穫までの農作業を展開することで、農業の大変さや栽培した農作物の価値を認識すること、②健全な食生活の実現、食文化の継承が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を身につけること、③集落営農組織の活性化を図り、担い手となり得る人材の育成に取り組むことを目標とした。

結果、クボタ、ハウス食品、不二製油、伊藤ハムの4社による農育・食育研修を行うことで多彩なメニューとなり、今までない多角的なアプローチが実現出来たことで、プログラムは当初の目標を概ね達成出来た。加えて、受け入れ側である明日香村や真弓集落営農組合に次回開催にむけてノウハウの蓄積ができたことが大きな成果である。今後は、近畿農政局等を交え、プログラムの改善や拡大（水平展開）策について議論を深めていく。

一方、情報・販路開拓分科会では、農業生産者と消費者間の情報の流れを改善することで、生産者の販路開拓・拡大につながる事例を作り出すことを目標に、①関西2府4県の一押し農産物リーフレットの作成・配布、②飲食店を中心としたアンケートの実施、③ビジネスマッチングの企画・開催という3つの

トライアル事業を実施した。

関西農産物リーフレットは近畿農政局、2府4県の協力のもと、大消費地に近い関西の特徴を生かし、各府県が今後力を入れたい一押しの伝統野菜等にスポットを当て紹介し、地産地消を推進した。コンビニや量販店舗、メンバー企業の店頭等に設置していただくなど、参画企業の様々なネットワークを活用し、15,000部を消費者に配布した。

1月25日に開催したビジネスマッチングは、近畿農政局、近畿経済産業局との共催、農林中央金庫大阪支店の協賛のもと、関係者約130名が参加した。本マッチングの特徴として、①生産者・出荷業者、仕入れ業者双方のニーズ把握に力を入れ、事前に最適な相手としてマッチングを設定したこと、②相対だけでなく、仕入れ業者2者、出荷業者1者の計3者でのマッチングすることで、より農産物の無駄が出ない取引モデルを形成しようと試みたことが挙げられる。概ね好評を得て、特にメンバー企業であるぐるなびを通じて参画した小規模飲食店との直接取引を新たな販路として開拓できたことが成果としてあげられる。これは2月2日～8日にかけて実施した関西を地盤とする約130店を対象にしたアンケート調査からも把握できたが、大阪・関西の飲食店においては、生産者からの生鮮野菜の直接仕入れは7割が未経験と回答しており、理由として「生産者との出会いがない」「安定した仕入れが難しそう」といった理由が上位を占めていた。販路としての潜在力も浮き彫りにできたので、今後は生産者・飲食店双方のニーズに関するデータベースを構築し、関西らしいビジネスマッチングを開催することや販路未開拓の生産者のための経営やマーケティングに関する人材育成施策の必要性等、強い農業の実現に向けて、農政局等へ働きかけていく。

（4）次世代ロボット産業振興のための実証実

験とマッチングの支援

本事業は、2002年度に関西産業競争力会議において採択された7つの行動計画のひとつ「人間共生型ロボット産業の拠点形成」から始まり、2003年4月に産学官連携組織「関西次世代ロボット推進会議（議長：下妻関経連会長、以降、推進会議）」が設立され、当会が事務局を務めている。2008年3月に当初の設置期限を迎えたが、それまでの取り組みが高く評価され、5年間の活動継続が了承された。

■都市再生プロジェクトの推進

2004年4月には、政府の第7次都市再生プロジェクトに「大阪圏における生活支援ロボット産業の形成」が採択された。また、本事業について関係各府省、地元自治体、経済団体が協議・調整を行う組織として2005年2月に「大阪圏生活支援ロボット産業拠点の形成に係る推進協議会（以降、推進協議会）」が設置された。

今年度の推進会議では、2009年度～10年度に活動中の27のプロジェクトに焦点を当て、これらの研究開発や事業化に向けた支援を行った。また、2009年度に整理した関西圏の特長や「5つの方向性」について再検討を行い、ネットワークロボットをはじめとする関西の強みを伸ばす方向性を打ち出した。

これらの活動は、推進協議会の実施計画書に基づき、10年以降の推進方策と併せて「2009年度PDCA報告書」として取りまとめた。同報告書は6月21日の推進会議本会議で承認を受けたのち、8月5日推進協議会にて関係府省から承認を得た。

■関西の動きを発信する取り組み

関西のロボットに関する取り組みを広く国内外に発信するため、推進会議の新たな動きや関西圏での関連イベント、支援情報などを掲載したポータルサイト「KANSAI-ROBOT.NET」を運営している。特に今年度は、PDCA報告書に記載のプロジェクトを簡単に

検索できる機能を追加し、サイトの利便性向上を図った。その他、関連イベントへの出展を通じ積極的な情報発信を行った。主な活動は下記の通り。

- 関西次世代ロボット推進会議RT調整会議
10. 5.11
- 関西次世代ロボット推進会議 評価委員会
10. 5.20
- 関西次世代ロボット推進会議本会議
10. 6.21
- 第7回大阪圏生活支援ロボット産業拠点の形成に係る推進協議会
10. 8. 5
- 国際フロンティア産業メッセ（ブース展示）
10. 9. 9～10

（5）光医療などライフサイエンス産業振興のための情報発信

けいはんな学研都市では、「光医療産業バレー」拠点創出事業が進められている。これはレーザー駆動による粒子線を使ったがん治療装置を開発するもので、治療における生活の質向上や、新たな産業の創出が見込まれる画期的な事業である。（独）日本原子力研究開発機構および協働研究機関の企業数社で研究開発が進められている。当会では、科学技術振興調整費の予算が獲得できるよう各機関との共同により文部科学省等への働きかけを実施した。2011年度の予算採択にはいたらなかったが、関係機関と連携し引き続きその推進方策について検討していく予定である。

一方、関西におけるバイオサイエンス分野の産業創出や研究開発拠点の形成のため、関西バイオ推進会議などを開催した。なお、関西各地で実施するプロジェクトをとりまとめて要望を実施することなどが一定の役割を果たしたことにより、事務局団体を大阪商工会議所、関西広域機構、当会から大阪府、神戸市、京都市へと移管した。

また、バイオビジネスコンペJAPANについて、今年度以降はより実質的な基礎的研

究の支援へと方針変更したことや、これまでの10年間の活動を通じてバイオサイエンス分野における新ビジネスの創出に一定の成果を上げ、役割を果たしたとして、今年度以降の支援に区切りをつけた。主な活動は下記の通り。

- 第21回関西バイオ推進会議幹事会 10. 5. 17
- 第10回大阪圏ライフサイエンス推進協議会 10. 8. 6
- 兵庫県立粒子線医療センター、高輝度光科学研究センター(SPring-8)視察 10. 8. 18

事業 けいはんな学研都市の集積を生かした産業創出

関西文化学術研究都市は、わが国における文化・学術・研究の新たな拠点として、経済の発展と国際社会へ貢献することを目指し、1987年に制定された「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づくナショナルプロジェクトとして、都市機能基盤強化や研究施設、産業の集積が図られてきた。

情報通信、環境、新エネルギー、バイオ産業などの分野において世界有数の技術水準を誇る数多くの研究成果が生まれ、その産業化が期待されているところである。

当会では、2006年に策定された「サード・ステージ・プラン」に謳われた2015年を目標年次とする「新産業創出段階」への移行に向け、都市運営と産学公連携の中核組織である(財)関西文化学術研究都市推進機構・新産業創出交流センターのプロジェクトを推進するため、大阪オフィスを設置し、その事業活動を一体となって支援してきている。

(1) コーディネート活動等による事業化推進

推進機構・新産業創出交流センターとの共催により、関西を中心とする有力大学や研究機関のシーズを会員に紹介し、事業化の情報を提供する「シーズフォーラム」、植物工場や都市の中核研究機関の最先端の技術など、会員の関心が高いと思われる個別テーマを紹介する「特別フォーラム」、粒子線を活用した先端医療装置の開発をテーマとした「光医療産業バレー拠点創出シンポジウム」を開催し、会員相互と関係機関の連携強化による事業化の機会の提供を図った。

また、「けいはんなマッチングプラットフォーム」や、「けいはんなニュースレター」、「けいはんな View」等を通じ、関経連会員へ、有力ベンチャー企業等の紹介・コーディネートを実施した。主な活動は下記の通り。

<シーズフォーラム>

- 第15回シーズフォーラム「新技術が拓く環境・エネルギー」大阪大学、福井大学 10. 4. 27
- 第16回シーズフォーラム「ナノテクノロジーが拓く新素材」(財)ファインセラミックスセンター、立命館大学 10. 7. 27
- 第17回シーズフォーラム 「バイオ&環境技術が拓く新たな産業」(独)大阪市立工業研究所、京都府立大学、鳥取大学 10. 10. 28
- 第18回シーズフォーラム「環境・エネルギー技術が拓く新しい産業」京都大学、奈良先端科学技術大学院大学 11. 1. 27

<特別フォーラム、他>

- 第1回特別フォーラム「国家プロジェクト植物工場」 村瀬治比古 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授、小倉東一 大阪府立大学植物工場研究センター統括コーディネーター、江本謙次 フェアリーエンジェル社長、中村謙治 エスベックミックス環境モニタリング事業部部長、伊藤彰 日本サブウェイ代表取締役社長、京極政宏 ぐるなび法人営業シニアプロモーションマネジャー 10. 9. 2
- 第5回けいはんな光医療産業バレー拠点創出シンポジウム「医療イノベーションで切らずに治す粒子線がん治療の普及を」 阿

部光幸 兵庫県立粒子線医療センター名誉顧問、河西俊一 (独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所長、近藤公伯 (独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所プロジェクトリーダー、尾崎章 東芝電力システム社原子力事業部技監、菅博文 浜松ホトニクス取締役、吉田佳一 島津製作所取締役、谷所敬 日立造船取締役 10.10.21

○第2回特別フォーラム「けいはんなには世界をリードする未来へのキーテクノロジーがある」熊谷信昭 国際電気通信基礎技術研究所会長、風間伸吾 (財)地球環境産業技術研究機構化学研究グループリーダー、島本功 奈良先端科学技術大学院大学・バイオサイエンス研究科教授、中村哲 (独)情報通信研究機構けいはんな研究所所長、川人光男 国際電気通信基礎技術研究所脳情報通信総合研究所長 10.11.16

(2)けいはんな学研都市のあり方の検討と情報発信

けいはんな学研都市では、1987年の関西文化学術研究都市建設促進法の施行以来、様々なプロジェクトが進められ、すでに110以上の研究・学術機関や企業施設が立地し、また都市の人口も増加しているなど着実にまちづくりが進展している。

一方で、サード・ステージ・プランに示されたように、けいはんな学研都市において持続可能な社会実現のためにさらなる科学の振興を図り、国際的な研究開発拠点としていくためには、産官学連携、国際化、インフラ整備などソフト・ハードの両面で様々な課題を解決していく必要があるため、当会産業委員会の下に設置している「けいはんな学研都市WG」において、けいはんな学研都市の現状把握及び課題の洗い出しを行った。

また、けいはんな学研都市に関連する各イベント実施に際しては新聞等のメディアに対しての広範な情報発信や海外情報誌への掲載

を図り、海外からの視察、立地促進フォーラム、総合特区への府県を超えた共同申請などに関する支援に取り組んだ。主な活動は下記の通り。

○第6回けいはんな学研都市WG「国土交通省のけいはんな学研都市に関する政策と方針」辻保人 国土交通省都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室長、関西文化学術研究都市建設推進室長

10.7.28

○「日時計広場交流会」 10.10.12

○第7回けいはんな学研都市WG「けいはんな学研都市に関する京都府の活動と今後の取組み」井上元 京都府政策企画部長

10.10.15

○けいはんな学研都市発～「平城宮跡から未来が見える」展 10.11.5～7

○第25回N A I S T産学連携フォーラム～創立20周年を迎えて(奈良先端科学技術大学院大学、(財)奈良先端科学技術大学院大学支援財団と共催)「対象空間の効率良いカバレッジを実現する無線センサネットワーク構成技術」安本慶一 情報科学研究科准教授、「ニコチン生合成のマスター遺伝子」庄司翼 バイオサイエンス研究科助教、「生体材料を用いた光・電子ナノマテリアルの創出」内藤昌信 物質創成科学研究科助教 11.3.17

○第8回けいはんな学研都市WG「これまでの活動のとりまとめ、WGの来年度以降の活動について意見交換」 11.3.29

(3)けいはんな情報通信オープンラボ研究推進協議会の活動支援

けいはんな情報通信オープンラボ研究推進協議会(理事長：松下正幸パナソニック副会長)は、「けいはんな情報通信オープンラボ」を活用し、ネットワーク機能の拡充や、ユニバーサルコミュニケーション、ユビキタスネットワークの構築など、I C T (Information

and Communication Technology：情報通信技術)に関して実効的な産学官連携による新たなサービスや産業の創出、人材育成に取り組んでいる。

当会は、協議会の事務局としてオープンラボの利用促進、普及啓発活動を積極的に行った。主な活動は下記の通り。

- 企画・広報分科会 10. 4. 8
- 運営・研究部会 10. 4. 20
- 2次元通信技術セミナー 10. 5. 10

「フレキシブル二次元導波路によるスマートスーツ」新井宏之 横浜国立大学大学院工学研究院教授、「人体近傍電界通信技術の開発とアプリケーションの開拓」門勇一 N T Tマイクロシステムインテグレーション研究所、「マイクロ波無線電力伝送の現状と課題—他方式との比較—」篠原真毅 京都大学生存圏研究所教授、「二次元通信技術の現状と課題」篠田裕之 東京大学情報理工学系研究科准教授、「協議会における二次元通信 WG の活動と今後の予定」張兵 独情報通信研究機構新世代ワイヤレス研究センター

- 第9回総会「平城遷都1300年祭関連技術の紹介」、なりきり体験館に出展機関の紹介；「超高精細デジタル画像による“東征伝絵巻”体験」独科学技術振興機構、「多感覚インタラクションによる“文化財”体験など」独情報通信研究機構けいはんな研究所、「情報技術・ロボット技術による平

城京体験」奈良先端科学技術大学院大学、「けいはんな学研都市の情報発信～平城宮跡から未来が見える」(財)関西文化学術研究都市推進機構 10. 5. 27

- けいはんな情報通信研究フェア2010

10. 11. 4～ 6

- けいはんな情報通信オープンラボシンポジウム2010「動き出した大阪駅北地区・K A N S A I ・明日の夢～北ヤードは何をもたらすのか」；基調講演「新たな価値創造拠点～梅田北ヤードを語る」宮原秀夫 独情報通信研究機構理事長、特別講演「大阪・関西の発展に向けて～大阪市の成長戦略と大阪駅北地区での取り組み～」北村英和 大阪市計画調整局長、協議会の活動紹介「エネルギーの情報化WG」松山隆司 エネルギーの情報化WG主査(京都大学大学院教授)、「映像コミュニケーションWG」荒川佳樹 映像コミュニケーションWG幹事(独情報通信研究機構主任研究員)、パネルディスカッション「大阪駅北地区への期待」下條真司 独情報通信研究機構上席研究員(VislabOSAKA リーダー)、野村卓也 スーパーステーション代表取締役、萩田紀博 国際電気通信基礎技術研究所情報環境総合研究所長、長谷雅彦 N T Tサイバーコミュニケーション総合研究所長、玉井博文 マッスル代表取締役(以上パネリスト)、宮原秀夫 独情報通信研究機構理事長(チェア) 10. 12. 9

重点事業 「環境先進地域・関西」の創出

(1)「けいはんなエコシティ」実現への協力

4月、経済産業省「次世代エネルギー・社会システム実証地域」にけいはんな地域が選定された。本実証プロジェクトは、再生可能エネルギー、エネルギーの情報化、蓄電池の導入等により、けいはんな発の“地域エネルギーマネジメントシステム”確立をめざすものである。当会では、本プロジェクト推進の

ため、同プロジェクト推進幹事会に参画し、具体化に向けた検討を行った。

また本プロジェクトを核として、けいはんな地域における環境プロジェクト等の連携を図り、我が国を先導する環境未来都市を実現するために関係機関とともに2011年2月に、「けいはんなエコシティ推進会議」を設立した。主な活動は下記の通り。

○けいはんな次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクトキックオフ・ミーティング 10. 9. 9

○けいはんなエコシティ推進会議及びキックオフフォーラム「エコシティの実現に向けて―低炭素化／高齢化・健康／情報化の視点―」村上周三（独建築研究所理事長・東京大学名誉教授、「グリーンイノベーションと地域活性化」小林利之 内閣官房地域活性化統合事務局次長 11. 2. 22

(2) 水・インフラビジネスの国際展開

当会では2009年3月「戦略的な経済協力のあり方に関する提言」をとりまとめ、さらに同年9月環境ビジネス専門委員会のもとに「水・インフラ国際展開研究会」を設置し、水をはじめとするインフラ分野の国際展開方策について具体的に検討を進めている。

同年11月に事業採択された(独新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「省水型・環境調和型水循環プロジェクト」については、フェーズ2として配水施設を設置し、配水コントロールを行うための詳細設計調査を大阪市水道局が中心となって取り組んでいる。当会はプロジェクトの推進に向けて、関係省庁などへのアピールを行うとともに、現地の関係機関との連携などの側面支援を行い、本プロジェクトの推進に協力した。

また、2009年12月の姜大明山東省省長の来阪を契機に中国山東省との交流を深めている。7月には「第4回緑色産業国際博覧会」において下妻関経連会長と姜大明山東省省長が青島市の水関連プロジェクトについて意見交換するとともに、奥田関経連専務理事と李兆前山東省副省長が省エネルギー・環境保護分野の協力強化を柱とする備忘録に署名した。8月には、青島市高新区(ハイテク産業区)の下水処理施設の担当者が来阪し、関西の先進的な下水処置施設の視察会を実施し、12月には張恵青島市副市長との意見交換会を

開催した。主な活動は下記の通り。

＜研究会＞

○第4回「中国山東省・天津 水・環境訪問団」派遣結果報告 10. 4. 9

○第5回「海外水インフラビジネス参入に向けた我が国の取り組み―官民連携(P P P)と水ビジネスについて―」朝比奈一郎 経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐 10. 7. 29

○第6回「下水道分野の国際展開について」加藤裕之 国土交通省都市・地域整備局下水道事業調整官 11. 1. 19

○第7回「パッケージ型インフラ海外展開と有望分野の支援戦略」前田匡史 日本政策金融公庫国際協力銀行国際経営企画部長 11. 1. 28

＜意見交換会、視察会、セミナー等＞

○シンガポール国際水週間2010水エキスポ(大阪市と共同ブース出展) 10. 6. 29～ 7. 1

○関経連・山東省政府間備忘録署名 10. 7. 3

○中国青島市高新区訪日団の視察会(大阪狭山水みらいセンター、大阪市立下水道博物館、舞洲スラッジセンター、福崎浄化センター、三河島水再生センター、荒川自然公園) 10. 8. 29～ 9. 2

○中国水ビジネスセミナー(日本政策金融公庫国際協力銀行、関経連は共催) 10. 10. 22

○張恵 中国青島市副市長との意見交換会 10. 12. 6

○モレンコフ オーストラリア水協会最高責任者との意見交換会 11. 1. 14

(3) 環境・エネルギー技術・製品事例集による環境先進地域・関西のアピール

関西の優れた環境・エネルギー技術をPRするための「環境・エネルギー技術・製品事例集」の改訂を行った。

改訂版では、水インフラの国際展開、海外

人材の育成、環境教育の推進など「環境先進地域・関西」創出に向けた当会の取り組みページを新たに加え、ハードのみならずソフト面における関西の先進性をアピールできるよう配慮した。

改訂版は、国際会議、国内外展示会、海外ミッションなどの場で配布し、「環境先進地域・関西」のPRを図るとともに、掲載事例について中国をはじめとする海外企業・政府機関の高い関心を集めることができた。

(4) 次世代層向けエネルギー環境教育活動への支援

「環境先進地域・関西」を支える人材を育成するため、関西各地の教育委員会が取り組むエネルギー環境教育に対する支援を行った。具体的には、原子力安全システム研究所(INS S)やエネルギー教育推進会議(推進会議*)などと連携し、学校教員向け研修会を実施する教育委員会に対し、推進会議が製作した教材の提供や講師派遣および企業が独自に行っている出前講座メニューの紹介を行うなどである。

*財日本生産性本部内 エネルギー環境教育情報センターが運営。全国5ブロックに分かれエネルギー教育を推進。

○企業の出前講座メニューの提供

・大阪府教育委員会「小中学校環境教育推進事業」への協力(23社32メニューを紹介)

○講師派遣

・京都市教育委員会主催「環境教育研究会総会」山下宏文 京都教育大学教育学部教授

10. 6. 8

・大阪市教育センター主催「環境教育研修会」山下宏文 京都教育大学教育学部教授、吉光司 電力中央研究所知的財産センター

10. 8. 23

○教材のPR

・京都市環境教育研究会にて説明 11. 1. 21
・社会科部会兵庫大会にてブース出展

10. 10. 22

・神戸市社会科部会にて説明 11. 2. 16

・泉大津市、大阪府、大阪市、交野市、岸和田市、堺市、四條畷市、高槻市、千早赤阪村、富田林市、松原市、八尾市の各教育委員会を訪問

(5) 民生部門(業務、家庭)における省エネへの取り組みの普及啓発

適正冷房運動の推進として、1999年から、関西広域機構が取り組む「関西夏のエコスタイル・キャンペーン」に参加し、オフィス等における適正冷房温度28℃の徹底ならびにそれにふさわしい軽装等省エネファッションの定着に取り組んできた。

当会としても、2001年5月に「適正冷房宣言」を公表して以来、エコスタイルポスターの作成・配布や会員企業への適正冷房実施の呼びかけなど独自の取り組みを進めている。

また、今年度より、関西の自治体や各府県の地球温暖化防止活動推進センターなどで組織する「関西うちエコ診断推進協議会」に参画し、家庭向け省エネ診断システムの普及に向け、企業への周知などの面で協力することとした。

(6) 中堅・中小企業の自主的な環境活動拡大のための普及啓発

中堅・中小企業の自主的な環境活動のさらなる推進と拡大を図るため、「エコアクション21の取得」および「設備の省エネ運用」を目指す企業を募集し、勉強会を開催した。成果として、エコアクション21については4社が取得する見込みである。

○環境経営と省エネに関する勉強会

・メンバー：乙種会員企業のうち製造業10社
・講師：宇田吉明 大阪環境カウンセラー協会副理事長、飯田哲也 同執行理事、竹若富三郎 省エネルギーセンター近畿支部事務局次長

・開催状況：		第3回勉強会	10.12.15
説明会	10. 9.10	第4回勉強会	11. 1.20
第1回勉強会	10.10.14	第5回勉強会	11. 3.17
第2回勉強会	10.11.19		

重点事業 関西のブランド力向上と観光産業の振興

2009年4月に発表した「はなやか関西—関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案—」で示した関西ブランドの4つの柱「歴史文化と共に生きる・関西」「環境先進地域・関西」「エンターテインメント・関西」「知とモノづくり・関西」を切り口として、昨年度に引き続き、アクションプランの実践活動を通じて、関西ブランドの認知度向上や同ブランドを活用しての広域的な集客促進に取り組んだ。

(1) 関西ブランド活用による広域的・実践的な集客促進活動の強化

■関西ブランドの認知度向上

8月4日、一心寺シアター倶楽部にて、関西ブランドの柱の1つに焦点を当てた「エンターテインメント・関西セミナー」を開催した。外国人による日本語落語の実演や、有識者をパネリストに迎え、ライブ・エンターテインメント(ライブ・エンタメ)の外国人旅行者誘致策としての有効性についてのパネルディスカッションを行った。

■外国人旅行者向け「ダイジェスト・ライブショー」トライアル公演の実施

2009年度に「エンターテインメント関西研究会」を設置し、その場に訪れないと味わうことのできない「ライブ・エンタメ」が、海外からの集客促進に繋がるコンテンツとして活用するための条件について日本在住の外国人にヒアリング調査を行い、その結果も踏まえて「ライブ・エンターテインメントを活用した外国人旅行者の誘致策の提案」としてとりまとめた。

これを受けて、外国人旅行者誘致に際する

ライブ・エンタメのポテンシャルを検証するべく、10月28日、リーガロイヤルホテルにて、関西広域機構、東映太秦映画村の協力のもと、東アジア諸国や欧米の旅行社幹部などを対象に、言葉を必要としないノンバーバルで、日本文化を30分程度にまとめた「ダイジェスト・ライブショー」のトライアル公演を実施し、内容や展開方法についての調査を行った。

人気の演目としては、和太鼓の演舞や忍者パフォーマンス、武士による殺陣など、日本的なアクションものが好評であった。また、コンテンツ化については、リーズナブルな価格であれば、レセプションパーティや夕食懇談会での余興、あるいはオプションツアーのメニューとして採用する可能性が十分ある、との好評価を得た。

○外国人旅行者向け「ダイジェスト・ライブショー」トライアル公演 10.10.28

■外国人への関西ブランド発信

近畿経済産業局と連携して、在関西の領事館・外国政府機関の関係者を対象に領事館フォーラム・関西ツアーを実施し、体験を通じた関西ブランドへの理解促進と関西ファンづくりに努めた。

○「未来を感じる研究」(けいはんな学研都市) 10. 7.12

■関西広域機構・関西国際観光推進センター、歴史街道推進協議会との連携

(詳細は40頁「関西広域での観光推進活動への参画と他地域との連携、および歴史街道推進協議会への協力」参照)

■近畿圏広域地方計画と連動した関西ブランドの発信

「近畿圏広域地方計画」に、関西が目指す姿と戦略の一つとして掲げられている「文化首都圏プロジェクト」において、当会が2009年に提言した「はなやか関西—関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案—」の考え方が採用され、同プロジェクトの取り組みネーミングも「はなやか関西～文化首都年」と決定した。2011年度は、関西ブランドを代表する「茶の文化」をメインテーマとして各種イベントや講演会等を実施することとなった。現在、具体的な事業内容について、近畿地方整備局など関係諸機関と連携し、鋭意検討を行っているところである。

■西日本広域観光ルートの開発

7月14日に国土交通省観光庁観光地域振興部長の田端浩氏を招いて、国の新成長戦略における観光立国・地域活性化戦略についての講演会を行うとともに、西日本経済協議会ならびに西日本広域観光連絡会メンバーとの意見交換会を開催した。その場において、訪日外国人旅行者誘致に向けた新たな西日本広域観光ルート開発が、国の掲げる「訪日外国人3,000万人」達成にとって大変有意義であり、西日本地域が一丸となって具体的に検討を進めていくことが確認された。

さらに、第52回西日本経済協議会総会(11月10日開催)において、関西を含む西日本エリアにおける「観光振興による地域活性化の推進」が決議され、その具体策として「広域観光とインバウンド観光の推進(西日本版広域観光ルートの創設など)」が掲げられた。

これを受け、当会主導のもと、西日本経済協議会加盟団体および西日本広域観光連絡会加盟団体などをメンバーとした「西日本広域観光ルート検討会」を立ち上げ、同ルート開発に向け、中国・上海周辺の市場調査等を実施することを決定した。

○講演会「グローバル化社会における日本観光」田端浩 国土交通省観光庁観光地域振興部長 10. 7. 14

○政府の観光戦略に関する意見交換会 10. 7. 14

○西日本広域観光ルート検討会
第1回検討会 10.12. 9
第2回検討会 11. 1. 28
情報交換会 11. 2. 15

(2)平城遷都1300年記念事業の支援など関西広域での観光事業の促進

■平城遷都1300年記念事業の支援

平城京誕生から1300年目の2010年、「平城遷都1300年祭」が厳かに幕を開けた。メイン会場である平城宮跡会場が4月24日に賑々しくオープンするや、連日の大盛況となり、11月7日の閉幕(会期198日間)までに、当初予想の250万人をはるかに上回る363万人が同会場に会場した。

当会では、昨年度に引き続き、会員企業を対象に平城宮跡会場の朱雀門や第一次大極殿、平城京歴史館などを巡る視察会を実施(10. 6. 17)した。積極的に事業PRや1300年祭への支援を働きかけ、会員企業からの多大な協力を得た。

■関西広域での観光推進活動への参画と他地域との連携、および歴史街道推進協議会への協力

関西広域機構・関西国際観光推進センター(以下「KITセンター」)は、関西の多様な文化・観光資源を活かし、海外から関西への集客促進を図る関西の広域団体として、国、自治体、民間企業・団体間をコーディネートし、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連動しながら、海外プロモーションやファムトリップ(招待視察旅行)などの活動を行っている。

当会はKITセンターの活動を支援し、協働で海外から関西へのインバウンド促進事業を行った。

7月にはアメリカデルタ航空の機内誌編集者を招き、京都・大阪・奈良・高野山などを

巡る取材行程をコーディネートし、同誌に「関西特集」として掲載されたほか、11月には東南アジアプロモーション事業として、「マレーシア・シンガポール観光セミナー」を支援し、現地商談会などを通して関西へのインバウンド促進を図った。

国内観光に関しては、官民など213の団体から構成し、約4,000名の個人会員を有する歴史街道推進協議会が中心となって、関西の歴史文化資源を活かす広域プロジェクト「歴史街道計画」を推進している。2010年度は「歴史街道第六期計画」の中間年度にあたり、「歴史現場においてそれぞれの時代の文物と環境を味わう仕掛けづくり」をテーマとして、旅行会社と連携した歴史街道ツアーを積極的に展開した。

当会は同協議会との共催事業として、大阪・東京で歴史街道講演会を開催し、ともに多数の一般聴衆を集め、歴史街道事業のPRと個人会員の増強を図った。さらには、関西・東京の旅雑誌出版社などのメディアを対象に、情報交換会を協働で開催し、メディアとの連携強化に努めた。

これらを通じて当会は、関西ブランドの発信、関西ブランドを活用した集客促進を図った。

(3) ブランドとしての伝統芸能の活用・支援 と関西の文化振興事業への参画

当会は、関西発祥の伝統芸能である能楽・文楽・歌舞伎の魅力の向上と普及支援のため、2008年度より伝統芸能基礎講座やワークショップなどを開催してきた。3年目の節目となる今年度は、伝統芸能の舞台を華やかに盛り上げる「下座音楽」にスポットを当てて、専門家によるレクチャーと体験講座を実施した。参加者が実際に和楽器に触れ、奏することにより、日本の伝統芸能である「下座音楽」の魅力を体感していただき、ビジネス内外の国際交流や、社会人としての幅広い教養の醸成に資する機会となった。

この他、伝統芸能普及を目指して情報発信強化を図るため、立命館大学の協力を得ながら、関西伝統芸能のポータルサイト「伝統芸能 Live!」を運営した。次年度以降は、伝統芸能を「関西ブランド」の重要資源の一つと捉えて、その魅力を十分に活かしながらインバウンド促進に繋げ、観光立国の実現を目指していく。

<伝統芸能講座>

○伝統芸能への誘い「伝統芸能のオーケストラ“下座音楽”の魅力を探る」赤間亮 立命館大学教授、中村寿慶 邦楽演奏家

11. 1.26

事業 都市創造事業への取り組み

関西都市圏の国際競争力を強化し成長発展するため必要となる都市づくり施策や戦略を検討し、国の大都市圏制度政策等へ反映するため、「関西都市圏における都市づくり施策研究会」を設置し検討を行った。

関西の大都市圏戦略としては、従来の拡散型都市圏から京阪神に集約する「多核連携・重層型環境都市圏(スマート・シェープアップ)」すべきとの方向性を整理した。また、都心においては、安全・安心なまちづくり、QOL(Quality of life:生活の質)を高め、市

民に誇れるまちづくりを行うこと、併せて海外からの集客交流促進を目指して、関西の都心で新たな公共によるまちづくりの仕組みを検討するため、米国のBID(Business Improvement District:都心環境改善特区)の研究を行った。

さらに、東日本大震災を踏まえ、災害に強い国際都市を目指して関西の多核な都市圏構造を活かしたバックアップ機能を兼ね備えた多核連携型都市圏づくり、また都心における災害に強い交通システムの強化と新しい公共

による防災体制の構築が必要であると整理した。

- 第1回研究会「大都市圏政策の背景と検討課題」青山公三京都府立大学教授、「海外の広域計画の取り組み事例」斎藤道雄 地域交通計画研究所所長 10. 6. 8
- 第2回研究会「都市政策の動きとメガリージョンの都市空間について」岸井隆幸 日本大教授 10. 7. 20
- 第3回研究会「プレースマーケティングを活用した広域圏戦略の事例」土井健司 香川大学教授 10. 8. 23
- 第4回研究会 10. 9. 13
- 第5回研究会 10. 11. 30
- 第6回研究会 11. 1. 25

(2)都心部のまちづくりの推進と支援

■夢洲・咲洲まちづくり

大阪市、大阪府が核となり経済3団体の協力のもとで舞洲・咲洲のまちづくりを推進するため、7月1日に夢洲咲洲地区活性化共同チームが発足した。また、夢洲咲洲地区企業等誘致協働チーム(大阪市、大阪府、経済3団体)による現地見学会などを実施した。

- セミナー及び現地見学会 10. 5. 26
- 現地見学会 10. 10. 21

■水都大阪

水都大阪のまちづくり活動組織として、従来の「水の都大阪再生委員会」と「花と緑・光と水懇話会」を統合し、水都大阪を牽引する新たな組織として「水都大阪推進委員会(委員長：大阪市副市長)」が4月7日に発足した。一昨年に開催した「水都大阪2009」を一過性のイベントに終わらせることなく、これを契機に育まれたネットワークや新たな仕組みを次代に活かすため、ソフト・ハード一体的なまちづくり推進を目指している。現在、同委員会のもと、「水と光のまちづくり構想」の策定に向けて、ハード整備、市民参画、広報プロモーションを検討する3つのワ

ーキング・グループが12月に設置され、検討を行っている。

■光のまちづくり

大阪都心の光によるまちづくりを推進するため、関西電力と当会が事務局となり、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、民間団体及び学識者を構成メンバーとする「光のまちづくり企画推進委員会(2004年8月4日に設立)」が主催して、恒例イベント「OSAKA 光のルネサンス」を開催した。併せて、各種の光に関するイベントとの調整、情報発信などの活動を行った。

また、11月29日には、「光のまちづくり企画推進委員会」が事務局となり、大阪府、大阪市、神戸市、京都市、和歌山県、大津市、奈良県、奈良市、近畿運輸局、大阪観光コンベンション協会などによる「関西光ネットワーク交流会」を大津市で開催した。関西地域の「光」に関する交流を促進するとともに、一体的な広報プロモーション展開に向けて意見交換を行った。

■御堂筋等まちづくり支援活動

＜御堂筋空間利用検討会＞ 2009.12設立
御堂筋の利用方法やニーズが多様化していることから、御堂筋の道路空間のあり方について検討・提言することを目的に、国交省、大阪市、経済3団体及び地域団体による検討委員会を設置し、活動を行っている。今年度は、2回の検討会が開催され、側道の有効利用の協議を行った。

＜御堂筋にぎわい空間づくり実行委員会＞
2003. 4設立

御堂筋の長堀から難波間の賑わいと活性化にむけて、地域団体が主体となり、国交省、大阪市、経済界が協力して委員会活動を行っている。御堂筋オープンフェスタを5月に(毎年：母の日)開催したほか、不法駐輪防止などの活動を行った。

＜御堂筋まちづくりネットワーク検討会＞
2001.12設立

御堂筋の淀屋橋から本町間の美観活動とまちの活性化を目的に、沿道企業や関係者でまちづくり検討会を組織している。当会は特別会員としてその活動に協賛・支援している。御堂筋 SPRING GALLERY (10. 5.13 ~ 6.4)、御堂筋 AUTUMN GALLERY (10.11. 4~12.17)を開催し、彫刻清掃と平野町街園の剪定、まちかどコンサート、御堂筋放談、御堂筋彫刻写真展を行ったほか、御堂筋の景観のあり方について景観協議会勉強

会を行った。

＜ミナミ活性化協議会＞ 2005. 9.20設立
大阪ミナミ地区の環境浄化と環境美化を推進するため、大阪府、大阪市、大阪府警察署、地元団体等の7団体による協議会活動が行われており、当会は賛同団体として協力している。2011年1月21日に代表者会議、合同パトロール(相合橋→御堂筋)を実施したほか、迷惑駐輪追放活動(不法駐輪へのエフ貼付)も行った。

重点事業 大阪駅北地区開発プロジェクトの推進

(1)大梅田グランドデザイン実現のためのプラットフォーム組成の支援

2008年7月に当会がとりまとめた「大梅田グランドデザイン」の実現に向け、「将来の大阪シティスタイル研究会」、「梅田地区エリアマネジメント実践連絡会」と連携しながら、「歩いて楽しい地上のまち」をテーマに先行的・実験的な活動を実施した。2011年度には大梅田のエリアマネジメントを担うプラットフォームを組成予定である。

また、2009年12月に閣議決定された新成長戦略(骨子)では、成長の牽引役としての大都市の再生が挙げられ、魅力向上のためにPPPを活用した拠点整備を戦略的に進めることが打ち出されたが、これを受けて当会は、「うめきた」を含む大梅田地区を関西における成長戦略を実現する拠点として位置づけるべく国土交通省成長戦略会議に対して提案活動を行った。その結果、2010年5月に策定された国交省成長戦略の中の「新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進」において「先進的な取り組みを行っている(行おうとしている)事例」として「梅田地区」が明記されることとなった。

こうした活動をさらに推進すべく、7月には国交省から技術審議官を招き、「将来の大阪シティスタイル研究会」、「梅田地区エリアマネジメント実践連絡会」を交えて、大梅田

における取り組みを国交省にアピールした。

(2)先行開発区域の事業推進のためのPR・プロモーション活動

2010年3月に先行開発区域の建築工事が着工し、同4月に下妻会長出席のもと着工セレモニーが執り行われた。同時に梅田スカイビル内に先行開発プロモーションセンターがオープンした。

当会では、会員企業向けPRセンター視察イベントの定期的な開催や、KISP会員への紹介のほか、地域サポーター活動でも視察会を主催し、関西経済界へのプロジェクトの認知度向上に努めた。合わせて、経団連の正副会長や、民主党議員へのプロジェクト視察会を行うことにより、中央の政財界に対しても広くPRを行った。

また、6月10日・11日の両日に「ナレッジキャピタルトライアル2010」が“体感・ナレッジキャピタル”をテーマに開催され、ステークホルダーに対してナレッジキャピタルへの参加拡大プロモーションが行われた。その中のアドバイザリーボード会議では、当会下妻会長をはじめとするアドバイザーから「ナレッジキャピタルにおける連携・協働の在り方について」の提言が行われた。

10月には、ナレッジ・キャピタル・マネジメントが先進事例調査として主催したアルス

エレクトロニカ(オーストリア・リンツ市で毎年開催される、世界最大の電子芸術フェスティバル)視察会に当会から専務理事が参加し、事業の理解促進と関係者との連携を図った。

(3) 2期開発区域の具体的推進と2期ナレッジ・キャピタルの具体化

7月に開催された第10回大阪駅北地区まちづくり推進協議会では、『環境技術の標準化をリードする活動』と『関西の総合力を発揮させるオープンイノベーションを創起する場の設定』に先行的に取り組むべき」との提案が承認された。

「環境技術の標準化をリードする活動」については、その具体的な検討の場として「国際標準化を活用した環境ビジネスのあり方検討会」を当会と大阪市とが共同で立ち上げた。ここでは大阪工業大学・平松幸男教授を座長に、官民連携による「(仮称)ASIAN Norm(アジア標準化機構)」の形成に向けた議論が進められている。

「オープンイノベーションを創起する場の設定」については大阪市が事務局となり「オープン・イノベーション・ビレッジ開設準備委員会」が創設されており、当会も委員として参画している。

また、まちづくり推進協議会では「北ヤード」に替わる新たな地区名称の募集についても承認され、当会、大阪市、都市再生機構が「大阪駅北地区名称決定実行委員会」を組織し、公募・一般投票方式での地区名称決定事業を実施した。8月26日から実施した名称の公募では、関係者の期待を大きく上回る4,378件もの応募が寄せられた。これを有識者4名から成る「大阪駅北地区名称候補選定委員会」で一般投票にかける名称候補5作品(うめきた／梅北、北梅田、ゆめきた、梅田シティヤード、おおさかきたまち)に絞り込み、12月28日から一般投票が行われた。11,023票の

投票が寄せられた結果、最も多くの票を獲得した「うめきた／梅北」が新たな地区名称に決定し、2月2日に発表された。今後はあらゆる場面で新名称の浸透を図っていくこととしている。

協議会ほか開催日は以下のとおり。

■大阪駅北地区まちづくり推進協議会

○第10回協議会 10. 7. 9

■国際標準化を活用した環境ビジネスのあり方検討会

○第1回検討会 10.10. 4

○第2回検討会 10.12.14

○第3回検討会 11. 3.29

■大阪駅北地区名称決定実行委員会

○第1回委員会 10. 8. 2

○第2回委員会 10.12. 8

■大阪駅北地区名称候補選定委員会

○第1回委員会 10. 8. 2

○第2回委員会 10.11.19

○第3回委員会 10.12. 8

(4) 拠点連携型の総合特区実現への働きかけ

政府では、成長戦略の一環として総合特区制度の創設を推進している。総合特区のアイデア募集に際し、当会では「関西“拠点連携型”広域特区構想」を9月21日に提案した。その中で、特区を複数の中核拠点を含んだ形で広域指定し、拠点間の連携促進と政策措置を各中核拠点に集中投下することで、特区効果を広域に生じさせるような制度の設計を求めた。

関西都市圏の中心部に集積するグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションなどの中核拠点や、関空、阪神港などの物流拠点がポテンシャルを最大限に発揮し、エリアを越えて特区効果をさらに広域に相乗的に波及させるためには、各拠点の相互連携が必要との考えのもと、近畿経済産業局と共同で京阪神各自治体(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)参画による「関西拠

点間連携推進方策研究会」を立ち上げ、自治体間ならびに拠点間の連携促進を図った。

2011年度に予定される総合特区の正式申請に向けて関西各自治体がさらに相互連携を強化するよう取り組むとともに、関西が特区認

定を受けられるよう関係各所に働きかけた。

2011年4月には関連する自治体での共同申請について議論する「(仮称)地域協議会準備会」を立ち上げる予定。

重点事業 分権型社会を見据えた広域交通・物流インフラ整備の地域戦略の立案

(1) 関空のハブ化、スーパー中枢港湾阪神港の育成、高速道路ミッシングリンクの解消など陸海空国際物流機能の強化

■関空がアジアのハブ空港となるために

関空は、2007年の2期滑走路供用により日本で唯一の複数滑走路を持った完全24時間空港となった。また、広大な2期島には大規模物流拠点の展開用地が豊富にあり、東アジア地域の国際貨物ハブ空港となるポテンシャルを有している。一方、伊丹空港の騒音公害問題への反省から環境に配慮した海上空港として建設されたため、関空会社は過大な有利子債務を抱える結果となり、年間200億円を超える利払いが近隣アジア諸国との空港間競争の足かせとなっている。

関空が持てる潜在力をフルに発揮し、アジアのハブ空港となるために、まずは、関空会社の財務構造の改善による高コスト構造の是正と空港機能の強化が不可欠である。

当会は、地元関係4府県3政令市と経済団体及び国土交通省航空局のトップで構成する関西3空港懇談会(会長：下妻関経連会長)の取りまとめ役として、4月12日に第7回懇談会を開催し、①関西空港を首都圏空港に並ぶハブ空港として明確に位置づけ、国による財務構造問題の早期抜本解決を促すこと、②当面3空港は併存させる必要があり、3空港の一元管理を進める中で、関空のハブ機能を伊丹空港と神戸空港が補完する形で運用を最適化させ、関西全体としての空港機能の強化を図ることを、関西の総意として申し合わせた。(資料65頁)

これを踏まえ、国土交通省の成長戦略会議

をはじめ、国での議論への反映を働きかけた結果、5月17日に公表された国土交通省の成長戦略では、関空が「抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、格安航空会社(LCC)の拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する」との方針が優先事項として盛り込まれた。また、地元自治体・経済界が連携組織である関西国際空港全体構想促進協議会(関空促進協、会長：下妻関経連会長)では、7月29日に「関西国際空港の機能強化に関する要望書」(資料68頁)を取りまとめ、この戦略に基づく政策の具体化により、関空会社のバランスシート改善や空港機能の強化を国の責任において早急に講じることを要望している。

関空と伊丹空港の経営統合に関しては、9月30日に、国土交通省航空局主催による「関西国際空港・大阪国際空港の経営統合に関する意見交換会」が設置され、2012年4月に予定されている経営統合に向けた議論が本格的に始まったが、当会もこのメンバーとして地元経済界の意見反映に努めた。その結果、統合事業会社と地元との協議会の法定化などを盛り込んだ両空港の経営統合に関する法案が、3月11日閣議決定された。

こうした関空の高コスト構造是正と空港機能強化に向けた国への働きかけに加え、関空がアジアのハブ空港となるためには、地元自治体・経済界と連携した関空への就航促進と需要喚起が必要となる。

当会は、関空促進協の活動を中心に、関空

会社と連携した就航ネットワークの強化支援に取り組んでいる。今年度も7億円規模の事業を展開し、世界各地へのエアポートプロモーションや航空会社への就航奨励金交付などの就航促進に取り組んだ。また、経済界は関空における広告掲出という形により1.5億円規模の財源負担の協力を行った。こうした活動も奏功し、関空への就航ネットワークはアジアのエアラインを中心とした大幅な増便となった。

＜当会が実施したプロモーション活動＞

○ジャカルタ	10. 6. 9～12
○上海	10. 7. 27～30
○香港	10. 9. 7～ 8
○インド(デリー、ムンバイ)	10.10.13～17
○マレーシア、シンガポール	10.11.22～27

また、関空促進協と国際物流戦略チームとの連携事業として「関空物流ニュービジネスモデル促進事業」を昨年度より実施している。本年9月29日、関空の貨物エリア内にわが国発の医薬品専用の定温庫がオープンしたが、本事業は昨年度の認定事業の一つであり、当会もその利用促進のためのセミナーを関空会社と共催するなどの支援を行った。また、11月26日には、本年度事業として、生鮮品や加工品などの食の輸出分野を中心に5社5事業を認定した。今後、関空促進協および関空会社とともに認定事業の進捗フォローや必要な支援を行う予定である。

■阪神港の国際コンテナ戦略港湾指定獲得

経済のグローバル化の進展と海上輸送貨物量の世界的増加に対応し、海上輸送の効率化の観点から、大量一括輸送としてのコンテナ輸送船舶の大型化が世界的に進んでいる。一方で、アジアでの貨物取扱量は、中国をはじめとする近隣諸国の急激な経済発展にともない急増、我が国港湾と釜山港等アジア諸国港湾との国際競争は、激化の一途である。

このような中、国土交通省は、2009年12月、わが国のコンテナ港湾について、さらな

る選択と集中により国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾を選定する方針を打ち出し、2月12日より募集を開始した。

大阪湾諸港の港湾管理者である神戸市、大阪市、大阪府、兵庫県と大阪商工会議所、神戸商工会議所および当会からなる阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会(代表：矢田立郎神戸市長)は、阪神港の選定を促す2月8日の提案書に続き、5月12日には選定の上、実現を国策として支援すべき旨の要望書(資料69頁)を、改めて国に提出した。

8月3日、国土交通省成長戦略会議の下に設置された国際コンテナ戦略港湾検討委員会 は、阪神港を最高点で評価し、京浜港とともに国際コンテナ戦略港湾にすべきとの検討結果を公表。これを受けて、8月6日、国土交通大臣は阪神港と京浜港を国際コンテナ戦略港湾に選定した。

■国際物流シンポジウム2010の開催

関西の陸・海・空の国際物流機能の強化に産学官で取り組む国際物流戦略チーム(本部長：下妻関経連会長)は、10月15日、国際物流シンポジウム2010を開催した。広く社会に関西の国際物流の現状と課題に対する認識を高めるべく、当シンポジウムでは、発足後5年を経過した国際物流戦略チームの取り組みの総括を行った。また、今後の関西の国際物流のあるべき方向性について活発な議論が展開され、「国による選択と集中の諸施策が進む中、関西は、民活マインドを十分に活かしてアジアの活力を取り込むとともに、首都圏を補完する機能、リスク分担・分散機能を担うべきであり、そのために、国家戦略とならぶ地域戦略の立案、総合特区政策の実施、ミッシングリンク解消が必要となる。こうした面で、関西広域連合への期待は高まっている」との認識が共有された。

3月28日に開催した国際物流戦略チーム第7回本部会合においては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震への対応と関西の果

たすべき役割について意見交換を行い、緊急アピール(資料70頁)を採択した。

■高速道路ミッシングリンクの解消

4月8日、京阪神高速道路整備促進協議会(下妻関経連会長)は担当者会議を開催し、大阪府・大阪市が検討している都市圏高速道路の料金統一化と整備促進に向けた「都市圏高速道路一体運営化構想」と、本年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通状況について意見交換を行った。その上で、特に、昨年4月に開催された第4回国幹会議にて「第二京阪道路の全線開通後に周辺道路の交通状況をみて着工の判断をする」とされていた新名神高速道路の未着工区間(大津～城陽、八幡～高槻)については、今年度内においても、交通状況の確認をしつつ適時に早期着工の要望活動を行う必要があるとの認識を共有した。

6月、国土交通省及び西日本高速道路より公表された「第二京阪道路(巨椋池～門真間)全線開通後3ヶ月間の交通状況」にて、第二京阪道路と並走する名神高速道路の一部の区間では交通量や渋滞が僅かに緩和したが依然として高水準であること、またそれ以外の区間では、滋賀県方面から第二京阪道路へ流入する新たな交通量の増加を受けて、京滋バイパス(久御山JCT～瀬田東JCT)の渋滞が全線開通前の3倍に膨らむなどの深刻な事態を迎えている様子が示された。

これを受けて当会は、6月23日に開催された西日本経済協議会(西日本の6経済団体＝北陸経済連合会、中部経済連合会、中部経済連合会、四国経済連合会、九州経済連合会、および当会で構成)の幹事会において先の交通状況を報告。西日本経済協議会の総意としての要望書『新名神高速道路「抜本的見直し区間(当面着工しない区間)」の早期着工並びに早期全線開通に関する要望』(資料96頁)をとりまとめ、10月28日に、民主党陳情要請対応本部の田村謙治筆頭副本部長(民主党総括

副本部長)と馬淵澄夫国土交通大臣に手交した。

(2) 関西版ポートオーソリティ構想など広域交通・物流インフラ整備の将来像研究

■関西版ポート・オーソリティ構想の検討

経済、産業の国際競争は、国間の競争から地域間、都市間のグローバルな競争へと変化している。一方で、広域交通物流基盤は、戦略なき分散化の結果、個々の基盤の最適化がともすると地域内での競争に陥り、必ずしも地域全体での最適化につながらず、産業の国際競争力向上に十分に寄与していない。

こうした現状を踏まえ、広域基盤整備委員会では、関西ビジョン2020における「関西独自の陸海空にわたる交通・物流基盤の一体的運営組織の設立を検討すべき」との提言の実現可能性について検討を始めるべく、5月18日、物流担当委員長の下に上村敏之関西学院大学経済学部教授を主査として、関西版ポート・オーソリティ研究会を設置した。

研究会では、交通物流事業会社の統合合併によるメリット・デメリットの分析、海外事例の調査、関西広域連合に関する考察等を行った上で、これらを総合的に検討した結果、新たに設置された関西広域連合が事業会社と連携して関西の広域交通物流基盤の運営を一体的に行うポートオーソリティ機能を担うべきとの提言を報告書に取りまとめた。

来年度以降、提言の実現に向けて、関西広域連合等の関係先に働きかけていく。

<研究会開催実績>

○第1回 事務局報告：研究会の設置趣旨と進め方について

講演：「阪神港の目指す方向と港湾一元管理の意義について」吉井真 神戸市みなと総局技術部参事 10. 5. 18

○第2回 講演：「都市圏高速道路等の一体的運営(ハイウェイ・オーソリティ)構想」の内容と意義について 井出仁雄 大阪府

都市整備部交通道路室道路整備課長

10. 6. 15

- 第3回 講演：「関西広域連合について」
事務局報告：広域一元管理の海外事例について 枋尾隆 関西広域機構広域連合準備室 10. 7. 21

- 第4回 講演：「国土交通省成長戦略航空分野に関する国の取り組みについて」野本英伸 国土交通省航空局関空・伊丹経営統合準備室課長補佐
事務局報告

- ・海外事例の振り返りと海外調査について
- ・中間報告について 10. 10. 7

- 第5回 事務局報告：海外調査について
意見交換：関西広域連合による広域交通物流基盤の整備・管理について 10. 11. 18

- 第6回 意見交換：関西版ポート・オーソリティ構想について 10. 12. 17

- 第7回 意見交換：研究会の取りまとめについて 11. 1. 13

- 第8回 意見交換：研究会の取りまとめについて 11. 2. 24

- 第9回 意見交換：研究会報告案について 11. 3. 24

＜海外調査の実施＞

訪問先：パリ、アムステルダム

- ①イル・ド・フランス交通連合
- ②パリ空港公団
- ③ロッテルダム・ポート・オーソリティ
- 他 10. 10. 31～11. 5

■高速鉄道ネットワークのあり方

整備新幹線については、現在、国土交通省の政務三役で構成される整備新幹線問題検討会議において、全国の工事実施計画申請路線の未着工3区間（九州新幹線／諫早～長崎間、北海道新幹線／新函館～札幌間、北陸新幹線／白山総合車両基地～敦賀間）の着工順

位を含め、整備の在り方について検討作業が進められている。

当会は、特に関西の広域的な発展への効果が期待される北陸新幹線の早期全線開業を望む立場から、北陸経済連合会、福井商工会議所と共同で、「北陸新幹線の敦賀延伸に伴う経済波及効果等の調査」を実施した。7月2日には、前原誠司国土交通大臣に調査結果を手交するとともに意見交換を行った。

また、リニア中央新幹線については、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会鉄道委員会中央新幹線小委員会において整備の在り方が検討されているところであるが、12月15日に、走行方式についてはリニア方式、建設・運営主体としてはJR東海が妥当とする「中間とりまとめ(案)」が公表された。その中で、小委員会は、先にJR東海より公表された整備構想が、東京～名古屋間の開業を2027年とし、大阪開業を18年後の2045年としていることを踏まえ、大阪開業早期化を図るための検討の必要性や、関西圏としてリニア中央新幹線を活用した街づくり戦略を検討すべしとの付帯意見を添えた。

一方、上記の「中間とりまとめ(案)」を受け、関西経済界においても、大阪開業の遅れによる関西の地盤沈下を危惧する機運が次第に醸成され、本年2月に開催された第49回関西財界セミナーでは、「関西として全線一斉開業を目指して働きかける」旨の文言が宣言に採択された。

こうした動きを踏まえ、広域基盤整備委員会では、12月25日と1月21日にスタッフ会議を開催し、リニア中央新幹線に関する基礎情報の収集を行い、3月8日には、大阪開業の早期化に向けた調査研究や提言を目的に「リニア中央新幹線研究会」を設置し、活動を開始した。

事業 アジア太平洋における経済協力の推進

2010年に日本がAPEC（アジア太平洋経済協力）およびABAC（APECビジネス諮

問委員会)の議長を務めることを念頭に、A P E C 関連会合やA B A C 日本支援協議会の活動への参画・支援を積極的に行うとともに、自由貿易の推進に向けた調査・研究活動を実施した。

■日本で開催されるA B A C / A P E C 関連会合への参画・支援による経済交流の強化

2010年1月に公表した「アジア太平洋地域の持続的な発展に向けたわが国の対外経済戦略に関する提言」で掲げた要望事項の実現に向け、A B A C やA P E C の活動への参画・支援による交流や意見交換を実施した。

上記提言の中でも、特に、①「途上国の低炭素社会構築と経済開発を促進するインフラ整備・人材育成の支援」、②「現在交渉中のE P A / F T A に加えて、F T A A P (アジア太平洋自由貿易圏)およびT P P (環太平洋パートナーシップ)枠組みの構築に向けた同時並行での取り組み」の実現に向けた働きかけを行った。

7月14日には、A B A C 中間報告会を開催し、A B A C / A P E C における2010年前半の議論について会員企業に情報提供するとともに、関西経済界の要望をA B A C 日本スタッファーにアピールした。

さらに、A B A C やA P E C で2010年の議論について最終的な方向性の取りまとめが行われる直前の時期をとらえ、7月22日には「2010年A P E C シンポジウム in 大阪」を開催し、関西経済界の要望を外務省・経済産業省の担当審議官、A B A C 日本委員、米国大使館経済公使、インドネシア総領事にアピールした。

また、11月のA P E C 2010横浜リーダーズウィークに際して開催された下記の民間関連会合にも参加・協力を行った。

○A B A C 第4回横浜会議(9日には日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、当会の経済四団体主催によるA B A C ガラディナーを開催) 10.11. 7~10

○A P E C 中小企業サミット 10.11.11

○A P E C C E O サミット 10.11.12~13

○菅総理主催A P E C 夕食会 10.11.14

なお、A B A C とA P E C の活動や議論の結果については、12月22日に「A B A C / A P E C 2010大阪報告会」を行い、外務省、経済産業省の担当審議官やA B A C 日本委員から説明が行われた。

■関西で開催されるA P E C 担当大臣会合への支援による相互理解の促進

2010年A P E C 関連会合のうち、関西においては、6月に福井でエネルギー大臣会合、9月に奈良で観光大臣会合、11月に京都で財務大臣会合が開催された。

このうち、6月のエネルギー大臣会合に際しては、記念行事として6月16日に開催された「国際ヒートポンプミーティング2010 in 福井」を後援するとともに、奥田専務理事が「環境先進地域・関西」の紹介と関経連の取り組みについてプレゼンテーションを行った。

■E P A / F T A の締結推進に向けた対話の推進

日本のE P A (経済連携協定)については、2011年3月末現在、11カ国・地域との間で発効している。2010年度は11月にペルーと締結合意し、2月にはインドと締結した。豪州とG C C (湾岸協力会議)とは交渉中、韓国とは交渉中断中となっている。また、A S E A N + 6、A S E A N + 3、日中韓、モンゴルとE P A の可能性について研究・議論が行われている。

アジア太平洋地域の広域的なF T A (自由貿易協定)を想定しているT P P (環太平洋パートナーシップ)について、日本政府は2011年6月に交渉参加について決定をする予定となっている。

こうした状況をとらえ、当会では、日本のE P A 推進において課題のひとつとなっている農業問題についてJ A 全中の担当者を講師

に講演・懇談会を開催するなど、EPA／FTAの推進に向けた調査研究を行った。

当会ではまた、政府・政党幹部との懇談などの機会をとらえ、企業の国際競争力の維持・強化をはじめ、わが国経済の持続的な成長の実現という観点から、現在交渉中のEPA／FTAに加えて、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）およびTPP枠組みの構築に向けた取組みを同時並行で進めるよう働きかけを行った。

講演会・懇談会の開催状況は下記のとおり。

- 国際経済講演会「WTO・EPA交渉に関するJAグループの主張と大転換期における新たな協同の創造」小林寛史 全国農業協同組合中央会（JA全中）農政部次長兼WTO・EPA対策課課長 10. 6. 11
- 関西・カナダ ビジネスラウンドテーブル（カナダ大使館と共催） 10. 10. 5
- 国際講演会（大商と共催）「台湾・中国両岸関係と日本」江丙坤 海峡交流基金会会長 10. 10. 15
- 国際経済講演会「アジア太平洋地域を中心とした広域FTA、経済統合の動向」助川成也 ジェトロバンコクセンター主任調査研究員（アジア）・次長（調査担当） 10. 12. 2

■アジア太平洋研究所構想の支援

2008年4月設立のアジア太平洋研究所推進協議会（APIPC、会長：下妻博住友金属

工業会長）は、「うめきた」先行開発区域に設置予定のナレッジ・キャピタルの主要事業のひとつであるアジア太平洋研究所（API）構想を推進するため、2011年4月のAPI開設をめざしF／S（調査研究）活動を推進してきた。

APIPCでは2010年度上半期、「オバマ政権のグリーン・ニューディール（GND）政策とアジアはどう併走すべきか」をテーマとするGNDトライアル研究を実施するとともに、4月から9月まで、「アジア太平洋の連携とは何か」をテーマとしたリレー講座を6回にわたって開催した。また、留学生や企業中核人材の育成をテーマに、関西主要大学副学長との懇談会を開催した。

5月31日にAPIPC総会、11月29日に臨時総会を開催した後、2011年3月28日の臨時総会でAPIを4月1日に正式に設立することを決定した。

当会はAPIPCの顧問団体として、リレー講座への後援など、APIPCのF／S活動を積極的に支援・協力してきた。

2010年11月には、API構想の具体化や関係団体との機能整理や統合の可能性の検討を支援するため、関経連事務局内にプロジェクトチームを設置し、APIPCや関係団体との集中的な議論を経て報告を取りまとめた。今後、当会としてAPIの設立に向け、積極的な支援を行うこととした。

重点事業 アジアの環境・エネルギー問題解決への貢献

（１）アジアの経済団体およびERIAとの連携による人材育成事業の充実

＜ERIAとの連携＞

ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）は、東アジア経済統合の深化、域内格差の是正、および持続的な経済発展に資する政策研究や政策提言を行うことを目的として2008年6月、インドネシア・ジャカルタに

設立された国際機関である。当会では2009年11月、インドネシア使節団を派遣した際に協力合意書を締結している。

5月21日、西村ERIA事務総長、スリンASEAN事務総長と下妻会長はじめ当会役員との昼食懇談会を大阪で開催し、関西・関経連とERIA、ASEANとの関係強化について意見交換を行った。

7月4日、奈良県およびERIAとの共催により、シンポジウム「地域と未来をつなぐ—東アジア共同体の実現に向けて—」をテーマに「ERIAリージョナルネットワークフォーラム2010」を開催した。平城遷都1300年記念事業のひとつとして開催された本シンポジウムでは、「21世紀の東アジア共同体は経済的、文化的側面において如何にあるべきか？」をテーマに、スリン・ピッサワンASEAN事務総長、および、ERIAの活動を支える東アジア16カ国の著名な研究者を交え、活発な議論が展開された。

11月9日、スリン・ピッサワン事務総長はじめASEAN事務局幹部、西村英俊ERIA事務総長を迎え、当会とERIAの主催、ASEAN事務局と読売新聞社の共催によるシンポジウム「成長が続くアジアの低炭素社会の実現に向けたERIA・関西の役割」を大阪で開催した。

基調講演を行ったスリン・ピッサワンASEAN事務総長からは、経済開発やインフラ整備は生活の質との両立が重要であるとの指摘とともに、日本の経験を東アジアの国々と共有し新しいコミュニティ形成に寄与いただきたいとの期待が述べられた。その後、695件、総額3,900億米ドルにのぼる広域インフラプロジェクトを含む「アジア総合開発計画」の現状と展望、および「環境先進地域・関西」からのインフラ構築・人材育成支援の可能性等についてパネル討議を行った。

なお、同日付で関経連事務局内に「ERIA連携室」を開設。協力合意書を踏まえ、ERIAの活動状況に関する会員企業への情報発信、および両団体間の一層の連携強化を図っていくこととした。

2月17日、ERIA、関西学院大学、りそなアジア・オセアニア財団との共催により、シンポジウム「アジア総合開発計画の全容とその実態—どのようにすれば域内インフラ建設を日本企業のビジネスチャンスに変えられ

るか—」を開催した。本シンポジウムでは、アジア総合開発計画の取りまとめに関連した、ERIAおよびアジアの研究者・実務家・日系企業関係者を交え、計画具体化に向けた課題や日本の役割、ビジネスチャンス等について活発な議論がなされた。

＜アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム研究会＞

当会は2009年7月、国際委員会のもとに「アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム研究会」を設置した。研究会では、アジアにおいて「環境・省エネに関する意識を醸成するとともに、ビジネスで環境・省エネ問題の解決の一端を担える」人材の育成に関する検討を実施した。その結果、(独)国際協力機構(JICA)による「太陽光発電導入計画支援研修」が実施されることとなり、(財)太平洋人材交流センター(PREX)とともに当会もその実施に協力した。

本研修をはじめ、途上国の経済発展を支える人材育成を行う機関として、関西にはJICA大阪国際センター、兵庫国際センターや海外技術者研修協会(AOTS)関西研修センターなどの拠点があるが、このうち、JICAについては、政府・与党の事業仕分けにおいて、大阪・兵庫の施設統合が打ち出された。そこで研究会においても、両施設の見学会を開催し、両施設の概要・利用状況等に関する意見交換を実施した。

環境・省エネ分野等における途上国の人材育成ニーズの高まりと関西としての貢献ポテンシャルを踏まえ、当会では8月2日、大商、同友会と連名で「関西における海外人材の育成機能の維持・強化に向けた要望—JICA大阪の存続を求める—」(詳細は52頁参照)をとりまとめ、公表・建議した。

会合等の開催状況は下記のとおり。

○第6回研究会「アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム研修事業報告」「2010年度太陽光発電導入計画支援研

- 修について」 10. 5. 27
○ J I C A 兵庫・ J I C A 大阪施設見学会
10. 6. 15
○ 人材育成関係機関との意見交換会
11. 3. 31

＜太陽光発電導入計画支援研修＞

太陽光発電導入計画支援研修は、開発途上国政府の再生可能エネルギー担当者を対象に、日本の太陽光発電導入の歴史や官民双方の普及・促進に向けた現在の取り組みを学び、自国での太陽光発電計画を策定するための基礎情報を収集してもらうことを主眼とする J I C A の研修事業で、 P R E X が受託し、当会も企画・運営に協力している。

関西の太陽光パネル製造会社や電池メーカーのほか、住宅に太陽光発電装置を設置するハウスメーカー等関連企業の協力を得て、産官学の連携により企画・運営を行っている点に本研修の特徴がある。2010年2月に第1回目の研修を J I C A 大阪で実施し、好評を博したことから、本年度からは、対象国をグループ分けし、9月20日～10月22日には系統連携による導入が検討されている国(タイ、インドはじめ10カ国13名)、2月3日～3月5日には、地方電化のための個別設置による導入が検討されている国(カンボジア、エチオピアはじめ14カ国15名)を対象とする研修を実施した。

なお、本研修は2010年度より3年計画で実施される予定である。

＜関経連アセアン経営研修＞

10月25日～29日、「アジアの持続的発展とこれからの企業経営～環境問題への対応、国境を越えたパートナーシップの構築」をテーマに実施した。インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、および初参加のカンボジアの9カ国から計14名の企業経営者・幹部を関西に受け入れた。

参加者は、日本における公害の歴史や環境

問題への取り組みについて講義を受けた後、企業・工場等の視察・懇談を通じ、関西企業が有する先進的な環境技術や産学官連携の取り組み等を学んだ。また、最終日には研修の総括として、企業幹部や大学教授を交え、「環境」、「人材育成」について活発な討論が行われた。

本研修は1980年から毎年実施しているもので、研修参加者は累計313名(1996年度から2008年度まで実施した海外研修を含めると1,126名)にのぼる。なお、運営は P R E X に委託した。

＜アジア・ビジネススクール(A B S)の実施＞

アジア・ビジネススクール運営協議会(会長：大坪清関西生産性本部会長、副会長：下妻関経連会長、副会長兼スクール長：井上礼之ダイキン工業会長兼 C E O、事務局：関西生産性本部)は、8月中旬から9月上旬にかけて、第8回アジア・ビジネススクール(A B S)を実施した。「アジア新戦略 成長アジアの果実をつかむ」をテーマとする今回の研修には、関西系企業を中心に21社34名(平均年齢37.1歳)が参加した。

前期日程(8月17日～19日)では、大阪市内で講義を行い、アジアビジネスの最新動向と日本企業の戦略、中国経済の展望等について学習した。後期日程(8月29日～9月4日)では、中国・上海で日系企業を訪問し、中国ビジネスの戦略について話を聞くとともに上海万博を視察。受講生はグループに分かれて市場調査などを行ったうえで、新たな中国ビジネスのプランを作成・発表した。

(2)官民連携によるアジアでの環境・インフラビジネス支援

＜P P P (官民連携)による環境・インフラビジネス支援勉強会＞

2010年度国際委員会重点課題の一つである官民連携(P P P)による環境・インフラビジネスの国際展開についての調査研究を行うべく、「P P P (官民連携)による環境・インフ

ラビビジネス支援勉強会(以下、PPP勉強会)」「(アドバイザー：杉田定大早稲田大学客員教授・元経済産業省大臣官房審議官)を設置した。

本勉強会は国際委員会の主要企業で構成し、講演会・懇談会やヒアリングを通じ、PPPによるアジアでの環境・インフラビジネス展開の現状と課題、今後の支援方策等について検討を行った。こうした活動を踏まえ、2011年5月には「PPP(官民連携)による環境・インフラビジネス海外展開支援強化に関する提言(仮題)」を取りまとめ、公表する予定である。

会合等の開催状況は下記のとおり。

- 第1回「国際競争ルールの変化の中で日本企業は何で稼ぐのか」杉田定大 早稲田大学客員教授 10. 5. 7
- 第2回「ヴェオリアからみた日本市場、そしてアジアの将来性—日本企業および自治体への期待、連携の可能性について—」ジェルサレ・クリスチャン ヴェオリア・ウォーター・ジャパン代表取締役上級副社長 10. 6. 17
- 第3回「水・インフラビジネスにおけるPPP国際展開の現状と課題」水谷重夫 荏原エンジニアリングサービス代表取締役副社長 10. 6. 24
- 第4回「海外水インフラビジネス参入に向けた我が国の取り組み—官民連携(PPP)と水ビジネスについて—」朝比奈一郎 経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐 10. 7. 29
- 第5回「インドにおけるインフラプロジェクトの動向」木村丞一 日本政策金融公庫国際協力銀行ニューデリー事務所首席駐在員 10. 10. 28
- 提言意見交換会 11. 1. 31
- 提言意見交換会 11. 3. 2
- 提言意見交換会 11. 3. 14
- ＜欧州経済調査団＞

7月4日～11日、松下関経連副会長・国際委員長を団長に18名で構成する経済調査団を欧州(フランス、ベルギー、スウェーデンの3カ国5都市)に派遣した。

①低炭素社会の構築、環境ビジネスの国際展開に向けたEUの対応、②欧州統合の拡大・深化の検証、③経済統合協定(EIA)締結促進による日・EU関係の深化、の3点をメインテーマとして、政府関係機関、欧州委員会、環境関連企業との懇談、環境・省エネ配慮型都市・産業クラスター関係施設の視察を実施した。

主な懇談・視察先は下記のとおり。

- ＜フランス：パリ、グルノーブル、シャンペリー＞
- フランス企業振興機構(UBIFRANCE)、フランス原子力産業協会(GIIN)、および環境関連企業
- Veolia Environmental Services 社(バイオ燃料関連施設)
- フランス経団連(MEDEF)
- 在フランス日本大使館
- 環境・省エネ関連クラスター(TENERDIS)、スマートグリッド施設(PREDISセンター)
- フランス国立太陽エネルギー研究所(INES)
- ＜ベルギー：ブリュッセル＞
- 日本機械輸出組合(JMC)、在欧日系ビジネス協議会(JBCE)
- 欧州連合日本政府代表部
- 欧州委員会(European Commission)
- JETROブリュッセルセンター・日本人会
- ＜スウェーデン：ストックホルム＞
- ストックホルム市、ハンマルビー・シェースタッド地区(「2010年 European Green Capital」受賞都市)
- 在スウェーデン日本大使館、日本人商工会、JETROストックホルム

○スウェーデン政府エネルギー庁

＜ホーチミン市PPP勉強会調査団＞

11月23日～27日、PPP勉強会メンバー企業および大阪市建設局の実務担当者7名で構成する調査団をベトナム・ホーチミン市に派遣した。

ホーチミン市における、①PPP事業・ODA案件等の実施状況、②インフラビジネスの海外展開時における法制・制度・事業環境上の課題、の2点をメインテーマに調査を実施。ホーチミン市人民委員会のタイ副市長を表敬するとともに、同市投資計画局および投資貿易促進センターとの懇談、JICA・JETROおよび現地進出日系企業との懇談、工業地区や開発地区、都市鉄道、ハイウェイ等のインフラ整備状況の視察を行った。

(2) 日中ビジネス・フォーラム、日越経済討論会を通じた交流深化

＜日中ビジネス・フォーラム in 関西2010＞

11月30日、関経連、(独)日本貿易振興機構等で構成する日中ビジネス・フォーラム in 関西開催委員会(委員長：下妻関経連会長)主催によりフォーラムを開催した。

本フォーラムは、2001年から8回開催した「日中経済討論会」後継事業であり、日中双方の関心が高い日中環境・省エネビジネスに焦点を当てて開催した。参加者は215名で、うち日本側は172名、中国からは北京市、上海市、山東省、遼寧省より企業・団体幹部等43名が参加し、基調講演・パネル討議の後、来日した中国企業とのビジネスマッチングを実施した。

2011年に始まる「第12次5カ年計画」草案の概要など、中国の環境・省エネ分野における新政策の動向や環境・省エネビジネスにつながる新たな動きを解説するとともに、「中国の環境・省エネ市場の今をとらえ、新たなビジネスを創造する」をテーマに、日中双方の経済人、有識者による事例発表を実施し、中国環境・省エネ市場での戦略的な考え方、

具体的なビジネス構築に向けたヒントを探った。

なお、前日の11月29日には、大会主催により、フォーラムの主要関係団体代表者・登壇者とのビジネスラウンドテーブルを開催した。

＜山東省政府・上海市経済団体連合会との備忘録署名＞

7月3日、当会は山東省政府との間で備忘録を締結した。2009年12月の姜大明省長来阪を契機に双方向での交流が活発化しており、緑色産業国際博覧会開会式に下妻会長が出席のため山東省・青島を訪問した際、姜大明省長はじめ山東省および青島市幹部と懇談するとともに、備忘録に署名し、環境・省エネ分野等におけるいっそうの交流・連携強化を図っていくこととした。

上海万博応援団(後述)を上海に派遣した際、当会は7月29日に上海市経済団体連合会との経済協力交流会を開催し、関西・上海両地域における環境・省エネ問題への取り組み等について意見交換を行うとともに、協力備忘録に署名し、両地域間の貿易・経済協力の拡大を図っていくこととした。

＜第4回日越経済討論会＞

日越経済討論会は、日越ビジネス交流拡大に向けた課題や方策について討議することを目的として、2007年4月にハノイで第1回を開催の後、毎年、日越交互に開催している。ベトナム計画投資省、ジェトロ大阪本部との共催により2010年8月6日に開催した今回の討論会には、日本側が約280名、ベトナム側がドン計画投資省副大臣はじめ約50名、計約330名が参加し、①裾野産業(サポーティング・インダストリー)、②環境・インフラビジネス(水ビジネス)に焦点を当てて討議した。

なお、本懇談会に先立ち、ダン・ファイ・ドン計画投資省副大臣はじめベトナム側幹部との間で大会主催による意見交換会を開催し、大阪市水道局がホーチミンで進めている水道

システム改善事業調査や関経連の人材育成事業の概要についてのプレゼンテーションと意見交換を行った。

＜ベトナム計画投資省との共同委員会設置＞

当会では2004年3月、ベトナム計画投資省との間で協力合意書を締結している。2010年8月6日、大阪での第4回日越経済討論会開催の折、下妻関経連会長とダン・ファイ・ドン計画投資省副大臣との間で、ベトナムと関西の一層の経済交流・連携拡大に向け、「共同

委員会」を設置することが合意された。

11月11日、ベトナム投資セミナー出席のため来阪したホアン・ベトナム計画投資省外国投資庁長官との間で共同委員会の設置について協議を行い、環境インフラ分野における官民連携の推進に向けた環境整備、および、これに関連する人材育成の推進をテーマに4月までに共同委員会を開催することで合意した。

重点事業 通商政策や国際交流強化に関する意見交換・各国との交流

(1) 各国要人との懇談、経済・投資セミナーの開催

スリン・ピッサワンASEAN事務総長、エルベグドルジ モンゴル大統領、ダン・ファイ・ドンベトナム計画投資省副大臣、王軍民中国山東省副省長をはじめとする外国要人との懇談会、表敬訪問受け入れを行った。

懇談会、会合等の開催状況は次のとおり。

＜セミナー・懇談会等＞

- ドナルド・カベルカ アフリカ開発銀行総裁との昼食懇談会・講演会(大商・同友会と共催) 10. 4. 2
- 山東省企業とのビジネスセミナー・交流会(ジェトロ大阪本部、日中経済貿易センターと共催) 10. 4. 26
- アメリカ投資セミナー「アメリカへの投資の魅力―投資促進・優遇措置とケーススタディー」(米国総領事館、大商と共催) 10. 5. 17
- スリンASEAN事務総長・西村ERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)事務総長との昼食懇談会 10. 5. 21
- フランス・ビジネス環境セミナー(フランス大使館対仏投資庁日本事務所、TMI総合法律事務所、大商と共催) 10. 5. 28
- アジア開発銀行ビジネス・オポチュニティ・セミナー(アジア開発銀行、大商と共催) 10. 5. 31

- ERIAリージョナルネットワークフォーラム2010「地域と未来をつなぐ―東アジア共同体の実現に向けて―」(奈良県、ERIAと共催) 10. 7. 4
- フランス・ビジネス環境セミナー(フランス大使館対仏投資庁日本事務所、DS法律事務所、TMI総合法律事務所と共催) 10. 7. 7
- 2010年日本APECシンポジウムin大阪「アジア太平洋地域の持続的成長に向けて、関西からのメッセージ」(外務省、経済産業省、太平洋経済展望(PEO)日本委員会と共催) 10. 7. 22
- ドン ベトナム計画投資省副大臣との意見交換会・昼食懇談会 10. 8. 6
- 第4回日越経済討論会(ベトナム計画投資省、ジェトロ大阪本部と共催) 10. 8. 6
- チャンダー アジア開発銀行エネルギー委員長との夕食懇談会 10. 8. 6
- 王軍民 中国山東省副省長との夕食懇談会 10. 8. 24
- UNCTAD(国連貿易開発会議)セミナー「2010年国連世界投資報告書発表会」(UNCTADと共催) 10. 9. 14
- 「最近のWTO交渉の動向」に関する意見交換会 10. 9. 30
- 関西・カナダ ビジネスラウンドテーブル(カナダ大使館と共催) 10. 10. 5

- インドネシア・ビジネス・セミナー(ジェトロ大阪本部、アジア経済研究所、大商と共催) 10.10.18
- シンポジウム「成長が続くアジアの低炭素社会の実現に向けたE R I A・関西の役割」(E R I A、A S E A N事務局、読売新聞社大阪本社と共催) 10.11. 9
- ベトナム投資セミナー(滋賀大学経済学部リスク研究センター、大商と共催) 10.11.11
- エルベグドルジ モンゴル大統領歓迎昼食会 10.11.17
- アジア開発銀行セミナー(アジア開発銀行、大商と共催) 10.11.19
- 時局・時事講演会「最近の金融経済情勢と電子入札の国際標準化」(ジェトロ大阪本部、大商、日本機械輸出組合大阪支部、(財)大阪産業振興機構、(財)大阪国際経済振興センター、大阪貿易協会、自動車部品貿易協会、大阪倉庫協会、日本自動車部品工業会関西支部、全国中小貿易業大阪連盟、日本政策金融公庫国際協力銀行と共催) 10.11.24
- インド タミルナド州ビジネス使節団ビジネスセミナー・交流会(印日商工会議所、大商、京商、神商と共催) 10.11.29
- 南アジア各国政府ミッションとの懇談会 10.12. 6
- オーストリア投資セミナー(オーストリア経済振興会社、大商と共催) 10.12. 8
- セミナー「開発途上国における Win-Win な官民連携とは？」(米国大使館、米国国際開発庁(U S A I D)、国際協力機構(J I C A)と共催) 10.12. 8
- 講演会「内需拡大～その進捗を中国東北部の事例から語る～」(日中経済貿易センターと共催) 10.12. 8
- 中国青年メディア関係者代表団との懇談会((財)日中友好会館と共催) 11. 1.28
- シンポジウム「アジア総合開発計画の全容とその実態」(E R I A、りそなアジア・オセアニア財団、関西学院大学、大商と共催) 11. 2.17
- 講演会「最近の世界経済の動向と海外インフラ事業等に対する J B I C の取組み」(日本政策金融公庫国際協力銀行と共催) 11. 2.21
- J I C A 無償資金協力事業セミナー(J I C A と共催) 11. 2.28
- 時局・時事講演会「最近の金融経済情勢」「国際的地域連携協定の動き」「日本・台湾文化交流」(ジェトロ大阪本部、大商、日本機械輸出組合大阪支部、(財)大阪産業振興機構、(財)大阪国際経済振興センター、大阪貿易協会、自動車部品貿易協会、大阪倉庫協会、全国中小貿易業大阪連盟、日本政策金融公庫国際協力銀行、(財)貿易・産業協力振興財団と共催) 11. 3. 3
- 在米日系人リーダーとの昼食懇談会(外務省と共催) 11. 3. 7
- フランス・ビジネス環境セミナー(フランス大使館対仏投資庁日本事務所、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースと共催) 11. 3. 9
- 環太平洋経済フォーラム「T P P (環太平洋経済連携協定)で広がる自由貿易圏」(米国総領事館、大商と共催) 11. 3.11
- アルドナス 元米国商務省商務次官(国際貿易担当)との夕食懇談会 11. 3.11
- ベトナム首相府幹部との懇談会 11. 3.14
- <表敬訪問>
- ポーンティワー タイ商務大臣 10. 4.16
- シュトス 駐日スロバキア大使 10. 5.25
- ケネディ 駐日ニュージーランド大使 10. 6.25
- イリニ パリ欧州経済社会評議会副議長 10. 7.28
- 江丙坤 台湾・海峡交流基金会会長 10.10.15
- フォン ベトナム計画投資省副大臣

- 10.11.11
○リュウ ベトナム総領事 10.12.13
○クリニチ 駐日ウクライナ大使 11. 1.28
○スワループ インド総領事 11. 3.11

(2) 関経連インターナショナル・クラブ(K I C)の開催

K I Cは、在関西の外国公館、経済団体、外資系企業のトップと下妻会長、松下副会長・国際委員長はじめ当会役員との定期的な意見交換の場として、1991年6月から開催しているもので、本年度は10月12日(第53回)に開催した。3月14日に予定していた第54回は東日本大震災のため延期となった。

開催概要は下記のとおり。

- 第53回「One Kansai イニシアティブによる関西プロモーションボード(K P B)創設の提言」ジェリー・メステッキー 在日米国商工会議所(A C C J)副会頭関西

(3) I N V E S T 関西デスクを通じた関西広域の企業誘致への支援

関西経済界は、2002年に投資誘致機関「関西パートナーシップ協議会(K P S)」を設立した。その後、オール関西での企業誘致体制構築という視点より、2009年8月、K P Sとジェトロ大阪本部の機能を集約し、同本部I B S C(対日投資ビジネスサポートセンター)内に「I N V E S T 関西デスク」を開設した。その際、K P S事務局は関経連国際部に移管し、関西経済界として「I N V E S T 関西デスク」の活動に対する人的・資金的支援を行っている。

I N V E S T 関西デスクでは、環境・省エネやバイオ・ライフサイエンスなどの分野を中心に、国内外において、先端技術の交流や関西の投資環境紹介などを積極的に展開し、既に日本に拠点を有する企業の2次進出や、関西に関心を持つ企業の発掘から拠点設立支援まで、細やかなサポートを行っており、2010年度は13社の誘致を実現した。

関西投資関連情報のさらなる発信強化を図

るべく、①関西拠点設立支援策、外国企業進出事例やイベント情報などを紹介した「I N V E S T 関西WEBサイト」を2011年3月に開設するとともに、②関西の魅力・強みを紹介した投資誘致パンフレット“Surprising KANSAI”を同年3月に作成した。

なお、本事業は当会の「関西ビジョン2020」で掲げたアクションプラン「エンタープライズ・関西(仮称)」の設置、および近畿経済産業局が2009年3月に取りまとめた「関西発ノ経済再生拠点化計画～関西メガ・リージョン活性化構想～」で掲げたアクションプラン「官民挙げての関西広域投資交流プロモーション機能の整備」を具体化したものである。

(4) 上海万博応援団活動を通じた中国・上海との連携・交流強化

当会は、5月1日から10月31日まで中国上海市で開催された上海万博の成功を積極的に支援し、中国との一層の交流強化を図るべく、開催に先立つ1月に上海万博応援団(团长:村山関経連広域基盤整備委員会物流担当委員長)を結成した。

7月27日～30日には、上海万博応援団(村山团长ほか参加人員38名)を中国・上海に派遣した。今や世界の経済成長を牽引する中国の一大経済都市であり、大阪府、大阪市と長年の友好関係にある上海市を訪問し、開催中の万博を視察するとともに、地元の有力経済団体である上海市経済団体連合会や在上海の総領事館、上海日本商工クラブ、日本貿易振興機構、日本政府観光局関係者と懇談し、上海と関西の経済ビジネス交流の拡大などをテーマに意見交換を行った。

会合等の開催状況は下記のとおり。

- 事前勉強会「上海・上海万博の最新状況」
申森 中国総領事館副領事、「中国と関西・日本の観光交流の現状と見通し」鄭保壘 中国国家観光局大阪駐在事務所所長

10. 7.21

(5) 起業家精神涵養のための米国における若手人材育成・交流事業の検討

近年、社会人、学生を問わず、若者の内向き志向を懸念する声が高まっている。こうした状況に対し、2010年2月の関西財界セミナーで「起業家精神とイノベーション」について特別講演を行ったルース駐日米国大使から、若手人材が米国にて起業家精神を肌で感じてみるような機会を設けてはどうかとの提案がなされた。

これを受け、当会では中堅企業経営幹部や米国事情に知見のある大学教官等にヒアリングを行うとともに、米国総領事館と協議を行

った結果、2011年度に、米国総領事館との協力・連携のもと、関西の中堅・中小企業の若手経営人材を対象とする短期の米国訪問プログラムを創設することとなった。

なお、本プログラムにおいては、シリコンバレーなど米国西海岸における、米国企業および日本企業(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタルを含む)幹部や大学教官・MBA学生等との対話や交流を通じ、参加者の起業家精神を涵養し、もって企業のグローバル化を支える経営人材の育成を図るとともに、米国西海岸と関西のビジネス交流・連携拡大の契機とすることを狙いとしている。

事業 国内他地域との広域的な連携強化

(1) 西日本経済協議会への参画

西日本経済協議会は、当会をはじめ、北陸、中部、関西、中国、四国、九州の6つの経済連合会で構成されている(本年度幹事団体は中国経済連合会)。

第1回及び第2回幹事会を経て、10月28日には、関西のみならず、我が国にとって重要な、新名神高速道路「抜本的見直し区間(当面着工しない区間)」の早期着工並びに早期全線開通について馬淵国土交通大臣ほか関係各所に連名で要望した。

11月10日には、第52回総会を広島市で開催し、各経済連合会の会長、副会長をはじめ約200名の出席を得て、「地域の自立と連携による新たな成長を目指して～西日本からの提言～」を統一テーマに討議を行った。

福田督中国経済連合会会長による開会挨拶の後、松尾新吾九州経済連合会会長から前年度の活動結果の報告と、各経済連合会から産業振興、道州制の推進、インフラ整備、観光振興などの取り組みについて発言があった。当会からは下妻関西連合会長が、「地域資源を生かした自立と連携」と題して、新名神高速道路の早期整備の必要性や、関西広域連合設立と今後の課題、水インフラビジネスの海外

展開などの環境ビジネスについての活動紹介を行った。また、広域観光では、各地の観光資源を生かして、東京―大阪のゴールデンルートのような西日本版広域観光ルートを国家プロジェクトとして創設することを提案した。

意見交換では、須田寛中部経連評議員会議長から、昨年度の総会で提案された、各地の観光団体組織がメンバーとなった広域観光連絡会の成果として、今後、西日本各地の観光地等をつなげた33のモデルコースを、先行して中国で当該商品を販売して行くことや、九州新幹線の全線開通に向けて新たに南九州を入れたルートを追加していくことが報告された。また、岡田晃一中国経連常任理事からは、イノベーションの創出には、研究開発投資の拡充や産学官連携、人材育成の強化が必要であり、農商工連携や輸出促進などによる農林水産業を成長産業化すべきとの発言があった。

これら各経済連合会の発言や意見交換を踏まえ、①地域の自立・発展に向けた新たな成長戦略の推進②持続的成長に向けた重要課題への的確な対応③道州制の実現に向けた改革の推進④地域の自立と連携に不可欠な社会基

盤整備の促進の4項目からなる「平成22年度西日本経済協議会総会決議」（資料97頁）を採択した。また、テレビ朝日コメンテーターの三反園訓氏から「どうなる日本の政治と経済」と題して記念講演が行われた。

総会決議については、菅直人総理大臣をはじめ、関係閣僚・省庁・政党に要望した。

- 第1回幹事会 10. 6. 23
- 第2回幹事会 10. 8. 27
- 新名神高速道路に関する要望活動 10. 10. 28
- 第52回総会 10. 11. 10
- 総会決議の要望活動 10. 12. 2

■東北地方太平洋沖地震への対応

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は未曾有の大災害となった。

この地震に対して、週明け14日に奥田関経連専務理事を本部長とする東北大地震対策・支援本部を設置するとともに、同日の定例記者会見において下妻関経連会長より「今回の未曾有の大災害は日本全土として支えなければならない。関西が一丸となって、できる限りのことを全力をあげて支援する」旨のメッセージを発信した（資料110頁）。22日にも「会員に対して、この危機を克服すべく、過度に萎縮することなく、これまで以上に経済活動に力を入れ、東日本を支援し、日本を支えていくよう心から願います」旨の会長メッセージ（資料110頁）を関経連ホームページを通じて発信した。

3月25日には「「東北地方太平洋沖地震」災害の復旧・支援に関する緊急アピール」（資料99頁）をとりまとめ、政府ならびに与野党の関係者に建議した。東北経済連合会、関西広域連合をはじめ、官民の関係機関と連携し、当面の災害復旧・支援から中長期の本格復興にいたるまで、最大限の支援・協力に取り組む決意を改めてアピールするとともに、災害からの当面の復旧・支援対策に関し、

1. 政府補正予算の早期成立と執行、2. 国

全体の経済活動への影響に対する対策措置の早期実行（1）関係法令の弾力的運用、（2）金融の安定化、（3）被災地への生活必需品の供給確保、（4）必要な経済活動の継続や強化）を政府に強く要望した。

また、3月28日に、国際物流戦略チームとして、「東北地方太平洋沖地震災害からの早期復旧・復興に向けて国際物流戦略チーム（関西）からの緊急アピール」（資料70頁）を発表した。次の三点を主な内容とする。関西は、東北地方太平洋沖地震災害を受けた被災地の早期復旧・復興に向けて、あらゆる面で最大の支援を行う。本チームとしては、関西広域連合や西日本諸地域との連携、協調を図りつつ、被災地のニーズを踏まえた物資供給体制の形成に向け、関係各機関が全力を挙げて取り組む。関西は、阪神港や関西国際空港を中心に海空の諸港強化とともに、それらと各地域とを結ぶ道路、鉄道、海路、空路ネットワークの活用を図り、東日本の国際物流機能を代替補完すべく、関係各機関が全力を挙げて取り組む。

被災地への経済的支援については、関経連から義援金1,000万円を東北経連に送るとともに、会員企業に対して「特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム」を通じて義援金協力を呼びかけた。

このほか、3月26日、民主党大阪府連代表・樽床議員、同幹事長代理・梅村議員との意見交換を関経連において実施。関経連から、小椋昭夫経済財政委員会税制専門委員長、村山敦広域基盤整備委員会物流担当委員長、山田隆哉労働政策委員長などが出席した。関経連から、震災担当大臣設置や窓口の一本化、電力問題への対応、風評被害への対応、認証手続きの簡素化、復興財源の手当てなどの意見が出され、樽床議員から窓口を大阪府連とし、意見を中央に伝える旨の発言があった。

（2）その他の連携

■中部経済連合会との事務局懇談会

中部経済連合会事務局との懇談会を開催した。当会からは「環境先進地域・関西」の活動紹介、総合特区制度への対応、社会資本整備などについて、中経連からは次世代産業などの取り組みについて意見交換を行い、双方の地域が抱える課題について問題意識を共有し、今後の更なる連携を確認した。

またトヨタテクノミュージアム(産業技術記念館)において、織機からはじまり、自動車に至る技術開発に関する視察会を実施した。

10. 7. 23

■日本経団連・関経連首脳懇談会

日本経団連側は、米倉弘昌会長、渡文明評議員会議長のほか6名の副会長が、当会側は、下妻会長ほか10名の副会長がそれぞれ出席した。

米倉弘昌会長から、日本経済の重要課題などに関して忌憚なく話をする機会としたいとの挨拶があった後、意見交換に移った。国際戦略総合特区や地球環境問題、法人実効税率の引下げやIFRS、関西広域連合といった話題について双方が意見を交わした。

10. 9. 28

■京都経済界との懇談会

京都商工会議所、京都経営者協会、京都経済同友会、京都工業会との首脳懇談会を開催した。京都側は立石義雄京商会頭をはじめ各団体のトップを含めて7名が、当会からは下妻会長はじめ5名の副会長が出席した。

関経連からライブエンターテインメントトライアル事業について説明した後、観光、リニア新幹線や高速道路、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)など幅広く意見交換を行い、京都・関西の活性化に向け、一層の連携を図っていくことを確認した。

10. 12. 20

■日本経団連・関経連首脳懇談会—うめきた視察会—

日本経団連から米倉弘昌会長はじめ12名、当会から下妻関経連会長をはじめ8名、計20

名の役員が出席し、うめきたを視察した。PR映像の上映後、開発区域を俯瞰しながら、開発事業者から大阪駅周辺エリアや先行開発建物の模型を用いて開発計画の説明を受けた。

うめきたを世界に誇る魅力的なまち、知と情報の交流拠点とするため、ナレッジ・キャピタルの実現と、2期開発計画の具体化に向けた検討を推進しており、PR・プロモーション活動の一環として視察会を実施した。

11. 1. 26

■東北経済連合会との事務局懇談会

東北経済連合会と事務局間との懇談会を開催した。当会からは、2011年度事業計画(案)の他、関西広域連合や中堅・中小企業支援、「環境先進地域・関西」の活動紹介などについて、東経連からは、同じく2011年度事業計画(案)の他、東経連事業化センターや東北物流戦略チームの取り組みについて紹介があった。その後、意見交換を行い、双方の地域が抱える課題について問題意識を共有し、今後の更なる連携を確認した。

また、懇談会に先立って、仙台北部中核工業団地や仙台塩釜港を見学した。

11. 3. 8

■太平洋新国土軸構想推進協議会

太平洋新国土軸構想推進協議会は、当会をはじめ中部以西の4経済連合会、4商工会議所連合会、静岡以西の17府県から構成されている。同協議会では、多軸・多極分散型国土の形成と西日本における広域経済圏の構築をめざすうえで、重要なプロジェクトとなる太平洋新国土軸構想の早期実現に向けて、調査研究や広報活動、国に対する要望活動などを実施している。開催実績は以下のとおり。

○第1回幹事会 10. 5. 13

○第2回幹事会 10. 11. 18

■在阪経済団体連絡会議

大阪の各経済団体の専務理事、事務局長で構成する連絡会議を開催し、各団体の重点施策等について情報共有を図るとともに、連携

のあり方について意見交換を行った。

3. 旧関経協との統合効果の発揮

重点事業 雇用・労働政策課題への対応と人材育成の推進

(1) 非正規雇用問題への対応など安定した雇用・労働環境の実現

■非正規雇用問題ワーキンググループ

非正規雇用政策および、現在審議が行われている有期労働契約法制に関して「非正規雇用問題に関する労働政策の方向性についての提言―有期労働契約を中心に―」（資料52頁）を取りまとめ、経済界の立場から政策提言を行った。（会合実績は16頁を参照）。

■大阪労働局との意見交換会

2011年1月31日、大阪労働局の行政運営と当会の事業活動の相互理解を深め連携をはかることを目的に意見交換会を開催した。労働局からは西岸正人局長、荒牧英雄総務部長、辻知之労働基準部長、坪田秀治職業安定部長、田中歩需給調整事業部長、荒川あや子雇用均等室長、当会からは、牧野副会長、山田労働政策委員長、竹本労働政策副委員長、奥村労働政策副委員長が出席した。

同局から、有期労働契約研究会報告書の概要、雇用失業情勢、雇用調整助成金等について説明が行われ、当会からは非正規雇用問題への取り組みや、連合大阪と共同で設置した若年者雇用問題研究会について説明した。

その後、就職志望先が大企業志向になりがちな学生への企業情報提供の工夫、企業が海外に流出せず国内で活動できる労働関係法制の整備のあり方等について意見を交わした。

■大阪労使会議

雇用・労働にかかわる諸問題について連合大阪と関西経営者協会との意見交換の場として1998年以降、開催されてきた。今年度は、12月7日と2011年2月18日に開催した。

12月の会議では、若年層での非正規雇用の急増と新規学卒者の就職状況の厳しさを受け、当会と連合大阪の共同事業として「若年者雇用問題研究会」の設置を決定した（研究

会の開催実績は下記の通り）。また、2月の会議では、連合大阪から春闘方針の基本的な考え方について説明があり、意見交換を行った。

＜若年者雇用問題研究会＞

○第1回「若年者（新卒者）を取り巻く現状と課題」阿部誠 大阪労働局職業安定課課長補佐 11. 1. 17

○第2回「大阪府の職業訓練の現状と課題」棗一彦 大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課参事 11. 2. 2

○第3回「大阪府の若年者就労支援について」岡田恵美 J O B カ フ ェ O S A K A キャリアアドバイザー
鴨田悦史 大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課主査 11. 3. 14

■大阪雇用対策会議

今後の大阪の雇用対策の方向性を議論するため、12月20日、牧野関経連副会長、西岸正人大阪労働局長、永塚誠一近畿経済産業局長、橋下徹大阪府知事、平松邦夫大阪市長、竹山修身堺市長、川口清一連合大阪会長、古川実大商副会頭の出席のもと、大阪雇用対策会議を開催した。

会議では、2010年2月の前回会議における議論をふまえて実施された「大阪における雇用実態把握調査」の中間とりまとめ結果が報告された。特に若年層対策について、雇用のミスマッチ解消に向けた教育現場との連携、職業訓練の充実、企業が求める人材像の発信の必要性、さらには成長分野の雇用創出の重要性など、活発な意見交換を行った。

(2) 労働関係法制の改正・適用に関するセミナーの開催

■労働情報講演会

人事労務管理に関する最新情報を的確に提

供することを目的に、講演会を毎月開催した。労働市場のグローバル化が進展しているため、中国における労使関係、海外勤務における人事労務管理についての説明会も開催した。

○「人事担当者としておさえておきたい労働法の基礎知識」渡邊徹 (弁)淀屋橋・山上合同弁護士 10. 4. 19

○「改正育児・介護休業法の実務的留意点」重河真弓 大阪労働局雇用均等室室長補佐 10. 5. 27

○「労働時間管理の留意点」福島正 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 10. 6. 16

○「人事制度改革の傾向と課題」中川逸雄 経営組織人事創房代表 10. 7. 30

○「適格退職年金から中小企業退職金共済制度への移行」中島義幸 (独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部適格年金移行課課長代理 10. 8. 31

○「メンタルヘルス問題への対応～“新型うつ”にどう対処すべきか～」遠藤瑞江 日本産業カウンセラー協会関西支部協会認定スーパーバイザー シニア産業カウンセラー 10. 9. 28

○「初めての海外駐在員制度の設計～給与・福利厚生を中心に～」藤井恵 三菱UFJリサーチ&コンサルティング国際事業本部グローバルコンサルティング部シニアコンサルタント 10. 10. 14

○「中小企業のための就業規則チェックポイント～トラブル防止の視点から～」山田長正 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 10. 11. 29

○「中国における労働紛争の現状と課題」高槻史 (弁)大江橋法律事務所弁護士、関ウェイ (弁)大江橋法律事務所弁護士 10. 12. 21

○「中小企業における高齢法の経過措置の終了と対応」仲宗根信成 社会保険労務士法人オフィス人事労務代表社員所長

11. 1. 28

○「2011年労働情勢の動向～今季労使交渉、労働関係法制を中心に～」荻野登 『ビジネス・レーバー・トレンド』編集長

11. 2. 22

○「職場で役立つ心理学の基礎知識」涌井美和子 臨床心理士・社会保険労務士 11. 3. 10

○「中小企業の人事担当者として押さえておきたい労働法の基礎知識～労働基準法、労働契約法を中心に～」渡邊徹 (弁)淀屋橋・山上合同弁護士 11. 3. 18

■人事労務担当者養成講座

新任あるいは転任の人事労務担当者を対象に、人事労務担当者として必須の労働法、人事処遇制度などの各項目について専門家、実務家の講義により基礎知識の修得をはかった。

○第1回「人事労務管理総論」上林憲雄 神戸大学大学院経営学研究科教授 10. 9. 7

○第2回「労働基準法」渡邊徹 (弁)淀屋橋・山上合同弁護士 10. 9. 14

○第3回「労働契約法」渡邊徹 (弁)淀屋橋・山上合同弁護士 10. 9. 24

○第4回「労働時間法制とその留意点」梶川敦子 神戸学院大学法学部法律学科准教授 10. 10. 8

○第5回「賃金制度・人事考課制度・人材育成」中川逸雄 経営組織人事創房代表 10. 10. 18

○第6回「非典型雇用管理の留意点」山浦美卯 (弁)大江橋法律事務所弁護士 10. 10. 29

■判例研究会

労働問題に関する使用者側の弁護士組織である「経営法曹会議近畿地方本部」の協賛を得て、人事労務担当者・管理者を対象に、労務管理上必須の判例および近年注目される判例の理解を目的とする研究会を開催した。

○第1回「管理監督者性をめぐる問題」木村一成 (弁)淀屋橋・山上合同弁護士

- 10.11.11
○第2回「労働時間管理をめぐる問題」竹林
竜太郎 竹林・畑・中川・福島法律事務所
弁護士 10.11.25
○第3回「パワハラと企業の対応」鈴木蔵人
色川法律事務所弁護士 10.12.9
○第4回「求職・復職をめぐる問題」勝井良
光 中之島中央法律事務所弁護士
10.12.17
○第5回「懲戒処分をめぐる問題」黒田清行
(株)三宅法律事務所弁護士 11.1.18
○第6回「会社分割と労働契約の承継」山田
長正 山田総合法律事務所弁護士
11.1.27
○第7回「派遣労働者の活用と留意点」種村
泰一 中之島中央法律事務所弁護士
11.2.16
○第8回「労働組合への対応」松下守男 松
下法律事務所弁護士 11.2.24

■関西労使政策フォーラム

(財)関西生産性本部との共催により、1月24日、25日の2日間にわたり、「持続的成長に向けた労使の課題～国際競争力の強化と雇用の安定・創出に向けて～」をテーマに開催した。

初日は、牧野関経連副会長の開会挨拶に続き、湯元健治日本総合研究所理事による経済講演、太田俊明厚生労働省厚生労働審議官による政策講話、さらに勝尾文三連合労働条件局局長による労働講話、田中秀明日本経済団体連合会労働法制本部長による日本経団連経営労働政策委員会報告を行った。2日目は、産業別労働組合の各代表による労働座談会、企業の人事担当者等による労使座談会に続き、藤井純一北海道日本ハムファイターズ代表取締役社長による「ファイターズの地域密着ビジネススタイル～広告塔から自立した「戦う軍団」への転身～」と題する特別講話を行い、最後に川口清一(財)関西生産性本部副会長が閉会挨拶を行った。

本フォーラムには企業の人事部門の管理職や役員、労働組合役員など195名が参加した。

■経営法曹会議との意見交換会

5月19日、経営法曹会議近畿地方本部所属の弁護士と大阪府労働委員会使用者委員との懇談会を行い、34名が参加した。

＜労働法実務研究会＞

2011年2月25日、経営法曹会議との共催により開催。「採用を巡る諸問題」を総合テーマに種村泰一経営法曹会議会員弁護士の司会のもと、3名の経営法曹会議会員弁護士から講演の後、パネルディスカッションを行った。

「採用に関する最近の裁判例について」浜本光浩経営法曹会議会員弁護士

「高齢再雇用制度における採用の自由について」中井崇経営法曹会議会員弁護士

「派遣法直接雇用に関わる最近の裁判例について」猿木秀和経営法曹会議会員弁護士

■新世経営者懇談会

次代を担う若手経営者のための勉強会・交流会として実施した。

○「武士道ネゴシエーションー聞き上手の経営とはー」麻殖生健治 立命館大学大学院経営管理研究科教授

「関西社会人大学院連合の取り組みについて」「クリエイティブ・インダストリー・ショーケース in 関西」の取り組みについて(産業部からの報告) 10.6.18

○「企業の社会貢献」奥村太加典 奥村組社長、奥村記念館見学 10.7.16

○オリックス対ロッテ戦観戦 解説：中村勝広 野球評論家 10.9.7

(3)雇用・労働情報の収集・普及の拡充

■労働情報月報

月刊「労働情報月報」を発刊し、労働関連法制の改正内容や労働組合の動向、賃金調査結果等について、会員企業に情報提供した。

4 月

- ・民法(債権法)改正が労働分野に与える影響について
- ・2010年賃金改定の概況
- ・改正育児・介護休業法への対応～モデル規定例とポイント～

5 月

- ・副業(兼業)をめぐる問題
- ・2010年賃金改定の概況
- ・雇用保険制度の改正について
- ・改正労働者派遣法が国会へ上程

6 月

- ・関経連 労働政策委員会2010年度運営方針
- ・2010年賃金改定の概況(最終集計)および夏季一時金の概況(中間集計)
- ・2010年4月度初任給(中間集計)
- ・障害者雇用に関する法改正について
- ・障害者雇用調整金、報奨金、助成金について

7 月

- ・2010年4月度初任給の概況(最終集計)
- ・2010年夏季一時金の概況(中間集計)
- ・2009年度標準勤続者賃金の地域別比較～大阪・東京・愛知～
- ・2010年度新入社員に関する調査
- ・厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」報告書(概要)
- ・厚生労働省「2009年度個別労働紛争解決制度施行状況」(概要)

8 月

- ・2010年夏季一時金の概況(最終集計)
- ・労働者派遣専門26業務における動向
- ・観光庁「休暇取得の分散化」(案)について

9 月

- ・特集 雇用・労働関係統計の活用
- ・2010年度版労働経済白書の概要

10月

- ・雇用・労働関係統計の活用

- ・2010年度地域別最低賃金の答申状況
- ・労働紛争解決機関の多様化と労働委員会
- ・若者のグローバル意識について

11月

- ・労働政策部 上半期委員会活動報告
- ・若年者雇用対策関係奨励金
- ・賞与・一時金関係資料～平成22年年末賞与・一時金交渉準備資料～

12月

- ・2010年度 標準勤続者賃金に関する調査
- ・改正高齢法の特例措置終了

1 月

- ・平成23年度経済見通し
- ・2010年年末一時金の概況(最終集計)
- ・労働契約承継法Q & A

2 月

- ・最近の労働関係法制の動き
- ・2010年 賃金引上げ等の実態に関する調査結果の概況
- ・インターンシップの実施状況
- ・新卒者の採用選考活動の在り方について
- ・監督指導結果から見た非正規労働者の労働条件確保上の問題点

3 月

- ・2011年春季労使交渉主要産別労組の動き
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について
- ・パートタイム労働の現状

■労務相談

会員企業における人事労務、労働問題等について職員が労務相談に応じた。内容は、従業員の解雇問題や改正法の解釈・運用問題など多岐にわたり2010年度は470件(3月末日現在)の相談があった。

■調査

会員企業を対象に賃金改定や一時金等の調査を実施し、公表した。

- ・「賃金改定の概況」(「労働情報月報」6月号掲載)
- ・「4月度初任給」(「労働情報月報」7月

号掲載)

- ・「夏季一時金の概況」(「労働情報月報」8月号掲載)
- ・「標準勤続者賃金」(「労働情報月報」12月号掲載)
- ・「年末一時金の概況」(「労働情報月報」1月号掲載)

(4)次世代を担う人材育成のための関係機関との連携

■関西社会人大学院連合の活動支援

関西の持つ知的資源を活用した都心部の再生と次世代を担うビジネスパーソンの育成を目的とするインテリジェントアレー構想を実現する形で、2007年11月、NPO法人関西社会人大学院連合(以後、大学院連合)が設立された。大学院連合は、関西の主要大学を中心に22校が参画している(3月末日現在)。

2010年度は、大学院連合が実施する社会人の人材育成事業に企業のニーズを反映させるため(財)関西生産性本部と協力するとともに、大学院連合の運営に関わる各種会合にオブザーバーとして参加した。

あわせて、9月29日、当会と大学院連合、(財)関西生産性本部は、大学と企業の人事担当者の意見交換の場として産学交流会を開催した。大学院連合の中核事業である専門セミナーをはじめ、各種プログラムへの企業の人材育成ニーズの反映に努めた。

また、経済産業省2010年度産学人材育成パートナーシップ事業「国際競争を勝ち抜く次世代経営リーダー養成プログラム」を大学院連合、(財)関西生産性本部と当会で受託し、産学協同でプログラム開発に取り組んだ。昨年度に引き続き、過去の同プログラム受講生を対象にベトナムに進出している企業等の担当者を招いて自主勉強会(情報交換会)を行った。

4. 会員異動

		2010年4月1日	入会	退会	2011年3月31日
甲種会員	法人会員	567	5	9	563
	団体会員	128	1	4	125
	個人会員	45	1	2	44
	特別会員	50	10	14	46
	合 計	790	17	29	778
乙 種 会 員		661	—	49	612

附． 資料

資料目次

1. 委員会一覧	1
2. 意見書・要望書	3
経済財政委員会	
中長期的な税財政のあり方に関する意見～持続的成長を実現するために～	3
2011年度税制改正に関する要望	6
P F I 活用促進のための制度改革に関する提言～官から民へ、 民間の創意工夫を真に活かす P F I 事業の展開～	10
企業経営委員会	
国際会計基準の導入に関する提言	16
企業結合審査手続きの見直しに関する意見	19
地方分権委員会	
分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営	20
産業委員会	
中堅ものづくり企業の活性化に関する提言	28
わが国の科学技術・イノベーション政策のあり方に関する提言 ～地域の産業発展に資する科学技術政策の展開～	33
地球環境・エネルギー委員会	
地球温暖化対策にかかる中長期ロードマップの検討に関する意見	48
国際情勢を踏まえたわが国の温暖化対策に関する意見	50
国際委員会	
関西における海外人材の育成機能の維持・強化に向けた要望 — J I C A 大阪の存続を求める —	52
労働政策委員会	
非正規雇用問題に関する労働政策の方向性についての提言～有期労働契約を中心に～	52
内閣への意見書	
「新成長戦略」の策定に関する意見	61
空港・港湾	
関西 3 空港懇談会とりまとめ	65
関西国際空港の機能強化に関する要望書	68
阪神港の「国際コンテナ戦略港湾」選定に関する要望	69
東北地方太平洋沖地震災害からの早期復旧・復興に向けて 国際物流戦略チーム(関西)からの緊急アピール	70
次世代スーパーコンピュータ	
次世代スーパーコンピュータの整備に関する要望	70
関西文化学術研究都市	
要望書～科学技術振興調整費「先端融合領域イノベーション創出の形成」 プログラム「光医療産業バレー」拠点創出事業の継続について～	71
関西文化学術研究都市建設推進に向けて(2010年 7 月)	72
関西文化学術研究都市建設推進に向けて(2010年11月)	83

西日本経済協議会 新名神高速道路「抜本的見直し区間(当面着工しない区間)」の 早期着工並びに早期全線開通についての要望	96
第52回総会決議	97
東北地方太平洋沖地震への対応 「東北地方太平洋沖地震」災害の復旧・支援に関する緊急アピール	99
東北地方太平洋沖地震災害からの早期復旧・復興に向けて 国際物流戦略チーム(関西)からの緊急アピール	100
関西財界セミナー 第49回関西財界セミナー宣言	101
3. 会長総会挨拶・年頭所感	103
第48回定時総会 下妻会長開会挨拶	103
年頭所感	104
4. 会長所感	106
国土交通省成長戦略会議最終報告に対するコメント	106
鳩山総理辞意表明に関するコメント	106
菅首相就任に関するコメント	106
菅内閣発足に関するコメント	106
新成長戦略発表に関するコメント	106
「財政運営戦略」閣議決定に関するコメント	106
地域主権戦略大綱に関するコメント	107
参議院議員選挙の結果に関するコメント	107
阪神港の国際コンテナ戦略港湾指定に関するコメント	107
追加金融緩和・経済対策基本方針に関するコメント	107
民主党代表選挙の結果に関するコメント	107
政府・日銀の円売り介入に関するコメント	107
菅改造内閣発足に関するコメント	108
日本銀行の追加金融緩和策決定に関するコメント	108
関西広域連合の設立規約案の各府県議会可決に関するコメント	108
環太平洋経済連携協定(T P P)協議開始の閣議決定 に関するコメント	108
関西広域連合の設立に関するコメント	108
2022年F I F Aワールドカップ開催地発表結果に関するコメント	109
C O P 16(国連気候変動枠組み条約第16回締約国会議)の結果に関するコメント	109
国土交通省交通政策審議会中央新幹線小委員会中間とりまとめに関するコメント	109
2011年度税制改正大綱に関するコメント	109
2011年度政府予算案に関するコメント	109
菅第2次改造内閣発足に関するコメント	109
「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案」の 閣議決定に関するコメント	110
東北地方太平洋沖地震に関する下妻会長メッセージ	110
円の急騰に関するコメント	110
東北地方太平洋沖地震に関する下妻会長メッセージ	110
5. 経済資料	111
ライブ・エンターテインメントを活用した外国人旅行者の誘致策の提案	111
関経連欧州経済調査団報告書	111
関経連上海万博応援団 上海訪問・万博視察報告書	111
「関西版ポート・オーソリティ研究会 報告書(タイトル未定)」	111

1. 委員会一覧

(2011年3月31日現在)

委員会	担当副会長	委員長・担当委員長・専門委員長・副委員長			所管事項
統括委員会		委員長	下妻 博(関西経済連合会 会長)		各委員会の重要事項の報告、調整等
経済財政委員会 〔税制専門委員会〕 〔社会保障専門委員会〕 〔金融・資本市場専門委員会〕	玉越 良介	委員長 専門委員長 専門委員長 専門委員長 副委員長	松本 正義(住友電気工業 社長) 小椋 昭夫(バンドー化学 会長) 今村 文繁(東洋紡績 代表取締役専務執行役員) 廣田 俊夫(野村證券 常務大阪駐在) 蔭山 秀一(三井住友銀行常務執行役員)		財政改革・税制改革・社会保障制度改革の総合的検討、金融・資本市場の活性化方策の検討、経済情勢・景気動向の実態把握
企業経営委員会	宇野 郁夫 井上 礼之	委員長 副委員長 (知財・標準化担当) 副委員長 (経済法規担当) 副委員長 副委員長	和田 勇(積水ハウス 会長兼CEO) 平田 弘(ゲンゼ 社長) 竹花 豊(パナソニック 常務役員関西代表) 横山 進一(住友生命保険 会長) 長田 豊臣(立命館 理事長)		経済法制、競争政策、知的財産・標準化戦略、CSRの推進、コンプライアンス向上、次代を担う経営人材の育成など、グローバルな視点に立った企業の競争力強化のための環境整備方策の検討
地方分権委員会	奥田 務	委員長 広域連携担当委員長 副委員長 副委員長 副委員長	村上 仁志(住友信託銀行 特別顧問) 錢高 一善(錢高組 社長) 佐藤 茂雄(京阪電気鉄道 代表取締役CEO) 丹羽 昊(倉敷紡績 相談役) 大橋 光博(阪神高速道路 会長兼社長)		関西広域連合の早期設置、分権型道州制の実現、自治体の行財政改革の検討、関西広域連携の推進
産業委員会 〔環境ビジネス専門委員会〕 〔KISP専門委員会〕 〔食と農専門委員会〕	森下 俊三 矢嶋 英敏	共同委員長 共同委員長 学研都市担当委員長 専門委員長 専門委員長 専門委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	森下 俊三(西日本電信電話 相談役) 町田 勝彦(シャープ 会長) 小林 哲也(近畿日本鉄道 社長) 戸崎 泰之(住友金属工業 副社長) 今仲 行一(オムロン 執行役員常務技術本部長) 松本 恵司(ハウス食品 取締役専務執行役員) 箕浦 輝幸(ダイハツ工業 相談役) 牧村 実(川崎重工業 執行役員) 宮部 義幸(パナソニック 役員) 川田 豊(神戸製鋼所 専務取締役) 池田 全徳(日本触媒 副社長) 小山 孝男(日立製作所 執行役常務関西支社長) 宮下 次衛(ソニー 業務執行役員SVP)		産業・科学技術政策、環境・ロボットテクノロジー・ICTなど新技術の産業化促進、けいはんな学研都市などの集積を生かした新事業・新産業の創出、中堅企業のものづくりやソフトウェア産業の強化支援、農業を含む既存産業の競争力強化
地球環境・エネルギー委員会	津村 準二 大橋 忠晴	委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	藤 洋作(関西電力 相談役) 幡掛 大輔(クボタ 取締役相談役) 古川 実(日立造船 会長兼社長) 前田 辰巳(京セラ 代表取締役副社長) 永井 康雄(三菱商事 代表取締役常務執行役員関西支社長) 上田 勉(パナソニック 顧問) 小脇 一朗(島津製作所 常務取締役)		実効ある地球温暖化防止対策、低炭素型社会の形成、エネルギー問題への対応など、地球環境・エネルギーに関する総合的方策の検討、普及啓発

委員会	担当副会長	委員長・担当委員長・専門委員長・副委員長		所管事項
広域基盤整備委員会	山口 昌紀	委員長 関空担当委員長 物流担当委員長 副委員長 副委員長 副委員長	安部 正一(住友倉庫 社長) 亘 信二(南海電気鉄道 社長兼ＣＯＯ) 村山 敦(関西国際空港 相談役) 坂井 信也(阪神電気鉄道 社長) 辻 卓史(鴻池運輸 会長) 横川 浩(大阪ガス 副社長)	関西における基盤整備(関西国際空港、大阪湾ベイエリア開発等)、陸海空の総合的な物流戦略の推進、国土形成計画策定への対応
都市創造・文化・観光委員会	寺田千代乃 森 詳介	委員長 都市創造担当委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	角 和夫(阪急電鉄 社長) 竹中 統一(竹中工務店 社長) 鳥井 信吾(サントリーホールディングス 副社長) 小嶋 淳司(がんこフードサービス 会長) 西口 廣宗(南都銀行 会長) 神野 榮(関西電力 副社長) 田井中 邦彦(電通 顧問) 日比野 健(JTB西日本 社長) 安藤 圭一(三井住友銀行 副頭取) 新堂 秀治(大阪国際空港ターミナル 社長)	関西のブランド力向上と観光産業の振興(関西のブランド戦略の実践、関西広域での観光推進、文化振興事業への参画)、魅力ある都市創り、大阪駅北地区開発の推進、平城遷都1300年記念事業支援、水都大阪等
国際委員会	松下 正幸 大坪 清	委員長 委員長(欧州・ロシア・アフリカ担当) 委員長(中国担当) 委員長(アジア担当) 委員長(米州担当) 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	松下 正幸(パナソニック 副会長) 田嶋 英雄(コニカミノルタホールディングス 名誉顧問) 松尾 博人(クラレ 相談役) 高島 成光(共英製鋼 取締役相談役) 大林 剛郎(大林組 会長) 堀田 暁(三洋電機 執行役員・海外営業本部副本部長) 橋川 眞幸(双日 副会長) 森 修一(住友商事 専務執行役員関西ブロック長) 岡村 眞彦(三井物産 常務執行役員関西支社長) 筑紫 勝麿(サントリーホールディングス 顧問) 神永 晋(住友精密工業 社長) 桑山 信雄(伊藤忠商事 専務執行役員関西担当役員) 家永 豊(丸紅 執行役員大阪支社長)	わが国通商政策と関西企業の対応に関する検討、中国・アセアンなどアジア諸国をはじめグローバルな交流・連携の推進
労働政策委員会 〔労働法制専門委員会〕 〔人材育成専門委員会〕 〔中小企業・労務専門委員会〕	牧野 明次	委員長 専門委員長 専門委員長 専門委員長 副委員長	山田 隆哉(ダイハツ工業 顧問) 小塚 修一郎(住友金属工業 副社長) 竹本 正道(日東電工 相談役) 奥村 太加典(奥村組 社長) 澤村 剛士(榮光社 社長)	雇用・労働政策、労働法制に関する総合的な検討、企業の競争力向上のための人材育成および中小企業が有する経営労務課題の検討と解決支援

2. 意見書・要望書

◇経済財政委員会

中長期的な税財政のあり方に関する意見
～持続的成長を実現するために～

10. 5.12

昨今、少子高齢化や資源・エネルギー確保の問題、格差の拡大などといった社会不安が広がっているところに、金融危機を発端とした急激な経済の落ち込みが追い打ちをかけ、社会全体が委縮している。わが国の経済は一部に持ち直しの動きが見えているとはいえ、未だ自律的な回復には至っていない。将来的に安心かつ豊かな国民生活を実現するために、一刻も早く経済を安定的な成長軌道に乗せ、民主導による持続的な成長を実現していく必要がある。

一方で、すでにわが国の財政は極めて危うい状況にある。政府は徒に政権公約にこだわることなく、内外の信認を得るべく財政再建に向けた道筋を描き、それを実現するための制度改革を早急に具体化し実行に移すべきである。現在政府では、「新成長戦略」の具体化に向けた検討が進められているが、「新成長戦略」の成長目標を達成していくうえでも財政の持続性は不可欠であり、中長期的な視点から財政をコントロールしていく必要がある。

そういった観点から、下記の施策が進められることを望む。

1. 財政の現状と健全化目標の設定

(1)財政の現状について

わが国の2009年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は825兆円と見込まれ、対名目GDPの比率は171%と他国に類を見ない水準に達している。財政健全化の必要性は従来から指摘されており、政府でも取り組みが行われてきたが、昨今の大幅な景気後退への対応のために大規模な経済対策が実施されたことにより、公債残高は累増の一途をたどって

いる。先ほど成立した2010年度予算も、厳しい経済状況による税収減や新政権のマニフェスト施策の実行による歳出増などを反映して、戦後初めて公債依存度が50%を超えるなど厳しい状況にある。また、税収が伸び悩む一方で、わが国では世界的にも早いスピードで高齢化が進行し、社会保障関連の歳出が更に増加する見込みにあるなど、構造的な問題からも財政収支の悪化には歯止めがかかっていない。

(2)財政の見通しと持続性へのリスク

わが国の財政はすでに危機的な状況にある。先に述べたとおり、現状の税制・社会保障制度を前提にすれば、政府支出は公債発行に多くを依存せざるを得ず、財政状況はますます悪化していく。もし当面の名目経済成長率が低位にとどまるとすれば、2020年度には国と地方を合わせた長期債務残高が約1,300兆円、対名目GDP比は230%程度にまで達するとも予想される。

足下では歴史的な低金利を背景に無難な財政運営が行われているが、金利上昇に対する抵抗力は極めて脆弱である。その一方で公債発行の環境は、今後ますます厳しくなることが予想される。

例えば、現在のところネットで1,000兆円を超える家計金融資産を背景に、年々増加してきた公債のほとんどが国内で消化されているが、2012年以降は団塊の世代が退職し年金支給世帯になってくるため、家計金融資産の増加は期待出来ない。またここ数年バランスシート調整を行ってきた企業セクターが、世界景気の持ち直しを受けて投資資金の調達を始めることも考えられる。さらに、一旦財政の持続性に疑義が生ずれば、海外のファンドによる国債の空売りも懸念される。予想を超える急激な金利上昇は、民間の設備投資や住宅投資のマインドを冷やすほか、国の財政赤字を膨らませ、政策の自由度を奪うだけでなく財政危機にまで及びかねない。

万が一財政危機に陥った場合には、過去の他国の例のように、為替の急激な変動、極度のインフレ、金融不安、失業率の上昇などを通じて、国民や企業の経済活動に致命的なダメージをもたらす。その場合、経済をもとに戻すのに要する時間・労力は並大抵のものではない。

(3)成長と歳出歳入改革の両立による財政再建
経済の持続的な成長を支える基盤として、財政の持続性が欠かせない。また逆に「成長」せずして持続的な財政運営も不可能である。経済成長により税収の引き上げを行いつつ、歳出・歳入改革を実行することが財政再建への必須条件である。

折しも消費税を含む税制抜本改革の必要性については、世論の間でも機運が高まりつつあり、時期としても改革へ踏み出すためのチャンスである。政府は「成長の実現」と「歳出歳入改革の実行」の両立による財政健全化への道筋を早急に示し、その実現に向けた具体的な制度改革を示すべきである。

(4)財政健全化目標の設定

財政健全化目標を設定するにあたっては、市場の信認を得られるような水準とする必要がある。目標としては、足下の財政事情を考慮すれば、「債務残高対GDP比の収束」に加えて、「債務の安定的な削減」にまで踏み込むべきと考える。具体的には、2020年度までの間にPB（基礎的財政収支）を黒字化し、経済成長による名目GDPの増加とあわせて債務残高の対GDP比を収束に向けるとともに、2030年度を目途に財政収支の黒字化により債務残高の引き下げを実現すべきである。

2. 財政再建に向けた税制や社会保障のあり方について

(1)歳出歳入改革のための制度改革

①安定財源としての消費税の拡充

財政再建を目指すうえで、また増加する社会保障支出に対し安定財源を確保するとの観点から、消費税率の引き上げは避けて通れな

い。出来るだけ早期に実施し財政再建を容易にするため、早急に具体的な引き上げ時期や幅について議論を進めるべきである。引き上げに関しては経済情勢を踏まえつつ対応する必要があるが、当会の試算では、今後の成長率にも左右されるものの、例えば2012年度を皮切りに今後10年以内に少なくとも10%から15%程度の引き上げを行うことで、先に述べた財政健全化目標が達成可能になると考えている。

また、税率の引き上げにあたっては、免税点制度、簡易課税制度の見直しやインボイス制度の導入といった検討課題がある。政府では政治決定までの時間的な目標を示し、諸制度の検討に早急に着手するべきである。

②セーフティネットの整備や格差縮小に向けた再分配機能の強化

消費税率の引き上げに伴う低所得者への配慮や、社会問題となっている格差を縮小させるためには、家族や就労状況などの形態に合わせた給付付き税額控除が有効と考える。そのためには、税・社会保障に共通の番号制度の導入を早急に実現すべきである。またその番号の住民票コードとの連携、給付を申告制にするなど、所得捕捉の向上に向けた工夫が求められる。加えて、税・社会保障の徴収や給付の体制を生活保護も含めて可能な限り一元化するなど、効率的な運営を行うべきである。

そのほか、再分配機能の強化の観点からは、相続税の課税ベースの拡大などを、歳入確保の観点からは、所得税の給与所得控除への上限設定などを検討すべきである。

③地方税財政制度改革

現在の国の財政状況に鑑み、現状を上回って地方へ財政移転を行うことは厳しい。地方行政を一層スリム化し、コスト削減を進めていく必要がある。

また地方法人2税（法人住民税・法人事業税）は税収が景気に左右されやすく、また税源が特定地域に偏在するといった問題を孕ん

でいる。地方にも安定財源を確保するとの観点から、地方法人2税の縮減・廃止と地方消費税の拡充、財政調整制度のあり方について検討を行うべきである。

④持続可能な社会保障制度の構築

現在の社会保障制度のもとでは、年々増加していくことが予想される支出が財政を圧迫することが明白である。国民の求めるセーフティネットの役割を果たすために、社会保障制度の充実のみを求めても、財源面からの安心が確保されているとはいえず、持続性には疑問がある。

財源面での裏づけとともに期待する社会保障制度の水準についての複数の案を示し、受益と負担のあり方について世代を超えた国民的コンセンサスを得つつ、各制度を再設計していく必要がある。無論、効率化を進めることによる不断の歳出削減努力は必須である。

特に年金を中心に、超長期に持続可能な制度設計が必要になる。都度の政治情勢に制度が左右されることのないよう、超党派での議論を進め合意を形成してもらいたい。

(2)成長に資する税制の構築

①企業や地域の競争力強化に向けた法人実効税率の引き下げ

企業は成長のエンジンである。次代の成長の種となる研究開発投資を行い、輸出により外貨を獲得し、雇用・所得の維持拡大を通じ家計を潤す。

よりグローバル競争が進み、かつ世界的な需要の重心がよりボリュームゾーンへ、低価格帯へシフトするなか、企業や金融の投資行動は、地域の潜在成長力や立地する企業の活力、ビジネス環境上のコスト競争力に大きく影響されている。

一方でわが国では潜在成長率の低さが指摘されるほか、法人実効税率は世界でもトップクラスの高さにあり、税収に占める法人所得課税の割合も諸外国に比べて高い。有力な外資企業の撤退や、本邦企業の海外進出が進む

のもこれらと無関係ではない。諸外国並みに法人実効税率を引き下げることにより、潜在成長率を高めつつ、わが国の企業や地域の競争力を高めていく必要がある。

関西社会経済研究所によると、法人実効税率を引き下げことは研究開発投資の促進、対内直接投資の拡大に有意であるとの分析がなされている。法人実効税率は、少なくとも他の先進国水準並みの30%まで引き下げ、製造業・金融市場ともに激しい競争を演じている対アジア諸国を視野に入れば、さらに思い切って25%程度までの引き下げも検討すべきである。

ただしその一方で財政再建も大きな課題であることは理解している。もし急激な税収減の中で当面は税収確保を最優先するならば、法人実効税率については、一定期間後、例えば2012年度より2015年までに段階的に国際水準並みへの引き下げを行うといったロードマップを示してもらいたい。

②先進的な研究開発の後押し

将来にわたりわが国が持続的な成長を遂げ、豊かで安定的な暮らしを実現するためには、先を見据え、他国に先駆けた先進的な研究開発が欠かせない。企業は、将来の収益の源泉となる研究開発を不断に進めていくが、特に成長戦略、国家戦略に沿う分野の研究開発に対しては国も税制等で重点的に後押しすべきである。

例えば、わが国は経済活動や次世代技術の開発に不可欠な資源のほとんどを海外に依存している。資源生産国との関係や現地の政治情勢、資源価格の変動などの外部要因が円滑な経済活動を阻害する懸念がある。石油をはじめとした化石燃料やレアメタルの代替品開発、再生可能エネルギーの開発などに関し、税制面でのインセンティブ制度を強化し促進すべきである。

③企業のグローバルビジネス環境整備

中国をはじめとするアジア諸国、新興国の

成長力を取り込むことがわが国の成長にとって重要な課題である。企業の安心かつ確実なグローバルビジネス環境を整えるために、移転価格税制の整備や、租税条約ネットワークを一層充実させるとともに、二国間・多国間の経済連携協定(EPA/FTA)交渉やWTO交渉を同時並行で推進し、貿易・投資の自由化・円滑化を図る必要がある。

3. 当面の予算編成等のあり方について

(1) 中期的な財政運営について

まず、2011年度までをそれ以降の税制・社会保障制度の構築に向けた準備期間と位置づけ、その間に国民に理解を得つつそれらの制度設計を行うとともに、「新成長戦略」の実行などにより経済を確実に安定成長に乗せる。

当連合会では、4月2日に発表した「新成長戦略の策定に関する意見」において、環境、アジアをはじめ今後のわが国の成長を実現するために注力すべき5つの分野について、関西の視点から施策の提案を行っている。現在政府で検討が進められている「新成長戦略」の具体化に反映され、その実現を通じてわが国の成長を牽引し、財政再建に寄与することを願うものである。

G7やG20などでの共同声明にある通り、経済を安定成長に乗せるまでは相応の財政支出はやむを得ないが、国債発行高の上限を設けつつ成長力を強化する施策に重点配分するなど、中長期的な成長率の引き上げと財政健全化目標の両方を意識した戦略的な予算編成を行う必要がある。

その後、経済状況を踏まえつつ、2012年度を目途に第1段階の消費税率の引き上げを実施し、歳出削減とあわせ、2013年度にはPB赤字の半減を目指すべきである。

(2) マニフェストなどの見直し

昨年度からの「事業仕分け」や予算編成の過程を見ると、マニフェスト実現のために必要な財源について、「ムダの排除」のみで捻出することは極めて困難である。当面の税収

増が期待し難く、また財政再建が待ったなしの状況のもとで、2011年度以降の予算編成を行うにあたっては、徒にマニフェストに固執すべきでない。概算要求基準の設定やPDCAサイクルの導入などによる歳出削減の努力は継続しつつ、マニフェスト関連の歳入・歳出についても、目的や効果の検証を行いつつ現実的なものに見直していくべきである。連立合意で「今回の政権担当期間は実施しない」とした消費税率の引き上げについても、前倒しで実行していく必要がある。

2011年度税制改正に関する要望

10. 8. 9

1. 税制の基本的考え方や中期的な方向性 ＜足下の問題の所在と課題解決に向けて＞

わが国経済は累次の政策効果と輸出の好調に支えられ、2010年1～3月期の実質GDP成長率が前期比+1.2%(年率+4.9%)と4四半期連続でプラス成長となるなど、足元の景気は持ち直し局面から回復局面に入ってきたと言えるが、政策効果の一巡や欧州の信用不安問題など先行きの景気回復鈍化懸念は払拭されておらず、未だ自律的な回復には至っていない。

税制面においてもまず経済を確実に回復軌道に乗せるとともに、中長期的な成長と歳入歳入改革に向けた抜本改革を具体化していく必要がある。

＜新成長戦略の早期実現・中期的な財政健全化に資する税制改正＞

企業は成長のエンジンである。次代の成長の種となる研究開発投資を行い、輸出により外貨を獲得し、雇用・所得の維持拡大を通じ家計を潤す存在と位置づけ、税制を構築し直していく必要がある。

海外に目を向けると国際的な法人税引き下げ競争が激化しており、わが国の表面実効税率が約40%と高止まりしているのに対し、国

際水準はこの10年間で約25%～30%の水準へ引き下げられ、アジア各国との比較ではその差が15%程度に拡大。国内企業の自主的な努力だけでは国際競争力を維持できない状態に陥りつつある。

国内企業の海外流出が進行すれば、税収減による財政状況のさらなる悪化、国内の雇用への多大な悪影響が避けられない。総務省の労働力調査によると、2009年の完全失業者数の平均は336万人と前年比71万人増加。雇用情勢は改善の兆しが見えず、国民の不安は募る一方である。

法人税引き下げを含めた新成長戦略を一体的に展開することにより、国内企業の国際競争力とわが国の立地競争力を高め、日本経済の民間による自律的な経済成長を実現することが重要であり、また財政健全化にも寄与するものである。

また、財政運営戦略にある「強い社会保障」の実現に向けて安定的な財源を確保すべく、消費税率の大胆な見直しを含めた抜本的な税制改革を実施する必要がある。

これらの実現に向けた税制抜本改革の一里塚として、まず2011年度税制改正について以下を要望する。

2. 個別要望項目

(1)法人課税

①法人実効税率の引き下げ

法人税の表面実効税率の国際水準はこの10年間で25%～30%の水準に引き下げられており、わが国では法人税率が高止まりしている結果、企業の国際競争力は低下し、海外流出に歯止めが掛からない危機的状況に陥っている。現状のまま法人税率引き下げを行わずに放置すると、企業の海外流出により一層の財政難に陥るばかりでなく、国内の雇用にも多大な悪影響を及ぼすものと考えられる。わが国企業の国際競争力を維持し、わが国の立地競争力を高め、経済を安定成長の軌道に乗せるために、法人実効税率の早期引き下げを要

望する。

しかしながら足元の財政状況を勘案すると、2011年単年度で法人税率を25～30%へ引き下げすることは困難であることも事実であり、今後3～5年間で段階的に法人実効税率を国際水準と同水準に引き下げすることを提言する。その第1段階として、2011年度税制改正においてまず地方法人二税を含む法人税率の5%引き下げを要望する。

②先進的な研究開発の促進

将来にわたりわが国が持続的な成長を成し遂げ、豊かで安定的な暮らしを実現するためには、先を見据え、他国に先駆けた先進的な研究開発が不可欠である。企業は、将来の収益の源泉となる研究開発を不断に進めていくが、特に成長戦略、国家戦略に沿う分野の研究開発に対しては国も税制面等で重点的に後押しすべきである。

例えば、わが国は経済活動や次世代技術の開発に不可欠な資源のほとんどを海外に依存している。資源生産国との関係や現地の政治情勢、資源価格の変動などの外部要因が円滑な経済活動を阻害する懸念がある。石油をはじめとした化石燃料やレアメタルの代替品開発、再生可能エネルギーの開発などに関し、税制面でのインセンティブ制度を強化し促進すべきである。

2010年度末に期限が到来する租税特別措置のうち、中長期的な経済成長を促す観点から、研究開発促進に関わる下記項目の恒久化を含めた期限延長を要望する。

(ア)「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」(総額型、適用限度額を法人税額の20%から30%に引き上げる措置)

(イ)「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額、法人税額の特別控除」(2009年度改正で講じた即時償却部分)

③投資税額控除の導入

韓国では首都圏過密抑制圏域外で事業用設

備投資を行う場合、取得価格の10%が税額控除されるなど、投資促進のための様々な税制優遇策が講じられている。

わが国においても国内での設備投資を誘導し、企業の国際競争力強化を図るべく、設備投資に対して幅広く税額控除が可能となる制度を導入すべきである。

④中小企業支援策

2010年度末に期限が到来する租税特別措置のうち、中小企業支援に関わる下記項目の恒久化を含めた期限延長を要望する。

(ア)「中小企業者等の法人税率の特例」(中小企業の法人税に係る軽減税率(本則22%)を18%に引下げる措置)

(イ)「事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却または所得税額、法人税額の特別控除」(「中小卸売、小売及びサービス業」「情報基盤強化設備」「経営革新計画」「地域産業資源活用事業計画」「農工商等連携事業計画」「教育訓練費」に係るもの)

⑤連結納税制度の見直し

連結子会社の対象は、連結親法人によって発行済株式の100%を直接または間接に保有される内国法人と定義されているが、海外では100%未満の子会社も対象に含まれている例が多く、わが国でも企業の選択肢を広げる形で対象範囲を拡大すべきである。

⑥移転価格税制の見直し

2010年度税制改正大綱には「留意すべき事項等を運用において明確にする」との方向性が示されているが、企業と税務当局の見解の相違を減少させるため、具体的な統一見解が早期に明示されることを引き続き要望する。

また国外関連者の定義について、発行済株式等の保有割合50%では必ずしも支配力が及ぶとは限らないため、形式判断基準は50%「超」とすべきである。

⑦租税条約締結の促進

中国をはじめアジア諸国と結び付きの深い

関西経済にとって、アジア諸国との連携強化によりその成長力を取り込むことが重要な課題である。安心かつ確実なグローバルビジネス環境を整えるために、租税条約ネットワークの一層の充実を図る必要がある。特に2009年度税制改正において創設された海外子会社からの配当金の益金不算入制度との関係において、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことが必要である。

⑧受取配当の益金不算入と負債利子控除の撤廃

受取配当金は、支払う法人の段階ですでに課税済みの利益から支払われている。二重課税排除の観点から、受取配当金を益金不算入とするとともに、負債利子控除の廃止も含めた見直しを行うべきである。

⑨欠損金の繰り戻し還付と繰越期間の延長

2009年度税制改正において中小企業に限定して凍結解除された欠損金の繰戻し還付を、大企業を含むすべての企業にも適用すべきである。

繰戻し期間については、現行の1年から2年以上に延長すべきである。また、欧米主要国と比較しても短い欠損金の繰越期間(現状7年)を少なくとも10年以上に延長すべきである。

⑩退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止

確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金など退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきである。公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢化社会に対応した年金税制を構築するため、2011年3月まで課税が停止されている特別法人税は撤廃すべきである。

(2)地方税

①償却資産に係る固定資産税の廃止

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、世界でも例が少ない。設備を多数所有する特定業界に税負担が偏る傾向が

あるなど課税の公平・中立性の観点から問題があり、将来的には廃止すべきである。廃止までの措置として、まずは償却資産にかかる固定資産税の課税標準について、法人税法の減価償却の計算方法(償却可能限度額の撤廃)と整合性を持たせるべきである。

②超過課税の廃止

わが国の法人実効税率が国際的に高くなっている要因として、地方法人二税の存在があげられる。加えて、標準税率が約39.5%であるのに対し、大阪市では約40.6%、17政令指定都市および東京23区の平均では約40.7%と約1%の超過税率が課せられている。まず地方法人課税見直しの第一歩として超過課税を廃止すべきである。なお、地方法人二税は景気に左右されやすく、特定地域に税源が偏在するといった問題から、地方の安定財源として適当でなく、税制抜本改革において地方消費税の拡充などとともに見直しを図っていく必要がある。

(3)環境税(地球温暖化対策税)

いわゆる地球温暖化対策税について、企業・国民の十分な理解と納得を得ないままでの導入には反対する。

地球温暖化対策税は、新たな税負担により産業界の国際競争力低下や産業・技術の海外流出のみならず、自主的取組みや中長期的な環境技術の開発投資を阻害する可能性がある。また、特定の産業に負担が偏る、あるいは国民生活の上では地方や寒冷地に負担が偏るという問題もあり、温暖化対策としての実効性と税負担の公平性の観点から慎重に評価、検証を行うべきである。

温暖化対策については、温室効果ガス削減に繋がる投資やエコ商品購入に対するインセンティブの充実など、経済成長にも資する実効ある対策を望む。

(4)消費税

「強い財政」「強い社会保障」を構築し、国民の不安を解消して持続的な経済成長を実現

するためには、社会保障等の安定財源としての消費税率引き上げが不可避である。

税率引き上げに関しては経済情勢を踏まえつつ対応する必要があるが、2012年度から段階的に、少なくとも10%から15%程度の引き上げを行うことで2020年度までにP B(基礎的財政収支)を黒字化し、2030年度を目途に財政収支の黒字化を達成すべきと考える。

消費税率引き上げにあたっては、特に低所得者層の負担が相対的に重くなる逆進性の問題が大きく、給付付き税額控除の導入など国民理解を得るための制度設計を早急に行うべきである。また免税点制度、簡易課税制度の見直しやインボイス制度の導入といった検討課題もあり、政府では政治決定までの時間的な目標を示し、諸制度の検討に早急に着手すべきである。

(5)納税及び社会保障給付に共通の番号制度の導入

給付付き税額控除の導入等に向けて、所得捕捉を強化するため、納税及び社会保障給付に共通の番号制度の導入は必須である。2010年税制改正ではあくまでも方向性として示されたのみであり、具体的な検討をさらに加速させ、早期に導入することを要望する。

(6)その他

①事業承継税制の見直し

2009年度改正において導入された「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」及び「(同)贈与税の納税猶予制度」について、

(ア)雇用維持条件を下回った際にも未達の判定に一定の猶予期間を設ける措置を要望する。

(イ)同族での後継者難を理由にした廃業を防ぐべく、贈与税の納税猶予制度における後継者の要件について、先代経営者の親族以外からも認めるなどの措置を要望する。

②金融所得課税の一体化推進

1,400兆円を超えるわが国の個人金融資産運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促進する観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、合理的な税制を構築する必要がある。配当・株式譲渡益・国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得課税については、軽減税率(現行10%)の維持、恒久化を前提に幅広く損益通算を認めるなど金融所得一体課税への道筋をつけるべきである。

③印紙税・登録免許税

印紙税は欧米などでは殆ど例が無く、国内でもインターネット販売など電子商取引が一般化し、取引のペーパーレス化が進展するなかで、紙を媒体とする文書にのみ課税する印紙税は公平性を欠くものであり、廃止すべきである。

円滑な経済取引の阻害要因となっている登録免許税等のいわゆる流通税全般について、経済活性化と課税の適正化を図るべく、廃止を含めた大幅な軽減・簡素化を要望する。

④国際会計基準と税制の関係について

現在個別決算について国際会計基準(IFRS)へのコンバージェンスが進められており、連結決算について2015年以降での強制適用が検討されている。

個別決算に関する会計基準については、税務当局・企業・市場関係者・投資家・公認会計士など官民の幅広い関係者が一体となり、損金経理要件を一部緩和することを含めて会計・税制についての意見調整を行う場を設定すべきである。

IFRSへのコンバージェンスによって課税ベースの拡大や事務負担の増加等があるとはならない。企業の税負担増を招かぬよう、税制上の手当てを検討すべきである。

P F I 活用促進のための制度改革に関する提言～官から民へ、民間の創意工夫を真に活かすP F I 事業の展開～

10.11.10

社会資本の整備・運営に民間の企画力やノウハウを活用するP F I (Private Finance Initiative)は、公共サービス提供のより良い向上につながるものである。

P F Iは、公共施設の建設だけに終わらず、その後の長期にわたる維持管理・運営までを対象とする事業となり、官民の適切なりリスク分担のもと、民間が創意工夫を十分に発揮すれば、質の高い公共サービスを低コストで提供でき、財政再建と両立する行財政改革手法となる。民間の立場からも、公共施設の維持管理・運営という新たな事業領域が生まれ、建設関係企業に限らず多様な企業の参入による内需と雇用の拡大につながる。金融面においても、社会資本の運営による長期的に安定したキャッシュフローへ着目し、適切なファイナンススキームを構築できるなら、内外の民間資金の誘導・活用となる。

このようなP F Iは、箱モノ型の公共施設に限らず、成長の梃子になる投資効果の高い大都市圏の都市基盤整備・運営や環境・健康・福祉・防災などの広範な公共サービス、さらには社会資本の老朽化に伴う更新投資において活用できる手法である。

しかしながら、日本におけるこれまでのP F I事業については、従来型の公共事業の例外にとどまっており、民間が意欲的に事業に参画し、創意工夫を発揮できるような制度が十分に整っていない。一方で、わが国財政は国・地方を通じて危機的な状況にあり、公共事業予算が縮減される中で、質の高い公共サービスを維持していくためには民間の力の適切な活用も欠かせないものとなる。

すでに諸外国においてはP F Iの積極的な活用が進んでいる。わが国においても、P F

Iについて、新成長戦略と財政健全化を両立させる政策としての重要性を改めて認識し、P F Iの活用促進を図るため、従来型の公共事業の影響を色濃く受けた既存の制度から転換し、「官から民へ」という公共部門の組織・業務の効率化と改革を促しつつ、民間の創意工夫を真に発揮できるような制度改革を行うことが必要である。このため、当連合会としては、政府による抜本的な制度改革の実現に向けて、下記のとおり提言する。

記

1. P F I活用の留意点

(1) P F Iの事業化の前に公共事業としての必要性等の検討が必要

P F Iを含む公共事業の実施に当たっては、まず、公共サービスとしてのニーズがあるかどうかの観点から、当該事業の必要性の検討を行うことが必要である。その上で、公共事業として実施する必要性がある場合には、事業の公共性や採算性など考慮した上で、官民の適切な役割のもと、事業に最も適した手法を検討すべきである。

ただし、公共事業のすべてが一足とびでP F Iの適用対象とはならない。公共性が非常に高い場合、例えば、国際ハブ空港・港湾のような国家戦略上の根幹をなす社会資本の整備・運営については、高度な公共性の観点から、政府が主体的な役割を果たすべきであり、将来的には地域に権限と財源を移譲し、地域自らが戦略を立案し、民間ノウハウも取り入れながら運営していくべきものとする。

P F Iについては、V F M(Value for Money)が達成でき、官民のリスク分担が適切にバランスする事業スキームにより事業化されるべきものである。その際、P F Iは官民の協働事業として、事業化プロセスにおいて、行政が一方的な意思決定を行わず、対等かつ相互に責任ある意味での官民パートナーシップを真に実現するものでなくてはならない。

(2) P F Iの事業化には十分な事業性の検証が

必要

1980年代に数多く実施された第3セクター型事業には、経営破綻に陥って事業が頓挫したケースが少なからずある。本来、第3セクターとP F Iは事業の手法が異なるものであるが、P F Iを拡大していく上で教訓となることが数多くある。

第3セクター型事業の失敗の大きな原因として、官民のリスク分担の不明確さがあると考えられる。こうしたことの背景として、まず、行政が出資している事業であることから、行政の支援を過度に期待し、事業上の成果があがらなければ市場で淘汰されるという緊張感が働きにくくなったことが考えられる。また、リスク管理としては事後的な対処が多く、第3セクターに対しさまざまな公的支援が行われ、第3セクターの経営危機が関係自治体の財政危機まで招いたところである。

P F Iの活用に当たっては、第3セクターの反省を踏まえ、官民の適切なリスク分担を明確にしつつ、対象事業については十分な事業性の検証を行い、中長期的な事業期間に耐えうる事業スキームとすることが必要である。

(3) P F Iで最も活用・評価されるべき民間の力は創意工夫

P F Iの積極的な活用は期待されるが、民間の力を単に資金力に求めるのでは、経営危機に陥った第3セクターの反省を活かすものとはならない。民間の資金力・技術力・ノウハウ等がセットで活用されるためにも、基本となる民間の創意工夫を行政は最大限汲み上げるよう努めることが必要不可欠である。

したがって、P F I事業による公共サービスの評価基準については、財政負担額の削減を尺度とする狭義のV F Mだけでは不十分である。P F Iによる事業化の効果としては、①設計・建設から運営までの一括発注によるライフサイクルコストの低下、②新たな付加価値の創出による公共サービスの質の向上がある。P F Iの本来的な理念からいえば、民

間の創意工夫の発揮による公共サービスの質の向上の方が高く評価されるべきである。従来の公共サービスと違う新たな付加価値として、例えば、温室効果ガス排出削減等に配慮した低炭素化に優れた公共施設、将来の大規模修繕や更新を想定した設計が施された長寿命建築など、民間の創意工夫への評価をより一層高く加点することが必要である。

(4) 運営主体型事業、社会資本の更新投資への活用拡大が必要

わが国のPFI事業については運営主体型のものがまだ少ないが、本来、管理・運営は民間のノウハウや創意工夫を活かす余地が大きいと考えられる。その意味で、設計・建設の段階から民間の創意工夫や高い技術力の発揮が期待されるBOT型のPFI事業の拡大、行政が整備した社会資本の運営をコンセッション方式で民間に事業権を付与することは、運営主体型のPFI事業を拡大していく上で有効である。そのためには、法制度や税制面の手当てなど、民間が創意工夫を持って事業に参画できる条件整備が必要である。

また、わが国の社会資本については、老朽化が進み、新規投資のための財源の確保も難しい中で、維持・更新を効率的かつ効果的に行うことは今後の重要な政策課題となる。このため、政府の主導のもと、各自治体が大学等の専門機関の協力も得て、個別施設ごとの老朽度、維持管理費用、利用状況等の情報を把握し、更新投資計画を策定することを全国的に推進する必要がある。

社会資本の老朽化に伴う更新投資において、必要な予算確保が難しくなる中で、民間の創意工夫が期待できるPFIによる事業化は有効な方策となる。また、施設の延命化のための大規模修繕実施に当たっては、国庫補助や起債の対象とならない場合が多く、財政負担の平準化が可能となるPFIによる事業化は有効な手法となる。更新投資や大規模修繕実施でPFIを有効に活用していくために

は、民間事業者が事業性を確保できるよう、収益性のある付帯事業の実施(行政財産の商業利用など)を広く容認するなど、民間事業者が更新投資に積極的に参入できるような制度上の手当てや規制改革を講じるべきである。

2. PFIの活用促進のための制度改革

PFIの活用促進のためには、上記の活用の留意点を十分に踏まえつつ、PFI本来の趣旨に即し、官民の真のパートナーシップのもとで、民間が創意工夫を真に発揮できるよう抜本的な制度改革を行うことが必要である。制度改革を図るべき諸点は以下のとおりである。

(1) PFI事業拡大のための民間の事業参画意欲の向上

① 事業企画への民間からの自由な発案とアドバンテージの確保

これまでのPFI事業では、行政が主導して実施方針を決定してから民間に入札応募をかけることが一般的であり、民間の創意工夫はその既定の枠組みの中でしか発揮できない。また、現行の制度では、仮に入札前に民間が優秀な提案をしても事業者選定の審査の際に優先的な考慮がされないため、民間として提案のインセンティブがない。

PFIの核心となる民間の創意工夫の発揮は、事業の導入可能性調査や要求水準をつくりあげていく早期の段階から汲み取ることが必要である。そうすることにより、官民の双方にとって、よりよい事業内容となり、リスク分担等で適切な契約内容になりやすくなるものとする。

このため、行政においては、公平性や透明性を適切に確保しつつ、PFIの事業企画の段階より、アイデア提案公募など、民間からの自由な発案を促進し、優れた発案に対しては事業者選定の際に加点評価するような仕組みを設けるべきである。

② 入札段階での民間が事業参画意欲を持てる応募方式の整備

P F I 事業への応募にあたっては、必要書類が多く部数も嵩む上に、詳細なリスク見積もり等を含め、提案書作成に多大な時間と労力を要する。しかるに、現行の P F I 事業における応募手続きは、従来型の公共事業の枠組みに由来し、一度の競争入札方式が基本となっており、多大なコストをかけて提案書を作成しても落札できなかった場合には大きな損失を受けることになる。

このため、P F I 事業については、民間事業者が煩雑で過大な負担をかけずに提案ができ、かつ提案内容に創意工夫も発揮しやすくなる応募方式を整備すべきである。そうした応募方式としては、①提案書の様式の共通化、内容・分量の省力化、提出部数の絞り込みなどの応募手続きの簡素化を行うとともに、②業務要求水準や契約条件について官側の意向を直接確認できる対話プロセスを盛り込む、③提案に関する事業者選定の評価も非価格要素を含む創意工夫を重視する、ということにすべきである。こうした応募方式の適切な運用に当たっては、業務要求水準、落札者決定基準、対話プロセスなどにおいて、発注者の官側の意向が明確に示されることが強く求められる。なお、落札できなかった場合でも、行政は民間提案のインセンティブとして、優れた提案に関しては作成費用の助成等の措置を講じることが望ましい。

また、政府が発注する P F I 事業では、予算決算及び会計令により、予定価格が原則として非公開となっているが、民間事業者の創意工夫の発揮のためには予定価格は開示すべきである。また、性能発注を基本とする P F I 事業の趣旨からは、優れた創意工夫を含む提案の場合には予定価格を弾力的に運用する必要がある。

③運営段階での公共サービス内容の迅速かつ柔軟な見直し

P F I 事業では、社会経済の環境変化、住民の生活パターンの変化、技術革新などにあ

わせて、民間の視点から柔軟に公共サービス内容を見直していくことが欠かせない。しかるに、サービス内容が契約等で規定されており、契約変更が議会承認案件となる場合もあり、民間事業者にとってサービス内容の見直しには多大な時間と労力が必要となる。

このため、P F I 事業者から行政に対しサービス内容の見直しの要望があった場合には、行政が迅速かつ柔軟な対応を行うよう、政府は契約ガイドラインを見直し、各自治体への指導の徹底を行うべきである。

④民間の立場を考慮した P F I 事業に関する課税特例措置

B O T 方式の P F I 事業については、固定資産税、都市計画税、不動産取得税の資産課税がされている。B T O 方式との関係で、B O T 方式の非課税化によりイコールフットINGが必要である。

また、B O T 方式の P F I 事業においては、税法上の償却期間よりも P F I の事業期間の方が短いことが多く、事業期間終了時に未償却分が残る。このため、P F I 事業については、事業期間中に全額減価償却できるよう、割増償却制度を導入すべきである。さらに、大規模修繕に備えるために必要な内部留保ができるよう、修繕積立金制度の創設も必要である。

なお、政府が新成長戦略であげているコンセッション方式を導入するに当たっては、事業者に付与された権利を無形償却資産として認め、その価値の減耗分を毎年損金として算入し事業期間内で償却できるような課税特例措置を設ける必要がある。

⑤ P F I 事業期間中の S P C の持分譲渡の弾力化

P F I 事業における特別目的会社(S P C)の持分(株式、劣後債)については、当初の契約等において規定されており、事業期間中の持分譲渡は容易にはできない。P F I 事業については、参画する事業者がそれぞれ得意と

する分野があり、長期にわたる運営段階では、そのノウハウや能力のある企業が中心となることが望ましい。

わが国のPFI事業では、これまで建設会社が運営段階までも代表企業として残るケースがあるが、運営に関与する企業を育成し参画企業の裾野を拡大していく意味でも、事業期間中にSPCの持分の譲渡が弾力的にできるよう、政府は契約ガイドラインを見直し、各自治体への指導の徹底を行うべきである。

⑥公共事業に関するデータの公開、ノウハウの移転

独立採算型やコンセッション方式によるPFI事業の拡大を図るためには、事業権取得を検討する民間事業者が正確な収益予測や十分なデューデリジェンス(事業前の資産状況の確認)を行えるようにすることが必要である。このため、行政においては、公共事業の建設、管理運営、資産、負債、キャッシュフロー、トラックレコード等のデータの整理、蓄積、公開を図るべきである。

また、これまで行政が独占していた公共事業(水道事業等)については、必要な知識や技術を有する公務員のSPCへの派遣も含めて、民間事業者へのノウハウの公開、移転も必要である。

(2)事業性と規律ある資金調達のための環境整備

①資金調達手段の多様化と極めて重要な官民の適切なリスク分担

PFI事業を拡大させるにあたっては、プロジェクトファイナンスなどのプロジェクトキャッシュフローに依拠したファイナンスを実行しやすい環境が整備される必要がある。

PFI事業向けのファイナンスについては、金融機関の融資のみならず、資本市場からのエクイティ資金の調達など、調達方法を多様化することにより、インフラファンドやレベニューボンドの育成とあわせて、個人も含めた幅広い投資家を呼び込むことが必要である。資本市場を通じた資金調達は、投資家

によって事業が評価され、資本市場を通じて規律付けが働くことになる。関西では、大阪証券取引所においてPFI市場が全国に先駆けて創設されており、PFIの資金調達の多様化に不可欠な資本市場としての活用が今後期待される場所である。

こうしたファイナンスの観点からPFIによる事業化の可否を考えた場合、一番のポイントは事業性である。言い換えれば、リスク評価を踏まえた融資の返済確実性およびエクイティ投資家の採算性についての検証である。

不可抗力等の民間事業者がコントロールし得ないリスクについては、行政が負担すべきである。万一、そのようなリスクを民間に移転したとすれば、リスクの顕在化に備えた対処方策をとるために大きな負担を求められ、結果的にVFMの低下を招く。また、仮に、そのようなリスクを無視し、リスクをとろうとする事業者が現われても、対処方策がなければファイナンスは成立しない。すなわち、PFI事業に対するファイナンスにとっては、官民で適切なリスク分担が行われることが極めて重要である。

なお、政府の新成長戦略であげられているコンセッション方式の導入による独立採算型の大規模な社会資本の運営については、外的要因による需要の不確実性があり、民間にとって長期の収益予測・リスク評価が非常に困難なものがある。PFIが本来公共事業という性格を有することから、官民のリスク分担のバランスがとれるよう、一定の収入保証措置を講じるなどの政府による適切な支援方策が不可欠である。

②コミュニティボンドの再評価と育成

地域の住民が公共施設への関心を高め、公共施設の整備・運営に対する資金を地域の住民より調達するコミュニティボンドの意義は大きいと言え、地域に密着したPFI事業の新たなファイナンス手法として活用できる可能性を持っている。

コミュニティボンドの育成のための環境整備としては、P F I 専門の投資信託設立などによりロットを拡大させるとともに、利子所得課税の減免などのインセンティブ施策を検討していくことも重要である。また、個人では投資適格性の判断が困難なことから専門の格付け審査機関の関与、ボンド発行主体の債務不履行時にも元利払いを保証する金融保証会社の育成などによる信用補完が講じられる必要がある。

(3) P F I を強力に推進するための政府の体制整備

① P F I 推進の支援機関創設

P F I 事業については、自治体における導入の検討や民間からの応募にあたっては、専門的な実務知識や複雑多岐にわたる高度で複雑な業務対応が求められる。このため、P F I 事業に容易に取り組めない自治体や企業が地方に数多く存在する。

P F I 事業の拡大のためには、P F I の導入検討や応募から、事業者選定、契約、ファイナンス、運営管理に至る一連のプロセスをトータルで支援することが必要である。政府において、官民の専門家を集め、自治体や企業に対して、ニーズに応じた支援を行う支援機関を創設する必要がある。

支援機関の役割としては、P F I に関する実務の共通化や簡素化、各自治体におけるP F I の活用ノウハウが蓄積・継承される体制整備を先行させつつ、自治体の中で先進的な取り組み実績とノウハウのある職員をネットワーク化し、他の自治体の求めに応じて一定期間派遣し事業化まで支援できるようにすれば、自治体P F I の全国的な普及に大きく寄与すると考える。

さらに、支援機関には、事業者選定から事業の運営、終了に至るまでの間で、官民の意見の相違や対立が生じた場合に中立的な裁定を下す機能も備えることが是非とも必要である。

なお、政府は支援機関の創設にあわせて、

一定規模以上の公共事業は優先的にP F I 活用の検討を自治体に義務づけることや、社会資本整備総合交付金の中にP F I 推進枠を設けるなど、自治体がP F I の推進に積極的に取り組むよう、その強力な後押しとなる措置を講じるべきである。

② 地域が主体となる広域的な社会資本の一体運営でのP F I 活用

グローバルな地域間競争の中では、関西など各圏域において、域内の都市、観光地、生産や研究開発等の産業拠点が府県を越えて広域的に交流・連携し、世界(特にアジア各都市)とのダイレクト・ネットワークを効果的に活用することが重要となる。その観点から、道路・空港・港湾等の広域的な社会資本整備後の長期にわたる運営段階については、政府が中央の視点から運営していくよりも、地域に権限と財源を移譲し、地域の視点から地域自らが戦略を立案し一体運営していくことが効果的である。そして、地域が主体となる広域的な社会資本の一体運営については、国内外を問わない民間の優れたノウハウ・技術力・資金力などの積極的な活用を図ることにより、質の高い公共サービスの提供を実現していくべきである。

民間の立場から見れば、府県を越える広域的な社会資本の運営事業に関与することは、事業規模が大きくなる上に、民間ならではの行政区域にとらわれない創意工夫を発揮できる余地が大きく、我が国P F I の新たな発展を拓く可能性がある。

関西において、年内設立を目標に諸準備が進められている関西広域連合は、まさに広域的な社会資本の一体運営を全国に先駆けて担いうるものである。政府は必要な権限と財源を関西広域連合に移譲し、P F I による官民連携とあわせた地域主体の広域的な社会資本の一体運営のモデルを実現することを強力に支援していくべきである。

③ P F I 法の抜本的な改正

わが国のPFI事業の拡大を図るためには、PFI推進を政府の強力な方針として明確にするとともに、民間が創意工夫を持って事業参画する上での障害となっている既存の法制度や契約等にかかる諸課題を一括して解決できるよう、PFI法の抜本的な改正を行うべきである。

◇企業経営委員会

国際会計基準の導入に関する提言

10. 6. 8

会計制度は、投資家等への情報開示のみならず、企業の経営判断や事業活動のベースとなり、成長のエンジンとなる企業の持続的発展に欠かせないものである。さらに、資本市場の国際化や企業の事業活動のグローバル化がますます進む中で、国際的な企業業績の比較可能性や透明性の確保が強く求められるようになってきている。

このような中で、世界の多くの国で採用が進む国際会計基準(IFRS)の導入は、わが国においても資本市場のインフラ整備や企業のグローバルな事業展開、資金調達にとって有益なものとなる。中国などのアジア諸国は、国益や経済発展を支えるインフラとして、会計制度の国際化を急速に進めており、わが国としても企業の国際競争力の維持・強化のためにも、国際会計基準への対応は不可避といえる。

一方、会計制度はそもそも会社あつてのものである。国際的な会計ルールの変更が日本の企業経営や経済成長・産業育成の支障とならないよう、国際会計のルールづくりにおける日本の発言力を強化していくことが極めて重要な課題となる。

また、会計制度は、企業を取り巻く様々な関係者にとって、企業業績と財務状況を知る手段として利用価値が高く、決算書作成コストも低いものでなければならない。経営陣、

従業員、株主、債権者、税務当局など企業を取り巻く関係者の利用価値と作成コストのバランスをどのように取っていくべきか、十分に議論していくべきである。

以上のような基本的な視点に基づき、当連合会としては、国際会計基準の導入に関して、下記のとおり、主要な問題点の提示と必要な対策を提言する。

記

1. 国際会計基準の導入に関する主要な問題点

(1) 国際会計基準自体の問題点

国際会計基準は、基本的には欧米の社会制度・商慣行を前提として議論されており、日本独自の社会的な背景のもとで適用された場合の影響については十分な検討がなされていない。

例えば、退職給付会計、金融商品会計、一計算書方式での包括利益の表示などは、日本の企業経営にとって大きな問題がある。特に、リサイクリングの禁止(その他包括利益に計上した有価証券の評価益などを、実際に売却した時に当期純利益に計上するのを禁止すること)による当期純利益の変質は、株式の約2割を企業が保有する日本の株式保有構造の実態など日本の商慣行や実務と合わないところがある。

さらに、極端な時価会計は、管理会計でも問題がある。企業は自らが経営を進めて行く上で、財務諸表を業績評価、経営分析の最大のツールとしている。その意味で、株主・投資家や取引先だけでなく、企業も財務諸表の重要なユーザーである。変動性(ボラティリティ)が必要以上に高まるような極端な時価主義は、経営の方向性を見えにくくし、企業の経営ツール・評価尺度として会計情報が持つ使いやすさを損なう危険性をはらんでいる。

また、システム変更、全社的業務フロー見直し、公正価値評価のための第三者による鑑定評価コスト増加、導入当初の監査法人との会計方針の綿密なすり合わせなど、実務上対

処すべき課題も非常に多い。監査コストも含めて、企業の財務報告に関する過度な負担増大が懸念される。

(2)国際会計基準と税制との関係の問題点

わが国の会計制度と税制は、確定決算主義などを通じて相互に深く関係している。国際会計基準は投資家への情報提供を目的とした連結決算に用いられる基準であり、個別決算書に国際会計基準を用いるかどうかは国によって異なっている。

わが国では、個別決算書を基に税を計算する仕組みが取られており、仮に個別決算書に国際会計基準を適用することとすれば、会計基準の変更や包括利益の変動がそのまま課税所得や税額の変化につながりうる。一方で、連結と個別の会計基準を別にし、あるいは会計基準と税制とを切り離した場合には、決算書の作成負担の増大が懸念されるため、申告調整方法の整備等も必要となる。

2. 国際会計基準の導入に向けて必要な対策

国際会計基準の強制適用は、従来の日本の会計基準からは大きな転換となるものであり、円滑な導入に向けては様々な対策が必要である。当連合会としては、金融庁、企業会計基準委員会(A S B J)へ導入に向けての対策を以下のとおり求める。

(1)会計基準変更に係るわが国の対応

①日本の意見発信機能の強化

わが国は国際会計基準審議会(I A S B)の重要パートナーとして関係を強化し、常に最新の動向を把握するとともに、日本の意見が通るよう、日本国内の意見を取りまとめた上で、これを国際会計基準審議会へ意見発信していく機能の強化が求められる。経済界や公認会計士協会とも連携し、ボードメンバーやスタッフとして活躍できる人材の育成と日本からの参加メンバーの増員を図ってもらいたい。

②国内企業の意見集約の強化

任意適用、強制適用のいずれにかかわら

ず、国際会計基準の日本への導入にあたっては、幅広い関係者による合意形成が必要と考える。とりわけ、公開企業の中でも比較的大きな企業や業界団体を通じて意見発信できる企業は、国際会計基準審議会や企業会計基準委員会に意見を提出することができるが、経理部門の体制上の制約や地方所在につき行政当局への積極的な意見提出が困難な企業もある。こういった地方企業の意見や意見発信に制約がある企業の意見を可能な限り吸い上げるため、地方との意見交換会の開催や地方企業の審議会への参画などの仕組みを整えてもらいたい。

③米国の動向を注視した対応の検討

日本における国際会計基準の強制適用については、米国における強制適用の状況を踏まえて判断することとされている。2010年2月に米国S E Cが公表した声明文では、強制適用時期が後ろ倒しされている。米国の今後の動向を注視した上で、わが国における強制適用時期を見直す、米国基準による開示を認めるなど、総合的な観点からわが国の対応を検討する必要がある。

④積極的な啓発活動、広報活動の実施

国際会計基準の適用は開示だけが目的ではなく、経営そのもののベースとなるものであり、会社の幅広い部門が関係し、目的の共有化や納得性が極めて重要になる。企業の中でのスムーズな移行と定着には、「会社経営にとって国際会計基準への移行は極めて重要な意味がある」ということをどこまで周知できるかが鍵であると考ええる。また、業界ごとの研修会等を通じて、欧州の先行事例の研究・討論などを実施する等、国際会計基準に関する周知が必要である。こういった多面的な課題を解決するため、積極的な啓発活動や広報活動が今以上に必要である。

(2)会計基準変更に伴う混乱や報告作成コスト上昇の回避

①十分な準備期間の確保

国際会計基準の強制適用について、導入時期と適用要件を早期に明確にするとともに、強制適用までの十分な準備期間が必要である（人材確保、システム変更、監査法人との調整などに不可欠）。また、強制適用当初は、通常の締め切り期限の弾力的な延長、過年度比較の簡便化などの事務負担軽減を講じてもらいたい。

②基準再変更の混乱回避

国際会計基準自体の基準が変動する中で、いったん変更した会計処理方法を再度変更することは大変な混乱を伴う。国際会計基準の採用（アドプション）や収斂（コンバージェンス）の実施時期については、国際会計基準審議会で行われている議論も注視しながら慎重に決定し、極力再変更のないようなタイミングで行うべきである。仮にコンバージェンス終了前にアドプションを決定する場合、アドプション決定後はコンバージェンスを中止し、アドプション時に変更するといった対応も検討すべきである。

③原則主義の理念に反しない範囲での指針の提示

原則主義に基づき一つ一つの会計処理方法を考えていくことは公認会計士と企業の双方に過大な負担が生じる。国際財務報告解釈指針委員会（I F R I C）に解釈指針の策定を働きかけるなど、不要な負荷を軽減すべきである。また、そのような指針が増えれば企業としても導入に踏み切りやすくなる。

④個別決算書の簡素化

会計ビックバン以後、純粹持ち株会社の解禁とも相まって、わが国の開示制度は、連結決算が開示の中心という位置づけが定着している。そういった現状も踏まえ、開示制度における個別決算のあり方や決算利用者の必要度などを今一度吟味することが必要である。国際会計基準の導入による報告作成コストの上昇を考えれば、金融商品取引法に基づく個別決算の開示については廃止も視野に入れた

大幅な簡素化を検討すべきである。

⑤個別決算に関する会計基準の調整

簡素化を実施した上で、個別決算に適用する会計基準は何が適切かということについては、意見の分かれるテーマである。一つの意見は、日本の実務や商慣行、税制との関係を踏まえ、現行の日本基準を維持することを望む意見である。もう一つは、日本の実務や商慣行、税制との関係を踏まえ、現行の日本基準を維持しつつ、国際会計基準が適用された連結決算と同一の会計処理も選択可能になることを望む意見である。

連結決算と同様に単体決算に国際会計基準を適用するか否かは、産業界でも大きく意見の割れる論点であり、中堅・中小企業や地方に所在する企業の意見も踏まえた基準を考えるべきである。

なお、個別決算に適用される基準により税との関係が変わってくるが、国際会計基準の導入により実質的な課税ベースの拡大となつてはならず、損金経理要件を一部緩和することで従来損金処理が必要であったものについては申告調整を認めるなど、課税範囲の適正化について配慮すべきである。

そこで、個別決算に関する会計基準については、金融・税務当局・企業・市場関係者・投資家・公認会計士などの官民の幅広い関係者が一体となって意見調整する場の設定が必要である。

⑥実務負担軽減に対する配慮

財務諸表の作成者としての企業は、国際会計基準の導入に際して、膨大な会計注記などの開示作業の増大に加えて、各国基準と国際会計基準との二重管理が発生し、財務諸表作成コストが大幅に増加することを危惧している。直接法によるキャッシュフロー計算書作成など、現場実務から乖離した基準案もあるが、今後、国際会計基準審議会において覚書（MOU）項目の検討が進む中で、コスト・ベネフィットの観点からも、現場実態を反映さ

せた基準にしていくことが必要である。

また、国際会計基準の導入により企業の事務負担の増大が懸念されることを踏まえ、金融商品取引法に基づく四半期決算報告書については、開示内容の簡素化により、企業の負荷軽減を図ることが必要である。

企業結合審査手続きの見直しに関する意見

10.11.15

企業組織の再編に関しては、産業ごとあるいは個別企業ごとに戦略は異なるが、同一産業の数多くの企業が国内で激しい競争をしている結果、環境変化や技術革新による投資行動の規模やスピードなどで国際競争において劣後している場合も多く、企業結合による競争力強化は、企業のグローバル経営への対応や国の経済成長を図る産業政策において重要な選択枝の一つと考えられる。

このため、企業組織の再編に関しては、グローバル市場において懸命に競争力を維持・強化しようとする企業が、その戦略として企業結合を計画する場合、政府は阻害要因を除去し、迅速かつ柔軟な企業結合を可能とする環境を整備していくことが必要である。

しかるに、独占禁止法による現行の企業結合審査手続きについては、以下の通り問題点があると考えており、迅速性・透明性・予見可能性の確保や、新成長戦略等の政府の方針との整合性を確保したものとすべきである。

【問題点】

- ・審査期間が長期にわたり、企業にとって審査終了時期の予見性が低い。
- ・担当官により判断のばらつきがあり、その裁量で膨大な資料提出を要求されることがある。
- ・行政サービスの一環としてなされている事前相談で、実質的な企業結合の可否の審査がなされており、口頭で通知される審査結果の判断根拠の説明が不十分である。

・HHIは明確であるものの、市場を狭く解する傾向が強く、内外市場で激しい競争にさらされている企業現場の実態や実感と乖離している。

・審査にあたり、産業政策や国家戦略といった大局的な視点からの判断が不十分である。

以上のような観点から、当連合会としては、企業結合審査手続きについて、その前提として審判制度の廃止を早急に実現するとともに、審査手続きと審査基準の見直しを早急に行うよう、下記の通り要望する。

記

1. 審査手続きを迅速化・透明化すること

企業結合審査手続きにかかわる現行の問題点を解決するためには、事前相談制度において実質的な審査を行うのではなく、任意の相談機能のみに特化した行政サービスとして位置づけるべきである。実質的な審査とそれに基づく最終的な独占禁止法上の判断については正式な届出後に行うこととした上で、審査手続きに以下の諸点を加えることが必要である。

- ・一次審査30日以内(届出時点より起算)、二次審査90日以内(一次審査結果で求められた資料を提出した時点より起算)という期間で行うことを基本とし、例外的に案件の複雑さから時間のかかるものは当事会社と協議の上で終了日を明確にすべきである。
- ・また、二次審査以降の過程(審査開始日・終了日、当事会社の名称等)を公表し、審査期間の長期化に歯止めをかけるべきである。
- ・組織的に判断を統一した上、審査結果とその理由等を書面により当事会社に交付し、かつ公表する。
- ・企業の請求があれば、産業政策の主務大臣の意見書を付することができる。意見書に対しては、文書による回答を義務づけ、公表する。

また、これに伴い、公正取引委員会において、円滑かつ迅速な審査が行われるよう、提

出書類のフォーマットや種類・内容を明確にし、当初提出したもの以外の資料を当事会社へ請求する際には、その資料が必要となる具体的な理由を文書で示すべきである。

2. 届出・審査の対象となる基準を緩和すること

株式取得等の場合に届出・審査が必要となるのは、競合企業を支配することによって、競争を制限する行動に出る可能性があるためである。そういう意味からは、現行の企業結合審査にかかわるガイドラインで企業結合とみなす範囲が広すぎる。

このため、株式取得に関する届出・審査の対象となる基準は、EU等諸国並みに、50%を超えて株式を取得する場合などに限定すべきである。そうすることにより、審査側の負担の軽減とともに、審査が真に必要な事案に注力できることで審査内容の充実化が図られる。

3. ガイドラインにおける競争に対する影響評価項目を見直すこと

企業結合審査にかかわるガイドラインにおいては、競争が制限されることが当面ないかどうかの観点から主に評価されることになっている。公正な競争を確保することは国民にとって重要な利益であるが、さらに、経済の成長が国民の利益につながるような事項についても、審査に当たっては十分に考慮すべきである。また、市場はますますグローバル化するとともに日々変化している。そのため、現時点における国内の静態的な分析では妥当な結論が導けない。そうした観点から、以下の二点について、ガイドラインの評価項目を見直すべきである。

- ・国際競争力の強化の観点、雇用への影響など「社会的利益」を評価すること。
- ・海外も含めた今後の市場の成長見通し、代替品を含めた潜在的な輸入・参入圧力など、「中長期・グローバルな市場動向」を評価すること。また、商品市場の画定の際にも、そのような要素を勘案し、市場をよ

り広く捉えること。

4. 競争政策当局の国際的な協力・連携を緊密化すること

- ・企業活動のグローバル化に伴い、国際的な企業結合でなくとも、米国・EU・中国などの関係する海外の競争政策当局による企業結合審査を受けなければならないケースが多くなっている。関係国において企業結合審査が円滑かつ迅速に行われるよう、公正取引委員会においては、海外の競争政策当局との連絡調整の強化、手続き面や審査基準の共通化などの国際的な協力・連携をより一層緊密化すべきである。

◇地方分権委員会

分権型道州制時代を拓く基礎自治体の自立経営

11. 2. 7

はじめに ～基礎自治体が地方分権改革と分権型道州制実現の鍵

関経連は2008年7月に「分権改革と道州制に関する基本的な考え方」を公表し、抜本的な地方分権改革の推進とその究極の姿としての道州制の導入を提言するとともに、関西広域連合をステップとして道州制の実現をめざすことを表明した。これは、グローバル時代の熾烈な競争の中でわが国が生き残るためには、国主導の中央集権体制からの脱却を図り、それぞれの地域の個性と多様性を活かし、その力とポテンシャルを最大限に発揮できる分権型社会の構築が必要不可欠という認識に基づくものである。

関西では、2003年の関経連提言「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」による「広域連合関西州」の提案を機に、関西広域連合の設立をめざす具体的な検討が始まった。その後、長年にわたる関係各方面の努力が実を結び、2010年12月、全国初の都道府県レベルの広域連合が誕生することとなった。この関西広域連合は、国からの権限・財

源の移譲の受け皿となり得るものであり、関西は、国のあり方を変える分権改革の大きな一歩を踏み出した。

一方、政府においては、2009年9月に、地域主権の実現を「1丁目1番地」とする民主党への政権交代が行われ、分権改革への追い風になるとの期待が高まった。現在、地域主権戦略会議、地方行財政検討会議の下に、地域主権改革の具体策と地方自治法の抜本的な見直しの検討が進められており、2010年12月には、出先機関改革のスケジュールなどを示した「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定したものの、補助金の一括交付金化や出先機関改革は、各省庁の抵抗も根強く、分権改革の先行きは不透明である。また、道州制についても、2010年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱では「検討も射程に入れていく」との表現にとどまり、具体的な制度設計もタイムスケジュールも示されておらず、前政権時と比べて、むしろ後退した感が否めない。グローバル競争が年々厳しさを増す中、我々経済界としては強い危機感を抱いている。

国のあり方を変える抜本的な改革を実現するためには、政治が強力なリーダーシップを発揮するとともに、国民がその意義を理解し、改革への機運が高まることが不可欠である。しかし、それを阻んでいる最大の要因は、様々な理由により、国民に最も身近な存在である基礎自治体の自立経営が可能となる環境が整っていないことだと考える。その課題としては、次の3つが挙げられる。

基礎自治体における第一の課題は、脆弱な行財政基盤の強化である。昨今の厳しい財政状況の中、地方分権改革による事務権限の移譲に伴う過大な負担に対して不安や懸念を抱く基礎自治体は多い。加えて、道州制が導入されれば、基礎自治体の担うべき事務は格段に増大する。さらに、高齢化社会の進行により、福祉、介護、医療等の問題はこれまで以

上に重要となるなど、住民に身近な行政サービスを担う主体となる基礎自治体の役割はより大きく、責任はさらに重なることをふまえ、行財政基盤強化に向けた道筋を明らかにする必要がある。

第二の課題は、住民参画の推進である。基礎自治体は住民の地方自治への参画の主要な舞台であることから、真の分権型社会を実現するためには、その基礎となる地域住民の自治意識を高めることと、地域経営に対する住民参加を進めることが不可欠である。地方自治の主役である住民の声を反映した地域づくりこそが、本来の地方自治のあるべき姿である。

第三の課題は、首長のリーダーシップの発揮である。基礎自治体の運営に首長のリーダーシップが果たす役割は極めて大きく、地域経営の執行責任者である首長が、地域特性を反映する理念に根ざした明確なビジョンを示し、そのビジョンを実現するための戦略と戦術を明らかにすることが不可欠である。

また、企業にとって、基礎自治体が効率的に経営され、地域が活性化するとともに住民が住みやすい魅力的な地域であることは、企業の進出や操業条件において重要な要素であり、基礎自治体においても、財政基盤の強化を図っていく上で企業誘致や企業活力の向上は有効な手段である。経済界としても基礎自治体のあり方は、企業活動や地域活性化に直結する課題として関心を払わざるを得ない。

以上のような観点に基づき、地方分権改革の推進と分権型道州制の実現に向けて望ましい基礎自治体の姿とその実現策を示すことを目的とし、政府の取り組みがより一層加速され、全国的な機運の醸成に寄与することを期待して、以下のとおり提言する。

1. 望ましい基礎自治体の姿～自らの選択と責任に基づく自立経営の実現

関経連は前回の提言「分権改革と道州制に関する基本的な考え方」（2008年7月）で、道州と基礎自治体の二層制を原則とし、この両

者の役割分担だけで地域行政が完結するようにすべきとして、国・道州・基礎自治体の役割について、①国は外交・防衛など主として対外的な役割を重点的に果たす、②広域自治体たる道州は地域経営の主体としてグローバル競争に対応するための行政分野を中心に政策企画立案と実施にあたる、③基礎自治体は住民に身近な行政サービスを安定的に供給する主体となる、と整理した。

基礎自治体は、補完性の原理に基づき、福祉やまちづくり等、住民に身近な行政サービスを総合的に担うこととし、基礎自治体で担いきれないものを広域自治体が担うべきである。分権型道州制の実現に向けて、まずは国から都道府県・市町村へ、都道府県から市町村への権限移譲を積極的に推進し、道州制導入時には、現行の都道府県の事務権限は、道州政府に移譲するものを除き、基本的に基礎自治体に移譲すべきである。

道州と基礎自治体は、上下かつ融合型の関係ではなく、明確な役割分担に基づく分離型の関係の下に、行政の執行にあたることとなる。この観点からは、現在、市町村が担っている事務・事業の一部、特に、政令指定都市が多くを担っている空港、道路、港湾などの基幹的なインフラの整備は、産業振興に密接に関係し、一つの市の圏域を越えるものであるため、国際競争力強化のためにも、より広域的観点から整備することが望ましく、地域の産業政策を担う道州の役割とすべきである。また、道州と基礎自治体の役割分担に関する協議の場を設定すべきである。

以上のような基本原則の下に、それぞれの基礎自治体が、新たに担うことになる事務を十分に処理できることを含め、自己選択、自己責任に基づく自立経営が可能となる体制こそが、分権型道州制時代における望ましい基礎自治体の姿であると考えらる。

2. 基礎自治体の行財政基盤の強化

道州制導入時には、都道府県が担っ

てきた事務の多くを基礎自治体が担うことになり、基礎自治体の役割が大幅に増大する。道州制の導入に向けて、基礎自治体の行財政基盤の強化が不可欠である。

すでに「平成の大合併」等により、行財政に関する自立基盤を築き始めた基礎自治体もあるが、そこに至っていない基礎自治体においても自治体制の確立が急務である。

基礎自治体は、自らの意志によって、以下に掲げるような自治体制を構築することが可能である。単独あるいは複数のパターンの組み合わせなど、多様な選択肢の中から、地域の特性に応じた自治体制を構築することにより、事務権限を受け入れる体制を確立することが望ましい。

(1) 行財政基盤強化に向けた独自の努力(独立型)

分権型社会に向けて独立して対応することを選択した基礎自治体については、地域住民の理解の下、徹底した歳出削減と行財政改革の実行をはじめとする独自の工夫と努力によって、道州制時代に向けて一層の行財政基盤強化を図るべきである。

(2) 自主的な合併の推進(合併推進型)

基礎自治体の行財政基盤強化の手法として、合併は有効である。例えば、「平成の大合併」により、市町村合併が全国でも最も進んだ地域の一つである広島県では、合併により組織の専門化・高度化が可能となるなどの効果が生まれ、県から市町村への権限移譲も進んでいる。この他にも、合併のメリットとして、公共施設の相互活用や観光資源など、新しい資源を活かした地域活性化策の構築などが挙げられる。

「平成の大合併」が行われた1999年4月から2010年3月の間に、かつて3,232団体(市：670、町：1,994、村：568)であった市町村数は、1,727団体(市：786、町：757、村：184)までに減少し、合併は大きく進展したといえるが、地域ごとに差があり、特に大都市周辺

部での合併は十分に進んでいない。昭和30～40年代の人口急増期に整備した公共施設の更新時期を一齐に迎えることによる財政負担増問題に直面する大都市周辺部の基礎自治体にとって、効率化は必須課題となる。

早期健全化団体の指定を受けるなど、財政状況が極めて厳しい基礎自治体はもちろんであるが、現在は深刻な事態に直面していない基礎自治体についても、将来の行財政状況をよく見据えた上で、合併の可能性について今一度真剣に検討し、自主的な合併を推進すべきである。

(3) 広域連合制度の活用(広域連合型)

合併が困難である基礎自治体については、地域の実情に応じた広域連携の制度等の活用によって行財政基盤の強化を図るべきである。

その手段の一つとして、広域連合制度の活用が有効である。例えば、北海道の後志広域連合は、後志支庁管内19町村のうち、16の町村が連携し、税の滞納整理事務、介護保険事務、国民健康保険事務等の事務事業を効率的に執行している。

なお、現行の広域連合制度については、一層の活用促進に向けて、設立手続きの改善や合議制の理事会の導入等の制度改善を行うべきである。

(4) 「定住自立圏」型の相互連携(定住自立圏型)

地方圏において「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して相互に役割分担、連携・協力を行うことにより、地方圏への人口定住を図ることを目的とする「定住自立圏構想」のように、基礎自治体間の協定に基づく相互連携も行政基盤強化の有効な選択肢と考えられる。

(5) 道州政府による離島・過疎地域への補完(道州補完型)

わが国は、離島や北海道・沖縄地方などの、地理的制約があり、かつ人口の少ない地域を有している。これらの地域では、自主的

な合併や広域連合制度等の活用では行財政基盤の強化が図れず、道州制導入時に移譲される事務を担いきれない可能性がある。

こうした基礎自治体の事務については、道州制実現までの間は、財源も含めて国または都道府県が補完し、道州制実現時には道州が補完すべきである。なお、補完については、国、道州、都道府県が補完を行う判断を下すのではなく、役割を担いきれないと判断する基礎自治体自らが委託する形とすべきである。

3. 地方税財政制度の抜本的改革

基礎自治体が分権改革や道州制導入によって移譲される事務事業を担うに足る財政基盤を構築していくためには、まず各自治体が「民間でできることは民間で行う」という大前提の下に、行政の守備範囲の見直し、行政効率化の徹底、受益者負担の導入などにより、一層の歳出削減に努力しなければならない。

その上で、基礎自治体が自らの判断と責任で財政運営を行うことを可能にするためには、地方税財政制度の抜本的改革が不可欠である。具体的には、次の課題についての改革が必要である。

(1) 地方税の拡充と補助金の大幅圧縮

道州や基礎自治体が自立的な地域経営を可能とするための十分な財源を確保する観点から、地方税を拡充すべきである。地方税収の拡充は、地域偏在性が低く、税収が安定している地方消費税で行うべきである。

基礎自治体の法人課税については、税収が景気に左右されやすく、特定地域に税源が偏在するといった問題があるため、法人課税のウェイトを減らし、地方消費税のウェイトを高めていくべきである。その際、法人の利益によらず行政サービスの受益に応じた課税とする観点からも、現行の法人住民税の法人税割部分は廃止・縮減し、均等割部分の課税のみとすることが適当である。

補助金については、廃止ないし大幅な縮減に向けて、まずは、公共事業補助金の一括交

付金化で地方の自由度を高め、最終的には、税源が地方に移譲されなければならない。

(2)自己責任による地方債発行制度への見直し

現行の地方債発行制度は、国の同意・保証があり基礎自治体が自己責任を負う姿にならず、分権時代のあるべき姿にそぐわない。地方債は、国の関与をなくし、自治体が独自に責任を持ち、マーケットメカニズムに基づいて地方債を発行する制度とすべきである。自己責任による発行が、長期的には基礎自治体の財政強化につながると考えられる。

その際、投資家の判断に資するために、地方自治体の財政の健全性を客観的指標で図れるような仕組み、情報が不可欠である。

(3)地方交付税制度の廃止と新たな水平的財政調整制度の導入

基礎自治体が自らの責任で自立的に財政運営を行っていく上で、地方交付税改革は必須である。現行の地方交付税は、過度の財政調整機能や算定システムの複雑・不透明さにより、自治体の財政責任を不明確にする、国の政策や税収の影響を受けやすいなど多くの問題を抱えている。

道州制導入時においては、地方税の拡充とともに、地方交付税制度は廃止し、ドイツ、オーストラリアなどの仕組みを参考として、道州内の基礎自治体間の財政を水平的に調整する新しい制度を導入すべきである。

4. 基礎自治体のガバナンス・監視機能の強化

基礎自治体の事務権限の拡大に伴い、行政運営全般にわたるガバナンスと地域住民・外部による監視機能強化がさらに重要となる。また、分権型社会において、自己責任の下に自立した地域経営を行うためには、地方議会改革や政治への住民参画の推進などが不可欠である。これらは、地域にとって真に必要な行政需要を選択する上で重要な要素であり、行財政基盤の強化と表裏一体をなす。具体的には、次の課題についての改善が必要である。

(1)地方議会の本来の役割の発揮に向けた見直し

本来、地方議会とは、住民の代表として選ばれた議員らが、地域住民の意思を正しく汲み上げ、自治体の意思決定をする機関である。しかし、現状は、多様な民意の反映や執行機関の監視などの機能が形骸化しており、議会の本来の役割を十分に果たしているとはいえない。近年、この現状から脱却するべく改革に取り組む動きが全国の地方議会で広まりつつあるが、その動きはまだ一部である。地方議会の本来のあるべき姿を目指して、以下の点について見直しが必要である。

①情報公開による開かれた議会の実現

基礎自治体のガバナンスを強化する前提として、地方議会は住民に対して、より開かれた議会とならねばならない。全国の地方議会では、例えば、議会日程の事前公表など、住民への周知が当然である事項についても、なされていないケースがある。議事録や議案関連資料をはじめとする議会の基本的事項に関する情報公開を義務づけるべきである。

②議員の賛否の公表

議案に対する議員個人の賛否、議会への出欠状況を公表すべきである。議員個人の考え方や自治体運営に対する姿勢を明らかにすることによって、地域住民は、議員に対する正しい評価材料を得ることができ、ひいては、自治体運営への関心を高めるきっかけとなる効果が期待できる。すでに、改革が進んでいる一部の議会では、議員の賛否を公表している。

③議長への議会招集権の付与

本来、二代表制とは、首長と議会が対等の立場で、チェック・アンド・バランスにより自治体運営を行うべきものであり、議会のチェック機能を十分に働かせるようにする必要がある。

特に、最近、一部の自治体において、首長の権限で議会の開催を滞らせるという、二代表制の趣旨を損なう例が発生している。現行制度では、議会の招集権は首長にあり、議長については、議会招集の請求権が与えられ

ているのみで、法的拘束力がない。議長への招集権を付与すべきである。

(2)住民の意思が反映しやすいシステムの構築

現在、住民の多くは、議会や行政運営に対して積極的な関心を持っているとはいえない。ホームページや刊行物等、幅広く媒体ツールを利用した基礎自治体側の情報公開努力が必要であることはもちろん、住民自らが、地域経営に関心を寄せるような工夫が必要である。その上で、地域経営に対する住民によるチェック機能の強化、および住民意思の反映といった観点より、例えば、以下のようなシステムの構築が求められる。

①議会への住民参加の促進

最近では、議会が住民への説明責任を果たす場である「議会報告会」の開催や、住民との意見交換会を実施する議会も出てきており、今後この動きは広がっていくものと思われる。住民や企業人等が議会に参加しやすい仕組みとして、例えば、議会を土日、夜間に開催する試みなども有効である。こうした議会への住民参加の試みを推進していくことが望ましい。

②常設型の住民投票制度の導入

議会を補完する仕組みとして、住民意思を反映するための常設型の住民投票制度を導入すべきである。但し、全ての事項を住民投票で決定することは、二代表制の趣旨に反するため、例えば、議会・議員そのもののあり方や、合併・名称変更など基礎自治体のあり方の根幹に関わるケースを対象とし、広く住民の意思を聞いた上で決定すべきである。また、基礎自治体の選択により、住民投票結果について法的拘束力をもたせる制度も検討すべきである。

(3)監査委員制度のチェック機能の向上

監査委員の審査を経ているにもかかわらず、広範囲の地方自治体で不適正経理が判明している。このことは、現行の監査委員制度による監査がチェック機能を十分に果たせて

いないことを表している。

監査委員の選出について、チェック機能を高める観点より、当該自治体の職員OB、議員の選出の禁止、弁護士や公認会計士などの専門知識のある人材の登用といった制度改善を行うべきである。また、小規模の自治体については、監査事務局体制が不十分な場合があり、改善を検討すべきである。

5. 地域経営に対する住民参画の促進

真の分権型社会を実現するには、住民が地域経営を自らの問題として捉える、言い換えれば、自分たちの将来は自分たちで決めるという自治意識を高めなければならない。そのためには、「民間でできることは民間で行う」という大前提の下で、住民が地域づくりに参加し、地域の課題解決等に取り組む多様な仕掛けの構築を進めることが重要である。

住民を主体とする地域づくりの試みについては、その成果の判断に至るまでには一定の時間を要するが、地域の実情に応じて試行錯誤を重ねながら多様な取り組みに果敢に挑戦することこそが重要である。

(1)地域コミュニティ再生の推進

基礎自治体の役割が増大する中においては、行政、議会、住民が直接対話することができる地域コミュニティ再生の動きをさらに推進することが望ましい。地域コミュニティの再生は、人のつながりが希薄となった現代の「無縁社会」の弊害を緩和する一つの手段ともなり得るものであり、地方自治のスタートラインとして、地縁の復活に取り組む意義は大きい。

近年、全国各地で、自治体内分権ともいえる地域コミュニティを単位とする住民による意思決定の仕組みの構築の動きがある。例えば、池田市(大阪府)では、2007年より、地方分権に先駆けた全国初の「地域分権」制度に取り組んでいる。この制度は、市内11小学校区に「地域コミュニティ推進協議会」を設立し、市民が納めた税金の一定額を地域の問題

解決など地域のために活用できるよう、同協議会に市に対する予算提案権を与えるというものである。当制度の導入後、各地域においては、安全パトロールカーや防犯灯、AEDの設置など、住民ニーズを反映した、多岐にわたる事業が展開されている。

この他、大阪狭山市(大阪府)では、2009年より、地域課題やまちづくりについて議論し、市に予算提案する「大阪狭山市まちづくり円卓会議」の取り組みが始まっている。制度は池田市と同様であるが、自治会などの地縁型組織とNPOや市民活動などのテーマ型組織を融合させて新しいコミュニティの創設をめざす点が特色である。また、名古屋市でも、選挙で選ばれたボランティア委員が地域予算の使い道を決める「地域委員会」制度を8学区でモデル実施しているところである。

現在、上記の取り組みをしている自治体での地域の区割りは、学区を単位としているところが多いが、少子高齢化の実情に鑑みれば、地域の区割り設定については、学区だけでなく、福祉施設や医療施設の所在に合わせるなど、地域の実情に応じた形とすることが望ましい。

自治体内分権の推進の他にも、例えば、住民や行政などが力を合わせて安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」活動も地域コミュニティ再生推進の有効策の一つとして考えられる。「セーフコミュニティ」は、安全安心なまちづくりに取り組む自治体を対象に世界保健機関(WHO)が与える国際認証で、現在、国内では、亀岡市(京都府)、十和田市(青森県)、厚木市(神奈川県)が認証されている。このように多様な取り組みによって、地域コミュニティの再生を推進することが望ましい。

(2)民による公の役割の支援

行政は住民に対する公共サービス提供の責任主体である。その一方で、基礎自治体の行政サービスは、地方分権の推進と地域住民の

ニーズの多様化に伴い、質・量ともに拡大する。また、少子高齢化社会の進行に伴い、福祉、介護、医療にまつわるサービスの需要が拡大することは必然であり、その担い手の確保が喫緊の課題となる。この課題の解決のために、地域の主体性が求められる分権型社会においては、自治会、各種団体、市民活動団体、大学、企業など、地域に関わる多様な担い手が、行政との連携・協力の下に地域社会全体で公共の役割の一部を担うことが必要である。

例えば、柳井市(山口県)の「ふるさとの道」整備事業は、住民自らが労働力を提供し、市道の舗装などの道路整備を行っている。こうした取り組みは住民の結束力の強化にもつながると考えられる。このように、一部の業務を住民の手で行うことや、民間やNPOに委託すること、地域コミュニティづくりへの意欲のある高齢者の力を提供してもらうことなど、新たな担い手の可能性を広く模索していくことが求められる。

(3)住民参画促進のための地域通貨の活用

地域コミュニティ域内において、労力の提供の代価として地域通貨を得ることができる制度も、住民の地域経営参加へのきっかけとなり得るもので、地域活性化と住民自治を根付かせるツールの一つとして考えられる。例えば、寝屋川市(大阪府)では、高齢者の生活を支援するボランティアなどのサービスを提供し、謝礼として受け取った地域通貨を会員登録した商店で利用できる地域通貨制度「げんき」が、寝屋川市コミュニティにおいて順調に浸透している。

ボランティアによる社会活動は、無償で行われることが多いが、より幅広く民間の参画を促すためには、有償のボランティアによる助け合い社会をめざすことも有効である。上記の柳井市における住民の労働提供の事例は、昔からの慣習に負うところが大きいが、労働提供により一定のメリットが得られる仕組

みがあれば、応用範囲は広がるものと考えられる。地域通貨制度等は、基礎自治体の財政に与える影響を最小化し、眠っている社会的価値を顕在化させるものとして検討に値する。

(4)企業による社員の地域参画支援

企業人を含むあらゆる世代の人々の地域づくりへの参画なくして、真の住民自治が行われているとは言い難い。企業側の立場としても、CSRおよび人材育成の一環として、例えば、有給休暇の取得推進、ボランティア休暇取得の推奨、ノー残業デーの実施など、社員が地域コミュニティ活動に参加しやすい環境の整備に取り組むべきである。社員が、自分の住む地域に目を向けるきっかけとなるよう、例えば、人事考課や雇用条件の判断基準の一つに地域参画経験を取り入れることなども考えられる。

6. 首長のリーダーシップの発揮

基礎自治体の運営に首長のリーダーシップが果たす役割は極めて大きい。基礎自治体の改革は、首長が不退転の決意を持って取り組まなければ決して実現しない。

首長がリーダーシップを発揮するためには、地域経営の執行責任者である首長が、地域特性を反映する理念に根ざした明確なビジョンを示し、そのビジョンを実現するための戦略と戦術を明らかにし、住民や職員と共有することが不可欠である。

もとより首長のリーダーシップのあり方は多様であって然るべきであり、住民、議会によるチェック機能が的確に働くことが前提であるが、以下のような手法が、リーダーシップの発揮にとって有効な手段になると考える。

(1)先進的取り組みの情報共有

現行制度の下でも、首長のリーダーシップにより、住民の自治意識を向上させるためのさまざまな仕掛けを作り、地域活性化や行財政改革などを推進している基礎自治体は少なくない。行政運営に関する情報公開を進めることにより、こうした各地の先進的な取り組み

に関する情報が全国的に共有できる仕組みを構築すべきである。当会としても、各種機会を通じて得たこのような情報を各方面に幅広く発信するなど、情報共有の一翼を担いたい。

(2)企業経営的手法の応用

企業経営におけるトップの意思決定のプロセスは、地域経営においても応用できる可能性がある。住民サービスの中には必ずしも企業経営的手法になじまないものもあるが、例えば、経営環境や市場の動向と持てる経営資源とを総合的に分析することにより経営ビジョンや経営目標を策定、事業の選択と集中、ニーズを把握するためのマーケット分析を十分に行った上での戦略、戦術の策定、他社との差別化を図る手法などは、基礎自治体においても検討に値する。

(3)分権型社会に相応しい多様な人材の育成

基礎自治体が自己選択、自己責任に基づく自立経営を行うためには、高まる行政需要と財政的制約とのバランスを図ったり、幅広い視点から政策を選択したり、優先順位を決定するなど、分権型社会に相応しい人材の育成が不可欠である。

多種多様な人材の育成を図る手法として、例えば、官民の人材交流、民間の有識者登用、民間企業の複線型人事制度などの活用を検討すべきである。

おわりに ～伸ばせ地方の底力

関西広域連合の設立により、関西は国のあり方を変える分権改革の大きな一歩を踏み出した。これを一つの契機と捉えて、地方分権改革の推進と分権型道州制の実現に向けて、全国の各地域が、地域の実情に応じた多様かつ具体的な動きを起こすことを強く期待する。とりわけ、国民生活と密接に関係する基礎自治体が、来るべき分権型道州制時代に備えて、自らの意思で選択した具体的な改革を実行できるかどうかを鍵握っている。

関経連では、2009年度から2010年度にかけて、全国の経済団体や地方自治体との意見交

換を行ったが、その中で、地域特有の困難な課題を抱えながらも、それぞれの基礎自治体が工夫を凝らし、懸命に課題にチャレンジする姿を確認することができた。地方の底力はまだまだ健在である。

地方分権改革の推進と分権型道州制の実現の鍵を握る基礎自治体の改革は、多様で柔軟な地方自治制度を実現し、全国的に均一な制度ではなく、各基礎自治体がそれぞれの実情に応じて自在に制度設計ができるようにすること、地域経営に対する民間の参画をより一層促すこと、そして首長がリーダーシップを発揮することにより十分に可能である。

関経連としても、引き続き、基礎自治体の自立経営を可能にする環境の実現に向けて、あらゆる機会を捉えながら政府に対しての働きかけを行うとともに、全国各地域の経済団体や地方自治体との意見交換を通じて、機運の醸成に取り組んでいきたい。

◇産業委員会

中堅ものづくり企業の活性化に関する提言

11. 5.13

政府においては、成長戦略策定会議などの場において、本年6月取りまとめ予定の「新成長戦略」の策定に向け、内容の検討が進められている。また、経済産業省においても、産業構造審議会において、産業構造ビジョンの検討が進められているところである。

新成長戦略には、日本産業の大きな強みである、世界トップレベルの技術を有するわが国ものづくり企業の振興・活性化が必要不可欠である。

当会では、日本経済のさらなる成長を実現するためには、強い中堅企業をさらに強くすることが重要であると考え、「関西ビジョン2020」を策定し、関西をアジアのものづくり拠点とすることを提唱してきた。

関西には、グローバルな大手ものづくり企

業を支える「中堅ものづくり企業」が数多く活躍している。これらの企業は、独自の優れた技術を持ち、大手企業との協業により、大阪湾ベイエリアに集積するパネルやバッテリーの製品作りなどの面で、関西経済の基盤を支えている。

とりわけ、年間の売り上げ100億円～300億円規模の企業群の成長率が高いことに着目し、これら企業を、当会においてK I S P (Kansai Independent Supply Partners) と名づけ、K I S P 専門委員会を設置し、その中で、これら中堅企業の振興策について検討してきた。その結果、K I S P 企業は、経済成長のエンジンになり得る力を有しているものの、K I S P 企業をはじめとする「中堅ものづくり企業」の成長を促進するための施策が十分行われてこなかったことが分かった。

そこで、年間100億円～300億円売り上げている、特定の系列に属さない独立系の中堅ものづくり企業を、中小企業基本法の定めとは別に、「中堅ものづくり企業」と位置づけ、「中堅ものづくり企業」の成長に資する施策の充実を図っていくことが、経済成長や雇用拡大を図る上で必要であるとの観点から、政府において、「新成長戦略」などに、以下の施策を盛り込まれることを要望する。

1. 基本認識～「中堅ものづくり企業」を成長のエンジンに！

(1)ものづくり産業を取り巻く環境の変化

わが国のものづくり産業は、世界トップレベルの技術力を誇り、長らく日本の経済成長の牽引役を担ってきた。とりわけ、「垂直統合」や「すり合わせ」といった、大企業と中堅・中小企業が連携し、高度な技術力を発揮して、高性能な製品を開発するスタイルは、日本のものづくり産業の最大の強みであると言っても過言ではない。

しかし近年、わが国のものづくり産業は、中国などのアジアを中心とする新興国の台頭、韓国や台湾に代表される巨大企業の国際

的なプレゼンスの高まり、グローバルなビジネスモデルの変化などを背景として、グローバル市場において熾烈な競争を強いられ、海外企業との価格競争に疲弊し、世界における経済的地位は後退を余儀なくされている。

ものづくり産業がさらなる発展を遂げ、世界経済におけるプレゼンスを回復していくためには、大企業と中堅・中小企業との緊密な連携という強みを強化しつつ、併せてグローバル競争に打ち勝っていくための新たな戦略を構築することが必要である。

(2)新たな成長のエンジン強い「中堅企業」の創出

グローバル競争に打ち勝つための戦略を構築するには、2つの視点が必要である。

一つは素材・部材・装置製造関連など、日本が高い世界シェアを誇る分野をさらに強化し、環境分野などで世界をリードするビジネスモデルを創出していくことである。

本提言が述べる、より重要と考えるもう一つの視点は、これからの成長を担う強い企業群を創出していくことである。

とりわけ、大企業が熾烈なグローバル競争を強いられ、今後、グローバルな大企業同士の経営統合が進む一方、中小企業の規模拡大が進まない現状で、グローバル大企業と中小企業という二極化が進むことが懸念される中、次世代を支える「強い中堅企業」を創出していくことが、ものづくり産業の強化、産業空洞化の回避、新たな雇用創出にとっても必要不可欠であると考ええる。

冒頭で述べたように、「中堅企業」は、独自の優れた技術力を有しており、研究開発、海外展開、人材確保などの分野に適切な施策を講じることにより、さらなる発展を遂げる可能性に満ちた企業が多い。またこれら「強い中堅企業」を後押しする施策を充実させることは、「強い中小企業」を「中堅企業」へとステップアップさせるインセンティブにもつながっていくと考える。

(3)「強い中小企業」を「中堅企業」に！「強い中堅企業」を「大企業」に！

中小企業基本法では、製造業の場合、常用雇用者300人以下または資本金3億円以下の企業が「中小企業」と位置づけられ、これ以上の規模を有する企業は「大企業」とされる。

このように、法制度上は「中小企業」と「大企業」しか区分がなく、中小企業の枠を超えると、中小企業基本法が定める各種施策の対象外となり、また法人税法においては、資本金が1億円を超える企業は、大企業と同じ30%の法人税が課されるため、キャッシュアウトの増大を嫌い、敢えて事業拡大をせず中小規模にとどまる企業が多く存在するなど、次の成長への大きな阻害要因となっている。

近年来、わが国のものづくり産業において、ベンチャーや中小企業から「大企業」へと育った例がほとんどみられないことは、わが国ものづくり産業のダイナミズムの欠如ともいえる。今後は、「強い中小企業」が「中堅企業」へ、「強い中堅企業」が「大企業」へと発展・成長していくことのできる政策体系の構築が必要である。

当会は、単に中小企業基本法に定める中小企業の枠を超えた企業を「中堅企業」として位置付け、「中堅企業」をすべからず支援せよというものではない。

関西において、年間100億円～300億円売り上げている、特定の系列に属さない独立系の中堅ものづくり企業群の成長力が強いことに着目し、その強化策について検討を進めてきた。その結果、我が国におけるこの層の強化を図り、強いものづくり企業をより強くしていくことが、今後の日本の成長戦略を考える上で必要不可欠であるとの認識に至った。

そこで、中堅ものづくり企業の振興策について、以下のとおり提言する。

2. 「中堅ものづくり企業」振興のための提言

(1)「中堅ものづくり企業」の成長を促す施策の実施

①「中小企業憲章」において「中堅ものづくり企業」を位置づけ

現在、策定が進められている「中小企業憲章」において、わが国ものづくり産業発展の重要な役割を担う新たな成長のためのエンジンとして、「中堅ものづくり企業」の必要性を謳うとともに、中小ものづくり企業を中堅ものづくり企業に押し上げる振興策が必要であることを、国の基本方針として位置づけるよう求める。

②法人税減税の実施

日本の法人実効税率は、諸外国、とりわけアジア諸国に比べ高率である。海外との競争がますます激化する中、企業規模を拡大しようとする「中堅ものづくり企業」が、諸外国と対等に競争していくためには、政府が、諸外国と競争するための環境づくりを講じていく必要がある。

日本の成長エンジンである「中堅ものづくり企業」の国際競争力を高め、企業規模の拡大を促進するため、現行およそ40%の法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げるとともに、「中堅ものづくり企業」の法人税率については、さらに一層の引き下げ措置が講じられるよう求める。

③研究開発税制の拡充

研究開発費については、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」と「特別試験研究に係る税額控除制度」において、試験研究費の8～10%、中小企業に対しては、「中小企業技術基盤強化税制」において、試験研究費の12%の税額控除が、法人税額の30%を上限として認められているところであるが、経済産業省の「企業活動基本調査」においても、研究開発費比率が大きい企業ほど利益率が高いとの結果が出ており、研究開発税制のさらなる拡充が、「中堅ものづくり企業」の利益率を一層高めることは間違いない。

「中堅ものづくり企業」の研究開発への投資をさらに促進するため、中小企業に加え、

「中堅ものづくり企業」に対しては、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」において、控除の上限額である法人税額30%を撤廃するなど、研究開発税制の一層の拡充を求める。

④技術革新の促進

中小企業庁では、中小企業基本法に定める中小企業に対して、資金調達の円滑化や経営力の向上など、さまざまな支援が行われているところであるが、技術革新による優れた技術や製品の開発は、中小企業のみならず、発展を続ける「中堅ものづくり企業」が更に成長していく上でも、必要不可欠な要素である。「中堅ものづくり企業」の研究開発を促進するため、現在、中小企業のみを対象としている中小企業技術革新制度(日本版SBI R制度)や「戦略的基盤技術高度化支援事業」などの、企業の成長を加速する技術革新に関するものについては、適用範囲を「中堅ものづくり企業」にまで拡大するなど、「中堅ものづくり企業」の技術革新が促進される施策を講じられるよう求める。

なお、中小企業基本法に定める中小企業を対象として、多くの補助・支援制度が行われているが、周知不足や募集・補助期間の短さ、申請書類や事後報告書類作成の煩雑さなど、マンパワーの乏しい中小企業にとって活用しづらいとの声もある。

限られた予算の中、既存の補助・支援制度を有効に活用するため、行政においても、商工会議所の経営指導員などの、既存の組織や人材を活用することにより、制度の一層の周知に努められるとともに、十分な申請期間の確保と、複数年度に渡る長期的な補助制度の充実、書類手続きの簡略化が図られるよう求める。

⑤下請代金支払遅延等防止法の改正

同法は、親事業者の下請事業者に対する公正な取引と、下請事業者の利益保護を目的と

しているが、資本金3億円を超える「中堅企業」は、下請事業者であっても同法の適用対象とならないため、下請事業者に対する60日以内の支払い義務が発生する一方で、親事業者から60日以内の支払いや、同法第4条に掲げられる、親事業者が遵守すべき事項が守られず、「中堅ものづくり企業」が事業を拡大していく上でも、大きな障害となっている。

「中堅ものづくり企業」が成長するための阻害要因を取り除き、公正な取引と、下請事業者の利益保護を実現するため、下請事業者に対しては、企業の資本金に関わりなく、60日以内の下請代金支払いが行われるとともに、同法第4条に掲げられる親事業者の遵守事項が守られるよう、同法の改正を求める。

(2)アジアと互角に競争できる「中堅ものづくり特区」の創設

近年、低廉な人件費や低い法人税率などにより、アジア各国のものづくり産業の発展が著しく、日本の得意分野であった電気・電子関係でも競争が激化している。

こうした中、わが国の空洞化を防ぎ、日本が強みを有するものづくり産業を強化するためには、アジア各国とイコールフットリングで競争できる環境整備が欠かせない。

わが国が強みを有する、環境分野をはじめとした素材・部材・製造装置関連企業などの、ものづくり産業の集積を図るための経済特区を創設することを提案する。

関西では、大阪の夢洲・咲洲地区が、アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有している。この地域を、「中堅ものづくり特区」として指定し、進出する「中堅ものづくり企業」に対しては、5年間無税にするなどの優遇措置を講じることにより、アジア諸都市に負けない活力ある経済エリア、「アジアのものづくり工場」として活性化することが可能となる。

また、大阪駅北地区に整備される知的創造拠点「ナレッジ・キャピタル」も、K I S P

をはじめとするものづくり企業にとっての交流の場、知的価値を生み出す場、新たなビジネス創造が展開される戦略拠点として、関西のみならずアジアのものづくり企業活性化にとって有効である。夢洲・咲洲地区と有機的に連携することで、その機能を高めることが可能となる。

当会においても、「ナレッジ・キャピタル」を、K I S Pをはじめとするものづくり企業の知的創造拠点とするための活動を行っていく。

政府におかれても、「中堅ものづくり特区」の早期実現に向けた特別法の制定など、新たな法令制度の確立による施策を推進されるよう求める。

(3)「中堅ものづくり企業」の海外展開促進

①諸外国に対する「中堅ものづくり企業」のアピール

アジアが「世界のものづくり拠点」としての地位を急速に高め、各国ともにサポーティングインダストリーの育成が課題といわれる中で、わが国の強い「中堅ものづくり企業」の存在は大きな強みである。また、輸出産業が活性化することで、わが国の雇用の拡大にもつながることが期待される。

強い「中堅ものづくり企業」を海外に向けてP Rするため、本年開かれるA P E C 中小企業大臣会合といった国際会議などの場を活用し、「中堅ものづくり企業」が持つ強みを海外に向けて積極的にアピールするよう求める。

②「中堅ものづくり企業」におけるE P Aの利用拡大

E P A 締結の促進は、関税などの通商上の障壁が緩和され、締約国間での経済取引の円滑化、相手国との連携強化・協力の促進など、「中堅ものづくり企業」が海外展開を進める上でも、大きな後押しになると期待されている。韓国やインドなど、現在交渉中のE P A については、早期に締結されるよう求める。また、締結済みのE P A についても、制度が

周知されていない上、原産地証明書の発給手続が煩雑であるなど、有効に活用されていないのが現状である。

現在、東京・大阪に配置されている相談員を拡充するなど、EPAが「中堅ものづくり企業」にとっても活用しやすいものとなる施策を講じられるよう求める。

③海外展開における情報提供の充実

グローバル化が進む中、ものづくり企業にとって、製品の規格や海外の法令などの、海外に関するビジネス情報を入手することは、重要な課題となっている。とりわけ、大企業に比べ社内リソースの乏しい「中堅ものづくり企業」にとっては、最新かつ詳細な情報を入手することは容易ではなく、最重要課題であるといえる。

「中堅ものづくり企業」による海外情報へのアクセスを容易とするためには、海外に豊富な情報網を持つJETROなどの強みを有効に活用することが必要である。

例えばJETROが、現地の大使館はじめ政府系機関や、地方自治体の海外事務所などとの連携を強化し、それぞれの国のビジネス情報の一元化を推進されるとともに、情報提供の一層の充実を図られるよう求める。

当会においても、他の経済団体とも連携し、「中堅ものづくり企業」に対して、海外展開に必要なビジネス情報の提供に努めていく。

④海外における知的財産権の保護

海外における知的財産権の侵害は、企業にとって深刻な問題であり、海外展開を進めることで事業拡大を図ろうとする多くの「中堅ものづくり企業」にとっては、とりわけ重大な問題である。

経済産業省、大学、弁理士事務所など、それぞれの機関が保有する知的財産に関する情報を、一括して管理する知的財産情報拠点を整備し、中小企業及び「中堅ものづくり企業」の国際出願に際しては、調査費用のみならず、出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用

などに対する助成についても、実施を検討されるよう求める。また、今後とも政府として、知的財産権を侵害している国や企業に対して、厳重に抗議していくよう求める。

(4)「中堅ものづくり企業」を支える人材の確保・育成

①ものづくり人材の育成

ものづくり企業にとって、優秀な技術者の確保は重要課題であるが、とりわけ、人員の少ない「中堅ものづくり企業」にとっては、最重要課題であるといえる。しかしながら、社内リソースの乏しい「中堅ものづくり企業」が、社内で人材を育成するには、膨大な時間やコストを必要とする。

「中堅ものづくり企業」で働く技術者のレベルアップを図るため、スーパーサイエンスハイスクールや、スーパーイングリッシュランゲージハイスクールと同じく、ものづくり教育を重点的に行い、さらには「中堅ものづくり企業」をはじめとしたものづくり企業との間で、インターンシップや就職などの面で連携・マッチングを行う「スーパーテクノロジーハイスクール」を指定し、国が予算配分を行うなど、「中堅ものづくり企業」にとって、高い技術力を持った学生の確保が容易となる施策を実施されるよう求める。

併せて、中小企業大学校を「中堅ものづくり企業」でも利用できるようにするなど、既存の教育・研修機関のさらなる拡充を図ることで、「中堅ものづくり企業」で働く人材の育成を、より積極的に推進されるよう求める。

②外国人人材の受入れ促進

「中堅ものづくり企業」では、熟練技術者の高齢化やグローバル化の進展などにより、技術者や、海外事情に通じた人材など、優秀な社員を、早急に確保する必要に迫られている。しかしながら、少子化などの影響もあり、人材確保には非常に苦心しているのが現状である。そのため今後は、外国人人材の活用も視野に入れていく必要がある。

外国人人材が働きやすい環境を作るため、日本で働く外国人の永住資格要件の緩和や、出入国管理及び難民認定法に規定されている在留期間を延長するなど、外国人人材が働きやすくなる施策が講じられるよう求める。

当会においても、「中堅ものづくり企業」に就職を希望する外国人留学生に対して、情報提供やマッチング、インターンシップの紹介などに努めていく。

③大学と「中堅ものづくり企業」との連携強化

大学と「中堅ものづくり企業」において、共同して製品開発を行う事例が増えているが、大学側の研究目的と、「中堅ものづくり企業」が必要とする製品のニーズが必ずしも一致せず、製品開発に至っていないケースが聞かれる。

双方の連携を深めるため、例えば、国が費用を出し、現在職を持たない博士研究員（ポスドク）を、「中堅ものづくり企業」にインターンシップとして派遣するための補助制度を設け、博士研究員を大学と「中堅ものづくり企業」の橋渡し役にするなど、大学と「中堅ものづくり企業」とが連携を深め、実益につなげていくことができる施策を実施されるよう求める。

④優良「中堅ものづくり企業」のPR

「中堅ものづくり企業」には、経営状態が極めて優良な企業が数多く存在する。しかし学生の多くは、大企業への就職を希望する傾向が強いため、たとえ経営状態が良好な「中堅ものづくり企業」であっても、優秀な人材の確保に苦心しているのが現状である。

「中堅ものづくり企業」に対する信頼を高めるため、企業の財務状況や技術力をもとに、「中堅ものづくり優良経営企業ランキング」を作成・公表し、表彰するなど、優良な「中堅ものづくり企業」の情報が、学生に浸透する施策が講じられるよう求める。

当会においても、優良な「中堅ものづくり企業」を紹介する冊子を作成するなど、PR

に努めていく。

わが国の科学技術・イノベーション政策のあり方に関する提言～地域の産業発展に資する科学技術政策の展開～

10.11.08

I. 基本認識

新興国の台頭など激化するグローバル競争の中で、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、深刻化する地球環境、資源・エネルギー問題への対応など、様々な課題を抱えるわが国が今後も持続的に発展していくためには、科学技術の振興によるイノベーションの創出が必要不可欠である。

しかしながら、日本の国際競争力は、世界経済フォーラムが発表した「2010年世界競争力報告」では、製造物の付加価値、生産工程の先進性などが1位、技術革新力、特許数などが2位と高い評価を得ているにもかかわらず、総合順位は6位となっている。また国際経営開発研究所（IMD）が発表した「2010年世界競争力年鑑」では科学技術力は2位であるが総合順位は27位となっており、国のバックアップなどを含め、わが国の高い科学技術力を国際競争力につなげることができていないという結果となっている。また、わが国の立地競争力の相対的な低下に伴い、国内企業の海外流出が加速しており、このままでは国内産業の空洞化、雇用の流出は避けられない。今後、わが国が激化するグローバル競争を勝ち抜くためには、科学技術の基礎体力を強化するとともに、その強みを十分に活かせる社会経済構造へと改革していかなければならない。

このような状況の下、本年6月にはわが国が持続的に発展していくための方策である「新成長戦略」が策定され、その中で科学技術がわが国の成長を支えるプラットフォームとして明確に位置づけられるとともに、科学

技術分野においては、2011年から実施される第4期科学技術基本計画の答申案となる「科学技術に関する基本政策について(以下、基本政策)」が示されたところである。

わが国が国際競争力を維持・向上させていくためには技術、ビジネスモデル、人材育成、国の支援体制などを組み合わせた「強い経済」をつくる必要があるとあり、その基盤となるのが科学技術である。そして「新成長戦略」、「基本政策」のいずれにおいても、イノベーションの創出が産業力強化につながるとの認識がなされており、今後は重点的な政策展開が求められている。

我々はその観点から、基本政策で提示された内容をベースに第3期科学技術基本計画の反省を踏まえ「地域主導によるイノベーション創出に向けた仕組みの構築」、「科学技術・イノベーションの創出を支える環境整備」、「次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成」の3つのポイントに絞り、地域の特徴を活かした産業の活性化が必須であるとの認識のもと、地域の視点からその具体的な方策について提言を行う。

Ⅱ. 地域主導によるイノベーション創出に向けた仕組みの構築

これから国際競争力のある「強い経済」を創造していくためには、地域の再生に主眼を置かなければならない。これまでの科学技術政策は、国主導の全国画一的な政策が中心であり、かつ他の重要政策との連携が希薄であるため、科学技術の発展が必ずしも地域の産業創出などの課題解決につながっておらず、地域での科学技術の振興も必ずしも定着していなかった。

これらの反省も踏まえ、今後は地域の特色を活かし、研究開発(科学技術政策)から出口となる産業創出(産業政策)まで一貫して手がける必要があり、そのためには地域主導でそれぞれの特徴を引き出し、さらに強めていくイノベーションの創出が重要である。

基本政策においても、イノベーションを推進するためには「それぞれの地域が持つ多様性、独自性、独創性を積極的に活用していくこと」が重要であるとしている。また、イノベーション創出を促すための新たな仕組みとして①戦略策定・推進のための場(=科学技術イノベーション戦略協議会(仮称))、②産学協働によるイノベーションの場(=先端融合領域イノベーション創出拠点)などの必要性を挙げているところである。これらを踏まえ、地域の強みを活かしたイノベーション創出に向けた仕組みの構築について提言する。

【提言1】科学技術政策と産業政策の一体的な運営

第3期科学技術基本計画では、情報通信、ライフサイエンス、ナノテク・材料などの重点分野ごとに基礎研究を中心として展開されてきたが、産業政策と個別に実施されており、科学技術政策の成果移転によるイノベーションの創出が十分に行われていなかった。今後は、社会課題の解決、産業発展に向けたイノベーションの重要性が高まっていることから科学技術政策と産業政策を一体的に推進させていくべきである。

1. わが国の科学技術・イノベーション政策関連組織の再編・強化

新成長戦略の実現に向けて、現在、策定中である第4期科学技術基本計画を確実に実行していくためには、文部科学省、経済産業省などの各省庁が個別に政策を展開するのではなく、科学技術・イノベーション政策の一体的な企画立案、予算配分、効果測定などPDCAを省庁横断的に行わなければならない。そのため2011年度に発足予定である「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」を解決すべき課題の設定や政策を省庁横断的に協議する場として明確に位置づけ、科学技術・イノベーション政策関連の予算配分やイノベーション創出に向けた規制緩和・撤廃の権限を持つ司令塔の役割を果たす組織とすべきである。

また、科学技術・イノベーション政策の成果を新たな経済的、社会的価値の創造に結び付けるためには、経済活動の中心的な担い手である産業界とともに政策を策定すべきである。現在、総合科学技術会議のメンバー構成を見ると産業界からは2名しか参画しておらず、大学と産業界の比率は3対1となっている。「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」には産学官の有識者を偏りなく参画させることで産業界の意見も政策に反映させ、国民、地域などから広く意見を集めることができるオープンな仕組みを構築すべきである。

さらに、この「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」は、省庁間を調整するための権限を集中させた横断的な組織とするため、内閣府に設置し、そこにはスピード感をもって政策を実現するためにリーダーシップのある担当大臣を配置すべきである。

2. 科学技術政策、産業政策の一体的な展開を可能とする予算運営

わが国の予算運営においては、文部科学省、経済産業省、国土交通省など省庁ごとに編成されているため、同じ成果を求める施策であっても個別に執行する必要がある、融通が利かないものとなっている。効率的な予算運営を行うべく国の予算編成プロセスを改革していかなければならない。さらに科学技術分野は単年度で成果が出にくいのは周知の事実であり、複数年度化をより一層図ることが重要である。

(1) 予算編成プロセスの改革

科学技術に関連する予算配分においては、これまで省庁それぞれが概算要求してきたが、効果的な配分に向けて2010年度より概算要求前に省庁間の要求を調整し、施策の重複や分散化を回避する予算編成プロセスへと改革が行われている。

しかしながら、対象となる事業はグリーン、ライフなどの重点分野に限られ、予算規模は1,000億円程度と科学技術関連予算約3.6

兆円のおよそ3%にとどまっており、科学技術の予算編成プロセスを抜本的に改革するには至っていない。今後は、重点分野に限ることなく科学技術関連予算全体を対象とし、より効果的な予算編成プロセスへと改革していくべきである。

(2) 科学技術政策、産業政策関連予算の一体化

第4期科学技術基本計画を実効あるものにするためには、科学技術政策と産業政策の一体的な施策展開が必要である。

現在、司令塔機能を果たす総合科学技術会議には、科学技術振興調整費があるが産業政策までを含めたものになっておらず、予算規模も300億円程度と十分ではない。科学技術政策から産業政策までを含めた予算枠を設け、その執行権限を「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」に与えるべきである。

その中で、科学技術を地域の活性化につなげることを目的とした地域イノベーション創出予算枠を設け、地域における科学技術振興やイノベーション創出に向けた活動を後押しするとともに、各地域が有する強みを引き出し、有機的に連携させることでわが国全体の国際競争力を高め、持続的な発展を果たすべきである。

また、予算は単年度ではなく、複数年度にわたって執行できるものとし、iPS細胞の研究など、わが国が世界初、オンリーワンという分野に重点的に配分すべきである。

【提言2】地域の課題解決、産業発展につなげるための場の構築

地域には先端技術の研究開発拠点を中心に環境・エネルギー分野、バイオ・医療関連分野などの産業が集積するなど様々な特徴があり、これらを伸ばしていくことがまず重要である。

しかしながら、これまでの全国画一的な政策では、地域の強みを引き出し、高めることは難しく、わが国全体の国際競争力の強化につなげることはできない。また、各地域の強

みを十分に踏まえた政策を展開しなければ、地域の活性化を果たすことができず、地域主導のボトムアップ型による日本経済の発展はありえない。

イノベーションを創出するためには、世界から優秀な人材を呼び込むために環境を整備するとともに、大学、国研が主導的に取り組む基礎研究の成果をシームレスに応用、開発研究につなぎ、産学官が連携し、それぞれの強みを活かすことが重要である。そして、実用化、産業化においては、産業界が中心となって取り組まなければならない、これらの流れを切れ目なく推進する仕組みが必要である。

1. 地域が一体となった広域的な産学官連携の推進

科学技術の成果を地域の産業発展につなげるためには、その主体となるべき地域にも相当の努力が求められる。

従来のように自治体(府県)が個別に政策を実施するのであれば、予算規模も小さく、政策がもたらす効果も限定的となり大きな成果を期待することは難しい。地域の自治体が一体となり産学官連携を広域的に推進しなければ、先に述べた地域イノベーション創出予算の受け皿にはなりえない。

具体的には、以下で提言するように、地域におけるイノベーション戦略の策定、これを実行する場(プラットフォーム)の構築が求められ、将来的には、広域連合や道州などが主体的な役割を果たすことが望ましい。また、国と地域は将来ビジョンを共有し、各プラットフォームを効果的に連携させ、相乗効果を高めるための方策を協力して実現していくべきである。

例えば、関西では、大阪市が中心となって、新しい街づくりが進められており、大阪駅北地区を東アジア経済圏や関西圏などの国際・広域中枢拠点とすべく、「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」を立ち上げ、戦略策定、事業化方策、運営などについて産学官が

集まり、基本的方針の合意形成を図っている。

ここでは、関西圏の知的集積からビジネス創造までを展開する「大阪オープン・イノベーション・ヴィレッジ(仮称)」をプラットフォームと位置づけ、関西の強みである環境・エネルギー、医療、ものづくり、ロボット分野における研究開発プロジェクトの推進や神戸ポートアイランドに建設中である次世代スーパーコンピュータ(京速コンピュータ「京」)と連携し、シミュレーション、可視化活用など実行を検討している。

このように最先端研究施設の共用促進を図るとともに、計測、分析など研究開発を支える知的基盤や計測データ、論文などの研究情報を円滑に流通させる研究情報基盤を整備することが重要である。

2. 地域におけるイノベーション戦略の策定

地域においては、自治体、国の出先機関、国研、大学、企業などが一体となって科学技術を地域の課題解決、産業発展につなげる地域イノベーション戦略の策定が重要である。

国の「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」は、地域で合意されたイノベーション戦略を認定し、実現に向けて制度設計などの環境整備を行うとともに、地域の取り組みを国のイノベーション戦略に反映させるべきである。

戦略策定の間となる「地域イノベーション戦略協議会(仮称)」の概要は次のとおりである。

〔目的〕：地域の強みを活かし、産業発展につなげるイノベーションの創出戦略を策定

〔機能〕：地域イノベーション戦略の策定、地域イノベーション推進に向けた国との連携、世界から優秀な人材を呼び込むための環境整備など

〔設置単位〕：各エリアに1つ設置(エリアは道州制における州を想定)

〔運営主体〕：地域再生の観点から自治体

の参画は必須、国研、支援機関※などが運営主体となることが想定される。なお、運営主体は地域の実情に応じて設定すべきであり、関西では、関西広域連合に機能を持たせることもひとつの方策であると考え。

※科学技術、産業振興に向けて設置されている公設試験研究機関や独立行政法人、財団法人、第三セクターなど

[メンバー]：国※、自治体、大学、企業、国研、NPO、市民など

※特に科学技術分野を所管している文部科学省の参画は必須(文部科学省には地域の出先機関は無い)

3. 地域イノベーション戦略を実行する場の構築

これまで文部科学省の知的クラスター創成事業や経済産業省の産業クラスター計画など地域の特徴を活かしたプラットフォームづくりが進められていたが、両者が必ずしも連動しておらず、十分な成果が得られていなかった。

そのため、地域のイノベーション戦略を一体的に実現する「産学官協働プラットフォーム」を構築すべきである。産業界を中心に大学、国研などが強固に連携することで、基礎研究、応用、開発研究の連続性の確保、スピード化を図るとともに、その成果を確実に実用化、産業化に結実させ、地域の産業発展を果たすべきである。

「産学官協働プラットフォーム」の概要は次のとおりである。

[目的]：産学官が一堂に会し、オープン・イノベーション※を推進し、出口である実用化、産業化まで見据え、基礎研究から応用、開発研究を推進

※オープン・イノベーションとは
競争領域においては、擦り合わせ型技術によって技術力を高め、非競争領域においては、インタフェース部分をオープンにすることで外部とのコラボレ

ーションを可能とし、新たなイノベーションを創出する手法。企業単独では対応困難である社会的な課題の解決に向けて、「産学官協働プラットフォーム」に産学官が叡智を結集し、研究開発を推進。

[機能]：

- ・科学技術政策、産業政策関連予算における地域枠の創設及び一元的な配分(受け皿)
- ・イノベーション特区の創設
- ・地域イノベーション創出ファンドの創設及び活用(受け皿)
- ・産学官が積極的に参画する仕組み
- ・知的財産の運用、ガイドライン策定
- ・目利き人材、コーディネータの配置

[設置単位]：解決すべき課題、研究テーマ毎に設置

[メンバー]：産学官

- ・産業界はプロジェクト管理などの強みを活かし、円滑にプロジェクトを進行させ、イノベーション創出を加速させるとともに、中小企業の参画を促すことで、地域の産業発展につなげる。
- ・大学や国研は、特許などの研究成果や研究者などの優れた叡智を地域の産業発展、活性化に向けて有効に活用する。
- ・官はイノベーションを阻害する規制の緩和に向けた協議や新しい規制などのルール作りを研究開発と同時に進める。例えば、申請手続きから認可までの省庁統一的なプロトコルを策定し、規制緩和、新規ルール策定の事務手続きの簡素化やスピード化を図る。

4. 産学官協働プラットフォームを有効に機能させるための方策

(1)科学技術政策、産業政策関連予算の一元的な配分

これまでの予算は、科学技術政策は文部科

学省、産業政策は経済産業省を中心に各省庁から配分されてきたが、政策毎の関連性が薄く、イノベーションの創出につながっていなかった。

そのため、科学技術政策と産業政策を一体化させた省庁横断的な予算を地域の「産学官協働プラットフォーム」に重点的に配分すべきである。

また、マイルストーンを設定し、プラットフォームにおける研究開発、実用化、産業化に向けた取り組みに関する進捗、成果などを評価し、次期予算の配分を決定するサイクルで運営することで、国家予算の効果的・効率的な活用が可能になると考える。

(2)イノベーション特区の創設

従来の特区制度ではエリアが限定的であったが、プラットフォームそのものを対象とする「イノベーション特区」を創設し、エリアの概念を排することで、イノベーション創出を加速させるべきである。

「イノベーション特区」は、以下の措置などが有効であると考ええる。

- ・税制特例措置(研究開発減税、設備投資減税、投資優遇減税など)を講じ、産業界の積極的な参画を促す。
- ・ファンドへの投資を促進するための優遇措置(政府保証枠の設定など)を行い、研究開発、事業化に向けた投資を引き出す。
- ・規制の緩和、撤廃などを行うことで、社会実験(実証実験)を促進させ、迅速に実用化、産業化を図る。

(3)地域イノベーション創出ファンドの創設

科学技術の振興、イノベーションの創出を図るためには国の積極的な投資が重要であるが、民間の投資をより一層、活発化させることも重要である。そのためには民間の投資を誘発させる仕組みが必要である。

研究開発フェーズにおいては国の研究開発予算を活用するが、事業化に向けた投資は民間が中心に行う必要がある。しかしながら民

主導では費用面のリスクなどにより民間投資を十分に誘引することが困難であり、そのリスクヘッジとして公的機関も参画したファンド(＝地域イノベーション創出ファンド)を創設すべきである。

またファンドそのものに参加する金融機関の拡大に向けては、先に提案したイノベーション特区を活用し、例えば投資資金を損金算入するとともに投資回収(利益)を非課税扱いにするなどの税制優遇措置、ファンドに対する政府保証枠を設定するなど、銀行や投資ファンドなどが投資を行いやすい仕組みを整備すべきである。

地域イノベーション創出ファンドについては、既に運用を開始している政府系の投資機関である産業革新機構の活用も一方策である。

(4)産学官が積極的に参画する仕組みづくり

「産学官協働プラットフォーム」における研究成果を社会の課題解決や実用化、産業化につなげていくためには、大学や国研が有する研究の成果、企業の事業推進力、国の制度設計などそれぞれが持つ強みを最大限に発揮し、一体的に行う必要がある。産学官の各主要メンバーが対等な立場、同等の責務を持って積極的に参画する仕組みを構築すべきである。

①大学など学の参画

「産学官協働プラットフォーム」を実効あるものとするためには、産学官それぞれが積極的に参画することがまずもって必要であり、なかでも大学の研究成果の活用や優れた研究者の参画が重要である。

これまでも大学と企業との共同研究は行われてきたが、大学では教育、学術研究などを行う必要があるため、共同研究に専念することが難しかった。そのため「産学官協働プラットフォーム」で大学の研究室ごと受け入れ、修士・博士課程の学生に対して実践的な教育の場を提供するとともに、先進的な研究テーマを共有するなど、教育、学術研究を共

同研究と同時に行う体制を整備することで、大学の積極的な参画を促すことが可能となる。その際、大学側は、研究室のプラットフォームへの参画に対して、柔軟に対応することが必要である。

あわせて、大学の研究者が「産学官協働プラットフォーム」に参画することが、研究者としてのキャリアアップにつながる仕組みにすべきである。

例えば、「産学官協働プラットフォーム」への参画を准教授などに任命される条件のひとつとすることで、大学の研究者の積極的な参画を促すことが可能となる。そして、産業界に明るく、広い視野を持った研究者を輩出することができ、研究開発のコーディネート力を高めることにもつながる。

②産業界の参画

研究成果の実用化、産業化には、産業界の参画が不可欠であることは言うまでもない。そのため、大学が有する知的財産の柔軟な活用や研究開発減税などの税制面での優遇を行うことで、積極的な参画を促すことが重要である。加えて、生み出された研究成果の配分方法などをあらかじめ定め、オープン化、クローズ化を産業界のニーズに合わせて柔軟に設定できるようにしなければならない。

また、研究開発や事業化などに対する投資リスクを地域イノベーション創出ファンドなどによって解消することも必要である。

③国の参画

国は、各地域に構築される「産学官協働プラットフォーム」を有効に機能させることで、各地域の産業発展、活性化を実現するとともに、それらを有機的に連携させることで、わが国の国際競争力を高めることができるなど、効率的な政策展開を図ることができる。

そのため、各地域における活動を十分に把握し、国と地域、地域と地域の連携強化を図り、国際競争力の強化に向けて国全体の政策を策定するためにも、積極的に参画すべきで

ある。

また、大学や国研が有する優れた技術シーズを見出し、実用化、産業化まで切れ目の無い支援を強化すべきである。

(5)知的財産の運用、ガイドラインの策定

これまで産学連携が十分に図られていないのは、特許などの知的財産の取り扱いに関する取り決めが不明瞭であることが大きな要因である。そのため知的財産の運用を明確化し、ガイドラインを策定することで、産学連携による円滑な研究開発を実践させていくべきである。

特許などの知的財産は、成果が出た後ではその取り扱い方法を定めることが難しく、権利関係の整理ができないため、結果として活用されないまま休眠特許となってしまうケースがある。そのため、「産学官協働プラットフォーム」では、研究成果である知的財産などの取り扱いをあらかじめ明確化するとともに産業界のニーズにあわせて柔軟に対応する環境の整備を行う。

例えば、守秘義務の管理徹底や不実施補償要求の撤廃などである。その上で、国は知的財産などの取り扱いに関するガイドラインを策定することで、研究成果の活用や実用化、産業化を円滑に進めるべきである。

海外の産学連携機関であるIMEC(ベルギー)では、研究開発の成果はIMECと開発企業が共有(独立の権利行使)することを原則に、プロジェクト参加企業に開放する知的財産(競争前段階が原則)と、特定のパートナー企業に独占使用を認める知的財産を組み合わせることにより、プロジェクト参加企業のインセンティブをより明確化し、最先端技術のスピーディな実用化、産業化が盛んに行われている。

このような取り組み事例を参考にした上で、産学ともにメリットのある取り扱い方法を定めるべきである。

(6)目利き人材、コーディネータの配置

わが国の科学技術力は世界2位と高いが、新しい産業の創出に結びついていない原因として、技術の目利きや大学、国研の研究成果を産業界へと橋渡しを行うことができるコーディネート人材の不足が指摘されている。

これに対応すべく、文部科学省では2008年度から「産学官連携戦略展開事業※」を開始し、大学等の研究成果の戦略的な創出・管理・活用を図る体制を強化している。

しかしながら、現状では、大学(産学連携本部、TLOなど)、企業がそれぞれの視点でしか研究成果の活用を考えていないため、大学が有する特許などの研究成果を効率的に産業界へと橋渡しできていない。そのため、優秀なコーディネート人材を増加させるとともに「産学官協働プラットフォーム」に配置することで、イノベーションの創出を加速させるべきである。

※国際的な基本特許の権利取得及び大学間連携による知的財産活動体制の構築などに対する支援(59か所：2009年7月7日現在))や、文部科学省産学官連携コーディネータ(77名：2010年1月1日現在)を通じた支援(産業界、地域社会に向けた研究成果の社会還元などの推進)を実施。

Ⅲ. 科学技術・イノベーションの創出を支える環境整備

諸外国では科学技術の振興によるイノベーションの創出を成長・発展のエンジンとして明確に位置づけ、さらに研究開発に対する投資目標を定めて、積極的に研究開発投資の拡充に取り組んでいる。

また、法人税率の軽減や設備投資に対する補助金の給付などの施策を打ち出し、自国内へ企業や優秀な研究者の呼び込みを積極的に行っている。そのような中、わが国の国際的な立地競争力は相対的に低下し、外資系企業の日本離れ、日本企業の生産拠点の海外シフトなどが進んでおり、わが国の研究開発、生産基盤技術の空洞化、雇用の海外流出などが

懸念されている。

わが国がグローバル競争を勝ち抜き、持続的な発展を果たすためには、科学技術に対し、弛まなく投資を行い、イノベーション創出を加速させることは勿論、法人実効税率の速やかな引き下げ、投資減税の拡充などを図り、科学技術、産業振興を国内で促進させる環境を整備することが重要である。

【提言3】グローバル競争を勝ち抜くための環境整備(産業界の投資促進方策)

わが国は、ものづくり産業において国際競争力を有してきたが、昨今、工作機械などでは韓国、台湾などでも高品質な製品を作ることが可能となった。このまま同様の製品やサービスを開発しては、不毛な価格競争に陥ってしまう。それらを回避するためにも、わが国はイノベーションを追求し、常に他国の一歩先を行く戦略を実行していかなければならない。

わが国の研究開発投資は、対GDP比3.67%(2007年)と各国と比較して高いが、その約8割が民間による投資であり、政府投資は対GDP比で0.68%と主要国中、最低水準である。少なくとも第3期科学技術基本計画で掲げた政府研究開発投資の総額規模約25兆円(5年間)をベースに研究開発投資額の対GDP比1%以上の確保を明確に目標として設定し、科学技術振興を十分に図るべきである。

また、研究開発投資は、企業の存亡を左右する重要な企業戦略のひとつである。世界同時不況の影響により投資額は減少しているが、企業のみならず国全体としての投資規模は確保しなければ、将来のわが国の国際競争力を維持することはできない。企業としても、短期ではなく中長期の視座に立ち投資を行う必要があるが、国としては、最先端分野の研究開発や研究開発拠点への投資を行うとともに、税制面での促進策、成長分野への投資促進、海外展開支援など、産業界の投資を促進させるための方策を講じ、投資する上で

の不安要素を払拭すべきである。

1. 最先端分野の研究開発や研究開発拠点への重点投資

第4期科学技術基本計画において、最先端分野の研究開発や研究開発拠点の整備を明確に位置づけ、国が重点的に投資すべきである。特に、iPS細胞の研究や次世代スーパーコンピュータの開発などは、わが国に成長と発展をもたらす最先端分野の研究開発であり、国家戦略として国が責任を持って予算を配分すべきである。

また、諸外国においては、科学技術の振興とその成果を活かした産業化の促進に向けて、研究開発拠点の整備を積極的に進めている。わが国においても、例えば、国や民間の学術・研究機関が集積する関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)を「アジアの研究開発拠点」と位置付け、研究開発や実証プロジェクトを重点的に推進すべきである。

さらに、世界から優秀な人材を呼び込むためには、生活支援を含めた研究開発環境の整備を早期に行う必要がある。

2. 税制面における促進策

米国では、環境・エネルギー分野など成長が期待される産業への投資促進や雇用の拡大に向けて、企業の研究開発に対する税額控除の拡大、恒久化を検討している。

わが国においても、新成長戦略で掲げたグリーン、ライフなどの成長分野への投資を促進させ、新たな産業を創出するためにも、従来の研究開発減税や加速度償却など設備投資減税の拡充はもとより、適用範囲の明確化、範囲の拡大などを行うことで、産業界の投資をより引き出すべきである。少なくとも、2010年度末に期限を迎える租税特別措置のうち、中長期的な経済成長を促す観点から、研究開発促進に関わる租税特別措置※の恒久化を含めた期限延長を実施すべきである。

また、諸外国では企業の呼び込みに向けて法人税率の引き下げを戦略的に行っており、

2000年から2009年の10年間で先進国では約10%、アジアでは約3%の引き下げを行っている。

これに対しわが国の法人実効税率は約40%と高止まりであり、新成長戦略実現会議などで引き下げの検討を行っているが、国内の生産、研究拠点の海外流出の歯止めをかけるためにも早期に引き下げを行うべきである。

※「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」(総額型、適用限度額を法人税額の20%から30%に引き上げる措置)、「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額、法人税額の特別控除」(2009年度改正で講じた即時償却部分)

3. 成長分野への投資促進策

国が成長分野へ積極的に投資を行うことで、産業界の投資を引き出すことにつながる。また、日本銀行が本年度より施策展開している新型融資制度※を研究開発にも積極的に活用することで企業の投資意欲を刺激すべきである。このような投融資制度を「産学官協働プラットフォーム」に適用し、産業界の投資活性化につなげるべきである。

さらに、国や自治体が研究開発によって生み出された製品やサービス(システム)のファーストユーザになることで、産業界の研究開発への投資意欲を促進することができる。

※金融機関が行う環境・エネルギーなど18の成長分野に対する投融資に対して、日本銀行が政策金利で資金を貸し付ける制度。(総枠3兆円)

4. 海外展開支援策の強化

(1)国際標準化、知的財産戦略の強化

国際標準化機構(I S O)、国際電気標準会議(I E C)など国際標準化組織におけるわが国の幹事国引き受け数※は、欧米と比較して少ない。また、国際標準の獲得に向けた活動は、企業や業界が中心となっており、国の支援が乏しく、戦略的に取り組まれていない。科学技術の振興による成果を十分に活かすた

めにも国際標準化などを含めた知的財産戦略に産学官が一体となって取り組む体制が必要である。そのためには国の人的、資金的な支援の強化はもとより産学官の連携のもと、国際標準に関する専門家の育成などを行うべきである。

また、海外における特許や商標などの知的財産の侵害に対する対策支援が少なく、企業任せとなっている。知的財産の侵害などに対しては、通商問題としてしっかりと認識し、国として是正勧告を行うなど毅然とした態度で対応すべきである。

※国際標準化組織 I S O、I E C の 2008 年度幹事国引受数において、欧州 529 件、米国 151 件に対して日本は 74 件と大幅に下回っている。(出典：経済産業省 日本工業標準調査会)

(2) インフラ産業の海外展開支援

わが国の高い科学技術力によって作られた原子力、鉄道、上下水道などのインフラ産業は、世界に誇れる産業のひとつである。

しかしながら、これらインフラ産業は、企業単独で海外展開することは難しく、政府のトップセールスを含め、官民一体となって取り組む必要がある。

最近では、国際協力銀行の融資対象分野の拡大などが進められているが、欧米はもとより韓国、ロシアなど各国との激しい受注競争を繰り広げており、非常に厳しい状況にある。そのため、外務省、国土交通省、経済産業省など海外展開に関連する省庁が各々で活動するのではなく一元的に行う組織を設け、外務省の政府開発援助や経済産業省の産業政策などを有効に組み合わせた施策を実施するとともに産業界と一体となって戦略的にインフラ産業を海外へ展開する体制を強化すべきである。

(3) 中堅・中小企業の海外展開支援の強化

わが国の産業基盤を支えている中堅・中小企業が科学技術の成果を十分に活用し、技術

力を高め、新規事業を展開するなどにより大きく成長していくことが重要である。わが国には優れた技術力を有する中堅・中小企業が数多く存在するが、大手企業の海外進出が加速する中、国内のみでの事業存続が厳しい。

また、中堅・中小企業が海外展開を行うためには、人材、資金、経験、知識などが不足しており、企業単独での対応は困難な状況にある。さらには海外展開する上で、模造品など知的財産の侵害により市場の確保ができず、撤退する例もある。そのため、中堅・中小企業の国際展開に向けて、海外マーケット、規格・規制、ビジネス慣習など各種情報の提供、海外進出に向けた海外特許出願に対する支援策の強化などを図るべきである。

① 海外展開支援策の強化

日本貿易振興機構 (JETRO) などが行っている海外マーケティングや各国の経済動向、貿易・投資制度などの情報提供、販路拡大に向けた見本市への出展、知的財産保護対策など中堅・中小企業の海外展開に向けた支援策を拡充するとともに中小企業基盤整備機構が主として行っている資金面における支援などを組み合わせ、パッケージ化することで中堅・中小企業が活用しやすい仕組みとすべきである。

例えば、大阪府が運営する「ものづくりビジネスセンター大阪※」では、技術力の高いものづくり企業が集積している東大阪において、中小ものづくり企業の技術開発、国内外への販路拡大、ビジネスマッチング、技術開発プロジェクトの立ち上げなど様々な支援を行っている。このような地域の支援機関と JETRO などの国の機関がしっかりと連携し、中堅・中小企業が海外へ進出するための支援を強化すべきである。

※ものづくりビジネスセンター大阪とは

大阪府のものづくり支援拠点。中小企業基盤整備機構により整備され、大阪府商工労働部商工振興室ものづくり支援課などが運

営主体となり、中小企業に対して海外展開も含めたワンストップ相談、インキュベーター支援、常設展示などを行っている。

また、関西を中心とする16大学、1高専が産学連携の窓口であるリエゾン・オフィスを開設し、産学連携を推進している。

②海外特許出願に対する支援

中堅・中小企業の海外展開を阻害する要因として、海外特許出願に関するコスト、手続きなどが挙げられる。海外への特許出願に関しては、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願や特許審査ハイウェイなど審査手続きを軽減する施策が実施されているが、依然として特許出願、維持などに関する人的、資金的な負担は大きいのが現状である。その負担軽減に向けて特許庁では、中小企業を対象に外国特許出願費用の助成を目的とした「地域中小企業外国出願支援事業※」を行っているが、10地域限定の施策となっている。

このような助成事業を全ての中堅・中小企業が活用できるように全国展開を行い、中堅・中小企業の海外特許出願を後押し、海外展開に向けた支援を拡充すべきである。

※「地域中小企業外国出願支援事業」とは経済のグローバル化による国際的な事業展開や知的財産侵害品へ対応するためには、海外での特許取得が重要であることから、特許庁が戦略的に外国出願を行おうとする中小企業を支援する都道府県等中小企業支援センターの活動に対し、補助金を交付。2010年6月時点では、岩手県、千葉県、静岡県、愛知県、名古屋市、三重県、富山県、福井県、和歌山県、鳥取県の10の地域で実施している。(特許庁HPより)

【提言4】産学連携の促進に向けた新たな仕組みづくり

イノベーションの創出には、大学が有する特許などの知的財産、優れた研究者、研究設備などを有効に活用することが必要不可欠であり、大学、産業界がともに Win—Win と

なる環境を整備し、実効ある産学連携の促進が重要である。

そのためには、基礎研究は大学が中心に担い、その成果の応用、開発研究、実用化、産業化は、産業界が中心に担うという枠組みにより産学連携を強化していくべきである。特に社会課題の解決や新たなニーズにこたえる製品、サービスを生み出すためには、先端材料の開発、高機能電子デバイス、情報通信技術など基盤技術を活用するなど異なる分野・業種間での技術融合が重要であり、大学、産業界が区々に研究を行うことは非効率である。大学と産業界は連携し、実用化、産業化に向けた技術課題(産業界のニーズ)に対する研究に取り組んでいくべきである。

1. 目的に応じた大学及び大学の研究者の評価制度の開発、整備

大学及び大学の研究者の評価は、論文の発表数や特許取得件数などに重点が置かれているため産学連携に対するインセンティブが働きにくく、大学の優れた研究成果の活用の妨げになっているとの指摘もある。

そのため、大学そのものや大学の研究者を評価する基準※1に本来の学術研究や学生教育のみならず産業振興の視点を加え、目的ごとに開発、整備すべきである。そうすることで、産学連携の観点では、産業に結びつく実践的なカリキュラムの開発や産業振興に重点を置く「スーパー高専型※2」の大学など多様性を実現できる。

例えば、工学部においては企業との共同研究、受託研究の件数や研究費受入額などを評価指標に取り入れることで、より産学連携を推進することができる。

また、いわゆる絶滅危惧学科※3への対応も重要である。国益を考える上で将来的に必要な重要な基盤技術については、国立大学に教育や研究の実施を義務付けることで、技術力の維持・向上を図る仕組みを整備すべきである。その際、絶滅危惧学科への対応に

対する評価ウェイトを高めることで、大学や研究者のモチベーションを高めることが重要である。

※1 大阪大学などでは、研究者の評価をこれまでの論文発表件数のみならず教育や産学連携など多様な視点で評価する動きが現れつつある。

※2 高等専門学校では理論だけではなく実験・実習に重点を置いた専門教育を行い、産業界で即戦力となる人材の育成や産学連携を推進している。このように産業界と連携し、産業振興を目指す大学を「スーパー高専型」と称している。

※3 土木工学における橋梁、建築工学における鉄骨構造、化学工学など。

2. 大学・企業間における研究者の交流促進

産学連携を促進させ、研究開発から出口である実用化、産業化までを一気通貫で行うためには、相互の視点でプロジェクトを推進させなくてはならないが、現状では大学側は、学術的な探究心にとどまっており、産業界は、最終的な実用化、産業化を見据えている点において、両者に大きな隔りがある。

大学、企業双方の環境や文化、習慣などの相互理解を深めるためには、大学、企業間の人材交流が最適な方法であると考えるが、大学の研究者が企業に移ることでキャリアアップに直結しないなどの要因により、十分に交流がなされていない。産学官の人材交流に関する調査(2008年)では、大学から企業等へ転入した研究者数は233人と、企業への転入者全体(15,747人)の1.5%と低く、大学から産業界への人材交流は殆ど行われていない。

そのため、大学に在籍したまま企業で活躍ができる制度など大学から産業界へ異動することが不利益とならないようにすべきである。

また、大学から産業界へ異動することがキャリアアップにつながる制度をあわせて導入すべきである。

例えば、産学官連携を行う工学部などで

は、産業界との共同研究や企業での業務経験などを准教授などに任命されるためのキャリアアップの条件とすることで、大学・企業間の人事交流を促進していくべきである。

さらには、先に提案した産学官協働プラットフォームなどを活用して、大学、企業間の人材交流を深めることも有効な方策である。

3. 産学連携推進体制の構築とコーディネータの育成

産学連携に向けた取り組みは、大学の産学連携本部、TLO※1などが行っているが、技術シーズ(要素技術)ありきの提案が多いため、産業界からの技術ニーズ(課題解決技術)とのマッチングが難しく、大学が有する技術など知的財産の活用が十分になされていない。

そのため、大学の知的財産の産業利用に向けたソリューション型提案の展開に向けて、コーディネート機能の強化を図り、企業ニーズへの対応力を高めるべきである。コーディネート力を有する人材の育成に向けては、産学官協働プラットフォームの活用が最適であり、技術の目利き力を高めることは勿論、企業の文化、習慣などの理解を深めさせることができる。

また、コーディネータに必要な要件(スキル)や処遇を体系的にすべきである。例えば、中小企業診断士のようにコーディネータを職業として確立するための国家資格制度を設けることも有効な方策である。

産学連携の優良事例として、2004年度、2005年度に企業からの評価が最も高かった立命館大学では、リサーチオフィスに約180名のスタッフを配置し、企業ニーズに合う研究者や研究テーマなどを一元的に提案する体制を整備している。180名のスタッフは、予算申請などの煩雑な事務処理などを行うことで、研究者が研究に専念できる環境づくりを行い、大学が有する知的財産を活用した技術開発を企業へ提案することで大きな成果※2を上げ

ている。

また、立命館大学では金融機関等から出向者を受け入れ、産学連携に関するノウハウを提供することで、コーディネート人材の育成を行っている。産学連携を推進するためには、大学と企業の橋渡しを行うコーディネート人材が重要であるため、国としてもこのような活動に対して支援を行うとともに、活動を他の大学や研究機関などへ拡大していくべきである。

※1 TLOは、1999年に制定された「大学等技術移転促進法」に基づき、大学や国研等における研究成果の効率的な技術移転を促進することを目的に設置され、2010年6月時点で46の承認TLO機関が存在している。設置形態は、内部型TLO(大学内に設置)と外部型TLO(株式、有限、財団など別法人として組織化)があり、外部型には、ひとつの大学の知的財産を取り扱う外部一体型と複数の大学と連携する広域型とがある。

2004年の国立大学の法人化に伴い、大学独自で知的財産の管理などを行う産学連携推進本部が設置され、それによりTLOの事業拡大が見込めない状態となっており、東京大学TLOなど実績のある一部のTLO以外は、継続的な運営が厳しい状況にある。そのため、TLOを大学へ再統合(東京工業大学等)、広域連携による再編成(静岡技術移転合同会社等)する動きやライセンス収入などで事業を黒字化できないため、清算するTLO(長崎TLO等)などが現れている。

TLOが関与した技術移転件数、実施料等収入の推移は、年度によって増減はあるものの、共に増加傾向にあるが、技術移転の1件当たりの実施料等収入を見ると約9万円と非常に低い。TLOが、ライセンス収入などの実施料等収入により独自に事業運営を行っていくためには、産業界のニ-

ズに合致し、実用化、産業化へとつながる技術移転を行う必要がある。そのためには、技術の目利き、産業界のニーズ把握、事業化支援などを行うことができるコーディネータの育成が必要である。

※2 立命館大学の共同研究、受託研究、科学研究費補助金、ライセンス料など学外研究費の合計は23億円とリサーチオフィスの活動成果が大きく表れている。(私立大学の中では、慶応義塾大学、早稲田大学に次ぐ3位の獲得額)

4. 学術情報と企業ニーズのマッチングに向けた情報基盤整備

現状では、大学ごとに研究者、研究テーマ、成果などの学術情報を公開しているが、学術情報のタイムリーな更新や目的に応じた情報アクセスなど利便性が十分ではない。そのため、企業の技術ニーズとのマッチング機会を損失してしまう恐れがある。

大学などの研究成果を有効活用するためにも、国は、学術情報へ一元的にアクセスできる統一された情報基盤を構築しなければならない。

ただし、企業との共同研究、受託研究などは、企業側の公開、非公開の要望に応じていくべきである。

また、産学連携を促進するためには、企業が抱える技術ニーズと大学が有する技術シーズを的確にマッチングさせることが重要であり、マッチングの仲介役である支援機関が果たす役割は大きい。支援機関は、国、自治体が所管するものなど様々な機関があるが、支援機関同士の広域的な連携が十分に図られておらず、マッチング機会を損失している。産学連携を促進するためにも、各支援機関が組織の枠を超えて、情報を共有する仕組みを整備すべきである。

Ⅳ. 次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成

わが国が今後も持続的に発展していくため

には、科学技術の振興によりイノベーションを創出し、世界をリードし続けていかなければならない。

この度、根岸栄一氏(米パデュー大学特別教授)と鈴木章氏(北海道大学名誉教授)が有機合成におけるクロスカップリング反応の研究業績でノーベル化学賞を受賞したことは、わが国の科学技術力の高さを世界に示す大きな成果である。

しかしながら、この業績は1970年代に発表された化学合成技術であり、わが国において、学生の理工系離れや学力の国際順位が低下傾向にある中、この先も引き続き、新たな研究成果を創出していけるか危機感を抱かざるを得ない。

これらに対応するためには、ひとつは、理工系分野の魅力向上を図ることで理工系を目指す学生を増大させる。もうひとつは、基礎的な理系知識はもとより、高い論理的思考力を有し、国際的に通用できる高度な知識を有する多様な人材(高度科学技術人材)を育成・確保していくことが大きな課題である。

【提言5】理工系分野の魅力向上による人材の拡充(量的側面)

大学入試における工学部志望者数は、2002年に約40万人であったが2009年には約24万人となり、僅か7年間で約16万人も減少するなど、学生の理工系離れが加速している。

わが国が科学技術立国を推進するためには、懸念される学生の理工系離れを払拭し、理工系人材の拡充に向けた施策を展開していかなければならない。

1. 魅力ある教育カリキュラムの導入・拡大

小学校においては、自然や身の回りにおける不思議な現象に対する知的好奇心や探究心を養い、科学的な考え方を育てるための観察や実験カリキュラムを拡充すべきである。加えて、企業の出前授業の活用、工場、研究所(国研、企業)、博物館などの見学を積極的に行い、子供たちが科学技術に興味をもてる教

育カリキュラムを導入・拡大することで理科好きを増やし理工系人材の裾野を拡げるべきである。

例えば、関西サイエンスフォーラムでは、出前授業、科学技術セミナー、高校生のためのサイエンス講演※などを開催しており、このような理工系人材の裾野拡大に向けた取り組みに対して、国も積極的に支援すべきである。

※高校生のためのサイエンス講演は、1994年より開始し、2010年7月までに128回開催。

2. 授業料免除や奨学金などの支援制度の拡充

高校、大学における理工系コースにおいて、優秀な学生に対する授業料の免除や奨学金の重点配分などの支援制度を拡充すべきである。

そして奨学金については、高校から理工系の大学への進学・卒業や、ものづくり企業、化学系などの製造業へ一定期間(例えば10年間)勤めることを条件に返済を免除するなどの施策を時限措置(例えば5年間)として実施すべきであり、例えば高校無償化の原資を本施策に転用するなど、メリハリの効いた教育支援策とすべきである。

3. 理工系の魅力を訴求したプロモーションの展開

子供たちが理工系分野に憧れを感じ、理工系の職業を志すためにも、科学技術が果たした偉業のPRや科学技術が創り出す新しい社会像を提示するなどのプロモーションを展開すべきである。

最近では、小惑星探査機「はやぶさ」が地球へ帰還し、その偉業を称える展示会などが開催され、国民の科学技術に対する興味が高まっている。このような取り組みを継続的に行うことで、国民全体が科学技術の重要性について、より理解を深めることにつながると考える。

4. 産業界としての取り組み

学生に対して「理工系出身者の経営者層の必要性」、「技術専門家としてのフェロー制

度」など、理工系分野においても多様なキャリアパスが存在することを明示することで、理工系の社会における地位向上に向け取り組むべきである。

また、2. で述べた奨学金については、国、自治体等からの支援だけでなく、一定以上の期間、企業で働くことを条件に企業が学生の奨学金返済を肩代わりする制度を導入することで、理工系の魅力向上を図り、優秀な学生を確保することができる。

【提言6】高度科学技術人材の育成・確保(質的側面)

初等中等教育段階における国際学力調査「経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査(PISA)」の調査結果によると、わが国の生徒は数学的リテラシーが2000年の1位/28ヶ国から2006年には6位/30ヶ国に低下しており、知識・技能を応用する力が大きく落ち込んでいる。

また、高等学校においては、理数系科目の必要性を認識している学生の割合は、他の教科と比べて低く、特に大学入試、就職試験のために必要だと感じている学生が多い傾向にあり、次代の科学技術を担う人材の育成が危ぶまれる。

わが国が科学技術立国としてグローバル競争を勝ち抜いていくためには、理工系の魅力向上に加えて、産業界での実体験等も交えながら、将来の科学技術を担う若い世代の挑戦心を育み、独創性に富む多様な研究者や技術者を育てることで、高度な科学技術人材を育成・確保していかなければならない。

1. 初等中等教育〔小学校、中学校、高等学校〕のあり方

小中高生の基礎学力の強化に向けて、企業退職者をボランティア教員として採用することで理科専科教員や理科支援員の拡充を図るとともに教員の理科・科学に関する再教育制度を設け、知識・技能を実際の場面で活用する力をつけるべきである。ここ数年、理科実

験塾が人気を博しているが、理科実験などについては、学校教育の場においてしっかりと行われるべきである。同時に、保護者も科学技術の重要性を理解し、子供たちにわかりやすく説明できるようになるため、サイエンスカフェなどを活用し、科学技術リテラシーを高めることも必要である。

高校においては、2002年度より文部科学省が実施している理数教育に重点を置いたスーパーサイエンスハイスクールの更なる拡充を図るべきである。加えて、理工系の基礎学力を高めるために文系、理系を問わず、理数科目(微分積分、物理、化学など)を必修科目化すべきである。そうすることで、学生の理系知識の基盤を強固なものにすることができる。

2. 高等教育〔高等専門学校、大学、大学院〕のあり方、ポストクの活用

(1)大学入試制度の見直し

大学入試においては、文系学部についても理数科目を受験科目として必須化することにより、前項の高校における理工系科目の必修科目化の取り組みと連動させることで、学生の理系知識基盤をさらに強固なものとするべきである。

(2)産業界で即戦力として活躍できる人材の育成

産業界では、基礎的な知識を有していることを大前提に、理論の習得、論理的思考などができる学生の輩出を大学に期待しており、そのためには、体系的な学習とあわせて企業のプロジェクトに参加するなど実学が重要である。その実践に向けて、現在、文部科学省などで進められている先導的ITスペシャリスト育成推進プログラムで実施※されているような産学連携による実践的なカリキュラムの開発などを継続的に行い、社会人として即戦力となるような教育を推進すべきである。

また、ポストドクターにおいては、人数が増加傾向(2004年:13,427人⇒2008年:14,948人)にあり、全てのポストドクターが「博士課程からポストドクターを経て大学教

員」というアカデミック・キャリアパスを歩むことが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、大学は学生やボスドクのキャリアデザインの形成、実践的な教育の一環として企業へのインターンシップの活用促進や実学の場合として我々が提言している地域の産学官協働プラットフォームを活用すべきである。

あわせて、ドクターを目指す学生に対して、産業界への就職を含めたキャリアの形成を早期に行うことで将来の選択肢の幅を広げる必要がある。特に修士、博士課程の学生に対しては、アカデミック・キャリアパス以外でも活躍できる人材を育成することが重要であり、そのためには産業界の視点を取り入れた教育を行うべきである。

例えば、九州大学では、学生のキャリア支援や就業体験を通じて実社会への適合性を身に付けさせるとともに、基礎学問の重要性を再認識させるため、インターンシップの積極的な活用を行っている。さらに大学院ではインターンシップを正課の授業科目とし、修士課程向けに2週間以上の中短期インターンシップ(2単位)、博士課程向けに1ヶ月以上の長期インターンシップ(4単位)を設定している。

このような取り組みを参考に企業へのインターンシップを促進させ、産業界で即戦力として活躍できる人材を育てるべきである。

※PBL(Project Based Learning)など、実際の課題を基に教育を進める実践型の教育プログラム。企業から講師や課題の提供を受け、産学連携により授業を実施。

(3) 絶滅危惧学科への対応

産業構造の変化とともに産業界のニーズは変化し、現在では環境・エネルギーなどの先端技術分野の学科に人材・予算が集中し、鍛造、切削、土木などのいわゆる絶滅危惧学科における人材育成が疎かになっている。

先述のノーベル化学賞を受賞した有機合成におけるクロスカップリング反応は、今でも

液晶パネルや有機ELなどの素材や医薬品の合成など幅広い分野で活用されている。しかしながら、このようにわが国のモノづくり産業の国際競争力を支えてきた化学分野において、高分子合成など絶滅が危惧される学術領域が存在している。

これら分野について教育や研究を継続し、人材を育成していかなければ、将来的に中国などの新興国よりも技術力が劣位になる恐れもあることから、産学官が連携し地域の特色を活かしつつ、特定の大学、研究所などで教育や研究を継続して推進していくことにより、わが国の重要な基盤技術を次代につなげていかなければならない。

特に地域の特徴を産業に活かしていく観点から、地域における大学、高専で特定の技術について、教育・研究を行う仕組みをつくるべきである。

例えば、ものづくりが盛んである東大阪エリア、堺エリアなどにある大学を指定し、絶滅が危惧される金型、鋳造などに必要な教育や研究を重点的に行うなどの取り組みを進めるべきである。

◇地球環境・エネルギー委員会

地球温暖化対策にかかる中長期ロードマップの検討に関する意見 10. 6. 4

本年末に開催されるCOP16(気候変動枠組み条約第16回締約国会議)へ向け、ポスト京都議定書の国際枠組みの構築について議論がなされているが、当連合会が、かねてより主張しているように、「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」、「公平かつ実効性のある国際枠組みの構築」を「前提」として、国際交渉においてこの基本原則を引き続き貫徹していくべきである。

今後も、産業界は、従来からの自主的な取り組みをさらに推進し、保有する環境・エネルギー技術を一層活用するとともに、さらな

る技術の開発・普及を行って、低炭素社会の実現に向け最大限努力する覚悟である。

そのような中、現在、国会で審議されている地球温暖化対策基本法案に対しては、専門家による妥当性、実現可能性の検証や、国民的議論による合意形成が目に見える形で行われていないなどの理由から、当連合会として、同法案への反対を主張してきたところである。

一方、先般、提示された中長期ロードマップの環境大臣試案については、対策の実現可能性や妥当性などについて問題があるのみならず、国民生活や産業に大変大きな影響を及ぼすことから、地球温暖化対策にかかる中長期ロードマップの検討ならびに同環境大臣試案に対し、下記のとおり意見を表明する。

記

1. 検討にあたっての基本的事項

(1)「環境と経済の両立」の原則のもとでの政府統一見解

地球温暖化対策の検討にあたっては、「環境と経済の両立」の原則のもと、「エネルギーセキュリティ」の重要性なども踏まえ、関係各省での十分な議論・調整を行う必要がある。特に、「新成長戦略」の具体化や「エネルギー基本計画」の改定、「中期財政フレームおよび財政運営戦略」との整合性などを一体的に議論したうえで、政府としての統一見解を示すことが先決である。

(2)国内対策(真水)と海外での削減分との内訳の設定

前政権において中期目標に関する6つの選択肢が示されたように、25%削減のうち、国内対策(真水)と海外での削減分との内訳を複数設定したうえで、それぞれのケースに対する対策・施策の内容や経済への影響などを示すべきである。内訳を示すと、国際交渉上わが国が不利になるとの見方があるが、複数の選択肢を示すだけでそのような懸念が生じるとは思えない。

しかし、今回の環境大臣試案は、25%削減を全て「真水」で達成しようとする案が示されただけであり、企業や国民に大きな誤解や混乱を招く恐れがある。

(3)経済的手法の導入の是非も含めた一体的な検討

温暖化対策の経済的手法として導入が検討されている国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、および再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度については、各政策の導入に伴うCO₂削減効果、国民や企業の負担など、経済全体への影響といった要素を比較検証し、一体的に検討されるべきものである。

「環境と経済の両立」の観点からも、各政策のメリットとデメリットを定量化し分かりやすく示して、導入の是非を含め、慎重に検討すべきである。

(4)国民的な議論を経た合意形成

ポスト京都議定書の国際枠組みに関する国際交渉の先行きが不透明な状況の中で、わが国の温暖化対策にかかる政策を拙速に決めるのは得策でないと考える。

今回申し上げる意見を政府は十分に踏まえ、まずは政府として全体像を示し、そのうえで、客観的立場で分析可能な幅広い専門家により、その根拠や妥当性、実現可能性などの検証が目に見える形でなされ、広く国民的議論を経て合意形成を図ることが極めて重要である。

2. 中長期ロードマップ(環境大臣試案)について

(1)エネルギーセキュリティの確保

エネルギー自給率の低いわが国においては、エネルギーリスクについて十分に考慮し、「環境と経済の両立」に加えて、エネルギーセキュリティ、いわゆる「3つのE(Environment, Economy, Energy)」のバランスが極めて重要である。そのためには原子力利用の拡大や、再生可能エネルギーの推進はもとより、石炭や天然ガスなど化石エネルギーの利用も

不可欠であり、その効率的な利用を図るべきである。

しかし、今回の試案のベースである国立環境研究所の試算では、2020年の発電電力量は2005年に比べて石油で8割、石炭で6割、天然ガスで3割減少する一方、太陽光発電は5000万kW、風力発電は1000万kW以上の導入量が想定されている。このような見通しについて、エネルギーセキュリティの確保の観点から妥当性があるのか、大変疑問であると言わざるを得ない。

(2)対策・施策に関する実現可能性

太陽光発電、風力発電などの導入量や、産業部門における最先端技術のさらなる導入については、2020年までの短期間において、その実現可能性や財政運営との整合性等の面で検証されているのか大変疑問である。

すべての対策にかかる導入量や削減見通しに対する根拠を明らかにし、実現可能性について十分に検証すべきである。

(3)国内排出量取引制度などの問題点

キャップ&トレード型国内排出量取引制度については、厳しい排出枠の設定により、生産拠点の海外移転(炭素リーケージ)による国内産業の空洞化や雇用減少が懸念される。また、キャップの公平な設定は極めて困難である。

また、地球温暖化対策税については、新たな税負担により、産業界の国際競争力低下のみならず、自主的取組みや長期的な環境技術の開発投資を阻害する可能性がある。また、税の用途が不明確であり、まずは既存税制との関係や税負担の公平性などの点から評価、検証を行うべきである。

さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度については、買取対象を太陽光以外の再生可能エネルギーに拡大すると、負担額は極めて大きくなり、産業、雇用、生活に及ぼす影響は甚大となる。企業や国民への理解を得ることが極めて重要である。

これら経済的手法の検討については、前述

したように、各政策のメリットとデメリットを定量化し分かりやすく示して、導入の是非を含め、一体的に検討すべきである。

(4)経済への影響に関する評価の妥当性

25%削減に対する経済への影響については、従来から中期目標検討委員会やタスクフォースにおいて検討され、全ての機関が経済全体としてマイナス影響が生じると試算されている。

しかし、今回の試案では新規投資による需要創出効果によるプラス面だけを評価し、マイナス影響を受ける産業への影響が明確に示されておらず、公平性に欠ける試算であることから、企業や国民に大きな誤解を与える可能性がある。

(5)タスクフォースメンバーである専門家有志による試案への指摘

政府の地球温暖化問題に関する副大臣級検討チーム内のタスクフォースメンバーである専門家有志より、先般、「環境省『中長期ロードマップ検討会』の分析について」との意見が発表された(2010年4月28日)。

その中で、試案に示された対策の積み上げ分析に対し、「非現実的であるように見受けられる」との指摘や、経済への影響分析に対し、「これを経済影響として示すことは、国民に誤解を与える可能性がある」などと指摘した上で、「今後、科学的・専門的な見地による開かれた議論の中で、精査されることを望みたい」とされている。

この点を十分に踏まえ、客観的立場で分析可能な幅広い専門家により、その根拠や妥当性、実現可能性などの検証を、目に見える形で行うべきである。

国際情勢を踏まえたわが国の温暖化対策に関する意見

10.12.21

今般開催されたC O P 16(気候変動枠組条約第16回締約国会議)において、途上国な

どが強く主張していた「京都議定書の延長」に対し、政府として反対の立場を貫徹されたことは評価できるものである。しかしながら、今後、再び議定書延長の要求が予想されるなど、公平かつ実効的なポスト京都議定書の国際枠組み(次期枠組み)構築は、なお予断を許さない。政府には、これまで以上に、毅然とした態度による断固たる交渉を期待するものである。

さて、わが国の温暖化対策の検討にあたっては、「国際的な公平性」のもと、「環境と経済の両立」が確保され、国益にかなったものとなることが重要である。しかしながら、2020年の温室効果ガス削減目標(中期目標)などについて、いまだ実現可能性の検証や国民的議論はなされていない。

こうした観点から、当連合会として、温暖化対策に関するわが国の中期目標と政策手法について、下記のとおり意見を表明する。

記

1. わが国の中期目標(1990年比25%削減)の見直し

次期枠組み構築への国際交渉において、今後、政府が掲げた25%削減の「前提」である「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」、「公平かつ実効性のある国際枠組みの構築」が満たされる可能性は極めて低い。

わが国の中期目標に必要なコスト(限界削減費用)は、EUなどの諸外国の削減目標レベルに比べて著しく高く、今後も、国民的合意が得られていない25%削減を掲げたままでは、わが国だけが高い削減コストを負うこととなり、国内産業の国際競争力や雇用への影響は甚大なものとなる。

さらに、目標の未達成分に対して中国など海外からのクレジットを購入することとなれば、再び膨大な国富の流出を招くことになる。

したがって、政府は早急に25%削減を見直すべきであり、改めて現実的な中期目標の設定に向け、各対策に伴う企業や国民の負担お

よび経済全体への影響を示すべきである。

その上で、客観的立場で分析可能な幅広い専門家により、その根拠や妥当性、実現可能性などの検証が目に見える形でなされ、広く国民的議論を経て合意形成を図ることが極めて重要である。

2. 政策手法の導入の是非も含めた検討

現在、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税および再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が個別に検討されているが、長引く景気の低迷により雇用問題が深刻化する中、新たな負担増により、国内産業、雇用、国民生活への影響は甚大なものになりかねないため、導入ありきの議論には反対である。各政策に伴う企業や国民への影響を示し、社会全体が納得できる制度設計を慎重に議論し、導入の是非を含めて検討すべきである。

とりわけ、排出量の限度を定めて排出者間で取引を認める制度、いわゆるキャップ&トレード型排出量取引制度については、国民的合意のない極めて厳しい国全体の排出削減目標量をもとに、企業に対してキャップを割り当てるトップダウン方式であり、排出枠の購入や生産拠点の海外移転(炭素リーケージ)を余儀なくされる可能性がある。その結果、中長期的な技術開発のための原資が奪われるだけでなく、国内産業の国際競争力の低下や空洞化、雇用の減少も懸念されるため、同制度の導入には断固反対するものである。さらに、同制度の導入が地球温暖化対策基本法案に明記されていることは、極めて問題である。

われわれ産業界は、保有する優れた環境・エネルギー技術のさらなる開発・普及を行うとともに、従来からの自主的な取り組みをさらに推進し、今後も自ら最新技術の最大限の導入に努め、低炭素社会の実現に向け積極的に取り組んでいく決意である。企業の温暖化対策への取り組み推進にあたっては、企業自らが責任をもって自主的に取り組むべきものである。

3. 優れた環境技術による世界への貢献

次期枠組み構築への国際交渉が不透明な中、わが国は、今こそ優れた環境技術をもって世界をリードすべきであり、アジアをはじめ新興国・途上国に向けて、保有する優れた環境・エネルギー技術やノウハウを移転・普及させることにより、世界の地球温暖化問題の解決に貢献することは産業界の使命である。

政府においても、現在、日本の技術による海外での排出削減分をわが国の削減分として評価する二国間オフセットメカニズムが検討されているが、わが国の技術やノウハウが活用され、「環境と経済の両立」を踏まえた新たな方策となる可能性があるため、その構築に向けた議論を積極的に進めるべきである。

4. 地球温暖化対策基本法案には反対

これまで述べてきたとおり、25%の削減目標や排出量取引制度の導入などが、長期にわたり企業や国民に極めて大きな影響を及ぼすにもかかわらず、国民的議論と合意形成がないまま、基本法案に明記されていることは大変問題であり、本法案には改めて反対するものである。

◇国際委員会

関西における海外人材の育成機能の維持・強化に向けた要望— J I C A大阪の存続を求める— 10. 8. 2

(社)関西経済連合会、大阪商工会議所、(社)関西経済同友会

昨年11月に政府・与党によって実施された事業仕分けでは、独立行政法人国際協力機構大阪国際センター(J I C A大阪)とJ I C A兵庫の施設統合が求められた。

さらに、本年4月の事業仕分けでも、J I C A大阪の施設売却に関する議論がなされた。これを踏まえ、来年度予算編成に向け、施設統合・売却に関し具体的な検討が開始されようとしている。

わが国の人材育成の面で果たすべき国際的な役割が、ますます拡大するとみられるなか、J I C Aのより効率的かつ効果的な事業運営について検討がなされることは重要であると考ええる。

しかし、今後増大が確実な環境・省エネ・新エネ分野、および中小企業施策に関連した研修をはじめ関西地域の特色を生かした、人材育成機能の強化を図るにあたっては、地域として必要な施設規模を確保する必要がある。加えて、アジアはじめ海外との関係強化を図る観点からも極めて重要な位置づけであることは言うまでもない。

このため、J I C A大阪とJ I C A兵庫の施設は将来にわたって、共に維持されるべきである。我々としては、あくまでもJ I C A大阪を存続し、関西における人材育成機能の維持、さらなる強化を図るべきと考える。

◇労働政策委員会

「非正規雇用問題に関する労働政策の方向性についての提言— 有期労働契約を中心に—」 11. 3. 15

はじめに

近年、非正規雇用をめぐる問題が注目を集めており、各種機関においては、その雇用が不安定であることに非正規雇用の主たる問題があるとの指摘がなされている。

非正規雇用問題の典型としてまず取り上げられたのが、派遣労働であった。製造派遣が解禁された2004年頃から派遣労働者が急増し、リーマン・ショック以降、一転して雇止め(契約期間満了)等により、その数が大幅に減少するなどの動きが目立ったためである。また、これに加え、非正規雇用のシンボリックな問題として“労働契約に期間の定めのある”有期労働契約の問題がクローズアップされるようになった。

派遣労働については、本連合会においても

2009年12月に「労働者派遣制度に関する意見」を取りまとめ、政府及び関係機関に対して規制強化に反対する旨の政策提言を行ったところであり、現在、派遣法改正法案は国会で継続審議扱いとなっている。

他方、有期労働契約については、2010年10月より厚生労働省の労働政策審議会において審議が開始され、2011年12月に取りまとめ(建議)を行うことが予定されている。

現在、雇用者のおよそ3人に1人が非正規雇用の労働者であり、更にその多数が有期労働契約の労働者であるため、非正規雇用問題と有期雇用問題は、大枠では重なり合うものといえる。同時に、有期雇用に関する政策は、これまでの我が国における雇用慣行や労働法制と密接に関連することから、企業の経営戦略および社会経済に大きな影響を及ぼすものであり、我が国労働政策上の重要な論点となっている。それだけに、有期雇用の問題を議論するに当たっては、各界各層の意見を踏まえた十分な議論と、感情論や印象論に流されない、事実に基づく複眼的で慎重な捉え方が必要であると考えている。

このような見地に立ち、当連合会は、非正規雇用問題に関する労働政策の方向性および、現在、審議が進められている有期労働契約のあり方に関して、具体的提言を行うものである。

I. 基本的考え方

1. 現状

正規雇用および非正規雇用という呼称は法律上の概念ではないため、これを厳密に定義することは困難であるが、両者は「契約期間の軸」(有期か無期か)、「雇用関係の軸」(直接雇用か間接雇用か)、「労働時間の軸」(フルタイムかパートタイムか)をもとに区分されるのが一般的である。本提言においても、「期間の定めのない労働契約」で「直接雇用」される「フルタイム労働者」を正規雇用と定義し、それ以外の者を非正規雇用として

捉えた上で、諸問題の検討を行うこととする。したがって、直接雇用の場合であれば、パート、アルバイト、契約社員などが、また、間接雇用であれば、派遣労働者などが非正規雇用に含まれることになる。

他方、有期契約労働者といった場合、雇用形態とは関係なく、「契約期間の軸」といった観点からの区分となる。

総務省統計局の「労働力調査」(詳細集計、2009年)によれば、雇用者数5,460万人のうち、非正規雇用は1,721万人に達し、その割合は31.5%を占めるまでに至っている。また、有期契約の労働者数を「臨時雇(1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者)」または「日雇(日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者)」として捉えると、現在、その数は751万人(2009年平均)となっている。つまり、現在、有期契約労働者は、非正規雇用労働者の約43.6%、雇用者全体の13.8%を占めていると捉えることができる。そして、この有期雇用制度は、従来から存在し、合理性のある雇用形態として古くから認められてきたところである。

また、「平成21年有期労働契約に関する実態調査」(厚生労働省、2009年9月)によると、有期労働契約で就業した労働者が有期労働を選択した理由では、「正社員としての働き口がなかったから」との回答が38.7%あるものの、一方で「仕事の内容、責任の程度が自分の希望と合っていたから」が32.3%、「勤務時間、日数が短く、自分の希望に合っていたから」が31.0%となっており、有期労働契約には、労働者にとっても多様なニーズがあることは事実であろう。

正規労働者の雇用が安定的に確保されてきた我が国においては、非正規雇用、とりわけ有期労働契約は労働市場全体からみれば、労働力需給調整の仕組みとして機能してきた。また、労働者側からみれば、多様な働き方の選択肢を提供するものとして、企業側からみ

れば労働力の安定的・弾力的確保策の一つとなっている。

しかしながら、次にみるように、非正規雇用をめぐる規制強化の流れとともに、現在、この有期労働契約についても規制強化政策が検討されようとしている。

2. 非正規雇用の規制強化と有期労働契約に関する規制の動き

1990年代後半から2000年代前半頃までは、柔軟で多様な働き方の実現、およびグローバル化の要請等、労働市場の変化を反映して、ある程度の規制緩和が進められた。しかし、その後、労働法分野においては、規制強化を図るための法改正等が相次ぐこととなり、非正規雇用に関していえば、通常の労働者との均衡待遇を理念とする方向でパートタイム労働法が改正され、2007年に施行される等の動きがあった。

こうしたなか、2006年頃から非正規雇用の問題が政府によっても取り上げられるようになり、同年の『労働経済白書』では、正規労働者と非正規労働者との所得格差の問題に焦点が当てられた。

そして、非正規雇用について最初に問題とされたのは、派遣労働であり、いわゆる「偽装請負」問題がその端緒となった。この問題が議論されるなかで、正規雇用以外の働き方は、すべて「望ましくない働き方」であり、これを厳しく規制すべきであるとの議論が次第に発言力を持つようになった。こうして、派遣労働があたかも雇用状況悪化の根源であるかのような議論が影響力を持つようになり、2008年11月には当時の自公政権により派遣法改正法案が国会に提出されることになった(審議未了のまま廃案となる)。同年8月のリーマン・ショックが派遣労働者の雇用に大きな影響を与えたことも、こうした規制強化の流れを後押ししたといえる。

2009年9月には、民主党を中心とする連立政権が誕生し、規制強化の流れがさらに加速

する。その一つが、2010年4月に内閣提出法案として国会に提出された派遣法改正法案である。その内容は、「物の製造」に係る業務への派遣や登録型派遣の原則禁止、直接雇用のみなし規定を含む、きわめて規制強化色の強いものとなった。

また、この労働者派遣と並行して、非正規雇用のシンボリックな問題としてクローズアップされたのが“労働契約に期間の定めのある”有期労働契約の問題であり、2008年12月には、民主党を含む当時の野党3党が国会に提出した「期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案」が、参議院本会議で可決されるということもあった(ただし、その後、衆議院本会議で否決され廃案となる)。

同法案は、臨時的・一時的な業務等、「正当な」理由がある場合に有期労働契約の締結事由を限定するとともに、有期契約労働者やパートタイム労働者に対する合理的理由のない差別的取扱いを禁止すること等を主な内容とするものであった。仮にこの法案が、施行されていたならば、企業の要員運営や人事管理に甚大な影響を与えたであろうことは想像に難くない。

その後、2009年2月には、「有期労働契約研究会」が厚生労働省内に設置され、2010年9月に、

- ①有期労働契約の締結事由の規制
- ②更新回数や利用可能期限の上限設定
- ③雇止め法理の明確化
- ④正社員との間の均衡のとれた公正な待遇
- ⑤正社員への転換

等を主な内容とする報告書がとりまとめられ、これが公表されるに至っている。

現在、有期労働契約に関する規制の見直しについては、検討の場を労働政策審議会に移し、2011年12月頃を目途に、議論の取りまとめ(建議)を行う予定となっている。

また、2010年6月18日に閣議決定された

「新成長戦略」の工程表においては、有期労働契約のあり方について、2010年度に労働政策審議会において検討を開始し、2011年度に結論、所要の見直し措置を行うとされていることに加え、「均等・均衡の推進」および雇用の拡大が戦略のひとつとして掲げられており、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進を2013年度までに実施するという目標が提示されている。ここには、有期契約労働者への対応を起点として、法的介入によって非正規雇用問題に対処していこうとする政策意図が窺われる。

3. 企業における雇用実態(ヒアリング調査、アンケート調査を踏まえて)

非正規雇用問題の検討にあたっては、我が国および企業・労働者の正確な現状認識をもとに、客観的、包括的、整合的な検討が重要である。とりわけ、現状とその背景をどう認識するかは政策を立案する上での基本ともいえるべきものである。

こうした観点から、我々は会員企業へのヒアリングとアンケート調査に基づいて現状の分析を行い、以下の実情を確認した。

(1)基本認識

企業によってその名称は区々であるが、雇用契約という観点からみると、「期間の定めのない」いわゆる正社員と年、月、日、週、時間を単位とした有期雇用の社員をその事業の特質に応じて複線的に活用している実態にある。こうした直接雇用に加えて、派遣社員等も活用することにより、各社はそれぞれに最適な要員管理を行っているのである。

特に有期雇用については、需要の旺盛な時期と、そうではない時期が循環的に訪れることが想定される事業において、その必要要員数の変動に効率的かつ安定的・計画的に対応する観点や、工場・事業所、店舗の移転・閉鎖等、当該事業についての不透明性への対応策として活用されている場合が多いが、いず

れの場合においても、各企業が各雇用契約に基づいて安定的雇用に努めていることは言うまでもない。

また、受注案件やプロジェクトごとに専門的人材確保を目的として、有期雇用制度を採用している場合もある。

(2)最適な要員管理

先に述べたように、各企業はその事業特性等に見合う効率的かつ安定的・計画的な要員運営を行っていることから、その雇用構造は、各社ごとに異なっている。

小売、サービス業等においては、取り扱う品種やサービスごとにかつ週ごと、日ごと、時間ごとに需要が変動し、仕入や販売を通じて繁閑の差が大きい就業構造になっていることから、要員数を極力それに合わせて柔軟かつ計画的に調整することが不可欠となる。こうした企業では、管理部門や第一線の基幹社員等を少数の正社員として雇用した上で、パートタイマーやアルバイト社員等の非正規労働を労働者のニーズや都合にも配慮して計画的かつ安定的に活用することがビジネスモデルになる。

一方、製造業等のなかでも、技術開発や安定操業、品質の確保等のための技能・ノウハウの習熟に時間を要する企業や季節的な繁閑の差が少ない企業においては、正社員を中心とする労働力構成となっており、パートタイムやアルバイトを含む非正規労働の活用は、限定的である。

多くの企業は、上記の2つの類型の中間に位置づけられるが、いずれにせよ、各社ともに、その特質に合わせた最適な要員管理を行っているのである。

このように企業に求められる労働力の特性が業種・業態により異なり、それに応じた一定の必然性と合理性に基づいた要員運営がなされている。

4. 非正規雇用政策および有期労働契約法制に関する基本的考え方

第3節でみたように、グローバルに展開する競争社会にあって、企業は、競争力の維持強化という観点から、現行法の許容する範囲内で最適な体制を構築するための努力を不断に行っており、また、業種や業態によって、企業ごとに仕事の内容や労働の質は大きく異なっていることから、このような違いを無視して一律的な規制強化を実施すると、企業の競争力を大きく削ぐとともに、かえって雇用吸収力の低下を招くことになることが懸念される。

仮に、先に言及したような労働分野における一律的な規制強化政策が今後とも続けば、この面からも製造業を中心に企業の海外シフトを加速させることになり、国内雇用から海外の雇用への切り替えが急速に進む可能性が高い。したがって、「非正規雇用を減らせば正規雇用が増える」という発想は誤りと言わざるを得ず、むしろ雇用拡大に逆行するものとする。

景気の変動や、製品・商品のライフサイクルの短縮化、时期的な需要変動などに対応するため、短期的、一時的な業務を中心とする一定の労働力の需給システム(形態)は必要不可欠である。特に中小企業は業務を行う時期、業務の内容や量などが、取引先の意向によって決まる場合が多いため、あらかじめ必要となる要員数を長いスパンで予測することが難しい。このような点からも、非正規雇用政策については実態を十分に考慮した慎重な検討が必要である。

また、これまで非正規雇用の具体的な問題として指摘されてきたのは、主に雇用の不安定化である。雇用の不安定化については、規制緩和の結果、非正規雇用が増え、雇用が不安定化したとしばしばいわれるが、そのような指摘は一面的である。非正規雇用の場合、正規雇用に比べると、離職率が高いとはいえ、入職率も高い(採用されやすい)という一面があり、雇用の安定・不安定を論じる際に

は、その両面に目を向ける必要がある。

加えて、賃金をはじめとする労働条件についての正規労働者との格差が非正規雇用をめぐる問題の一つとして指摘される場合があるが、労働条件については、当該労働者の仕事内容や配置に加え、将来に向けた育成や活用等を含めて総合的に検討されるべきものであり、正規労働者と非正規労働者との単純な比較による議論は、逆に不公平感を生むことにつながることを認識すべきである。

非正規雇用の問題については、これまで、企業の活動を法により規制する観点でこれが論じられてきた面が強い。しかしながら、激化する国際競争の中にあつて、各企業が生き残るための自助努力を続けるとともに、雇用の形態は変えつつも、その安定を図ってきた事実を改めて認識しておく必要がある。

また、有期労働契約法制については、まず労働法制の一部をなすものであり、その変更は、労働法制全体に影響を及ぼすものであることを十分に認識する必要がある。正規労働者の解雇が困難な我が国においては、有期労働契約法制の見直しに際しては、解雇法制のあり方を含め、法体系全体としてその影響(副作用)を考慮した十分な議論が望まれる。

社会全体として、有期雇用を含め非正規雇用の問題に取り組むことは重要である。ただ、その一方で、経済社会の発展や雇用を生み出す企業の競争力を法規制によって低下させたり、競争力の基盤となるシステムを歪めるようなことのないよう、政策の検討は多面的に行われる必要がある。

その際、社会全体で考えるべき課題と企業・労働者で検討すべき課題とは明確に区別した検討がなされなければならないと考える。

全体の雇用規模の維持拡大がなければ、雇用の安定を図ることはできない。どのような法規制を行おうとも、生産・サービス基盤がないところに雇用が生まれないことは明らかである。政府が行うべきことは、個別企業へ

の一律的・一面的な法規制でなく雇用規模の維持拡大による雇用の安定であり、セーフティネットを含めた労働市場の仕組みを整備することであるとする。

こうした基本的考え方に基づき、以下では、まず非正規雇用政策に対する提言を行い、そして、その上で、現在審議が進められている有期労働契約の規制(強化)について具体的提言を行うこととする。

Ⅱ. 提 言

労働分野の法規制については、一律的規制(one-size-fits-all approach)ではなく、また、単純な規制の撤廃(deregulation)でもない、実態を踏まえた「適正な」規制のあり方を検討すべきであるとする。

以下では、まず非正規雇用の政策的方向性に関する総論的検討と提言を行う。その後、現在審議が行われている有期労働契約法制について、各論的な検討と提言を行う。

1. 非正規雇用政策に関する提言

【提言1】一律的規制からの政策転換が必要

労働基準法をはじめとする我が国の労働保護法制は、国家が刑罰を背景に強制力を以て労働関係に介入することを主眼としてきた。しかし、産業構造や経済構造の変化に伴い、企業の経営環境も日々変化しており、また、労働者の働き方やライフスタイルもきわめて多様なものとなってきている。

さらに、業種・業態によって、企業の雇用構造は大きく異なる。企業は、事業の具体的内容に適合するように、どのような従業員をどのような形態で雇用するかを決定している。このようななか、非正規雇用が法律で一律に規制された場合、事業継続に大きな打撃を受ける業種や生産性が極端に下がる業種・業態も少なくないと考えられる。

したがって、国による一律規制は可能な限り避けるべきである。

今回実施した調査においては、労働者派遣法、有期労働契約に関して一律的な政策では

なく、現実的な政策を望む回答が多くみられた。

【提言2】契約の自由を最大限尊重すべき

企業が、労働関係法令を遵守すべきであることは当然である。ただ、契約関係、特にどのような契約を誰と結ぶのかといった問題は、当事者の自由な意思に基づいて本来決定されるべき事柄であり、国は原則としてこれに干渉すべきではない。

期間の定めのある労働契約を締結するのか、期間の定めのない労働契約を締結するのかといった問題も、基本的には契約の自由の問題である。

企業には業種・業態、規模によりさまざまなタイプのものがある一方、労働者のニーズも多様化している。その意味でも自由な契約の締結は重視されるべきである。

他方、採用の自由は、使用者が有する契約の自由の根幹をなすものと捉えることができる。我が国においては、出口にあたる解雇に対して極めて厳しいハードルが課せられている以上、入口にあたる採用の自由については、最大限尊重されなければならない。その上で、労働基準法、労働契約法、最低賃金等によって、契約内容となる労働条件についてその保護が図られるべきである。

このように、解雇権濫用法理や雇止め法理等、労働契約に関する厳しい規制が既に存在する我が国においては、契約の自由や採用の自由については、特にその確保が図られなければならないと考える。

今回実施した調査においては、働き方が多様化するなかで、雇用形態も柔軟化させてきたのであり、契約の締結について制約を課すことは、時代に逆行するのではないかとの指摘が多くみられた。加えて、改正労働者派遣法案における「労働契約申込みみなし制度」について懸念する声などもあった。

【提言3】政府としての役割の明確化と公正な負担の検討

いま、求められているのは、いかにして我が国の強みを維持しつつ、セーフティネットの充実を含め社会全体で雇用を安定化させ、さらには多様な働き方を許容する社会環境・法制度を整備するののかということであり、それが雇用について我が国の当面する課題であるといえる。

こうした政策の実現には、一定の社会的負担を伴うが、近年における法規制を概観するならば、もっぱらこの負担を企業に担わせる政策がとられてきたようにみえる。もとより、非正規雇用の問題についても、社会保険料の負担等、企業が一定の貢献をするのは当然である。しかし、セーフティネットの問題等、本来、社会全体で検討・解決すべき問題については、政府としての役割を明確にした上で、社会全体としての負担のあり方を検討すべきである。

また、その問題が労働政策の課題なのか、社会保障の観点から検討すべき課題なのかを峻別したうえで、政策は検討される必要がある。

2. 有期労働契約に関する提言

【提言1】締結事由の制限は行うべきではない

期間の定めのない労働契約を締結するか、期間の定めのある労働契約を締結するかは、契約当事者の自由であって、仮に一方の契約についてのみ、その締結に「理由」を要求するようなことになれば、多様な雇用機会の創出を妨げる過剰規制となる。有期労働契約の締結に法的制限を加えることは、労働市場を硬直化させ、雇用に悪影響を及ぼし、かえって雇用機会の減少を招くことにつながる。さらに、このような規制強化は、有期契約労働者の比率が高い小売・サービス業や、中堅・中小企業への影響は極めて大きい。

たとえば、有期労働契約を締結できる事由を、2008年12月に民主党を含む当時の野党3党が国会に提出した法律案のように、主として「臨時的・一時的」な業務に限定した場合、実務に与える影響はあまりにも大きい。

仮に、このような規制強化がなされた場合、事業継続が困難になる業種等もあることは明らかである。また、そもそも臨時的・一時的な業務と恒常的業務を明確に区別することは困難であるという事実も十分に認識する必要がある。

したがって、有期労働契約の締結は、次に触れる更新回数・利用可能年数と合わせ、契約の自由の原則に委ねられるべきであり、労使双方に対する影響の大きさという観点から、その締結事由についての制限は行うべきでないを考える。

今回実施した調査においては、締結事由の制限がなされることは現実的ではないとする回答が73.0%を占め、締結事由の制限により有期労働契約労働者の雇用機会が減少するとの回答も71.5%に達している。

【提言2】更新回数・利用可能年数の制限は行うべきではない

業種・業態によっては、有期労働契約の更新回数や利用可能年数を契約締結の際に予め自主的に制限している企業も少なからず存在する。募集・採用時からそのような制限のあることが明確にされていれば、雇用の継続に対する誤った期待を労働者にいだかせず、無用のトラブルを回避できるという点でも有益であることから、企業によるこのような自主的制限については、今後とも自由に行うことができる環境を維持する必要がある。

しかしながら、有期労働契約の更新回数や利用可能年数の自主的制限と、法律でこれを一律に制限することでは、明確にその意味が異なる。たしかに、有期労働契約の更新回数や利用可能年数について法律による制限を一律に課せば、労使の予測可能性は向上するかもしれない。しかし、業種・業態、あるいは企業ごとに妥当な更新回数や利用可能年数は大きく異なることが想定されることから、これを法律で一律に制限することには著しい無理がある。したがって、そのような制限はあ

くまで企業の自主性に委ねるべきであり、これを法律で制限することには反対である。

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）は、有期労働契約について、更新の有無や更新する場合または更新しない場合の判断基準の明示、契約を3回以上更新し、または雇入れの日から1年を超えて継続勤務している労働者の雇止めに際しての30日前の予告等について規定している。

仮にこの告示を法律に格上げし、法規制が実施された場合、企業は法規制に合わせる形で、たとえば「通算3年または更新3回」といった基準を設定し、これを超える期間・回数の更新を回避せざるを得なくなることが懸念される。従来であれば、企業は、雇用維持努力により有期雇用労働者の雇用の安定を図ることができたにもかかわらず、法規制により雇止めを行うことになれば、かえって、多数の労働者が雇用の場を失うことになる。

なお、労働契約法は、17条2項で「必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう」使用者に配慮を求めている。この点は、企業も最大限に法の主旨を認識して労働契約を締結すべきである。しかしながら、業種・業態によっては、需要の変動への対応等から短期間（例えば2～3か月）の労働契約とせざるを得ないこともある。このような場合において、雇用の安定は、結果として更新回数が多くなることを意味するが、こうした場合をも規制対象とすることは、かえって雇用機会の減少をもたらすことになる点に留意すべきである。

また、これらに関連して、有期労働契約の更新が一定の限度を超えるに至った場合には、無期労働契約とみなすべきとの意見がある。しかし、このような考え方は、更新限度に至らない段階での雇止めを助長することにつながる可能性が大きい。

加えて、採用の自由を確保する観点から

も、使用者の意思を無視して有期契約の無期契約への転化を強制することはきわめて問題であると考える。

今回実施した調査においては、更新回数の制限はなされるべきではないとする回答が69.4%、利用可能年数の制限についても、その制限はなされるべきではないとする回答は71.5%に達している。更新回数、利用可能年数ともに「そう思わない」とする回答企業においては、「制限は望ましくないが、制限された場合は何らかの対策を図るため」との理由が多数であった。他方、中小企業においては、実態として更新回数・利用可能年数の上限設定を行っていない企業の割合が高いことなどから、大企業と比較して「どちらともいえない」「わからない」とする割合が高くなっている。

【提言3】雇止め法理の立法化は行うべきではない

有期労働契約の期間満了を理由とする終了（雇止め）については、現在、次のような法理が判例上確立している。「①期間の定めのある雇用契約があたかも期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、又は、②労働者においてその期間満了後も雇用関係が継続されるものと期待することに合理性が認められる場合には、当該雇用契約の雇止めは、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められないときには許されない」（最高裁第二小法廷平成21年12月18日判決）。

雇止めについては、契約自由の原則、有期雇用の労働市場に及ぼす影響、有期契約労働者の多様性などを総合的に勘案するならば、現在の判例法理にもとづく対応が望ましく、立法化は行うべきではない。

【提言4】雇止め時の補償については強制すべきではなく、個別企業の判断に委ねるべき

有期契約労働者の雇止めを行う際にも、一

定の金銭補償を行う(退職金に類似した金銭を支払う)ことについて議論があり、このことは先に言及した「有期労働契約研究会報告書」でも触れられている。

しかし、我が国の場合、企業に対して退職金の支給を義務づけた法律は存在せず(就業規則等に定めがない限り、使用者は退職金の支給義務を負わない)、その支給基準や支給額も企業ごとに極めて多様であり、退職金制度(これに類似した制度を含む)については、一律規制にはそもそもなじまないという問題がある。

また、有期契約労働者の雇用期間も、極めて短いものから比較的長期にわたるものまで多様であり、雇止めに当たって退職金類似の金銭補償を行うことを仮に検討するとしても、勤続何年以上の労働者をその対象とするのか等、実務上の問題が少なくない。

以上の理由から、雇止めに伴う金銭補償の問題については、業種・業態を問わず、これを一律に強制することは問題が多い。基本的に個別企業の判断に委ねるべきものであると考える。

【提言5】「同一労働同一賃金」という考え方は妥当しない

我が国における賃金制度の仕組み全体が、「同一労働同一賃金」の原則に基づいている訳ではないことは周知の通りである。企業においては、程度の差はあるが、長期雇用慣行をベースとして、従事している仕事と能力発揮の度合い、予定している育成方法、活用の幅などを基にして、総合的かつ合理的に個々の社員ごとの賃金を決定するシステムがとられており、限定した活用を前提として雇用契約を締結する者との間には、当然に合理的な差異が設けられている。

正規労働者との処遇格差是正の観点から「同一労働同一賃金」原則に関する議論がなされることもあるが、そもそも「同一労働同一賃金」の原則については、何が同一労働な

のかが明確ではないという問題がある。加えて、同原則の導入は、その方法と程度如何では、日本の賃金システムおよび雇用システムの根幹に影響するものである。

したがって、「同一労働同一賃金」の問題については、非正規雇用問題の観点のみならず、長期雇用を前提とした正規雇用労働者の雇用・処遇などのあり方も含めた日本の雇用・処遇・育成・配置全体に係る問題として総合的な議論が必要である。

そもそも、正規雇用と非正規雇用との間で均衡を図ることを企図とする法的な介入は、我が国の実情に即しているのだろうか。現状においては、労使自治、契約の自由といった労働法の分野における基本的な考え方を否定してまで法的介入を行う必要はなく、行うべきものではないと考える。

Ⅲ. 結びにかえて

これまで、我が国企業は、労使が企業実態を踏まえ、長期継続雇用慣行を前提に、長期にわたるOJTを含む教育研修・能力開発を通じて従業員の能力向上を図り、企業内において知識や技能、ノウハウの蓄積、個々の従業員のキャリア形成を行ってきた。

これらに加え、勤勉さやチームワークといった労働力としての優れた資質、良好な労使関係等とが相まって、日本企業の成長と競争力は支えられてきたといえる。

バブル経済の崩壊やリーマン・ショックに伴う世界同時不況等、極めて厳しい経営環境に直面し、一部それが果たせなかった時期があったことは事実であるが、我が国においては、正規、非正規にかかわらず良い人材を安定的に雇用し、その人たちに良い仕事をしてもらうことが、ほとんどの企業において経営の基本となっており、そのための様々な取り組みが継続的に行われてきた。

こうした実情にあるにもかかわらず、企業に対する不信を前提に据えて、その行為を規制すれば全ての問題解決につながるかの如き

議論は大変残念である。むしろ、今後も、こうした日本的な雇用慣行の強みを土台に、いかに環境変化に適合してその仕組みを見直していくかという議論が大切なのではないかと考える。

日本的雇用慣行を否定し、その実情を無視して変更を加えたとしても、非正規雇用労働者の利益につながることはない。従来の制度、慣行ゆえに実現されていた技能蓄積と高生産性というメリットが失われるだけである。

ましてや、一部の主張にみられるように、リーマン・ショック以降の雇用状況悪化に対する緊急対応策として、企業の雇用政策の根本にかかわる問題について、恒常的かつ一律的な規制強化を検討することは著しく妥当性を欠く。非正規雇用を強制的に正規雇用に誘導しようとしても、それはかえって、企業から雇用吸収力を奪うだけである。

いま、我が国に求められているのは、持続的な経済成長と、それに伴う雇用の維持拡大を実現するとともに、併せて、有期契約労働者を含め非正規労働者のセーフティネットを充実させることであると考ええる。また、働く者が自身のエンプロイアビリティを高めることにより、より良好な雇用を得る機会を可能な限り提供できる、そのような社会を構築することである。政府が行うべきことは、こうした労働市場の仕組みを地道に整備していくことであると考ええる。

以 上

◇内閣への提言

「新成長戦略」の策定に関する意見

10. 5. 12

政府は昨年末、「新成長戦略(基本方針)」を公表し、その後、政府一体となった成長戦略策定会議の下、経済産業省産業構造審議会、国土交通省成長戦略会議、行政刷新会議

規制・制度改革に関する分科会など、関係府省においても各般の施策の検討が進められている。

当連合会は、政府あげての取り組みを評価するものの、地域や各界からの幅広い意見聴取が十分でなく、個別施策は首都・東京に重点が置かれるとの懸念を拭い切れない。

2008年10月、関西独自の新成長戦略である「関西ビジョン2020」を策定した。基本方針に示された6つの戦略分野は、関西ビジョンに基づき当連合会がわが国の成長のため重点的に取り組んでいる方向と軌を一にするものである。

関西は6戦略分野のすべてにおいて、人材・技術・産業等の集積やポテンシャルが全国トップレベルでそろっている地域であり、とりわけ「環境」と「アジア」では、関西においてわが国の成長を牽引できる地域はほかにない。

「新成長戦略」の策定に際して、関西をはじめとする地域にも視野を広げ、それぞれの強みや特色を活かせる「輝きのある日本」の成長を実現するため、下記の戦略や施策が盛り込まれることを強く要望する。

記

1. 環境大国としての世界への貢献戦略

(1)「環境先進モデル都市」構想の推進

低炭素化社会を実現するためには、省エネや環境負荷の少ない技術・製品を最大限に普及させていくことが必要である。加えて重要なのは、個別の技術や製品にとどまらず、それらを組み合わせたシステムとしてまちづくりに活かしていくことである。環境と経済が両立する持続可能な都市の形成に向けて、ビルや住宅をベースに、太陽光発電や燃料電池、ヒートポンプなどの省エネ・新エネ技術の活用と普及を促進する「環境先進モデル都市」構想の推進を政府は成長戦略の柱の一つとして位置づけ、財政・金融上の助成措置や規制緩和などの諸施策をパッケージで講じる。

＊関西は「環境先進地域・関西」を旗印に、以下をはじめとする様々な取組みを行っている。

＊技術面では、太陽光発電、蓄電池など世界最高水準の環境・エネルギー技術・製品を有する地域であり、国内外で低炭素型の経済社会づくりに貢献できる。関経連では、「環境・エネルギー技術・製品事例集」を作成、CD-ROM化して主要国関係機関に配布している。

＊この結果、アジアはじめ世界から関西の企業等が有する技術に注目が集まっており、たとえば、2009年4月に中国・北京で「中国・関西水環境フォーラム」を開催、関西の官民が有する技術や管理手法をアピールし、高い評価を得た。そのフォローアップとして、2010年3月、山東省・天津に水・環境訪問団を派遣するなど、水・環境分野におけるビジネス展開に取り組んでいる。

＊中国・天津市では、中国政府とシンガポール政府の協力により、アジア有数の環境モデル都市「天津生態城(エコシティ)」が整備中であるが、関西でも同様の取組みを行っている。

▷大阪駅北地区開発区域においては、環境負荷を低減する新技術の実証の場や先端技術の展示、事業化、商品化の支援など、環境をテーマに連携・交流を生む都市型拠点の形成をめざしている。そのなかで、アジアにおける環境技術の標準化を先導する「環境技術国際標準化推進機構(仮称)」の設置に向けて活動中である。

▷関西文化学術研究都市(けいはんな)においては、スマートハウスなど地域によるエネルギーマネジメントと系統の相互補完による次世代エネルギー社会システムの実証実験を申請中であり、これを通じてアジアのモデルとなるようなエコシティを推進する。

(2)「環境・インフラ海外貢献促進法」などによるインフラ整備・人材育成の支援
環境・省エネや上下水道、港湾インフラな

どの分野におけるビジネスの海外展開を包括的に支援するとともに、途上国の人材育成に貢献するため、「環境・インフラ海外貢献促進法(仮称)」を制定し、技術・ファイナンス・人材といった、これまでの官民連携による経済・技術協力の諸課題を解決する一体的措置を講じる。

具体的には、公的な金融支援拡充の一環として、JICAの投融資制度を速やかに再開するとともに、海外への環境・インフラ分野における民間投資に対する税制優遇措置を創設する。また、経済・技術協力に資する知的財産権を有する企業の権利の対価が担保されるようODAを活用するなど新たな仕組みを構築する。同時に、環境・エネルギー分野におけるわが国技術について、世界的な標準化・規格化を進めていくため、人材の育成・確保に対する財政支出などの支援策を充実する。上下水道などの運営ノウハウを有する分野での官民連携(PPP)事業においては、地方公務員の海外派遣が可能となるよう地方公務員法など関連法の見直しを図る。

＊関経連は2009年11月、アセアン経営研修30周年を記念したシンポジウム(ジャカルタ)で「アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム」を提案。これを受け本年2月、9カ国より省エネ担当の行政官ら18名を招き、太陽光発電導入研修を実施し、高い評価を得た。

＊水インフラビジネスについては、本年度、NEDOの「省水型・環境調和型水循環プロジェクト」フェーズ1に採択され、大阪市水道局、関係企業とともにベトナム国ホーチミン市における「持続可能な水道システムの構築」実現に向けた調査を実施中。

2. アジアの成長を取り込むための大都市圏整備戦略

(1)関西国際空港など国際物流機能・交通ネットワークの強化充実

関西は、輸出入ともにアジア諸国の占める

割合が全国を大きく上回っている地域である。成長するアジアの活力を日本に取り込むため、経済的つながりが深いこの関西大都市圏において、国際ビジネス交流や国際物流機能の一層の拡充を図る戦略的な重点投資を行う。

関西国際空港は、首都圏空港と並ぶ日本の二大ハブ空港と明確に位置づけて国際競争力の強化と整備活用を行う。阪神港は、国際コンテナ戦略港湾に指定して一体的に整備活用する。これらと関西大都市圏を結ぶ高速道路ネットワークは、ミッシングリンク(新名神高速道路、淀川左岸線延伸部、名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部、播磨臨海地域道路)を早期に解消し、陸海空の総合的ネットワークを完成する。また、関西国際空港と大阪駅地区を結ぶ鉄道アクセスの高速化(なにわ筋線など)を図る。

＊関西3空港懇談会では、関空のハブ化を含めた関西3空港のあり方を検討している。また、阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会を通じ、大阪湾4港による指定獲得をめざしている。

(2)「成長戦略拠点特区」などによる大都市圏における中枢拠点整備

国内外から人や企業を集め成長のエンジンとなる大都市の中枢拠点整備は国家的プロジェクトとして推進することが重要である。大阪駅北地区を中心とする大梅田地域を「成長戦略拠点特区(仮称)」に指定し、大都市再生のシンボルになり、さらにはアジアをはじめ世界のゲートウェイとして通用する都市拠点を形成する。

こうしたまちづくりを官民連携により推進するため、都市再生特別措置法の改正・延長による重点化を図るとともに、エリアマネジメント組織を支える仕組みの創設や規制緩和、政府系機関の活用を行う。

また、大都市圏における再開発やインフラ整備について、民間の企画力やノウハウを最

大限発揮できるPFI手法を積極的に活用する。PFI手法の活用にあたっては、単に財政負担軽減の観点だけでなく、民間事業者の事業参画意欲向上のため、PFI独自の入札制度(官民の対話プロセスを含む多段階審査の導入)、税制上の官民イコールフットイング(BOT型事業の非課税化等)、地方自治体のPFI事業促進(社会資本整備総合交付金におけるPFI推進枠の創設)を実現する。

＊関経連はすでに、国交省成長戦略会議(都市住宅分科会)において、「大阪駅北地区」の重点整備と関西国際空港のハブ化に関する関西の戦略を提案している。

＊情報の磁場としての中枢拠点機能を高めるため、関経連は、「アジア太平洋研究所(API)」構想の具体化を進めている。大阪駅北地区開発第一期の主要事業のひとつであり、アジア太平洋の諸課題に対して、日本の新たな進路や世界秩序構築に貢献していく公共政策志向シンクタンクを目指している。

＊PFIについては、箱モノ型の公共施設の整備にとどまらず、道路・空港・港湾等のインフラ整備、広範な公共サービス(維持補修、耐震補強等)において活用できる手法であり、関経連においてもその有効活用について検討する。

3. 地域の特色を活かした産業競争力強化戦略

(1)組込みソフト、モノづくり中堅企業の強化・育成

これまでわが国が強みを発揮してきたものづくりの技術、ノウハウは、今後もグローバル競争下で差異化、高付加価値化による優位性を持つ基盤となるものである。特に、製品の多機能化、複合化、ネットワーク化に伴い、製品の品質、信頼性を確保するうえで組込みソフトの重要性は従来にも増して高まっている。産学官連携の実践的な取り組みについて一層の支援を図る。

また、日本のモノづくりを支える企業の強化・すそ野拡大を図るため、中堅企業が行う

研究開発や設備投資に対して税負担の軽減や優遇措置を設け競争力を強化する。併せて、高度専門人材を中堅・中小企業に誘導するため、「中小企業基盤人材確保助成金」の年収要件等を緩和する。

＊関西では、産学官の連携、実践により、高度技術者の育成や品質向上、受発注を促進する仕組みづくりなど組込みソフト産業の振興に取り組んでいる。

＊また関西には、厳しい経済環境の中で独自の技術力を持ち成長を続けてきた中堅企業群が集積しており、その強化に取り組んでいる。

(2)産業政策と連動した科学・技術政策

わが国の持続的な成長のためには、イノベーションの創出とその産業化が不可欠である。国の科学・技術政策と地域の産業政策を組み合わせ、新しい市場の創出に向けた「課題解決型」の施策運営を行い、関係省府が一体となった施策を展開する。

その際、各地域の特色や強さを生かした産業政策と科学・技術政策を進め、個性ある地域と日本の新たな成長を実現する。

また、将来のイノベーションの源泉となる基礎研究は国が主体となって推進し、わが国が優位性をもち先行する技術については、ビジネス環境を決定する国際標準化に国をあげて取り組むことを明確に位置づける。

＊関西では、リチウム電池、太陽電池、水処理などの環境・エネルギー分野、i P S細胞、再生医療などライフサイエンス分野に強みをもっている。

＊関西文化学術研究都市(けいはんな)には、地球環境産業技術研究機構、情報通信研究機構けいはんな研究所、国際電気通信基礎技術研究所、日本原子力研究開発機構関西光科学研究所など最先端の研究機関の集積がある。

＊大阪駅北地区では、アジアにおける環境技術の標準化を先導する「環境技術国際標準化推進機構(仮称)」の設置に向けて活動中である。＜再掲＞

(3)くらしを豊かにするビジネス創出

健康、食、感性を生かした製品・サービスの提供などくらしを豊かにするビジネスの創出は、わが国の得意とする分野であるとともに、各国共通の課題であり、海外への展開も期待できる。

関西にある世界トップレベルの大学、研究機関、企業の集積を活かし、世界的な先端・高度医療拠点として整備する。特に、がん治療に革新をもたらすレーザー駆動型粒子線治療の開発の推進、ロボットテクノロジーを生かした医工連携を推進するための規制緩和に取り組む。

豊かで、安全安心な「食」を提供するため、消費者のニーズを取り入れた生産、生産者情報の消費者への伝達を促進する農商工連携の先進的な事例を広く普及・啓発する。

＊関経連では、「食」関連産業の発展のため、消費者と生産者間の情報伝達・販路拡大支援、食育・農育支援について具体的な農商工連携の検討を始めている。

＊また、C r I S関西(クリエイティブインダストリー・ショーケース・イン関西)で開催した「大阪創造取引所」などにより、コンテンツ、先端技術、デザインなどに関するビジネスマッチングの促進に取り組んでいる。

(4)多様な資源を活かした広域観光政策

各地域の多様で特色ある観光資源を活かせるような広域観光ルートの開発、環境産業観光やエコ・医療をテーマとした新たなツーリズムの開発、歴史文化やエンターテインメントなど広域的な地域ブランドの強化を支援する。

また、教育旅行を積極的に誘致し、若者の相互交流を通じて日本文化や生活習慣への理解を深めることにより、将来にわたる日本ファンを育て、リピーターの拡大に努める。

ポストV J C(ビジット・ジャパン・キャンペーン)については、アジアからの観光客を取り込む戦略と絡めた効果的なプロモーションの実施、ホスピタリティ溢れた観光受け

地づくりを同時に進めていくことが重要である。そのためには、地域がそれぞれの実情に合わせて主体的に事業遂行していくことが欠かせない。事業にかかる予算・権限を大幅に地方に移管させ、地方主導での観光立国実現を目指していく。

＊関西では官民一体となって「関西ブランドの育成」（府県域を超えたブランド意識の醸成、ブランド資源を活かした集客促進など）に広域的に取り組んでいる。

＊効果的なプロモーションを実施するためには、対象国のニーズに合わせて、V J C事業の実施時期の分散化や、複数年計画化が必要。

＊関西国際空港など主要国際空港における入国審査の待ち時間の短縮、各地域における標示の多言語化などソフトインフラの充実が必要。

4. 分権改革による地域の自立化戦略

地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための「地域主権」改革を推進する。

都道府県域を超える広域圏での地域経営力を向上させ、効果的な地域戦略の実行が可能となるよう、都道府県レベルでの広域連合の設置を支援する。広域連合の発展に伴い、国からの事務の移譲を推進し、さらには国の出先機関の廃止と広域連合への移管をめざす。中央政府と地方政府を抜本的に変革する道州制の導入を加速させ、真の地方分権社会の構築を先導する。

＊関西では、地方分権の突破口を開くため、全国初の都道府県レベルの広域連合となる関西広域連合（仮称）を2010年中に設立すべく取り組んでいる。

5. 長目標を達成するためのマクロ経済戦略

(1)成長のための未来への投資と民間企業の国際競争力強化

当面は、政府と日本銀行が緊密に連携してデフレ脱却に努めるとともに、「成長なくして財政健全化なし」との認識の下、将来の成長に必要なインフラへの投資については積極

的に実施し、経済を安定成長軌道に乗せる。また、企業の海外流出を防ぎ国内雇用を維持するため、国際水準より高い法人実効税率の引き下げ、四半期決算報告の簡素化などの規制・制度改革の推進により、投資と雇用を担う民間企業の国際競争力を強化する。

中長期的には、財政破綻を回避するため、また国民の将来不安を払拭し経済活動の縮小を防ぐため、財政健全化目標、持続可能な社会保障制度とその給付と負担のあり方、安定財源確保のための消費税率引き上げを含む税制抜本改革について、速やかに国民コンセンサスを得る。

(2)経済連携の推進はじめとする貿易・投資の自由化・円滑化の促進

わが国がA P E Cの議長を務める機会を捉え、アジア太平洋自由貿易圏(F T A P P)の実現、それに向けた環太平洋パートナーシップ(T P P)への参加など、アジア太平洋地域における経済連携の推進に先導的に取り組む。併せて、主要貿易・投資相手国を含む二国間・多国間の経済連携協定(E P A / F T A)交渉を同時並行で推進し、貿易・投資の自由化・円滑化を加速する。

とりわけ、アジア太平洋地域における低炭素化社会の実現に貢献するためには、省エネや環境負荷の少ない製品・サービスの世界的な普及を図ることが重要である。このため、いわゆる環境物品に関して関税をはじめとする貿易・投資障壁の撤廃を早急に実現するよう、わが国政府が世界貿易機関(W T O)をはじめとする国際交渉に一層積極的に取り組む。

◇空港・港湾

関西3空港懇談会とりまとめ 10. 4. 12

1. 基本認識

国の成長戦略が目指す「輝きのある日本」の実現と関西の自立的な発展のためには、首都圏空港と並ぶもう一つの国際ハブ空港が必

要である。

日本でもう一つの国際ハブ空港となり得るのは、日本唯一の完全24時間空港であり、かつ、海上空港として広大な施設展開用地を持つ関西国際空港(以下、関西空港)において他にはない。

関西全体が一丸となって関西空港を国際ハブ空港として強化していく。そのため、関西3空港の一元管理など、関西として取り得るあらゆる手段を講じること。そして、必要な措置を国に求めること。これを本懇談会の基本認識とする。

2. 将来の航空需要の見通し

関西3空港の将来のあり方を検討する際の参考資料として需要予測を行った。関西の航空需要は、国内旅客、国際旅客、国際貨物ともに、足元で大きく落ち込むものの、概ね10年先を見通した場合、旅客需要は緩やかに、貨物需要は堅調に回復する。関西3空港全体の発着回数は、2020年度には27万回と2008年度実績値程度まで回復し、2025年度には28万回を越えると見通される。

見通しに基づけば、大阪国際空港(以下、伊丹空港)の航空需要を、関西空港と神戸空港の処理能力で代替することは、空域の大幅な見直しやターミナル能力の拡充など新たな施設整備が行われない限り困難である。当面は、関西に3つの空港が必要であり、一元管理を進める中で既存インフラを有効活用することで、関西3空港の航空需要の更なる拡大も見込まれる。

3. 概ね10年先までの関西3空港のあり方(詳細を後掲)

概ね10年先までの関西3空港のあり方は、以下のとおりである。

- ①関西空港は首都圏空港と並ぶわが国の2大国際ハブ空港～財務構造の抜本解決が急務～

完全24時間海上空港の強みやアジア諸都市との近接性を生かし、首都圏空港と並ぶわが

国の2大ハブ空港。特に、東アジアを中心とした貨物ハブ機能と観光ゲートウェイ機能を強化。このため、国の航空戦略上の明確な位置づけと国による財務構造問題の抜本解決が急務。

- ②伊丹空港と神戸空港は、周辺都市の航空需要に対応しつつ、関西空港のハブ機能を補完する空港

伊丹空港は、大都市圏内に立地する利便性を発揮した関西のビジネス需要に対応する国内線の基幹空港。神戸空港は、海上アクセス等で関空直結という強みを活かした関空内際ハブ機能をサポートする地方空港。

- ③一元管理により関西3空港を戦略的に広域に最適活用

関西3空港の航空需要拡大や利便性向上を図るための中期戦略として、関西空港、伊丹空港、神戸空港それぞれの強みを生かした最適活用を一元管理の中で実現。

- ④アクセス改善で一元管理の効果を更に向上、関西空港のハブ機能を強化

関西空港と都心部のアクセスの高速化、3空港間や国際港湾等の物流拠点とのアクセス改善が急務。

4. 長期的な関西3空港のあり方

計画中の中央リニア新幹線は、新幹線と航空路線の現在の競合状況から見て、羽田便を中心に関西の航空需要に大きな影響を与えると予想されるが、その完成時期、運賃設定などの未確定部分も多いため、リニア計画の詳細確定後に、競争条件を慎重に見極め、以下の点も踏まえ、空港存廃の判断(※注)を含め、関西3空港のあり方を見直していく必要がある。

○アクセス改善や一元管理を通じた航空便配置の見直しで、関西3空港の「利便性」がどう変化したか

○海上空港である関西空港と神戸空港に比べ、内陸空港である伊丹空港には施設展開や環境面、安全面などに制約が多い。こうした関

西3空港の「将来の拡張性」をどう考えるか
(注：大阪府知事は、「伊丹空港と神戸空港の存廃」と明記していないので、この部分は合意できないと主張した。)

＜概ね10年先の関西3空港のあり方(詳細)＞

①関西空港は首都圏空港と並ぶわが国の2大国際ハブ空港～財務構造の抜本解決が急務～

- ・国の成長戦略(基本方針)が示す「わが国がアジアの『架け橋』となり、アジアの成長を取り込む」ためには、アジアと地理的、歴史的に深いつながりを持つ関西がアジアのゲートウェイの役割を果たしていくことが重要である。わが国の航空戦略上も、アジア経済の拡大による国際旅客・貨物需要の伸びをいかにわが国に取り込むかが重要な視点となる。

- ・関西空港は日本唯一の完全24時間空港であり、2期島に広大な施設展開用地をもつ。こうした海上空港の強みや東アジア諸都市との近接性という強みを十分に生かすため、国はその航空戦略に関西空港を首都圏空港に並ぶわが国の2大国際ハブ空港として明確に位置づけ、仁川空港など近隣諸国空港に対する競争力強化のため必要な措置を講じ、着陸料の低減などの競争力強化の環境を整えるべきである。

- ・関西空港の競争力を強化するための抜本策は、関空会社の過大債務の解消である。国の責任で関空会社の過大債務の解消を行い、高コスト構造を是正すべきである。その際、あらゆる方策を国は検討すべきであり、その一つとして「上下分離案」も有力な選択肢の一つといえる。

- ・加えて、関西空港の東アジアの貨物ハブ機能と観光ゲートウェイ機能の強化により、内陸ネットワークの充実を図るため、関西空港を母港あるいは東アジアの拠点とする航空会社(ローコストキャリア、インテグレーター等)の誘致、様々な物流ニーズ(阪神港と連携したシー・アンド・エア輸送、クールチェーン

輸送等)への対応、またこうした需要増に応じた2期島の着実な整備が必要である。外国機の国内運航や他国への以遠便運航の拡充などの展開も検討されるべきである。

②伊丹空港と神戸空港は、周辺都市の航空需要に対応しつつ、関西空港のハブ機能を補完する空港

- ・伊丹空港と神戸空港は、周辺都市圏の需要に対応しつつ、国内路線やアクセスに課題を残す関西空港の内陸ハブ機能を補完し、関西全体の空港機能を強化する役割を果たす。

- ・伊丹空港は、大都市圏内に位置する利便性の高さを発揮し、関西経済圏のビジネス需要に対応する国内線の基幹空港と位置づける。都市型空港としての環境面や安全面での制約内に限定されるが、機材の小型化により多頻度・効率化し、様々なニーズに対応可能な機動性を高める。

- ・神戸空港は、海上空港の拡張性や湾岸道路と海上アクセスで関西空港に直結するという強みを生かし、関西空港の内陸ハブ機能をサポートする地方空港となる。

③一元管理により関西3空港を戦略的に広域に最適活用

- ・空港経営の効率化のため、空港の民営化や上場といった手法の導入はあり得るが、空港そのものが市場原理に基づき自由に競争するとの考えには無理がある。

- ・既存インフラの有効活用により関西3空港の航空需要の拡大と利便性の向上を図るための中期戦略として、関西空港、伊丹空港、神戸空港それぞれの強みを生かした最適活用を一元管理の中で実現すべきである。

- ・関西3空港は、昨年12月の合意に基づき、公的機関の関与を前提に、関空会社を管理主体とすることを基本として、一元管理の検討を進める。(2005年地元合意の役割分担を踏まえ、これまでの運用規制のあり方の検討、3空港の着陸料の戦略的設定による航空便の最適配置などを含む)

・今後、一元管理のスキーム等について具体的な検討を行う。このため、幹事会のもとに作業部会を設置して、国の協力を得つつ関西としての作業に当たる。

④アクセス改善で一元管理の効果を更に向上、関西空港のハブ機能を強化

・関西空港と大阪都心部(大阪駅)との鉄道アクセスの高速化(なにわ筋線、関空リニア・新幹線構想など)、関西3空港間のアクセス改善や関西3空港と物流拠点のアクセス改善のための高速道路ミッシングリンク(新名神高速道路、淀川左岸線延伸部、名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部など)の整備、バス路線網の拡充や海上アクセスの利便性の向上などが、関西3空港の運用最適化を進める上で重要である。

・バス路線網の拡充や海上アクセスの利便性の向上など一元管理により取り組みが容易になるもの以外は、その早期実現のために国による取り組みや支援が必要不可欠である。

関西国際空港の機能強化に関する要望書

10. 7. 29

関西国際空港全体構想促進協議会

関西国際空港は、今、さらなる飛躍に向けて新たなスタートラインに立とうとしている。

航空を取り巻く国内外の社会経済環境が厳しさを増す中、昨年、我が国においては、政権の交代を機に、航空・空港政策の総点検がなされ、我が国の成長戦略について、熱い議論が交わされた。

そのスピード感と従来の殻を破ろうとする試みはこれまでにないものであり、関西国際空港が「首都圏空港と並ぶ国際拠点空港」としてその地位を確立できるよう、今後、地元も一致協力しその実現を目指さなければならない。

関西国際空港は、ここ数年、世界的な不況の影響などにより、就航便数や旅客数が減少

傾向にあったが、中国を中心とするアジア経済の回復や昨年秋に我々促進協が関西国際空港株式会社と連携し緊急に実施した着陸料等の戦略的インセンティブなどが功を奏し、好転しつつある。

また、先に取りまとめられた「国土交通省成長戦略」では、長年の懸案である関西国際空港株式会社の巨額の有利子負債について、バランスシート改善の方向性が示されたほか、アジアの貨物ハブとしての機能強化やローコストキャリアの誘致が明記されるなど、一定の成果を得る内容となっている。

一方で、関西国際空港が我が国を代表する国際拠点空港の一つとして機能を十分に発揮していくためには、国際競争力の強化に加え、「就航ネットワークの充実」「内陸乗継機能の回復」「都心との高速アクセス」をどのように確保していくのか、また、空港能力のフル活用に向けて二期事業をいかに着実に推進していくのか、など課題も多い。そして重要なことは、多額の地元負担の下で建設された関西国際空港が、バランスシートの改善等の積極的強化策を経て、関西の発展にこれまで以上に貢献できるよう、具体的スキームについて、十分な議論が必要である。

地元としても、引き続き、関係者と緊密に連携し、関西国際空港をハブとした関西の空港の活用や利用促進事業等を通じた航空需要の喚起、我が国における関西国際空港のプレゼンスの向上、関西の発展に資する関西国際空港の機能強化に全力で取り組む所存である。

以上を踏まえ、下記の点を強く要望する。

記

一 関西国際空港株式会社のバランスシート改善等を通じ、低コストで利用し易い国際競争力を備えた空港となるよう、国土交通省成長戦略で示された、関西国際空港の積極的強化方策を早急に国の施策として具体化し、関西国際空港が首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化するよう努めること。

その実現が図られるまでの間は、激変緩和の観点から、政府補給金又はこれと同等の効果を生む、必要な財政措置を講じること。

加えて、さらなる改善策についても多面的に検討を行うこと。

二 関西国際空港の特徴と強みを活かせるよう、内陸乗継機能を含む航空ネットワークの強化、アジアの貨物ハブとしての拠点形成、観光インバウンドの受入拠点を目指したローコストキャリアの誘致やそのための環境整備など空港機能の強化に必要な措置を講じること。

また、国際線の以遠運航の拡大や外国航空会社による国内線運航など航空行政における大胆な規制緩和を行うこと。

三 関西国際空港のアクセスについて、鉄道ネットワークの強化・改善に向けた地元や関係者との検討を急ぐとともに、関空連絡橋の通行料金の恒久的低減化や海上アクセスの利用促進、高速道路のミッシングリンクの解消など、一層の利便性の向上につながる措置を講じること。

阪神港の「国際コンテナ戦略港湾」選定に関する要望

10. 5.12

阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会

○日本の港湾は、東アジア諸港の台頭により、大きくその地位がゆらぎ、国際競争力が低下しています。とりわけ阪神港は、成長が著しい東アジアの主要港との国際競争の最前線に立っており、韓国政府の強力なバックアップのもと国際ハブ港湾の地位を築いた釜山港とのサービス・コスト面での競争は厳しく、その地位の低下は、わが国経済・産業の成長に影響を及ぼすものであり、日本の港湾の海外フィーダー化を阻止し貨物を奪還することが、喫緊の課題であると考えております。○わが国においては、東西に長い地形特性を踏まえた物流の効率性から、さらには大規模

災害等へのリスク管理、国民生活の安定からも、東西2つの国際ハブ港が必要であり、また、経済大国一国に匹敵する西日本経済や大阪湾岸に集積する次世代・先端産業を支えていくためにも、阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づける必要があります。

○阪神港として、国際コンテナ戦略港湾の責務を果たし、日本の成長戦略に寄与することを目指し、集荷機能の強化、民の視点に立った港湾経営主体の構築、産業の立地促進による創荷といった戦略の実現に向け、最大限の自助努力を行うとともに、さらなる効果を発揮させるべく、国策としての支援を含め、現状に立脚した実現可能な戦略港湾の計画を提案しております。

○国際物流機能の高い優位性を持つ阪神港を国際コンテナ戦略港湾として選定されるとともに、阪神港の機能強化に資する施策を集中的に実施されるよう要望いたします。

(参考)阪神港提案骨子

1. 集荷機能の強化

阪神港の優位性である、西日本各地と直結する内航フィーダー・フェリーネットワークをさらに充実・強化するための規制緩和、支援を実施し、阪神港の集荷機能を強化する。

2. 民の視点に立った港湾経営主体の構築

大阪、神戸両港の埠頭公社の株式会社化、経営統合を進めるとともに、民間の資本や人材の投入を促進するための規制緩和、支援を実施し、効率的、戦略的な港湾経営主体を構築する。

3. 国際コンテナ戦略港湾総合特区の創設

次世代・先端産業が集積し、パネル・ベイ、グリーン・ベイとも呼ばれる大阪湾臨海部において、さらなる産業の立地を促進するための規制緩和、支援を実施し、阪神港を利用する貨物を創出するとともに、上記1. 2の施策とも総合的に展開し、相乗効果を発揮させるための「国際コンテナ戦略港湾総合特区」を創設する。

東北地方太平洋沖地震災害からの早期復旧・復興に向けて国際物流戦略チーム(関西)からの緊急アピール 11. 3. 28

国際物流戦略チーム本部長 下妻博
(関西経済連合会会長)、
幹事会座長黒田勝彦(神戸市立工業
高等専門学校長)
他、本部構成員一同

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、阪神・淡路大震災の規模や範囲を凌駕した未曾有の大災害となり、その影響は、東北・関東地域にとどまらず、東日本から日本全域に広がり、国民生活や経済産業に深刻なダメージを与えている。さらに、国際水平分業を展開する日本企業への打撃は、アジア諸国をはじめ世界経済の動向に深刻な影響を及ぼしかねない。

我々、国際物流戦略チーム(関西)は、かつて、関西が阪神・淡路大震災を経験し、経済がどん底に突き落とされ、市民生活も困窮の極みにあったときに、日本の諸地域、海外諸国、各種団体、企業ならびに国民一人ひとりから暖かいご支援、ご声援を頂きつつ、関西一丸となって急速な復興を遂げたことを想起し、以下の緊急アピールを採択する。

一 大震災を経験した関西は、今般の東北地方太平洋沖地震災害を受けた被災地の早期復旧・復興に向けて、あらゆる面で最大の支援を行うこと。

一 本チームとして、まずは、被災地の早期復旧・復興に向けた物流の確保が急務との認識から、既に被災各県に活動拠点を持つ関西広域連合や西日本諸地域との連携、協調を図りつつ、被災地のニーズを踏まえた物資供給体制の形成に向け、関係各機関が全力を挙げて取り組むこと。

一 特に、国際物流戦略チーム(関西)の取組の最大の柱であったコンテナ貨物等の国際輸送については、来るべき復興に向けて、

わが国の経済が停滞することのないよう、関西は、阪神港や関西国際空港を中心に海空の諸港の連携強化とともに、それらと各地域とを結ぶ道路、鉄道、海路、空路ネットワークの活用を図り、東日本の国際物流機能を補完すべく、関係各機関が全力を挙げて取り組むこと。

◇次世代スーパーコンピュータ

次世代スーパーコンピュータの整備に関する要望 10. 8. 5、10. 8. 9

京都府、大阪府、兵庫県、京都市、
大阪市、神戸市、京都大学、大阪大
学、神戸大学、奈良先端科学技術大
学院大学、兵庫県立大学、(社)関西経
済連合会、京都商工会議所、大阪商
工会議所、神戸商工会議所、計算科
学振興財団

次世代スーパーコンピュータ(京速コンピ
ュータ「京」)の整備に関する要望

次世代スーパーコンピュータの整備が将来にわたって我が国の科学技術や産業・経済の持続的な発展につながるよう、産学官が一体となってオールジャパンの体制を構築し、産業利用を促進しつつ、国際的なスーパーコンピューティング研究教育拠点(COE)の形成に取り組むことが重要であります。

つきましては、次世代スーパーコンピュータの着実な整備に向けて、以下の5点を要望いたします。

1. 次世代スーパーコンピュータの着実な整備

国家基幹技術の一つである次世代スーパーコンピュータの平成24年11月共用開始に向けた着実な整備のため、平成23年度における所要の予算確保を求める。

2. 次世代スーパーコンピュータの共用促進のための効果的な制度や運営体制の整備

革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築とそれを

主導するコンソーシアムの形成に当たっては、次世代スーパーコンピュータの幅広いユーザーの利活用を促進するため、内外の大学や産業界が効果的かつ利用しやすい制度や運営体制の整備を求める。

とりわけ、産業利用を促進するための産業利用枠や人材育成を図るための教育利用枠の設定、産学官連携による研究開発プロジェクトの推進、可視化技術の開発、成果発表や交流を促進する機能など、利用促進並びに理解増進のための制度の創設を求める。

3. 次世代スーパーコンピュータの利用促進のためのアプリケーション・ソフトウェアに対する研究開発支援

次世代スーパーコンピュータを利用した学術研究、産業界における利用促進及び産学官連携等による科学研究の発展や新産業の創造を図るためには、次世代スーパーコンピュータの能力を活かすアプリケーション・ソフトウェアの研究開発が重要であり、ライフサイエンス分野、ナノテクノロジー分野はもとより、幅広く産業応用に役立つアプリケーション・ソフトウェアの研究開発支援を求める。

4. 計算科学分野における人材育成に向けた教育研究環境の構築支援

次世代スーパーコンピュータの利活用を担う人材や計算科学分野における先端的な研究者・技術者を育成するためには、国内外の大学や研究機関・企業等が連携し、総合的・体系的な教育研究が行われる環境を構築する必要がある。

については、社会人を含む幅広い人材育成を目指して、大学間のネットワーク形成等、効果的な教育研究のための各般の支援措置を求める。

5. 次世代スーパーコンピュータの産業利用促進のための裾野拡大・底上げ支援

次世代スーパーコンピュータの産業利用を継続的に促進していくためには、現存のスーパーコンピュータ利活用企業層に対する次世

代スーパーコンピュータの利用へのステップ・アップの支援とともに、未だ活用に至っていない大部分の企業群に対して、裾野拡大や底上げを図ることが重要である。

については、次世代スーパーコンピュータを見据えつつ総合的に産業界におけるスーパーコンピュータの活用を促進していくため、産業利用支援を専門的に行う計算資源や技術支援機能、情報提供機能を備えた支援拠点(高度計算科学研究支援センター(仮称)等)、並びに可視化技術を活用した産業利用促進、理解増進を図る拠点の形成など各般の支援措置を求める。

◇関西文化学術研究都市

要望書 ～科学技術振興調整費「先端融合領域イノベーション創出の形成」プログラム「光医療産業バレー」拠点創出事業の継続について～ 10.10.25

京都府、木津川市、(社)関西経済連合会、京都商工会議所、(財)関西文化学術研究都市推進機構

(独)日本原子力研究開発機構では、民間企業、医療機関と協働で、高強度レーザーによって発生する粒子線を導入することで粒子線がん治療器を超小型にし、外科手術が不要かつ副作用が少ないという優れた特徴をもつ粒子線がん治療法を広く普及することを目標とした、題記プログラムによる「光医療産業バレー」拠点創出事業を実施しており、今年度継続の再審査を受審します。再審査にあたっては、前年度の指摘事項を解決しており、その事業効果の重要性に鑑み、今後7年間の事業継続を是非ともお願いします。

現在、粒子線がん治療は「先進医療」として実績を認められておりますが、その施設建設にあたっては、100億円以上の費用が必要とされ、患者は約300万円の高額な自己負担を求められ、普及の障害になっております。

本事業は、施設建設費及び患者自己負担を、それぞれ10分の1の規模に低減し、粒子線がん治療を広く一般に普及することを目標にしております。

この超小型治療器の実用化により、我が国はもとより世界の各地に導入が可能となり、国内では年間約36,000人ものがん患者(本治療器による治療対象見込者数)に、救いの手が差し伸べられることになるとともに、向こう10年間で約5,000億円もの経済効果をもたらすことが期待されます。

さらに、本事業は、日本発の科学理論を応用に結びつけ、日本企業の研究開発力を飛躍的に進展させ、政府の新成長戦略の実現に大きく寄与するとともに、人類社会に大きく貢献するものとして、地元自治体及び経済界としても、強く支援していく所存です。

関西文化学術研究都市建設推進に向けて
関西文化学術研究都市建設推進協議会

10. 7. 30

平素より、関西文化学術研究都市(愛称「けいはんな学研都市」)の建設推進に特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本都市は、昭和62年に制定された関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、京阪奈丘陵において、産学官連携のもとに建設が進められています。平成18年3月には本都市の理念であります文化創造・学術研究の拠点形成に向け、また持続可能な社会の実現に貢献するため、本都市の取り組みの方向を示すサード・ステージ・プランを策定し、その実現化に向け積極的に取り組んでいます。

つきましては、平成23年度政府予算の編成等に際し、本プランに基づいた国の総合的な推進施策の実施について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

【民主党幹事長室】

◆国立国会図書館関西館(京都府)

国立国会図書館関西館は、平成14年開館以来、文化学術研究等に関する「知」の宝庫であり、本都市の文化創造・情報発信の中核的施設として大きな役割を担っています。

つきましては、引き続き、収蔵資料の増加に対応した本施設の来るべき一層の整備・拡充に向けて支援をお願いします。

また、高度情報通信技術の発展に対応した幅広い電子図書館サービスの拠点としての一層の充実、加えて、公立図書館をはじめ企業、大学等との幅広い連携協力の推進についても支援をお願いします。

【内閣官房】

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施することを提案します。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施

策を集中的に投入するなど、規制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の定住促進のための規制緩和を推進することをお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されます。

【内閣府】

◆第4期科学技術基本計画への本都市の位置付け(京都府・大阪府・奈良県)

基本計画において、第3期に引き続き、我が国・アジアの科学技術をけん引する研究開発拠点として、本都市を位置付けることを要望します。

基本計画に位置付けられることで、科学技術施策の重点プロジェクトとして予算が投入されることが見込まれ、その結果、グローバルな産学官連携による研究開発の進展、さらには研究成果の事業化・産業化につながり、本都市・関西だけでなく我が国、ひいてはアジアの発展に貢献することが期待されます。

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には

食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施することを提案しています。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施策を集中的に投入するなど、規制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の定住促進のための規制緩和を推進することをお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されますのでご協力をお願いします。

【総務省】

◆本都市における税制上の優遇措置延長(京都府・大阪府・奈良県)

文化学術研究施設等の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、適用期限が平成23年3月31日となっている地方税の特例措置及び不均一課税に伴う減収補填措置について、適用期限の2年間の延長をお願いします。

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施することを提案します。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施策を集中的に投入するなど、規制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の

定住促進のための規制緩和を推進することをお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されます。

◆(株)国際電気通信基礎技術研究所(ATR)(京都府)

①「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」の拡充

国民の安心・安全の確保、地域の活性化などに貢献し、豊かなユビキタス社会を築くことを目的としたICT分野における競争的資金制度の「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」を拡充していただくようお願いします。

障害者や高齢者を補助する生活支援・医療介護に活躍するロボットの実現や、運転手の運転技能を客観的に評価し、安全運転技能向上を図る運転自動評価システム並びに見通しが悪い状況においても、衝突の危険が高い場合には、ドライバーに注意を促すシステムの実現が期待されます。

②「地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(PREDICT)」の拡充

国際的に喫緊の課題である地球温暖化対策に資する、CO₂排出削減、省エネルギーに貢献することを目的とした競争的資金制度の「地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(PREDICT)」を拡充していただくようお願いします。

企業や家庭を高機能な情報通信ネットワークにより接続・管理し省エネルギー化を進めるシステムの実現が期待されます。

◆(独)情報通信研究機構(NICT)「けいはんな研究所」及び「けいはんな情報通信オープンラボ」(京都府)

立体映像、立体音響、認知メカニズムなどの超臨場感システムに関する技術、及び言語・文化・能力の壁を越え、心が通うコミュニケーション技術などのユニバーサルコミュニケーションの実現のための研究開発を推進しています。これらは新たに巨大な市場を切り拓く可能性があり、早急に規模を拡充する必要があります。また、当研究所の「けいはんな情報通信オープンラボ」等の施設を活用し、産学官が連携した地域における情報通信分野の研究開発推進や、専門家の育成等を併せた人材の育成等の強化を図っております。

つきましては、新たな産学官連携のために、言語や情報処理、超臨場感などのユニバーサルコミュニケーション技術の研究開発促進と、それらの研究拠点とした成果の発信や人材育成、「けいはんな情報通信オープンラボ」の施設のさらなる充実について支援をお願いします。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用(京都府)

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

【財務省】

◆本都市における税制上の優遇措置延長(京都府・大阪府・奈良県)

文化学術研究施設の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、適用期限が平成23年3月31日となっている文化学術研究施設に対する国税の税制上の優遇措置(法人税特別償却)について、適用期限の2年間の延長をお願いします。

【文部科学省】

◆イノベーションシステム整備事業(地域イノベーションクラスタープログラム【重点支援枠】)の拡充・強化及び地域選定(京都府・大阪府・奈良県)

イノベーションシステム整備事業(地域イノベーションクラスタープログラム【重点支援枠】)を拡充・強化されますとともに、本都市地域の採択をお願いします。

少子高齢化社会を迎える中で、在宅健康管理に対する国民ニーズと市場ニーズを踏まえ、①妊婦の異常を早期に発見する妊婦見守りシステム、②泌尿器疾患の正確な診断・早期治療に供する泌尿器計測システム、③バイオマーカーを活用した生活習慣病予防システムなど、ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイス・システムの開発に取り組んでおり、完成すれば国民の健康管理及び医療費削減、地域産業の振興等が期待されます。

◆(独)日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所(京都府)

○先端融合領域イノベーション創出拠点の形成プログラム「光医療産業バレー」拠点創出の再審査

我が国発の理論であるレーザー加速の研究成果を基に、粒子線がん治療装置の超小型化を目的とした「光医療産業バレー」拠点創出事業について、今後7年間の課題継続に向けて再審査の採択をお願いします。

本事業は、外科手術が不要かつ副作用が少ないという優れた特徴をもつ粒子線がん治療に係る装置を、施設建設費及び治療費を現在の10分の1以下に低減することを目的とし、これにより、粒子線治療を我が国はもとより

世界に格段に普及させ、多数のがん患者に福音をもたらすことが期待されます。また、けいはんな発の最大規模の事業化が実現することとなります。

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施することを提案します。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施策を集中的に投入するなど、規制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の定住促進のための規制緩和を推進すること

をお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されます。

◆イノベーションシステム整備事業(地域イノベーションクラスタープログラム【第Ⅱ期】)広域化プログラムの推進支援(京都府)

文部科学省の「イノベーションシステム整備事業(地域イノベーションクラスタープログラム【第Ⅱ期】)」として「京都環境ナノクラスター」に採択され、その研究成果を世界に普及するため、アジア、特に中国北京市中関村科技園区や陝西省等政府及び環境関連企業への水処理技術の移転等の環境ビジネスの促進を、関西の環境関連企業を中心に、京都府、(社)関西経済連合会をはじめ、京都大学など産学公連携のもと、「広域化プログラム」として、国際交流事業を展開しておりますので、引き続き支援をお願いします。

◆アジアを中心としたサイエンスパーク間の交流促進(京都府)

本都市も、政府成長戦略の4本柱であるアジアをターゲットとした環境・新エネルギー分野での経済戦略を強力に展開するため、アジアのサイエンスパークである中国中関村科技園区、韓国大徳研究開発特区、台湾新竹科学工業園区との交流において、財団法人地球環境産業技術研究機構や株式会社国際電気通信基礎技術研究所、独立行政法人情報通信研究機構等、我が国を代表する公的研究機関や株式会社島津製作所基盤技術研究所、オムロン株式会社京阪奈イノベーションセンタ等の民間企業の研究機関が地球規模の環境問題の

解決や太陽電池、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など、日本が技術的優位性を有する新エネルギー分野で、研究・技術交流等の連携強化を進めております。

つきましては、今後、本都市が世界のサイエンスパークをリードする研究開発拠点として国際的な活動を展開していくためにも、研究内容の秘密保持や研究成果等の知的財産保護の仕組み、更には研究テーマ毎に、研究機関相互の定期的な交流を支援する枠組みの設置やそれらに必要な財政的な支援制度の創設をお願いします。

このような国際的な研究機関相互の研究交流に関する枠組みや支援制度が創設されることで、政府成長戦略に位置付けられた”アジアの「架け橋」としての日本”の役割が更に明確になり、関西企業のアジアでの展開が更に容易になっていくものと期待されます。

◆奈良先端科学技術大学院大学教育研究体制の整備(奈良県)

先端科学技術分野の総合的な教育研究拠点として、また本都市の学術研究拠点としての整備を着実に推進するための、①社会的要請が高い3研究科の学術分野であるIT、バイオ、ナノテクノロジーの着実な進展、②3研究科の連携による学際・融合領域の新たな開拓、③常に最先端の教育研究に対応できる基盤設備整備のために、教育研究活動の基盤となる運営費交付金の確保と科学研究費補助金や産官学連携推進等に係る競争的資金の制度拡充をお願いします。

先端的研究分野において、国内外から賞賛される高い研究成果を継続して挙げることが可能となり、このことが、国内外より優れた研究者の交流を促進し、それらの相乗効果による世界トップレベルの教育研究環境により国際競争力を備え、グローバルで柔軟な人材育成機能が強化されることが期待されます。

◆大阪大学大学院工学研究科(大阪府)

①「食の拠点」創成地域の実現

近世以降、食文化の中核を担って来た大阪に安全で安心な食産業の拠点を創成し、食の次世代技術で地域経済の活性化を図るとともに、食の輸出に貢献する「大阪くいだおれ」推進事業を実現するため、健康で衛生的な食生活を保障する次世代の食品生産・加工・除菌(検疫)技術の開発について支援をお願いします。

安全で安心な食品の世界標準を策定することにより、輸入食品の危険から国民の生活を守るとともに、食の輸出による莫大な経済効果が期待されます。

②「医療・環境イノベーション」事業の実現

大型の医療施設や研究機関の機能を凝縮した高度で身近な地域医療・環境衛生システムの実現を目指した次世代技術開発プログラムを推進する「医療・環境イノベーション」事業を実現するため、大規模な設備で原理検証を行った要素技術の高度化について支援をお願いします。

身近な地域医療・環境保全システムの実現は、安心して豊かな国民生活に直結するのみならず、高齢化社会における個人医療負担や保健行政に係わる政府支出を大幅に低減することが期待されます。

◆京都大学大学院農学研究科附属農場移転事業への支援(京都府)

京都大学大学院農学研究科附属農場の木津中央地区への移転事業について支援をお願いします。

食料問題、環境問題、エネルギー問題等の人類生存にかかわる地球的課題解決に向けた次世代農学の教育・研究を実施するとともに研修を通じて地域社会や国際社会に寄与することができます。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用(京都府)

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで

「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

【厚生労働省】

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施することを提案します。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施策を集中的に投入するなど、規

制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の定住促進のための規制緩和を推進することをお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されます。

◆私のしごと館(京都府)

本館が、文化・学術研究施設が集積するだけでなく、京都・奈良という日本文化を体感できる地域であり、国家プロジェクトとして整備が進められてきた本都市に立地する中核的施設であったことを踏まえ、国の責任において、引き続き、文化・学術研究施設として有効活用を図られるようお願いします。

また、活用にあたっては、「私のしごと館に係る建物等の有効活用検討会」の結論を尊重するとともに、「新成長戦略(基本方針)」に沿って策定される実行計画の中で、文化学術研究・産業の創造への貢献が期待される産学公連携拠点を形成するよう位置づけるなど、21世紀の日本をリードするサイエンスパークとして機能を発揮するために全力をあげて取り組まれるようお願いします。

【経済産業省】

◆企業立地促進法に基づく広域的産業活性化支援事業の継続及びけいはんな地区での事業採択(京都府・大阪府・奈良県)

平成22年度、けいはんな地区は、本事業と

して「けいはんなイノベーションネットワーク事業」が採択され、「環境エネルギー産業」と「組み込みソフト産業」の活性化に向けた活動を展開中です。つきましては、次年度も、本事業の継続・発展に繋がる支援をお願いします。

本事業は、環境エネルギーに関する研究開発基盤や戦略基盤を構築し、産学官連携プロジェクトを創出するなかで新産業の創出を図り、また、組み込みソフト産業の活性化・集積化により、あらゆる産業の開発ポテンシャルを上げ、関西地域の産業活性化に貢献することが期待されます。

◆次世代エネルギー・社会システム実証事業への支援(京都府)

平成22年4月8日、「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として国の指定を受けたところであり、本都市における地域エネルギーマネジメントシステムの確立に向けて、本年度の「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」、「蓄電複合化システム化技術開発事業」等の採択及び当該事業に係る今後5年間のマスタープランに基づき世界標準を目指す各種実証実験等の取り組みがこの日本の産業や経済におよぼす波及効果に鑑み、実証実験等が効果的に実施できるよう補助事業対象外となっている関連機器や設備の補助対象化や補助事業単価の嵩上等の財政的支援等をお願いします。

本都市のエコシティ化を図るとともに、けいはんなモデルとも言うべき「次世代エネルギー・社会システム」の世界標準に向けた取り組みを進めることができます。

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康

・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施することを提案します。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施策を集中的に投入するなど、規制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の定住促進のための規制緩和を推進することをお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されます。

◆アジアを中心としたサイエンスパーク間の交流促進(京都府)

本都市も、政府成長戦略の4本柱であるアジアをターゲットとした環境・新エネルギー分野での経済戦略を強力に展開するため、アジアのサイエンスパークである中国中関村科技園区、韓国大徳研究開発特区、台湾新竹科学工業園区との交流において、財団法人地球環境産業技術研究機構や株式会社国際電気通信基礎技術研究所、独立行政法人情報通信研究機構等、我が国を代表する公的研究機関や株式会社島津製作所基盤技術研究所、オムロン株式会社京阪奈イノベーションセンタ等の民間企業の研究機関が地球規模の環境問題の解決や太陽電池、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など、日本が技術的優位性を有する新エネルギー分野で、研究・技術交流等の連携強化を進めております。

つきましては、今後、本都市が世界のサイエンスパークをリードする研究開発拠点として国際的な活動を展開していくためにも、研究内容の秘密保持や研究成果等の知的財産保護の仕組み、更には研究テーマ毎に、研究機関相互の定期的な交流を支援する枠組みの設置やそれらに必要な財政的な支援制度の創設をお願いします。

このような国際的な研究機関相互の研究交流に関する枠組みや支援制度が創設されることで、政府成長戦略に位置付けられた”アジアの「架け橋」としての日本”の役割が更に明確になり、関西企業のアジアでの展開が更に容易になっていくものと期待されます。

◆(財)地球環境産業技術研究機構(RITE)(京都府)

○地球再生計画具体化のための革新的環境技術開発研究費の確保、研究活動への支援

①地球温暖化対策と持続的発展が可能な経済社会シナリオの策定支援をお願いします。

I P C C 第5次評価報告書への貢献や国内外への政策提言が期待されます。

②非可食バイオマス資源からバイオ燃料やグリーン化学品を製造する高効率バイオプロセスの技術開発支援をお願いします。温室効果ガスの削減、低炭素社会実現が期待されます。

③R I T Eが独自開発中の世界最高性能を有する「分子ゲート膜」を世界に先駆けて実用化するための「次世代型分子ゲート機能C O₂分離膜の技術研究開発プロジェクト」の支援をお願いします。温室効果ガスの削減と、天然ガス随伴C O₂の高効率除去、未開拓な劣質天然ガス田の開拓と採掘権の獲得が期待されます。

④C O₂地中貯留技術に関する安全性評価技術の開発支援、及び社会的信頼醸成に必要なC C S基盤の構築支援をお願いします。C O₂大規模実証試験の基礎技術・安全評価技術の確立とC C S実用化の促進が期待されます。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用(京都府)

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

【国土交通省】

◆本都市における税制上の優遇措置延長(京都府・大阪府・奈良県)

文化学術研究施設等の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、適用期限が平成23年3月31日となっている国税の税制上の優遇措

置(法人税特別償却)並びに地方税の特例措置及び不均一課税に伴う減収補填措置について、適用期限の2年間の延長をお願いします。

◆道路網の整備充実(京都府・大阪府・奈良県)

①新名神高速道路の早期整備

新名神高速道路につきましては、本都市と全国的高速道路ネットワークへの直結を可能とするため、事業に着手している(仮称)城陽 JCT・IC～(仮称)八幡 JCT・ICを早期に整備すること及び着工が見送られている(仮称)大津 JCT～(仮称)城陽 JCT・IC、(仮称)八幡 JCT・IC～(仮称)高槻 JCTを早期に着工することについて支援をお願いします。

新名神の全線整備により、本都市をはじめとする大阪・関西経済の活性化に寄与することが期待されます。

②学研都市連絡道路(一般国道163号)の全線整備及びバイパス道路の早期整備

大阪圏の産業集積地との連携において重要性が高い学研都市連絡道路(一般国道163号)につきましては、まずは現在発生している交通渋滞の解消を最優先とし、サード・ステージ期間内(平成27年度内)で全線整備することについて支援をお願いします。

また、木津地区と国道24号及び163号を結ぶアクセス道路となり、当該区間で現在発生している交通渋滞の解消に資する国道163号バイパス(木津川市)の早期事業化をお願いします。

本事業により、京都大学大学院農学研究科附属農場進出予定地へのアクセスビリティの強化にもつながります。

③京奈和自動車道全線の早期整備

全国的高速道路ネットワークと連携する京奈和自動車道全線の早期整備について支援をお願いします。本都市が国際的な文化学術研究拠点として、交流と連携を一層推進し、本都市に集積する科学技術の積極的な活用が可能となります。

◆「京阪奈新線の延伸」(京都府・奈良県)

大阪都心部と本都市とを直結する東西方向の幹線軸を形成するために「登美ヶ丘～高の原(3.8km)」または「登美ヶ丘～学研中央～祝園NT～新祝園(6.2km)」の延伸に関して支援をお願いします。経済・文化・学術をはじめとしてあらゆる面において地域間の交流・連携を促進するアクセス手段として、また、併せて近鉄奈良線の混雑緩和が期待されます。

◆JR学研都市線及びJR奈良線の複線化・高速化(京都府)

大阪都心部を経由し阪神方面と本都市とを連絡する「JR学研都市線」及び京都駅と本都市を直結する「JR奈良線」の複線化・高速化に関して支援をお願いします。通勤通学者や市民のみならず本都市内外の多くの方々の重要な移動手段として期待されます。

◆面的整備等の推進(京都府)

独立行政法人都市再生機構が行う南田辺北及び木津中央土地区画整理事業の推進及びその他の開発事業者が行う面的整備、並びに公共公益的施設の整備に対する支援をお願いします。

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく整備はもとより、科学技術基本計画における国際研究開発拠点として整備が促進されます。

◆都市基盤の整備推進(京都府・大阪府・奈良県)

本都市の窓口となるJR及び近鉄の主要駅(三山木、狛田、木津)の結節点整備に対する支援をお願いします。

また、本都市の安心・安全を確保する河川(煤谷川、大井手川、穂谷川、山田川、富雄川)、下水道(木津川上流流域及び本都市関連の公共下水道)の整備に対する支援をお願いします。

◆次世代エネルギー・社会システム実証事業への支援(京都府)

平成22年4月8日、「次世代エネルギー・

社会システム実証地域」として国の指定を受けたところであり、本都市における地域エネルギーマネージメントシステムの確立に向けて、本年度の「地域エネルギーマネージメントシステム開発事業」、「蓄電複合化システム化技術開発事業」等の採択への支援及び当該事業に係る今後5年間のマスタープランに基づき世界標準を目指す各種実証実験等の取り組みがこの日本の産業や経済におよぼす波及効果に鑑み、実証実験等が効果的に実施できるような制度の創設等の支援をお願いします。

本都市のエコシティ化を図るとともに、けいはんなモデルとも言うべき「次世代エネルギー・社会システム」の世界標準に向けた取り組みを進めることができます。

◆関西文化学術研究都市の都市建設推進に資する調査の実施(京都府)

エコシティ推進プランによる環境先進のまちづくりを進めていくことに対し、それを広く普及させるため、今後も引き続き本調査を継続実施していただきますようお願いします。先進研究開発拠点であると共に良好な住宅地としても高い評価を得ている当地で、スマートグリッドなど先進研究の実証実験が進むとともに、この成果を日本・世界のまちづくりに広く普及させていく施策を実施することで、CO₂削減と日本の環境技術の優位性の確立に繋がることが期待されます。

◆「関西文化学術研究都市特区」の創設(京都府)

国家プロジェクトである本都市は、「知の創造都市の形成」や「持続可能発展モデル都市づくり」を目指して、世界トップレベルの学術研究拠点として構築するため、政府成長戦略の柱である環境・エネルギー分野、健康・医療分野、国際展開(特にアジア)、更には食糧・バイオ分野に関する取り組みを進め、本都市を「総合特区」制度の国際的戦略地域に指定し、規制緩和、税制優遇、財政支援措置など総合的に政策手段を集中実施すること

を提案します。

①世界トップレベルのサイエンスパークをめざす本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づき、面的な環境調和型都市づくりを進め、特にスマートグリッドをはじめとする次世代エネルギー・社会システムの構築の実現に資する実証実験を実施するとともに、その成果を世界標準として世界に普及できるよう各省庁の施策を総合的・集中的に投入することをお願いします。

②健康・医療分野において、がん治療など粒子線治療施設の高度先端医療技術の研究や健康・医療産業の振興を図るとともに、食糧・バイオの研究等世界をリードする科学・技術イノベーション創出を支援するため、関連施策を集中的に投入するなど、規制改革と併せて推進することをお願いします。

③世界トップクラスの外国人研究者が安心して、本都市において研究を行えるよう、魅力的な研究・生活環境の整備やビザ等入国管理手続きの簡素化など、外国人研究者の定住促進のための規制緩和を推進することをお願いします。

④さらに、本都市において、東アジア等からの研究機関、企業の立地・集積を進めるため、海外から立地する企業に対する法人税の一律免除や外国人研究者の住民税、医療保険等関係諸税等の軽減並びに新たな助成金制度を創設することをお願いします。

また、関西で検討されている他の地区での総合特区構想との連携などにより、我が国全体に次世代産業の成長を促すことが期待されます。

◆アジアを中心としたサイエンスパーク間の交流促進(京都府)

本都市も、政府成長戦略の4本柱であるアジアをターゲットとした環境・新エネルギー分野での経済戦略を強力に展開するため、ア

ジアのサイエンスパークである中国中関村科技園区、韓国大徳研究開発特区、台湾新竹科学工業園区との交流において、(財)地球環境産業技術研究機構や国際電気通信基礎技術研究所、(独)情報通信研究機構等、我が国を代表する公的研究機関や島津製作所基盤技術研究所、オムロン京阪奈イノベーションセンタ等の民間企業の研究機関が地球規模の環境問題の解決や太陽電池、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など、日本が技術的優位性を有する新エネルギー分野で、研究・技術交流等の連携強化を進めております。

つきましては、今後、本都市が世界のサイエンスパークをリードする研究開発拠点として国際的な活動を展開していくためにも、研究内容の秘密保持や研究成果等の知的財産保護の仕組み、更には研究テーマ毎に、研究機関相互の定期的な交流を支援する枠組みの設置やそれらに必要な財政的な支援制度の創設をお願いします。

このような国際的な研究機関相互の研究交流に関する枠組みや支援制度が創設されることで、政府成長戦略に位置付けられた“アジアの「架け橋」としての日本”の役割が更に明確になり、関西企業のアジアでの展開が更に容易になっていくものと期待されます。

◆「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」及び周辺の整備促進(奈良県)

平城遷都1300年を契機として取り組まれる「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」の整備促進及び周辺整備に必要な事業費の確保をお願いします。観光交流拠点奈良の中核施設として「平城宮跡」を活用することにより、観光交流の活性化を促進することができます。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用(京都府)

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで

「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

【環境省】

◆「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づく持続可能なモデル都市づくりの推進(京都府)

本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」を策定し、街区全戸への太陽光パネルの導入や省エネ設備を備えた環境共生住宅(モデル街区：約300戸×3地区)の整備をはじめ、エネルギー消費の「見える化」や「京都エコポイントモデル事業」を活用した家庭における省エネ活動の支援、EV等への利用転換を図るための太陽光発電を利用した電気自動車用の充電インフラの整備など、持続可能なモデル都市づくりに向けて、ハードとソフト両面から環境施策を進めています。

つきましては、本都市において、「京都エコポイントモデル事業」を活用した家庭における省エネ活動の支援など、「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づく、持続可能なモデル都市づくりに向けた取組に対して、総合的な支援をお願いします。

関西文化学術研究都市建設推進に向けて

関西文化学術研究都市建設推進協議会

10.11.19

平素より、関西文化学術研究都市(愛称「けいはんな学研都市」)の建設推進に特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本都市は、昭和62年に制定された関

西文化学術研究都市建設促進法に基づき、京阪奈丘陵において、文化創造・学術研究の拠点形成に向けて建設が進められ、数多くの大学や研究関係機関が産官学連携のもと先進の研究開発を行っております。平成18年3月には本都市の取り組みの方向を示すサード・ステージプランを策定し、世界的な課題である持続可能社会のための科学の推進などテーマの実現に向け積極的に取り組んでいます。

つきましては、平成23年度政府予算の編成等に際し、本プランに基づいた国の総合的な推進施策の実施について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

【民主党幹事長室】

◆国立国会図書館関西館

国立国会図書館関西館は、平成14年開館以来、文化学術研究等に関する「知」の宝庫であり、本都市の文化創造・情報発信の中核的施設として大きな役割を担っています。

つきましては、引き続き、収蔵資料の増加に対応した本施設の来るべき一層の整備・拡充に向けて支援をお願いします。

また、高度情報通信技術の発展に対応した幅広い電子図書館サービスの拠点としての一層の充実、加えて、公立図書館をはじめ企業、大学等との幅広い連携協力の推進についても支援をお願いします。

【内閣官房】

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはん

な学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
- ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンドの創設。国立研究開発機関(仮称)制度との連携。
- ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。
- ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。
- ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。

我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

【内閣府】

◆第4期科学技術基本計画への本都市の位置付け

昨年12月の基本計画特別委員会での中間報告(案)で、「世界トップレベルの研究開発拠点の形成」の必要性が示されたところです

が、第3期に引き続き、第4期基本計画においても国家プロジェクトである本都市を我が国・アジアの科学技術をけん引する研究開発拠点として明確に位置づけることをお願いいたします。

基本計画に位置付けられることで、科学技術施策の重点プロジェクトとして予算が投入されることが見込まれ、その結果、グローバルな産学官連携による研究開発の進展、さらには研究成果の事業化・産業化につながり、本都市・関西だけでなく我が国、ひいてはアジアの発展に貢献することが期待されます。

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはんな学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
- ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンド

の創設。国立研究開発機関(仮称)制度との連携。

- ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。
- ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。
- ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。

我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

【総務省】

◆本都市における税制上の優遇措置延長

文化学術研究施設等の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、適用期限が平成23年3月31日となっている地方税の特例措置及び不均一課税に伴う減収補填措置について、適用期限の2年間の延長をお願いします。

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはんな学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分

野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
- ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンドの創設。国立研究開発機関(仮称)制度との連携。
- ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。
- ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。
- ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。

我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

◆国際電気通信基礎技術研究所(ATR)

- ①「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」の拡充

国民の安心・安全の確保、地域の活性化などに貢献し、豊かなユビキタス社会を築くことを目的としたICT分野における競争的資金制度の「戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)」を拡充していただくようお願いします。

障害者や高齢者を補助する生活支援・医療介護に活躍するロボットの実現や、脳内の情報の可視化など脳の情報通信機能の解明による更に進んだ生活支援・医療介護システムの実現が期待されます。

- ②「地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(PREDICT)」の拡充

国際的に喫緊の課題である地球温暖化対策に資する、CO₂排出削減、省エネルギーに貢献することを目的とした競争的資金制度の「地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(PREDICT)」を拡充していただくようお願いします。

企業や家庭を高機能な情報通信ネットワークにより接続・管理し省エネルギー化を進めるシステムの実現が期待されます。

◆情報通信研究機構(NICT)「けいはんな研究所」及び「けいはんな情報通信オープンラボ」

立体映像、立体音響、認知メカニズムなどの超臨場感システムに関する技術、及び言語・文化・能力の壁を越え、心が通うコミュニケーション技術などのユニバーサルコミュニケーションの実現のための研究開発を推進しています。これらは新たに巨大な市場を切り拓く可能性があり、早急に規模を拡充する必要があります。また、当研究所の「けいはんな情報通信オープンラボ」等の施設を活用し、産学官が連携した地域における情報通信分野の研究開発推進や、専門家の育成等を併せた人材の育成等の強化を図っております。

つきましては、新たな産学官連携のために、言語や情報処理、超臨場感などのユニバーサルコミュニケーション技術の研究開発促進と、それらの研究拠点とした成果の発信や人材育成、「けいはんな情報通信オープンラボ」の施設のさらなる充実について支援をお願いします。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

【財務省】

◆本都市における税制上の優遇措置延長

文化学術研究施設の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、適用期限が平成23年3月31日となっている文化学術研究施設に対する国税の税制上の優遇措置(法人税特別償却)について、適用期限の2年間の延長をお願いします。

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはんな学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確

立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
 - ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンドの創設。国立研究開発機関(仮称)制度との連携。
 - ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。
 - ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。
 - ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。
- 我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

【文部科学省】

◆(独)日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所

○先端融合領域イノベーション創出拠点の形成プログラム「光医療産業バレー」拠点創出の再審査

我が国発の理論であるレーザー加速の研究成果を基に、粒子線がん治療装置の超小型化を目的とした「光医療産業バレー」拠点創出事業について、再審査にあたっては、その事業効果の重要性に鑑み、今後7年間の事業継続をお願いします。

本事業は、外科手術が不要かつ副作用が少

ないという優れた特徴をもつ粒子線がん治療に係る装置を、施設建設費及び治療費を現在の10分の1以下に低減することを目的とし、これにより、粒子線治療を我が国はもとより世界に格段に普及させ、多数のがん患者に福音をもたらすことが期待されます。また、けいはんな発の最大規模の事業化が実現することとなります。

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはんな学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
- ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンドの創設。国立研究開発機関(仮称)制度との連携。
- ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の

緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。

- ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。

- ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。

我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

◆イノベーションシステム整備事業(地域イノベーションクラスタープログラム【第Ⅱ期】)広域化プログラムの推進支援

文部科学省の「イノベーションシステム整備事業(地域イノベーションクラスタープログラム【第Ⅱ期】)」として「京都環境ナノクラスター」に採択され、その研究成果を世界に普及するため、アジア、特に中国北京市中関村科技園区や陝西省等政府及び環境関連企業への水処理技術の移転等の環境ビジネスの促進を、関西の環境関連企業を中心に、京都府、(社)関西経済連合会、京都大学などによる産学公連携のもと、「広域化プログラム」として、国際交流事業を展開しておりますので、引き続き、本プログラムによる支援をお願いします。

◆アジアを中心としたサイエンスパーク間の交流促進

本都市も、政府成長戦略の4本柱であるアジアをターゲットとした環境・新エネルギー分野での経済戦略を強力に展開するため、アジアのサイエンスパークである中国中関村科技園区、韓国大徳研究開発特区、台湾新竹科学工業園区との交流において、財団法人地球環境産業技術研究機構や株式会社国際電気通信基礎技術研究所、独立行政法人情報通信研

究機構等、我が国を代表する公的研究機関や民間企業の研究機関が地球規模の環境問題の解決や太陽電池、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など、日本が技術的優位性を有する新エネルギー分野で、研究・技術交流等の連携強化を進めております。

つきましては、今後、本都市が世界のサイエンスパークをリードする研究開発拠点として国際的な活動を展開していくためにも、研究内容の秘密保持や研究成果等の知的財産保護の仕組み、更には研究テーマ毎に、研究機関相互の定期的な交流を支援する枠組みの設置やそれらに必要な財政的な支援制度の創設をお願いします。

このような国際的な研究機関相互の研究交流に関する枠組みや支援制度が創設されることで、政府成長戦略に位置付けられた“アジアの「架け橋」としての日本”の役割が更に明確になり、関西企業のアジアでの展開が更に容易になっていくものと期待されます。

◆奈良先端科学技術大学院大学教育研究体制の整備

先端科学技術分野の総合的な教育研究拠点として、また本都市の学術研究拠点としての整備を着実に推進するため、

- ①社会的要請が高い3研究科の学術分野であるIT、バイオ、ナノテクノロジーの着実な進展
- ②3研究科の連携による学際・融合領域の新たな開拓
- ③常に最先端の教育研究に対応できる基盤設備整備を目的とした教育研究活動の基盤となる運営費交付金の確保と科学研究費補助金や産官学連携推進等に係る競争的資金の制度拡充をお願いします。

先端的研究分野において、国内外から賞賛される高い研究成果を継続して挙げることが可能となり、このことが、国内外より優れた研究者の交流を促進し、それらの相乗効果による世界トップレベルの教育研究環境により

国際競争力を備え、グローバルで柔軟な人材育成機能が強化されることが期待されます。

◆大阪大学大学院工学研究科(自由電子レーザー研究施設)

①「食の拠点」創成地域の実現

近世以降、食文化の中核を担って来た大阪に安全で安心な食産業の拠点を創成し、食の次世代技術で地域経済の活性化を図るとともに、食の輸出に貢献する「大阪くいだおれ」推進事業を実現するため、健康で衛生的な食生活を保障する次世代の食品生産・加工・除菌(検疫)技術の開発について支援をお願いします。

安全で安心な食品の世界標準を策定することにより、輸入食品の危険から国民の生活を守るとともに、食の輸出による莫大な経済効果が期待されます。

②「医療・環境イノベーション」事業の実現

大型の医療施設や研究機関の機能を凝縮した高度で身近な地域医療・環境衛生システムの実現を目指した次世代技術開発プログラムを推進する「医療・環境イノベーション」事業を実現するため、大規模な設備で原理検証を行った要素技術の高度化について支援をお願いします。

身近な地域医療・環境保全システムの実現は、安心で豊かな国民生活に直結するのみならず、高齢化社会における個人医療負担や保健行政に係わる政府支出を大幅に低減することが期待されます。

◆京都大学大学院農学研究科附属農場移転事業への支援

京都大学大学院農学研究科附属農場の木津中央地区への移転事業について支援をお願いします。

食料問題、環境問題、エネルギー問題等の人類生存にかかわる地球的課題解決に向けた次世代農学の教育・研究を実施するとともに研修を通じて地域社会や国際社会に寄与することができます。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

◆今後の地域イノベーション創出のための支援

本都市においては、少子高齢化社会を迎える中で、在宅健康管理に対する国民ニーズと市場ニーズを踏まえ、産官学連携のもと、

- ①妊婦の異常を早期に発見する妊婦見守りシステム
- ②泌尿器疾患の正確な診断・早期治療に供する泌尿器計測システム
- ③バイオマーカーを活用した生活習慣病予防システムなど、ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイス・システムの開発を目指した地域イノベーションクラスタープログラム（都市エリア型）に積極的に取り組んでおります。

今後、これまでの成果を活かし、事業化に向けた研究開発を進展させるため、イノベーション成長戦略実現支援プログラムにより、医療・福祉機器開発の研究予算を充実・強化されますとともに、当地域のプロジェクトに対する支援をお願いします。

このシステムが完成すれば国民の健康管理及び医療費削減、地域産業の振興等が期待されます。

【厚生労働省】

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区

の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはんな学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
- ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンドの創設。国立研究開発機関（仮称）制度との連携。
- ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。
- ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。
- ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技

術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。

我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

◆「私のしごと館」活用

「私のしごと館」の有するコンベンションルーム、最先端の研究成果の展示に適したオープンスペース等を活用し、「けいはんな学研都市国際戦略総合特区」における研究開発機能の中核施設(オープンイノベーション拠点)として活用されるようお願いします。

◆医療・健康機器開発への支援

本都市においては、少子高齢化社会を迎える中で、在宅健康管理に対する国民ニーズと市場ニーズを踏まえ、産官学連携のもと、

- ①妊婦の異常を早期に発見する妊婦見守りシステム
- ②泌尿器疾患の正確な診断・早期治療に供する泌尿器計測システム
- ③バイオマーカーを活用した生活習慣病予防システムなど、ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイス・システムの開発を目指した都市エリア事業に積極的に取り組んでおります。

今後、都市エリア事業等の成果を活かし、事業化に向けた研究開発を進展させるため、当地域のプロジェクトに対する支援をお願いします。

このシステムが完成すれば国民の健康管理及び医療費削減、地域産業の振興等が期待されます。

【経済産業省】

◆企業立地促進法に基づく広域的産業活性化支援事業の継続及びけいはんな地区での事業採択

平成22年度、けいはんな地区は、本事業として「けいはんなイノベーションネットワーク事業」が採択され、「環境エネルギー産業」と「組み込みソフト産業」の活性化に向

けた活動を展開中です。つきましては、事業の発展につながるよう、次年度も継続して採択をお願いします。

本事業は、環境エネルギーに関する研究開発基盤や戦略基盤を構築し、産学官連携プロジェクトを創出するなかで新産業の創出を図り、また、組み込みソフト産業の活性化・集積化により、あらゆる産業の開発ポテンシャルを上げ、関西地域の産業活性化に貢献することが期待されます。

◆次世代エネルギー・社会システム実証事業への支援

平成22年4月8日、本都市は「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定されたところであり、日本版スマートグリッドの構築に向けて、今後5年間のマスタープランに基づき、本年度の「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」「蓄電複合システム化技術開発事業」等の採択による支援を受け、国際標準の獲得を視野に入れながら、各種実証事業等の取組を積極的に進めております。

つきましては、本実証事業の我が国の経済や産業への波及効果の大きさに鑑み、本実証事業が効果的に実施できるよう、関連予算の拡充や新たな補助制度の創設等による支援をお願いします。

本都市のエコシティ化を図るとともに、けいはんなモデルとも言うべき「次世代エネルギー・社会システム」の国際展開に向けた取り組みを進めることができます。

◆「けいはんな学研都市」国際戦略総合特区の提案

内閣官房地域活性化統合事務局による「総合特区制度」に関する提案募集に対し、去る9月21日に本都市を拠点とする提案を提出しました。

この中で「関西の強みを活かす総合特区」を打ち出しており、関西に集積する環境・新エネルギー、バイオ・医療等の高い技術力、

研究開発力等を活かし、さらなる高付加価値を継続的に創出し、日本全体の成長に貢献するため、その拠点のひとつとして「けいはんな学研都市」を位置付けています。

本都市は、スマートグリッドやCO₂地下貯留技術等の「環境・新エネルギー産業分野」、未来型粒子線治療装置や生体計測デバイス等の「医療分野」などで日本の先導拠点となっており、今後もより一層、アジアなど世界との技術開発競争に打ち勝つ競争力を確立していく必要があります。

そのため「けいはんな学研都市国際戦略特区」を次の通り提案しました。

- ①「私のしごと館」を活用した国際戦略展開のためのオープンイノベーション拠点の創設
- ②海外の優秀な人材確保、研究施設立地促進のため「オープンイノベーション・ワンストップ支援組織」の新設と、起業ファンドの創設。国立研究開発機関(仮称)制度との連携。
- ③世界的に活躍する外国人研究者の定住促進のため、家族を含めたビザ入国管理規制の緩和や、外国人研究者子弟への学費援助制度の創設。また外国人留学生の起業支援のための在留資格の付与。
- ④研究機関による環境・エネルギー分野の研究に係る設備投資や、路線バス事業者がEVを導入する際の法人税の免除や税額控除の適用拡充。
- ⑤未来型粒子線治療、ICTを活用した在宅健康管理などの医療産業やアグリバイオ技術を発展させるための拠点整備に向けた規制緩和等。

我が国の新成長戦略に向け、「総合特区制度」を活用して本都市の研究開発をますます発展させたくご支援をお願いします。

◆アジアを中心としたサイエンスパーク間の交流促進

本都市も、政府成長戦略の4本柱であるア

ジアをターゲットとした環境・新エネルギー分野での経済戦略を強力に展開するため、アジアのサイエンスパークである中国中関村科技園区、韓国大徳研究開発特区、台湾新竹科学工業園区との交流において、財団法人地球環境産業技術研究機構や株式会社国際電気通信基礎技術研究所、独立行政法人情報通信研究機構等、我が国を代表する公的研究機関や民間企業の研究機関が地球規模の環境問題の解決や太陽電池、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など、日本が技術的優位性を有する新エネルギー分野で、研究・技術交流等の連携強化を進めております。

つきましては、今後、本都市が世界のサイエンスパークをリードする研究開発拠点として国際的な活動を展開していくためにも、研究内容の秘密保持や研究成果等の知的財産保護の仕組み、更には研究テーマ毎に、研究機関相互の定期的な交流を支援する枠組みの設置やそれらに必要な財政的な支援制度の創設をお願いします。

このような国際的な研究機関相互の研究交流に関する枠組みや支援制度が創設されることで、政府成長戦略に位置付けられた“アジアの「架け橋」としての日本”の役割が更に明確になり、関西企業のアジアでの展開が更に容易になっていくものと期待されます。

◆(財)地球環境産業技術研究機構(R I T E)

○地球再生計画具体化のための革新的環境技術開発研究費の確保、研究活動への支援

①地球温暖化対策と持続的発展が可能な経済社会シナリオの策定支援をお願いします。

I P C C 第5次評価報告書への貢献や国内外への政策提言が期待されます。

②非可食バイオマス資源からバイオ燃料やグリーン化学品を製造する高効率バイオプロセスの技術開発支援をお願いします。温室効果ガスの削減、低炭素社会実現が期待されます。

③R I T Eが独自開発中の世界最高性能を有

する「分子ゲート膜」を世界に先駆けて実用化するための「次世代型分子ゲート機能CO₂分離膜の技術研究開発プロジェクト」の支援をお願いします。温室効果ガスの削減と、天然ガス随伴CO₂の高効率除去、未開拓な劣質天然ガス田の開拓と採掘権の獲得が期待されます。

- ④CO₂地中貯留技術に関する安全性評価技術の開発支援、及び社会的信頼醸成に必要なCCS基盤の構築支援をお願いします。CO₂大規模実証試験の基礎技術・安全評価技術の確立とCCS実用化の促進が期待されます。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

◆医療・健康機器開発への支援

本都市においては、少子高齢化社会を迎える中で、在宅健康管理に対する国民ニーズと市場ニーズを踏まえ、産官学連携のもと、

- ①妊婦の異常を早期に発見する妊婦見守りシステム
- ②泌尿器疾患の正確な診断・早期治療に供する泌尿器計測システム
- ③バイオマーカーを活用した生活習慣病予防システムなど、ユビキタス生体計測ヘルスケアデバイス・システムの開発を目指した都市エリア事業に積極的に取り組んでおり

ます。

今後、都市エリア事業等の成果を活かし、事業化に向けた研究開発を進展させるため、当地域のプロジェクトに対する支援をお願いします。

このシステムが完成すれば国民の健康管理及び医療費削減、地域産業の振興等が期待されます。

【国土交通省】

◆本都市における税制上の優遇措置延長

文化学術研究施設等の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、適用期限が平成23年3月31日となっている国税の税制上の優遇措置(法人税特別償却)並びに地方税の特例措置及び不均一課税に伴う減収補填措置について、適用期限の2年間の延長をお願いします。

◆道路網の整備充実

①新名神高速道路の早期整備

新名神高速道路につきましては、本都市と全国の高速道路ネットワークへの直結を可能とするため、事業に着手している(仮称)城陽JCT・IC～(仮称)八幡JCT・ICを早期に整備すること及び着工が見送られている(仮称)大津JCT～(仮称)城陽JCT・IC、(仮称)八幡JCT・IC～(仮称)高槻JCTを早期に着工することについて支援をお願いします。

新名神の全線整備により、本都市をはじめとする大阪・関西経済の活性化に寄与することが期待されます。

②学研都市連絡道路(一般国道163号)の全線整備及び国道24号から木津中央地区までのアクセス道路の早期整備

大阪圏の産業集積地との連携において重要性が高い学研都市連絡道路(一般国道163号)につきましては、まずは現在発生している交通渋滞の解消を最優先とし、サード・ステージ期間内(平成27年度内)で全線整備することについて支援をお願いします。

また、今後、木津中央地区では計画人口

1.1万人のまちびらきや京都大学大学院農業研究科附属農場の移転が予定されており、国道24号及び163号を結び、当該区間で現在発生している交通渋滞の解消に資するアクセス道路の早急な整備が必要です。国、京都府、木津川市及び独立行政法人都市再生機構の役割分担により国道163号バイパスの整備を促進するため、京都府は木津川渡河部、独立行政法人都市再生機構は木津中央地区において既に事業を実施しており、国道24号から木津中央地区までの国による早期の整備着手をお願いします。

③京奈和自動車道全線の早期整備

全国の高速道路ネットワークと連携する京奈和自動車道全線の早期整備について支援をお願いします。本都市が国際的な文化学研究拠点として、交流と連携を一層推進し、本都市に集積する科学技術の積極的な活用が可能となります。

◆京阪奈新線の延伸

大阪都心部と本都市とを直結する東西方向の幹線軸を形成するために「登美ヶ丘～高の原(3.8km)」または「登美ヶ丘～学研中央～祝園NT～新祝園(6.2km)」の延伸に関して支援をお願いします。

経済・文化・学術をはじめとしてあらゆる面において地域間の交流・連携を促進するアクセス手段として、また、併せて近鉄奈良線の混雑緩和が期待されます。

◆JR学研都市線及びJR奈良線の複線化・高速化

大阪都心部を経由し阪神方面と本都市とを連絡する「JR学研都市線」及び京都駅と本都市を直結する「JR奈良線」の複線化・高速化に関して支援をお願いします。

通勤通学者や市民のみならず本都市内外の多くの方々の重要な移動手段として期待されます。

◆面的整備等の推進

独立行政法人都市再生機構が行う木津中央

土地区画整理事業の推進及びその他の開発事業者が行う面的整備、並びに公共公益的施設の整備に対する支援をお願いします。

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく整備はもとより、科学技術基本計画における国際研究開発拠点として整備が促進されます。

◆都市基盤の整備推進

本都市の窓口となるJR及び近鉄の主要駅(三山木、狛田)の結節点整備に対する支援をお願いします。

また、本都市の安心・安全を確保する河川(煤谷川、大井手川、穂谷川、山田川、富雄川)、下水道(木津川上流流域及び本都市関連の公共下水道)の整備に対する支援をお願いします。

◆次世代エネルギー・社会システム実証事業への支援

平成22年4月8日、本都市は、「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定されたところであり、日本版スマートグリッドの構築に向けて、今後5年間のマスタープランに基づき、本年度の「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」「蓄電複合システム化技術開発事業」等の採択による支援を受け、国際標準の獲得を視野に入れながら、各種実証事業等の取り組みを積極的に進めております。

つきましては、本実証事業の我が国の経済や産業への波及効果に鑑み、本実証事業が効果的に実施できるよう、関連予算の拡充や新たな補助制度の創設等による支援をお願いします。

本都市のエコシティ化を図るとともに、けいはんなモデルとも言うべき「次世代エネルギー・社会システム」の国際展開に向けた取り組みを進めることができます。

◆関西文化学術研究都市の都市建設推進に資する調査の実施

エコシティ推進プランによる環境先進のまちづくりを進めていくことに対し、それを広

く普及させるため、今後も引き続き本調査を継続実施していただきますようお願いします。

先進研究開発拠点であると共に良好な住宅地としても高い評価を得ている当地で、スマートグリッドなど先進研究の実証実験が進むとともに、この成果を日本・世界のまちづくりに広く普及させていく施策を実施することで、CO₂削減と日本の環境技術の優位性の確立に繋がることが期待されます。

◆アジアを中心としたサイエンスパーク間の交流促進

本都市も、政府成長戦略の4本柱であるアジアをターゲットとした環境・新エネルギー分野での経済戦略を強力に展開するため、アジアのサイエンスパークである中国中関村科技園区、韓国大徳研究開発特区、台湾新竹科学工業園区との交流において、(財)地球環境産業技術研究機構や国際電気通信基礎技術研究所、(独)情報通信研究機構等、我が国を代表する公的研究機関や民間企業の研究機関が地球規模の環境問題の解決や太陽電池、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など、日本が技術的優位性を有する新エネルギー分野で、研究・技術交流等の連携強化を進めております。

つきましては、今後、本都市が世界のサイエンスパークをリードする研究開発拠点として国際的な活動を展開していくためにも、研究内容の秘密保持や研究成果等の知的財産保護の仕組み、更には研究テーマ毎に、研究機関相互の定期的な交流を支援する枠組みの設置やそれらに必要な財政的な支援制度の創設をお願いします。

このような国際的な研究機関相互の研究交流に関する枠組みや支援制度が創設されることで、政府成長戦略に位置付けられた“アジアの「架け橋」としての日本”の役割が更に明確になり、関西企業のアジアでの展開が更に容易になっていくものと期待されます。

◆「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区

域」及び周辺の整備促進

平城遷都1300年を契機として取り組まれる「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」の整備促進及び周辺整備に必要な事業費の確保をお願いします。

観光交流拠点奈良の中核施設として「平城宮跡」を利活用することにより、観光交流の活性化を促進することができます。

◆文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」の活用

けいはんなは、平成20年度の民事再生計画に基づき施設の一部を京都府に寄付し、平成29年度の再建完了を目指し、新しい枠組みで「けいはんなプラザ」の管理・運営を行っています。

特に、施設の中核をなす「京都府立けいはんなホール」を中心に大規模な国際コンベンションや国内の様々な学会を数多く誘致し、国際的な技術・研究開発拠点としてけいはんなプラザを活用して頂くとともに、様々な民間企業との共催イベント開催に対する支援など、けいはんなに対する総合的な支援をお願いします。

【環境省】

◆「けいはんなエコシティ推進プラン」に基づく持続可能なモデル都市づくりの推進

本都市では、「けいはんなエコシティ推進プラン」を策定し、街区全戸への太陽光パネルの導入や省エネ設備を備えた環境共生住宅(モデル街区：約300戸×3地区)の整備をはじめ、エネルギー消費の「見える化」や「京都エコポイントモデル事業」を活用した家庭における省エネ活動の支援、EV等への利用転換を図るための太陽光発電を利用した電気自動車用の充電インフラの整備など、持続可能なモデル都市づくりに向けて、ハードとソフト両面から環境施策を進めています。つきましては、本都市において、「京都エコポイントモデル事業」を活用した家庭における省エネ活動の支援など、「けいはんなエコシテ

「推進プラン」に基づく、持続可能なモデル都市づくりに向けた取組に対して、総合的な支援をお願いします。

◇西日本経済協議会

新名神高速道路「抜本的見直し区間(当面着工しない区間)の早期着工並びに早期全線開通に関する要望 10.10.28

昨年の政権交代以降、政府が我が国の国際競争力の強化に向けて「選択と集中」によるスピード重視の政策運営を志向されていることは、西日本経済界としても大変に心強く感じております。とりわけ、国土交通省の海洋・航空・観光等を柱とした成長戦略に期待しておりますが、これらの戦略を有機的に結び付けて更なる総合力の発揮を目指すこと、並びにその効果をより広域に波及させることが極めて重要であり、そのためには、国際港湾・空港等の拠点や主要地方都市を結ぶ高速道路ネットワーク機能の健全性確保に最大限の配慮を施すべきと考えます。

特に、全国最高水準の交通量を担い「日本の大動脈」と呼ばれる名神高速道路は、東名高速道路、中国自動車道、近畿自動車道、北陸自動車道等の結節点であり、西日本経済圏にとり「東西南北交流の心臓部」となる最重要路線でありながら、容量不足による慢性的な交通渋滞、施設の老朽化、及び代替路線の不備といった深刻な課題を抱えています。

この抜本的な解決策として新名神高速道路の建設が進められており、現在供用されている「亀山～草津間」では、名神高速道路からの利用転換に伴う走行時間の短縮や新たな利用者増等の整備効果が発現していますが、一方、それを挟む未供用区間の周辺では、既存の東名阪自動車道「四日市～亀山間」や名神高速道路「草津～高槻間」への新たな交通流入による渋滞悪化が地域の活性化を阻害し、また先行供用区間の整備効果の波及にも影響を与えかねない状況となっています。新名神高速道路の早期全線開通の必要性について何卒十分にご理解を頂きたく存じます。

とりわけ「大津～城陽」「八幡～高槻」の

2 区間(計35 k m)は、'03年に当時の政府与党合意の中で「抜本的見直し区間(当面着工しない区間)」と位置付けられて以来、着工判断が見送られており、供用遅延の影響が最も心配されています。また、当該2区間については、昨年4月に開催された第4回国幹会議では、第二京阪道路の全線開通後の交通状況を確認して着工の判断をするとされておりましたが、本年3月20日の全線開通後も名神高速道路や京滋バイパスでは引き続き深刻な渋滞が発生しており、改めて新名神高速道路の必要性が確認されております。

つきましては、一刻も早く当該2区間の着工を決断し新名神高速道路を全線開通していただきたく、次葉の事項につきまして、特段のご理解を賜りご配慮がなされますよう強く要望いたします。

要望事項

- 1 新名神高速道路のうち、「抜本的見直し区間(当面着工しない区間)」と位置付けられた「大津～城陽」、「八幡～高槻」の2区間の早期着工を強く要望する。
- (1)当該2区間周辺は国土幹線軸の結節点であり、その渋滞や自然災害等による交通分断は、西日本経済のみならず我が国全体に甚大な損失を与えるものである。
- (2)過去に試算された当該2区間の便益性において、経済活性化について十分に高い効果が期待される。

当該2区間は、両区間あわせて国土幹線軸の役割をなすものであるから、一括して着工するよう要望する。

- 2 新名神高速道路の事業中区間の「四日市～亀山西」、「城陽～八幡」、「高槻～神戸」の3区間における供用前倒し、および先送りとなっている亀山西ジャンクションのフルジャンクション化を含め、新名神高速道路の早期全線開通の実現に向けて最大限の努力を払われることを要望する。

第52回総会決議文「地域の自立と連携による新たな成長を目指して～西日本からの提言～」

10.11.10

わが国経済は、一昨年の金融危機に端を発する世界的な景気後退の影響を受けた低迷を脱し、中国等新興国への輸出拡大などによる緩やかな持ち直しの動きが続いてきたが、円高の進行や海外経済の減速などから、急速に先行きの不透明感が高まっている。

また、わが国には、経済の持続的成長の実現をはじめ、財政の再建、社会保障制度の再構築、地方の再生など重要課題が山積しており、国民の間には、閉塞感と将来に対する不安感が蔓延している。

こうした状況を打破し、わが国が再生していくためには、政府が当面の景気を下支えするための経済対策を切れ目なく講じていくことと併せ、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現に向けた取り組みを強力に推進していくことが必要である。加えて、各地域もそれぞれの特性や資源を活用して新たな成長を実現し、国全体の競争力を高めていくことが不可欠である。

こうした観点から、西日本経済協議会は、第52回総会において、「地域の自立と連携による新たな成長を目指して～西日本からの提言～」を統一テーマに討議を行い、次のとおり決議した。

政府には、本決議の趣旨をご理解いただき、今後の政策運営に反映されるよう強く要望する。

1. 地域の自立・発展に向けた新たな成長戦略の推進

グローバル競争が激化する中で、地域産業の国際競争力向上を図るためには、諸外国とイコールフットINGの競争環境を早期に整備するとともに、技術革新や質の高い人材育成などに取り組んでいくことが必要である。

また、人口減少が急速に進展する中で、地域

の活力を維持・向上していくためには、交流人口の拡大が重要であることから、観光の振興にも力を入れなければならない。更に、今後の産業振興にあたっては、急成長するアジアの成長力の取り込みが不可欠であり、地域産業の空洞化を極力回避しながら、官民一体となってアジアとの連携強化に向け取り組むべきである。

(1)新たな成長に向けた戦略的な地域産業振興の推進

- ・法人実効税率の引き下げ、規制の緩和・撤廃等によるビジネス環境の整備
- ・国際競争力強化と地域活性化に寄与する「総合特区」の早期実現
- ・イノベーション創出に向けた科学技術政策の強化と産学官連携の推進
- ・知的財産の保護・活用、国際標準獲得による国際競争力の強化
- ・リーディング大学院の構築や留学生交流の促進等による質の高い人材の育成・確保
- ・農商工連携等による農林水産分野の成長産業化と輸出促進

(2)観光振興による地域活性化の推進

- ・広域観光とインバウンド観光の推進(西日本版広域観光ルートの創設など)
- ・エコツーリズム・メディカルツーリズム等の推進

(3)急成長するアジアとの連携強化

- ・EPAの早期締結等によるアジアへの輸出拡大、対内投資の促進
- ・新幹線・原子力発電・水インフラ等、官民連携による大規模プロジェクトの受注促進

2. 持続的成長に向けた重要課題への的確な対応

わが国が今後持続的に成長していくためには、税・財政・社会保障制度の一体改革により、国民が安心できる社会保障制度を構築し、財政の健全化を進めることが不可欠である。

また、少子高齢・人口減少社会へ対応して、雇用対策や少子化対策を的確に行うこと

は、国民の将来不安の払拭とともに、労働力確保、社会活力の維持の面からも重要である。加えて、中山間地域の過疎化や中小都市の疲弊が進行しており、生活インフラの維持管理等に係る社会資本コストの増加を抑えながら、活力ある新しい地域づくりを進めていくことも必要である。

さらに、低炭素社会の実現に向けた取り組みは、地球環境問題の解決と経済成長との両立という視点が重要であり、国際的・国民的合意を前提として推進していく必要がある。

(1)税・財政・社会保障制度の一体改革の推進

- ・持続可能な年金制度等、社会保障制度の再構築
- ・消費税引き上げ等、税制抜本改革の早期実現と財政健全化の推進

(2)少子高齢・人口減少社会への対応

- ・女性や高齢者の就労促進のための環境整備
- ・多様で柔軟な働き方を選択できる雇用環境の整備
- ・子育て支援策・出生率向上策等、少子化対策の更なる強化

- ・地域活性化と社会資本コスト負担軽減に向けた新しい地域づくりの推進

(3)低炭素社会の実現に向けた対策の推進

- ・国際的・国民的合意を前提とした施策の具体化
- ・低炭素化・エネルギーの安定供給・経済性に優れた原子力発電の積極活用
- ・民生・運輸部門を中心とする温暖化防止対策の推進
- ・CO₂削減・省エネ等、環境関連の技術や製品の開発・普及、および積極的な海外展開の促進

3. 道州制の実現に向けた改革の推進

首都圏のみが繁栄・発展する一方で、地方が疲弊・衰退を続け、国全体としての活力と推進力が大きく後退している現状を改めるためには、地方が広域的視点で主体的に地域づくりや活性化に向けて取り組むことができる

分権型国家に国のかたちを改めることが不可欠である。政府には、強いリーダーシップを発揮し、道州制を基本とする「新しい国のかたち」を明確化した上で、改革を推進していくことを強く要望する。

- (1)道州制を基本とする「新しい国のかたち」と移行プロセスの明確化
- (2)道州制実現に向けた国民的な理解促進・議論喚起
- (3)国から地方への権限移譲と地方税財源の充実確保
- (4)地域間格差是正のための財政調整機能の確保
- (5)道州制に向けた地方の広域的取り組みへの支援

4. 地域の自立と連携に不可欠な社会基盤整備の促進

地域が今後国内における地域間の連携や、アジアをはじめとする海外との連携を強化しながら、自立的な成長を遂げるためには、産業活動や広域観光を支える交通・物流基盤を整備していくことが不可欠である。また、災害に強い地域づくりを進めるとともに、豊かな地域社会の実現に向けて、新たな情報通信基盤の形成や、ICT利活用を一層促進していくことも必要である。

- (1)新幹線・高規格道路・港湾・空港等、広域的交通・物流基盤整備の促進
 - (2)防災・減災対策等、国民生活の安全・安心のための社会資本整備の促進
 - (3)新たな情報通信基盤の形成とICT利活用の促進
- ・クラウド間の連携、国民番号制度の導入等、新たな情報通信基盤の形成
 - ・電子行政や医療・介護、教育等の分野でのICT利活用の促進

意見書・要望書 「東北地方太平洋沖地震」災害の復旧・支援に関する緊急アピール

11. 3.25

今回の未曾有の大災害にかかる支援・復興は、直接被災された地域の困難や課題だけにとどまらず、日本の経済・社会全体として重く受け止め、災害支援と復興に国の総力をあげていかなければならない。共に助け合い、乗り越えていくことを、息の長い国民運動として取り組んでいかなければならないと強く考えている。

当会としても、東北経済連合会、関西広域連合をはじめ、官民の関係機関と連携し、当面の災害復旧・支援から中長期の本格復興にいたるまで、最大限の支援・協力に取り組む決意をここに改めてアピールするとともに、災害からの当面の復旧・支援対策に関して下記の点を政府に強く要望する。

記

1. 政府補正予算の早期成立と執行

災害支援・復興にかかる政府の対策については、フェーズごとに適時適切な実行が必要となるが、当面は被災地の生活や経済基盤の一日も早い再建に向けて、2011年度第1次補正予算の早期成立と執行を行う必要がある。第1次補正予算には、以下の事項への配慮が重要と考える。

- ①電力、ガス、水道、通信等ライフラインの早期復旧への支援
- ②仮設住宅の早期整備
- ③医療・教育・福祉施設の早期復旧への支援
- ④道路、鉄道、港湾、空港等の交通・物流インフラの早期復旧
- ⑤雇用調整助成金の一層の活用等、被災地の雇用維持への支援
- ⑥被災地の事業者への金融支援の強化(危機対応融資の発動等)

なお、第1次補正予算の財源については、政府は経済危機対応・地域活性化予備費の活用はもとより、歳出のマニフェスト事項にかかる施策(子ども手当、農業戸別所得補償、高速道路の無料化等)を緊急事態に鑑みて凍結することにより、総額5兆円規模を確保す

べきと考える。

2. 国全体の経済活動への影響に対する対策 措置の早期実行

大震災の経済活動への影響は、株価の大幅な下落、円相場の急騰、ガソリン価格の上昇、電力供給の不足、一部商品の品不足はもとより、生産・物流機能等の面で国全体に波及しつつある。日本全体の生産供給力の維持、金融の安定化がないと、被災地が必要とする復旧・復興への支援の支障にもなりかねないことから、政府は、以下のような国全体の経済活動への影響に対する対策措置も速やかに検討、実行してもらいたい。

また、政府は早急に被災地の復興づくりを強力に推進する体制を構築し、復興に向けた道筋を早期に示すべきである。

(1)関係法令の弾力的運用

被災地の企業のみならず、被災地に事業所を置く他地域の企業が必要な経済活動を継続していくことに関して、法令の弾力的運用を図るべきである。具体的には、各種の企業法制(会社法、金融商品取引法等)における手続きや報告期限の延期、大規模小売店舗立地法に基づく小売店舗の営業時間変更届出手続きの簡素化などについて、影響の程度を踏まえた迅速な措置が必要である。また、日本全体の生産供給力の維持、被災による業績不振企業の救済等の観点からの企業結合事案については、その目的を勘案し、迅速な審査が行われるよう配慮すべきである。

(2)金融の安定化

今回の大震災の影響は国全体にも及ぶものであり、復旧・復興にあたる企業やそれを支える各地の企業にとって、金融の安定化は不可欠なものとなる。行き過ぎた円高に対しては、政府は各国の通貨当局とも連携・協調し、断固たる措置も含め必要な対応を的確に行ってもらいたい。また、株式市場も含めた金融の安定化のためにも、政府は危機対応融資の発動等を内容とする第1次補正予算の早

期成立を図り、日本銀行も必要な追加的金融緩和措置をとってもらいたい。

(3)被災地への生活必需品の供給確保

いまは被災地への生活必需品の供給確保を最優先すべき時であり、そのためにも政府がリーダーシップを発揮し、国の備蓄活用はもとより、経済界への働きかけ等により生活必需品の供給量を増やすことで国民の不安感を払拭すべきである。これにより、過剰な購買行動も抑制され、被災地への生活必需品の供給確保につながる。

(4)必要な経済活動の継続や強化

関西をはじめとする西日本の企業においては、大震災に対し通常の経済活動を萎縮させることなく、可能な限り増産や雇用の拡大などをもって被災地域を支援し、日本経済を積極的に支えていくことが必要である。政府は企業にその要請を行うとともに、東日本への物流ルートや輸送燃料の確保、設備投資や雇用の拡充に向けた税制・財政・金融上の支援措置を講じてもらいたい。

東北地方太平洋沖地震災害からの早期復旧・復興に向けて国際物流戦略チーム (関西)からの緊急アピール 11. 3. 28

国際物流戦略チーム本部長 下妻博
(関西経済連合会会長)、
幹事会座長黒田勝彦(神戸市立工業
高等専門学校長)
他、本部構成員一同

※本文は資料70頁参照

◇関西財界セミナー

第49回関西財界セミナー宣言 11. 2. 10

我々は、世界的な枠組みの変化や急速な人口減少などへの対応といった先例なき時代を切り拓くべく、第49回関西財界セミナーにおいて「関西発 アジアと共に栄える道」をテーマに議論を行った。これを踏まえ、以下のとおり宣言する。

1. 歴史的、経済的にアジアとの強い繋がりを持つ我が国、特に関西が、新たな成長を遂げるためには、アジアとの共生が不可欠である。その中で、関西は環境保護と経済成長の両立などアジアにおける諸課題を解決し、繁栄を先導する役割を担うべく、自らが産業、人材、文化、行政などの地域力を高めていく。
2. 関西の地域力を発揮するためには、関西広域連合を核として、官民連携により地域発展戦略を展開しなければならない。そのために、国からの権限・財源の移譲を早期に実現するとともに、未参加自治体の参画や事業範囲の拡大などにより、機能を拡充していく。そして、“地域のことは地域が決める”体現者として成果を示し、我が国が地域主権型国家へ転換する道を拓いていく。
3. 関西は、アジアに開かれた地域として、物流・人流・知流の中枢を目指す。そのため、関西国際空港と阪神港の国際競争力強化や、途切れのない高速道路網整備など、総合的な交通・物流ネットワーク基盤を構築する。リニア中央新幹線については大阪までの一斉開業の実現を働きかける。加えて、「うめきた」や関西文化学術研究都市などで、アジア全体の健全な発展に資する知的創造基盤を確立するとともに、拠点連携型の広域総合特区を実現することで、地域主導のイノベーション創出環境を整える。
4. 関西は、アジアの活力を取り込むことにより、我が国の持続的経済成長を牽引す

る。そのため、我々が有する先進的な環境、インフラなどの技術やノウハウを「チーム関西」で提供し、ビジネス展開を加速する。また、インバウンドにおいては、広域観光の推進や海外からの投資促進に向けて魅力ある地域づくりを図る。さらに、20年、30年先のパラダイムシフトを見据え、環境、エネルギー、医療などの競争優位分野を活かし、世界に先駆ける産業を創出し続ける。そして、課題解決先進地域としてアジアはもとより世界から頼りにされる関西を目指す。

5. 企業は、自主自律の精神の下、取り巻く環境変化に適応し、成長し続ける。技術力に加え、安心・安全、文化的な価値も組み込んだ新たなビジネスモデルを展開し、消費地のニーズに合わせた商品やサービスを提供する。特にアジアをはじめ諸外国への展開においては、グローバルな経営戦略と海外市場を連結する人材を確保しなければならない。海外からの留学生など高度人材の獲得に向けては、生活環境の整備やキャリアパスの明確化など受け入れ態勢を産学官連携により拡充し、国内人材については、海外経験や国際交流などにより内向き志向から海外志向への転換を図る。
6. 国は、国際社会の平和と繁栄に貢献し、すべての国民が安心して暮らせる社会を実現するため、政治の安定を図り、国家基盤に関わる重要課題を早急に解決しなければならない。国民そして国益を守るべく、毅然とした外交・通商政策の展開と日米同盟を基軸とした強固な安全保障体制の構築を急ぐべきである。また、国際的な枠組みから締め出されないよう、一刻も早くTPPなど各国との経済連携を推進し、強い農業の実現とあわせて、国を開くべきである。さらに、国家財政が実質的に破綻している中、社会保障制度や税制を含めた国家運営システムの抜本的な改革を直ちに断行すべ

きである。これらの実現に向けて、我々は
これまで以上に国に働きかけていく。

3. 会長総会挨拶・年頭所感

第48回定時総会 下妻会長開会挨拶

10. 5. 24

本日は、大変ご多忙の中、第48回関西経済連合会定時総会にご出席賜りまして、誠に有難うございます。また、会員の皆様には、平素より関経連に、ひとかたならぬご支援、ご理解、ご協力を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、金融危機後、世界経済は、各国の景気刺激策と中国をはじめとした新興国の需要に支えられ、勢いを取り戻しつつあります。同様に日本経済も緩やかな回復を示しておりますが、前政権からのエコポイント制などの政策面での押し上げ効果もありました。残念ながら、自立回復とまでは行かない状況であります。

各国が金融危機での対処策の後始末、いわゆる出口の模索にかかろうとしていた矢先で発生したギリシャでの財政問題は、同様に財政に大きな課題がある日本では、とりわけ重く受け止められております。加えて、もともと日本では、人口減少、高齢化が進展し、将来に自信が持てないという状況が続いており、これらを打破するために、我々は、まずは経済というパイの拡大、成長の必要性を強く意識して行動しなければなりません。

このような状況の下、今年度、関経連は、大胆な政策提言と関西ビジョン2020の実現に注力して参ります。

まず、政策提言については、昨年の政権交代直後から、成長戦略の必要性をいち早く訴えて参りました。今や、日銀が成長のための金融政策について言及するようになるなど、かなり関経連の提言も影響を与えたのではないかと自負しております。現在、6月の成長戦略会議の内容についての発表を待っている状況ですが、それ以外にも日本の将来を左右

する重要課題は目白押しであり、年々高度化するコーポレートガバナンスに関する課題への対応、国と地方との関係など、制度改革も含めて、成長に向けた大胆な政策提言を行い、実現に向けて働きかけて参ります。

次に、関経連独自の成長戦略である関西ビジョン2020の実現であります。日本の成長に関して、各方面で関心が高まっておりますが、これまで、環境先進地域・関西を旗印に環境産業の育成、また、科学技術政策への積極的な提言、アジアとの経済交流強化、関西ブランド力向上による観光産業の振興などに取り組んで参りました。昨年末に発表された政府の成長戦略の基本方針＝6つの戦略分野は、関経連がわが国の成長のため重点的に取り組んでいる方向と軌を一にするものであり、我々は、これを追い風に推進して参ります。

これらの産業を支える広域交通・物流インフラの整備も重要であります。空港に関しては、先月の関西3空港懇談会において、関空を国際ハブ空港として強化することが合意されたのは大きな成果であり、更にそれが、国交省の成長戦略にも位置付けられました。

政策提言から実行・実現に向けて汗をかき、行動する関経連として、引き続き北ヤードをはじめ様々な課題に取り組んで参ります。

さて、今年は平城京に遷都されてから1300年、奈良は活気を帯びております。当時、律令国家が誕生し、シルクロードを通じて西洋やアジアの文化が流れ込み、国際交流都市を形成していたそうであります。また、遣唐使は命がけの航海によって、中国の先進的な技術や文化を貪欲に持ち帰りました。その熱意がしのべれます。我々企業人も国際競争にさらされ、常に海外を意識しておりますが、近頃、海外赴任を避ける外交官や商社マンがいるという話も聞きます。次の日本を背負う若い世代は、狭い世界で満足する傾向があると言われており、どうも内向きになっているように感じます。グローバル化が進展する一方

で、日本社会の活力への懸念が広がっております。

2月の関西財界セミナーでは、ルース米国大使をお招きして、会場の皆さんと「イノベーションと起業家精神」について意見交換を行いました。ルース大使からは、日本からの留学生の米国におけるプレゼンスの低下や、他の国からの留学生はアントレプレナーシップに富んでいるというお話がありました。こういった観点も踏まえ新たに、起業家精神涵養のための若手人材育成・交流事業に取り組んで参りたいと思います。米国で、起業家精神のダイナミズムを体験し、失敗を財産にするスピリットを吸収する。ベンチャー、新しい企業を育てる。国際競争を勝ち抜く次世代の経営リーダーを育てる。小さな取組みですが、日本を変えてくれる可能性を追求したいと思います。

更に今年は、サッカーワールドカップイヤーです。6月11日の開幕まであと僅か。日本のプロ野球は昨年、ワールドベースボールクラシックで連覇を果たしました。さてサッカーはどうか。野球では、ピッチャーが投げてバッターが打つ。ボールの行方と選手の動きにそれほどバリエーションがある訳ではなく、選手のボール捌きとベンチの指示の巧拙が問われるのに対し、サッカーは、パスを繋いで相手ディフェンダーを掻い潜りゴールを目指す。逆に相手にボールを奪われ、一転ピンチに立たされることもあり、常に状況の変化への対処が必要。変化の激しい時代には、現場から離れた中央から統制するのでは間に合わない。現場を信じて任せ、個々が持っている真の力を発揮させる。ある意味、地方分権にも通じるように思えます。

1丁目1番地と位置づけられた国の分権改革は動きが見えませんが、関西は、今年、待ちに待った広域連合が立ち上がります。まずは、一つずつ、早く実現するように努力をしたいと思います。

昨年、関経連は関西経営者協会と統合し、一層広がりのある政策提言の発信と関西の活性化に取り組むことができました。これからも、より効率的な事業運営に努めて参ります。関経連を支えて頂いている会員各位におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

有難うございました。

年頭所感

11. 1. 1

あけましておめでとうございます。

昨年は、各国の景気刺激策と中国をはじめとした新興国の需要に支えられ、世界経済は勢いを取り戻しました。わが国経済も緩やかに回復し、関西も中国・アジア向けの輸出に牽引されプラス成長に転じました。円高やエコポイントの縮小などに伴う反動もありましたが、2011年の経済は新興国への輸出増によりプラス基調が見込まれております。

一方、国内政治についてはさらなる改革が必要です。政策面では財政再建と景気対策の両立をはからねばなりません、まだ道半ばです。さらには、新成長戦略の具現化、地方分権の推進、外交機軸の確立など、しっかりと取り組まねばならない課題が積み上がってきています。

中央の政治に手詰まり感が広がるなか、関西は昨年、日本で初めて府県の枠を越えた広域連合を立ち上げました。1955年の地方分権・道州制の提言以来55年。多くの先輩方を含め、関係する皆さま方のご努力に敬意を表します。

関西広域連合は、滋賀・京都・大阪・和歌山・兵庫・鳥取・徳島の2府5県から成る、新しいタイプの広域自治体です。当初は観光、医療など限られた分野からのスタートですが、広域行政のメリットを住民が実感する具体的成果を早くあげ、国から権限・財源の移

譲を進めて、大きく成長することを望みます。

関西の基盤整備のための取り組みが、実を結びつつあります。関西国際空港は、首都圏空港と並ぶ2大ハブ空港に位置づけられ、伊丹との経営統合の検討もスタートしました。阪神港は、国際コンテナ戦略港湾に最高得点で選定されるなど、それぞれ新しい展開が始まっています。また、けいはんな学研都市ではエコシティーの推進に向けた実証実験が行われ、大阪駅北地区(北ヤード)では感性と技術を融合し知的価値を創造するナレッジキャピタルの具体化も進んでいます。

世界が沸騰するアジアへの注目度を増しているなか、太平洋を挟んだ米国との関係に加えて、アジアとりわけ中国やASEAN(東南アジア諸国連合)との協力関係を、関西はいかに深めていくかが問われており、アジア太平洋をにらんだ知的な情報基盤の構築を進めていかねばなりません。

関経連は、これまで取り組んできたASEAN経営研修や水インフラプロジェクトなどをベースとしながら、アジア太平洋に対してさらに多角的にアプローチしてまいります。

これらのさまざまな取り組みを、さざれ石が巖となるが如く、育て、有機的に繋ぎ、そして関西の次の飛躍のために大きく展開させていかねばなりません。つまり「創る、繋ぐ、広げる」。繋いで広げていくフェーズでは、関経連の役割も一層増していきます。そして、今年には新しい公益法人へと、また一つ脱皮し、体制・機能を強化してまいります。

関西の新たな発展の基礎をつくるため、会員の皆さまのご意見を頂戴しながら、国ともコミュニケーションを深め、各経済団体・自治体、そして関西広域連合と、より連携を密にして、関西の活性化、関西の発信に努めてまいります。

本年も倍旧のご支援をお願い申し上げます。

4. 会長所感

国土交通省成長戦略会議最終報告に対するコメント

10. 5. 17

国土交通分野で明確な成長戦略が打ち出されたことを歓迎する。その着実な実施により、関西全体に良い効果が生じることを期待する。

航空分野については、関西国際空港が首都圏空港と並ぶ国際拠点空港と位置づけられたことは画期的である。関西の総意として、今後も関空を盛り立てていきたい。

以 上

鳩山総理辞意表明に関するコメント

10. 6. 2

政権発足から1年足らずでの辞意表明は残念。有権者の期待を担って誕生した鳩山総理の退陣が、国民の政治への信頼を益々揺るがせることを危惧している。

民主党には一刻も早く新たな総理を選び、国内外からの信頼回復に努めるとともに、結束して山積する政策課題の解決に全力で取り組んでもらいたい。

経済界としては、新成長戦略の策定とすみやかな実行に加え、地球温暖化対策への国民的議論を深めることを強く求めたい。そのために、当会は新総理に協力を惜しまないし、これまで同様、積極的な意見も述べていきたい。

以 上

菅首相就任に関するコメント

10. 6. 4

菅首相が、強いリーダーシップを発揮し、内外の重要政策課題に果敢に取り組んでいたことを期待する。

この機会にこれまでの政権運営を検証、見直しし、国民の将来不安払しょく政治への信頼回復に全力で取り組んでほしい。その際、政策決定プロセスの透明化や地域、国民の意見を聞く姿勢が重要である。

政策面では、持続的な経済成長と財政再建

の両立を目指し、新成長戦略の策定とすみやかな実行に加え、地球温暖化対策への国民的議論を深めることを強く求めたい。

当会としては今後も新内閣に協力し、引き続き積極的に意見を述べていきたい。

以 上

菅内閣発足に関するコメント

10. 6. 8

菅総理の政権運営への意欲が表れた新内閣の今後の取り組みに期待したい。

新内閣には、持続的な経済成長と財政再建の両立に向けて、新成長戦略の策定をはじめとする内外の重要政策課題に果敢に取り組んでいただきたい。

当会としては今後も新内閣に協力し、引き続き積極的に意見を述べていきたい。

以 上

新成長戦略発表に関するコメント

10. 6. 18

日本の将来を見据え、「強い経済」を実現するための「新成長戦略」が策定されたことを歓迎する。特に、当会が強く主張してきた法人実効税率の引き下げ、官民挙げたインフラの海外展開の促進、大都市の再生等が盛り込まれたことは、高く評価する。

政府におかれては、地域の声、国民の声に真摯に耳を傾けつつ、本戦略を遅滞なく着実に実行してほしい。

以 上

「財政運営戦略」閣議決定に関するコメント

10. 6. 22

先の新成長戦略と合わせ、成長の実現と歳入歳出改革の両輪による財政健全化への道筋が描かれたことを評価する。

政府および与野党には、法人実効税率引き下げと消費税率引き上げを含む税制抜本改革を早期に実現するとともに、「強い社会保障」の制度設計を早急に進めるよう望む。

以 上

地域主権戦略大綱に関するコメント

10. 6.22

現政権の主要政策の一つである地域主権の推進について第一歩が示された。今後進められる国と地方の協議の場で、より具体的な実現への道筋や方策が示されることを期待したい。

関西では、将来の道州制へのステップとなる関西広域連合の今年中の設立を目指しており、今後とも政府の協力を得ながら進めていきたい。

以 上

参議院議員選挙の結果に関するコメント

10. 7.11

今回の選挙結果は、昨年の政権交代以降の政府与党の政権運営に対する国民の批判の表れであると思う。

一方、国内外の課題は山積しており、とりわけ税制や社会保障制度の見直しなど与野党の真剣な話し合いが必要なことも多く、今回の結果が政治的混乱を生むことは避けるべきである。

今後、与野党間で十分な協議を行い、持続的な経済成長と財政再建の両立に向け、「新成長戦略」をはじめとする諸施策が速やかに実行されることを期待したい。

以 上

阪神港の国際コンテナ戦略港湾指定に関するコメント

10. 8. 6

阪神港が、日本の2大ハブ港湾の一つとして認識され、国際コンテナ戦略港湾に指定されたことを、心から歓迎したい。

阪神港が、西日本のゲートポートとして機能を拡大し、東アジア主要港湾と肩を並べる国際ハブ港湾となれば、関西の産業・経済の活性化と国際競争力の向上に大きく寄与する。当会としても引き続き国際物流戦略チームを中心に、阪神港の取り組みを盛り立てていきたい。国におかれては、阪神港の計画に

記された規制緩和や減免措置等各種施策に対して、更に強力な支援をお願いしたい。

以 上

追加金融緩和・経済対策基本方針に関するコメント

10. 8.30

急激な円高の進行や景気の下振れ懸念に対し、政府・日銀が協力して阻止する姿勢を明確に示したことを歓迎する。今後も政府・日銀の機動的な対応を望む。

エコポイント制度延長など当面の対策を速やかに実施するとともに、法人税率引き下げや国内投資促進策など、中期的な成長に向けて新成長戦略を可能な限り前倒しで実現していくよう望む。

以 上

民主党代表選挙の結果に関するコメント

10. 9.14

民主党代表に引き続き菅氏が選出されたことは、これまで総理として取り組んでこられた政策の実行への期待を反映したものと受け止めている。

菅総理にはまず、強いリーダーシップのもと、早々に党内一致団結した体制を構築し、国民の政治不信と将来への不安を払拭していただきたい。その上で、足元の経済対策だけでなく、中期的な視点から「新成長戦略」の実現や財政再建など、山積する国内外の課題解決に向けてスピード感をもって取り組まれることを期待する。

我々も政策実現のために協力し、積極的に意見を申し上げていきたい。

以 上

政府・日銀の円売り介入に関するコメント

10. 9.15

今回政府・日銀が円売り介入を実施したことを歓迎する。

国際市場に向けて、行き過ぎた円高には断

固とした措置を取るというクリアな発信になったと思う。

引き続き為替相場の動向を注視しながら、毅然とした対応を取られることを期待している。

以 上

菅改造内閣発足に関するコメント 10. 9. 17

本日発足した菅改造内閣は、主要閣僚を含めて新たな人材を登用し、適材適所の清新な布陣になった。党役員人事と併せて政権運営に向けての総理の確固たる決意が表れたものであり、大いに期待している。

国内外ともに諸課題が山積する中、足下の経済対策だけでなく、新成長戦略の実現と財政再建に向けてスピード感を持って取り組んでいただきたい。また関西では関西広域連合の設立を控えており、菅内閣には地方分権のさらなる推進を期待したい。

当会としては今後も菅内閣に協力し、引き続き積極的に意見を述べていきたい。

以 上

日本銀行の追加金融緩和策決定に関するコメント 10. 10. 5

本日、日銀が発表した追加金融緩和策は、事実上のゼロ金利政策導入と、デフレ脱却までの継続を明確にした上で、国債等買い入れのための資産買入基金創設も盛り込み、思い切ったものとなった。デフレ克服に向けた日銀の強い意志の表れであり、評価する。

政府におかれては、この効果を最大限に生かすため、景気対策の実現と補正予算の成立に早急に取り組んでいただきたい。

以 上

関西広域連合の設立規約案の各府県議会可決に関するコメント 10. 10. 27

関経連が長年取り組んできた関西広域連合の設立が現実のものとなり、大変喜ばしい。

2府5県の知事・議会をはじめとする、関係者のご努力に心より敬意を表する。

関西広域連合が、関西から国の形を変える第一歩となることを期待しており、地方分権改革の突破口として大きく成長するように、経済界としても引き続き最大限協力していきたい。

以 上

環太平洋経済連携協定(T P P)協議開始の閣議決定に関するコメント 10. 11. 9

本日、政府が閣議決定において、環太平洋経済連携協定(T P P)への参加について協議開始を表明されたことを歓迎する。この上は早期にT P Pに積極的に参加し、わが国の成長にとって不可欠なパートナーであるアジア太平洋地域全体の自由貿易圏実現に取り組むべきである。

世界中で二国間あるいは、広域の自由貿易協定の締結が相次ぐ中、わが国の産業界は国際競争上の不利益は拡大する方向である。ついでには、E P A、F T Aの交渉を、主要な貿易・投資相手国を中心にできるところから同時並行的に進めていただきたい。

以 上

関西広域連合の設立に関するコメント

10. 12. 1

関西広域連合の設立は、わが国の地方分権改革における歴史的な一歩であり、大変喜ばしい。

広域行政のメリットを住民が実感する具体的成果を早くあげることを期待する。また、今回参加を見合わせた自治体の参加、国からの権限・財源の移譲が進み、さらに大きく成長することを望む。

以 上

2022年F I F Aワールドカップ開催地発表結果に関するコメント

10.12. 2

国をあげて招致活動に取り組んできただけに、とても残念に思う。大阪駅北地区開発でのエコサッカースタジアム構想については、これまでワールドカップ開催を前提に進めてきたので、今後、国の招致動向も踏まえ、大阪市をはじめ関係者と協議することになるだろう。

個人的には、一サッカーファンとしてエコサッカースタジアム構想を応援したい。

以 上

C O P 16(国連気候変動枠組み条約第16回締約国会議)の結果に関するコメント

10.12.13

1. 今回のC O P 16では、一部の国しか義務を負わない「京都議定書の延長」案に対して、政府は毅然とした態度でこれを受け入れず、延長反対を貫徹されたことは評価したい。

2. 今後の国際交渉では、引き続き、政府が掲げた「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」、「公平かつ実効性のある国際枠組みの構築」が「前提」であるとの基本原則を貫徹し、これまで以上に断固たる交渉を進めていただきたい。

3. あわせて、わが国の中期目標について、政府は、改めて専門家による国際的公平性や実現可能性の検証を行い、国民的議論と合意形成を図っていただきたい。

以 上

国土交通省交通政策審議会中央新幹線小委員会中間とりまとめに関するコメント

10.12.15

この度、国土交通省の交通政策審議会中央新幹線小委員会の中間とりまとめにおいて、リニア中央新幹線の大阪までの早期開業のための検討が付帯意見として盛り込まれたことは、大変喜ばしい。

国土の基幹軸は、東京―大阪だと思っている。2027年に一気に大阪まで開業させるぐらいの覚悟で取り組んでいただきたい。

以 上

2011年度税制改正大綱に関するコメント

10.12.16

今回の税制改正大綱で、法人実効税率の5%引き下げが盛り込まれたことを高く評価したい。国際水準並みの税率に向けた第一歩であり、経済の成長エンジンである企業の国際競争力強化のため、一層の企業負担軽減をお願いしたい。

政府には、成長力強化と財政健全化に向けて、国際水準に向けた今後の法人実効税率引き下げの中期的なロードマップを示すとともに、消費税率見直しを含む税制抜本改革に速やかに着手するよう望む。

以 上

2011年度政府予算案に関するコメント

10.12.24

厳しい財政事情の中での予算案作成の労を多としたい。

わが国の景気が踊り場に入中、切れ目ない予算執行と成長戦略の実施のため、政府・与党には予算の早期成立に全力をあげてほしい。

その上で、先行き財政の持続可能性に問題が生じないように、「平成23年度予算編成の基本方針」にも示された通り、中長期的な成長と財政健全化に向けた社会保障と税の抜本改革に速やかに着手するよう望む。

以 上

菅第2次改造内閣発足に関するコメント

11. 1.14

今回の改造は、経済関係閣僚に経済通を配し、税財政・社会保障の抜本改革、T P P(環太平洋パートナーシップ協定)への参加な

どの改革実現に向けた菅総理の決意を示したものであり、大いに期待している。

内外ともに重要課題が山積する中、菅総理のリーダーシップの下で与党が一つにまとまり、野党と徹底的に議論を尽くし、予算の成立や新成長戦略をはじめとする改革の実現に取り組んでほしい。

以 上

「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案」の閣議決定に関するコメント 11. 3. 11

今回の閣議決定は、関西国際空港の財務構造の改善と首都圏空港に並ぶ機能強化を、国の責務において進めていく決意を固められたものとして、大いに歓迎する。早期に法案が成立することを期待している。

今後、両空港の経営統合や法定協議会の設置、コンセッションの具体化に向け、成立後に検討すべき課題は多いが、引き続き、既存株主を含め、地元関係者との対話を重視する姿勢を貫いていただきたい。

以 上

東北地方太平洋沖地震に関する下妻会長メッセージ 11. 3. 16

このたびの「東北地方太平洋沖地震」で犠牲になられた方々に、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様に対して、心からお見舞い申し上げます。

今回の未曾有の大災害は、直接被災された地域の方々だけの問題ではなく、日本全土としてこれを支えなければなりません。共に助け合い、乗り越えていくことを、大きな国民運動として取り組んでいかなければならないと強く思っております。

我々関西が一丸となって、できる限りのことを、全力をあげて支援してまいります。

以 上

円の急騰に関するコメント 11. 3. 17

実体経済とかけ離れた円相場の動きに憂慮している。大震災からの復興を目指す日本経済にとり、円相場の安定は極めて重要である。行き過ぎた動きに対しては、政府・日銀は各国通貨当局とも連携・協調し、断固たる措置を含め、必要な対応を的確に行っていたきたい。

以 上

東北地方太平洋沖地震に関する下妻会長メッセージ 11. 3. 22

東北地方太平洋沖地震発生から10日が過ぎました。被災地では、なお多くの行方不明者がおられ、救援物資が十分に行き渡っていない地域も多くあります。被災された皆様に対して改めて心からお見舞い申し上げますとともに、引き続き関西としてできる支援を全力で行ってまいります。

日々伝えられる東北関東地域の被害は甚大です。今回直接被災された地域のみならず、東日本全域で今後長期にわたって経済活動に支障が生じる可能性があります。また、その影響は日本にとどまらず、アジア諸国はじめ各国にも広がりかねません。このようなわが国の危機に直面している時だからこそ、私たち関西が日本を支えるとの気概を持って積極果敢に行動していくことが必要です。

会員の皆様には、この危機を克服すべく、過度に萎縮することなく、これまで以上に経済活動に力を入れ、東日本を支援し、日本を支えていくよう心からお願いいたします。

以 上

5. 経済資料

(1) ライブ・エンターテインメントを活用した外国人旅行者の誘致策の提案

(2) 関経連欧州経済調査団報告書

本報告書は、国際委員会が7月4日から11日まで、欧州(フランス、ベルギー、スウェーデン)に派遣した「関経連欧州経済調査団」(団長：松下関経連副会長・国際委員長、参加人員合計18名)における政府機関、欧州連合関連機関、現地日系機関等との懇談、および環境・省エネ関連施設の視察等の内容を取りまとめ、9月に公表したものである。

(3) 関経連上海万博応援団 上海訪問・万博視察報告書

本報告書は、当会が7月27日～30日まで、中国・上海市に派遣した「関経連上海万博応援団」(団長：村山関経連広域基盤整備委員会物流担当委員長、参加人員合計38名)における上海万博視察や現地経済団体、現地日系機関等との懇談の内容を取りまとめ、9月に公表したものである。

(4) 「関西版ポート・オーソリティ研究会 報告書(タイトル未定)」